

第379回高知県議会（6月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
6 月 25 日	木	本会議	開会 新任委員長並びに職員の紹介 会期の決定（16日間） 議案の上程12件（予算1、条例6、その他3、報告2） 提出者の説明 濱田知事
26 日	金	休 会	議案精査
27 日	土	休 会	
28 日	日	休 会	
29 日	月	休 会	議案精査
30 日	火	本会議	質疑並びに一般質問 上治議員 中根議員
7 月 1 日	水	本会議	質疑並びに一般質問 岡田(竜)議員 西森(美)議員
2 日	木	本会議	質疑並びに一般質問 浜口議員 久保議員 上田議員
3 日	金	本会議	質疑並びに一般質問 三石議員 委員会付託
4 日	土	休 会	
5 日	日	休 会	
6 日	月	休 会	委員会審査
7 日	火	休 会	
8 日	水	休 会	委員会審査
9 日	木	休 会	
			委員長報告 修正動議（議発第2号） 提出者の説明 細木議員 討論 桑鶴議員 採決 議案の追加上程（第11号） 提出者の説明

10日	金	本会議	濱田知事 採決 人口減少対策調査特別委員長報告 議員定数問題等調査特別委員会報告の件 委員長報告 討論 土森議員 坂本議員 採決 議案の上程（議発第1号） 採決 議案の上程（議発第4－第7号） 採決 議案の上程（議発第8号） 討論 西森(雅)議員 採決 議案の上程（議発第9号） 討論 岡田(芳)議員 採決 議案の上程（議発第10号） 討論 岡本議員 採決 議案の上程（議発第11号） 討論 はた議員 採決 議案の上程（議発第12号） 提出者の説明 岡田(竜)議員 討論 下村議員 採決
-----	---	-----	--

			高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙 継続審査の件 閉会
--	--	--	---------------------------------------

第379回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（6月25日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	4
新任委員長並びに職員の紹介	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程、提出者の説明	6
濱田知事	6

第2日（6月30日）

出席議員	19
欠席議員	19
説明のため出席した者	19
事務局職員出席者	20
議事日程	20
諸般の報告	20
質疑並びに一般質問	
上治議員	21
1 政治姿勢（スペースポート実現への意気込み、大河ドラマジョン万を生かした観光博覧会開催への決意、四国遍路の世界文化遺産登録、中東情勢に伴う資材不足や価格高騰への対応、スライド条項適用の徹底）について	21
2 人口減少対策（所得向上総合補助金の申請状況、今後の財政見通し、継続実施の考え、こうち男性育休推進企業奨励金の申請状況と申請増加に向けた取組）について	23

3 農業振興（経営耕地の状況と対策、農業技術センターでの研究の視点、研究成果と取組状況、食品加工業者の誘致状況）について……………	24
4 林業振興（木材加工業者の所得向上に向けた伴走支援、製材工場の経営状況、製材業の今後の在り方を踏まえた政策展開、ぶらっとホームMokuの活用）について……………	25
5 水産業振興（養殖業における企業の取組、川での環境学習、やな漁による体験学習の実施、カワウによるアユ被害への対応策）について……………	26
6 自転車の交通反則通告制度（取締り状況と安全利用に向けた取組、交通安全教育、安全確保）について……………	27
7 部活動の移動手段（公立中学校が合同で部活動を行う際の実態、県立高校の実態、国への提言）について……………	28
濱田知事……………	28
横地土木部長……………	32
濱田産業振興推進部長……………	32
永渕総務部長……………	33
濱田人口減少・中山間担当理事……………	33
橋本農業振興部長……………	34
大原商工労働部長……………	35
坂田林業振興・環境部長……………	35
山下水産振興部長……………	37
今城教育長……………	38
岩田警察本部長……………	39
上治議員……………	40
中根議員……………	41
1 政治姿勢（中東情勢の影響に対する支援、脱炭素の取組、超低空飛行訓練に関する米軍への働きかけ、監視カメラの設置、高知龍馬空港の過去の経緯と特定利用空港指定による軍事利用の可能性、申入れに対する国の対応、消防広域化の政策提言、市町村に与える影響）について……………	41
2 県民体育館再整備（工期に関する知事の発言、具体的指示内容、未公開の年間利用シミュレーション、希望的観測による経済効果、武道場の運用方法と利用料金、プロスポーツと競技大会等の同日開催、駐車場をめぐるトラブルの想定、見本市開催減による産業振興への影響、既存施設の長寿命化改修費、津波浸水への認識、地下駐車場の見直し、今後のリスクと県民への説明機会）について……………	45
3 部活動の移動の安全（文部科学省通知の受け止め、県立学校に対する調査結果、私立学校に対する調査、同一ルールの適用、教育予算、ルールの徹底）について……………	48

4 生活保護費の追加給付（受給中の対象世帯数と県所管の世帯数・給付時期の見通し、現在受給していない対象世帯数と県所管の世帯数・給付時期の見通し、給付事務における困難、知らせが届きにくい人への対応、国への措置要望）について……………	49
5 不登校の介護休業制度利用（第三者の申立書による証明、教員やスクールカウンセラー等の所見による運用）について……………	50
濱田知事……………	51
小西観光振興スポーツ部長……………	58
大原商工労働部長……………	59
今城教育長……………	60
依光文化生活部長……………	61
近藤子ども・福祉政策部長……………	61
永渕総務部長……………	62
中根議員……………	63
濱田知事……………	63
永渕総務部長……………	63

第3日（7月1日）

出席議員……………	65
欠席議員……………	65
説明のため出席した者……………	65
事務局職員出席者……………	66
議事日程……………	66
諸般の報告……………	66
質疑並びに一般質問	
岡田（竜）議員……………	67
1 政治姿勢（県政運営に力添えをいただいているという表現の趣旨、二元代表制における政治資金パーティー出席の影響、参与が開催する場合、議会との緊張関係の維持に関する自己評価と覚悟、教育行政への政治不介入の決意、政治的中立性を確保した主権者教育）について……………	67
2 新県民体育館整備等基本計画（津波浸水想定区域を予定地とすることへの所見、第三者委員会による安全性再評価の必要性、地下駐車場における浸水対策、水没車両の賠償責任の所在、法定図書以外の説明資料、解体工事の着手、実施設計の予算計上を行うプロセス、令和14年度以降の完成となることの問題の有無と理由、設計段階で事前試掘調査を組み込む必要性、総事業費の上	

限設定、損害賠償することなく契約解除または一部凍結すること、棧橋通歩道橋における事故リスクへの認識、交通上の危険性の認識、インクルーシブスポーツの今後の取組とインクルーシブプール) について……………	68
3 建築・建設事業者への中東情勢の影響（経営継続に向けた融資制度と今後の取組）について……………	71
4 観光振興（竜串エリアの磨き上げ、足摺海底館の保存・活用、改修に関する考え）について……………	72
5 中山間地域における民泊事業（客室ストックの見通し、産業振興計画への位置づけ）について……………	72
6 土佐和紙の振興（土佐コウゾの確保）について……………	73
7 バンブープラス（サプライチェーン構築に対する評価）について……………	73
8 竹材の集材（安定供給体制の構築）について……………	74
9 小規模林業の推進（作業道の開設支援）について……………	74
濱田知事……………	75
今城教育長……………	83
岩田警察本部長……………	83
小西観光振興スポーツ部長……………	84
大原商工労働部長……………	85
坂田林業振興・環境部長……………	85
岡田(竜)議員……………	86
濱田知事……………	89
今城教育長……………	90
岡田(竜)議員……………	90
濱田知事……………	90
西森(美)議員……………	91
1 政治姿勢（物価高騰などへの支援策、休眠預金等活用制度の活用、職員の不適切事案に対する認識、調査から公表に至る一連の手続）について……………	91
2 観光振興と地域経済の活性化（ソラミアンを含む五台山公園整備のコンセプト、高知市中央卸売市場との連携、五台山エリアの観光振興、客船ターミナルの物販ブース拡充、関係者との意見交換、外国クルーズ船による消費拡大）について……………	93
3 浄化槽の適正な管理（浄化槽法における記録票の作成・保管、指定検査機関に対する処分や指定取消しの基準明確化、評議員への外部有識者導入、新たな指定検査機関の設立）について……………	95
4 浸水対策（紅水川の河床掘削、石神橋からの溢水対策、流域治水の今後の対策）について……………	96
5 被災者支援システム（住民基本台帳と連動した被災者台帳の作成、災害時の	

ネットワーク寸断への対応、広域避難者の避難先把握のために活用するシステム、コストの評価基準) について……………	97
6 脳脊髄液減少症対策（子供の検査・治療体制、登校できない期間における学習機会の充実）について……………	97
7 社会教育の充実（教育長の認識、社会教育主事の現状と育成）について……………	98
濱田知事……………	98
永渕総務部長……………	101
横地土木部長……………	102
小西観光振興スポーツ部長……………	105
江渕危機管理部長……………	105
藤野健康政策部長……………	106
今城教育長……………	107
西森(美)議員……………	108
濱田知事……………	109
横地土木部長……………	109
西森(美)議員……………	110

第4日（7月2日）

出席議員……………	113
欠席議員……………	113
説明のため出席した者……………	113
事務局職員出席者……………	114
議事日程……………	114
質疑並びに一般質問	
浜口議員……………	114
1 地域未来戦略（県経済の活性化、1次産業における計画、フードテック分野における環境整備や関連企業の誘致）について……………	115
2 高知空港国際線ターミナルビル供用開始による海外戦略（台湾定期便の就航に向けた進捗状況、台湾オフィスの機能充実、韓国路線就航のメリット）について……………	117
3 高等学校等教育改革促進基金（関係機関との連携、拠点校の取組の普及）について……………	117
4 県立高等学校振興再編計画（アクションプランの実施状況と今後の取組、産業系専門高校における取組と今後の予定、生徒の居住施設の管理運営に対するバックアップ）について……………	118

5 公立大学法人と教育委員会の連携強化について……………	119
6 私立大学への支援（連携強化の必要性）について……………	120
7 県庁舎の建て替え（一体的な整備の必要性）について……………	120
濱田知事……………	121
橋本農業振興部長……………	123
坂田林業振興・環境部長……………	124
山下水産振興部長……………	124
濱田産業振興推進部長……………	124
小西観光振興スポーツ部長……………	126
今城教育長……………	126
依光文化生活的部長……………	128
永渕総務部長……………	128
浜口議員……………	128
今城教育長……………	129
浜口議員……………	129
久保議員……………	130
1 再生可能エネルギー（取組と課題、経済戦略としての視点、F I P制度への移行、自家消費型再生エネと蓄電池の導入促進、地消地産の実現、成長産業とするための人材戦略、再エネ活用を前提にした産業振興の取組）について……………	130
2 四国新幹線の実現（整備計画路線への格上げの見通し、幹線鉄道の高速度の手法、財源確保、ケーススタディーの結果を踏まえフル規格の新幹線へつなげること、国への必要性や優位性の訴え、決意）について……………	132
3 夜の観光（五台山でのモニターツアーの評価、課題の分析、今後の商品改良や磨き上げ、食の位置づけ、取組の後押し、クルーズ船の寄港時間延長への取組、効果的な情報提供）について……………	133
4 バリアフリー観光の推進（相談内容や課題、心のバリアフリーの認定状況、位置づけ、取組の強化、モデルパッケージツアーの造成と販売、観光振興の柱への位置づけ）について……………	135
5 A I カメラ（商店街デジタル化支援事業の取組と効果、商店街全体への波及、デジタル技術を生かした活性化、分析結果を活用したクルーズ船利用客の消費拡大に向けた連携）について……………	136
濱田知事……………	137
坂田林業振興・環境部長……………	144
小西観光振興スポーツ部長……………	145
横地土木部長……………	147
大原商工労働部長……………	148
久保議員……………	149

上田議員	151
1 観光振興（大河ドラマジョン万を生かした県内各地への誘客、市町村への支援方針、通訳ガイドの育成、クルーズ客の観光ルート拡大）について	151
2 フードテック産業クラスター（プロイラー産業を核としたクラスター形成の可能性、大月町でのスマート畜産の横展開）について	152
3 食品ロス削減（食べ残し持ち帰り促進ガイドライン及びmottECOの取組の受け止め、外食時の取組）について	153
4 建設関連委託業務の入札制度（入札参加者の区分の考え方、現在の評価）について	154
5 教育政策（高校入学後の学力格差、学習支援や高校教育の質の維持と教員の負担軽減、生徒支援の在り方、不登校児童生徒の出席扱い等に関する制度の周知や指導、ICTを活用した学習活動により出席扱いとした事例、ICT活用の推進、県立高校再編における地域維持の観点、小規模校を拠点とした地域活性化、部活動の魅力化、情報セキュリティ対策、小規模な市町村教育委員会への支援）について	155
6 不当な客引き行為（対策、高知市の条例検討における連携、風俗案内所の届出制度の必要性）について	158
濱田知事	159
小西観光振興スポーツ部長	160
橋本農業振興部長	161
依光文化生活部長	162
横地土木部長	163
今城教育長	163
岩田警察本部長	166
上田議員	167

第5日（7月3日）

出席議員	169
欠席議員	169
説明のため出席した者	169
事務局職員出席者	170
議事日程	170
質疑並びに一般質問	
三石議員	170
1 政治姿勢（政治家としての合意形成の哲学）について	170

2	カスタマーハラスメント対策（県職員に対する被害実態と方針策定の経緯、周知徹底の具体策、学校版対応指針の内容とスケジュール）について……………	171
3	昭和100年事業（進捗状況と施策の在り方）について……………	172
4	こども食堂の意義（親の第一義的責任自覚のための啓発、出口戦略）について……………	172
5	幼児教育（人生に与える影響と教育的意義、親育ちの取組）について……………	173
6	交通マナー（信号機のない横断歩道での車の一時停止率改善の要因と今後の展開）について……………	173
7	高知市の学力向上対策（派遣指導主事による成果や課題と本年度の支援、教員の人事交流の現状）について……………	174
8	学習指導要領の改訂（柔軟な教育課程編成の浸透）について……………	174
9	高校教育改革（こうちフロンティア募集の総括と入試改革の検討状況、実行計画の策定、若者の育成への商工労働部の関わり、オール高知の推進体制の構築）について……………	174
10	国旗・国歌（国際社会における重みと尊重する重要性、令和5年度卒業式から令和8年度入学式での国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況、市町村立学校での常時掲揚の状況と市町村教育委員会の考え方及び今後の働きかけ、令和7年度における各私立学校への補助金額、私立学校における令和6年度卒業式から令和8年度入学式での国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況、土佐中・高等学校への働きかけと応答、学習指導要領が守られていない現状の受け止めと是正に向けた姿勢と覚悟）について……………	176
	濱田知事……………	177
	西森副知事……………	180
	今城教育長……………	181
	小笠原総合企画部長……………	184
	近藤子ども・福祉政策部長……………	185
	岩田警察本部長……………	186
	大原商工労働部長……………	186
	依光文化生活部長……………	187
	三石議員……………	189
	依光文化生活部長……………	189
	三石議員……………	190
	議案の付託……………	190

出席議員	191
欠席議員	191
説明のため出席した者	191
事務局職員出席者	192
議事日程	192
諸般の報告	193
委員長報告	
久保危機管理文化厚生委員長	193
横山商工農林水産委員長	196
加藤産業振興土木委員長	198
金岡総務委員長	201
修正動議、提出者の説明（議発第2号）	204
細木議員	204
討論	205
桑鶴議員	205
採決	207
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第11号）	207
濱田知事	208
人口減少対策調査特別委員長報告	
上治人口減少対策調査特別委員長	208
議員定数問題等調査特別委員会報告の件、委員長報告、討論、採決	211
弘田議員定数問題等調査特別委員長	212
土森議員	213
坂本議員	216
議員派遣に関する件、採決（議発第1号）	218
議案の上程、採決（議発第4号—議発第7号 意見書議案）	218
議案の上程、討論、採決（議発第8号 意見書議案）	219
西森(雅)議員	219
議案の上程、討論、採決（議発第9号 意見書議案）	221
岡田(芳)議員	222
議案の上程、討論、採決（議発第10号 意見書議案）	223
岡本議員	224
議案の上程、討論、採決（議発第11号 意見書議案）	225
はた議員	225
議案の上程、提出者の説明、討論、採決（議発第12号 決議議案）	227
岡田(竜)議員	227
下村議員	229

高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙	231
継続審査の件	231
閉会の挨拶	
明神議長	232
濱田知事	232

巻末掲載文書

委員会報告書	235
意見書に関する結果について	240
議案の提出について	242
人事委員会回答書	243
議案付託表	244
修正動議の提出について	
議発第2号 第1号令和8年度高知県一般会計補正予算に対する修正案	248
議案の追加提出について	251
議案の提出について	
議発第1号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案	252
意見書議案の提出について	
議発第4号 軽油引取税の課税免除特例措置の堅持を求める意見書議案	254
議発第5号 ドナーミルクの利用拡大を求める意見書議案	257
議発第6号 住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書議案	259
議発第7号 中東情勢を踏まえた地域産業及び国民生活への緊急措置を求める意見書 議案	261
議発第8号 核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書 議案	264
議発第9号 衆議院議員定数の維持を求める意見書議案	267
議発第10号 全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見 書議案	269
議発第11号 奨学金返済負担の軽減及び金利上昇への支援強化を求める意見書議案	272
決議議案の提出について	
議発第12号 令和8年度一般会計補正予算 新高知県民体育館整備事業に関する附帯 決議議案	275
継続審査調査の申出書	278
委員会審査結果一覧表	280
議決一覧表	281

人口減少対策調査特別委員会報告書

議員定数問題等調査特別委員会報告書

招 集 告 示

高知県告示第400号

高知県議会定例会を、令和8年6月25日に高知県議会議事堂に
招集する。

令和8年6月18日

高知県知事 濱田 省司

議 員 席 次

1 番	浜 口 卓 也 君	2 番	竹 内 健 造 君
3 番	戸 田 宗 崇 君	4 番	上 治 堂 司 君
5 番	桑 鶴 太 朗 君	6 番	土 森 正 一 君
7 番	榎 尾 絢 子 君	8 番	久 保 博 道 君
9 番	上 田 貢太郎 君	10 番	今 城 誠 司 君
11 番	金 岡 佳 時 君	12 番	下 村 勝 幸 君
13 番	田 中 徹 君	14 番	土 居 央 君
15 番	横 山 文 人 君	16 番	西 内 隆 純 君
17 番	加 藤 漠 君	18 番	弘 田 兼 一 君
19 番	明 神 健 夫 君	20 番	三 石 文 隆 君
21 番	畠 中 拓 馬 君	22 番	依 光 美代子 君
23 番	欠 番	24 番	西 森 美 和 君
25 番	寺 内 憲 資 君	26 番	西 森 雅 和 君
27 番	樋 口 秀 洋 君	28 番	水 野 雪 絵 君
29 番	岡 崎 哲 也 君	30 番	岡 田 竜 平 君
31 番	坂 本 茂 雄 君	32 番	は た 愛 君
33 番	細 木 良 君	34 番	岡 田 芳 秀 君
35 番	岡 本 和 也 君	36 番	中 根 佐 知 君
37 番	塚 地 佐 智 君		

第379回高知県議会定例会会議録

令和8年6月25日（木曜日） 開議第1日

出席議員

1番 浜口卓也君
 2番 竹内健造君
 3番 戸田宗崇君
 4番 上治堂司君
 5番 桑鶴太朗君
 6番 土森正一君
 7番 榎尾絢子君
 8番 久保博道君
 9番 上田貢太郎君
 10番 今城誠司君
 11番 金岡佳時君
 12番 下村勝幸君
 13番 田中徹君
 14番 土居央君
 15番 横山文人君
 16番 西内隆純君
 17番 加藤漠君
 18番 弘田兼一君
 19番 明神健夫君
 20番 三石文隆君
 21番 畠中拓馬君
 22番 依光美代子君
 24番 西森美和君
 25番 寺内憲資君
 26番 西森雅和君
 27番 樋口秀洋君
 28番 水野雪絵君
 29番 岡崎哲也君
 30番 岡田竜平君
 31番 坂本茂雄君
 32番 はた愛君
 33番 細木良君
 34番 岡田芳秀君

35番 岡本和也君

36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 西森裕哉君
 総合企画部長 小笠原直樹君
 理事（人口減少・中山間担当） 濱田憲司君
 総務部長 永渕智大君
 危機管理部長 江渕誠君
 健康政策部長 藤野晋太郎君
 子ども・福祉政策部長 近藤由佳君
 文化生活部長 依光香代子君
 産業振興推進部長 濱田美和子君
 商工労働部長 大原英樹君
 観光振興スポーツ部長 小西繁雄君
 農業振興部長 橋本卓夫君
 林業振興・環境部長 坂田省吾君
 水産振興部長 山下修君
 土木部長 横地和彦君
 会計管理者 池上隆章君
 公営企業局長 中嶋真琴君
 教育長 今城純子君
 人事委員長 門田純一君
 人事委員会会長 澤田昌宏君
 公安委員長 松尾晋次君

警察本部長 岩田 康弘 君
代表監査委員 和田 廣男 君
監査委員 梅 森 実 君
事務局 長

事務局職員出席者

事務局 長 猪野 貴之 君
事務局 次長 大崎 和幸 君
議事課 長 飯田 志保 君
政策調査課長 溝渕 松男 君
議事課長補佐 谷内 恵美 君
主 幹 大川 美千子 君
主 幹 元吉 博子 君

議事日程（第1号）

令和8年6月25日午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期決定の件

第3

第1号 令和8年度高知県一般会計補正予算

第2号 職員の給与に関する条例等の一部を
改正する条例議案

第3号 公益的法人等への職員の派遣等に関
する条例の一部を改正する条例議案

第4号 高知県税条例の一部を改正する条例
議案

第5号 高知県地方活力向上地域における県
税の特例措置に関する条例の一部を
改正する条例議案

第6号 高知県指定障害児通所支援事業者等
が行う障害児通所支援の事業等の人
員、設備及び運営に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例議
案

第7号 高知県認定こども園条例等の一部を
改正する条例議案

第8号 高知空港国際線ターミナルビルの指
定管理者の指定に関する議案

第9号 県有財産（災害対応車両）の取得に
関する議案

第10号 国道494号（第二川ノ内組橋上部工）
防災・安全交付金工事請負契約の締
結に関する議案

報第1号 令和7年度高知県一般会計補正予算
の専決処分報告

報第2号 高知県税条例等の一部を改正する条
例の専決処分報告

午前10時開会 開議

○議長（明神健夫君） ただいまから令和8年6
月高知県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

去る3月24日、議員定数問題等調査特別委員
明神健夫から、特別委員を辞任したい旨の願い
出がありましたので、同日、委員会条例第11条
第1項ただし書によりこれを許可するとともに、
4月3日、後任の委員に、同条例第5条第1項
ただし書により三石文隆議員を指名いたしまし
たので御報告いたします。

次に、4月3日に組織された各委員会から、
総務委員長に金岡佳時議員、同副委員長に畠中
拓馬議員、危機管理文化厚生委員長に久保博道
議員、同副委員長に戸田宗崇議員、商工農林水
産委員長に横山文人議員、同副委員長に上治堂

司議員、産業振興土木委員長に加藤漠議員、同副委員長に竹内健造議員、議会運営委員長に上田貢太郎議員、同副委員長に坂本茂雄議員をそれぞれ互選した旨通知がありましたので御報告いたします。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく繰越明許費繰越計算書及び同令第150条第3項の規定に基づく事故繰越し繰越計算書並びに地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく予算繰越計算書の報告がありましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から高知県債権管理条例第15条の規定に基づく非強制徴収債権の放棄の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき令和7年度高知県教育委員会施策に関する点検・評価結果の報告書が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末235、240ページに掲載〕



新任委員長並びに職員の紹介

○議長（明神健夫君） この際、新たに就任された委員長並びに新たに任命された職員を御紹介いたします。

松尾公安委員長、和田代表監査委員、小笠原総合企画部長、濱田人口減少・中山間担当理事、永渕総務部長、藤野健康政策部長、近藤子ども・福祉政策部長、依光文化生活部長、大原商工労働部長、橋本農業振興部長、池上会計管理者、中嶋公営企業局長、澤田人事委員会事務局長、梅森監査委員事務局長。

（新任委員長並びに職員演壇前に整列）

○議長（明神健夫君） それでは、順次自己紹介願います。

○公安委員長（松尾晋次君） 公安委員長の松尾晋次でございます。よろしくお願いいたします。

○代表監査委員（和田廣男君） 代表監査委員の和田廣男でございます。よろしくお願いいたします。

○総合企画部長（小笠原直樹君） 総合企画部長の小笠原直樹でございます。よろしくお願いいたします。

○人口減少・中山間担当理事（濱田憲司君） 人口減少・中山間担当理事の濱田憲司でございます。よろしくお願いいたします。

○総務部長（永渕智大君） 総務部長の永渕智大でございます。よろしくお願いいたします。

○健康政策部長（藤野晋太郎君） 健康政策部長の藤野晋太郎でございます。よろしくお願いいたします。

○子ども・福祉政策部長（近藤由佳君） 子ども・福祉政策部長の近藤由佳でございます。よろしくお願いいたします。

○文化生活部長（依光香代子君） 文化生活部長

の依光香代子でございます。よろしくお願いいたします。

○商工労働部長（大原英樹君） 商工労働部長の大原英樹でございます。よろしくお願いいたします。

○農業振興部長（橋本卓夫君） 農業振興部長の橋本卓夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会計管理者（池上隆章君） 会計管理者の池上隆章でございます。よろしくお願いいたします。

○公営企業局長（中嶋真琴君） 公営企業局長の中嶋真琴でございます。よろしくお願いいたします。

○人事委員会事務局長（澤田昌宏君） 人事委員会事務局長の澤田昌宏でございます。よろしくお願いいたします。

○監査委員事務局長（梅森実君） 監査委員事務局長の梅森実でございます。どうぞよろしくお願いいたします。



会議録署名議員の指名

○議長（明神健夫君） これより日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3名にお願いいたします。

2番 竹内健造 議員

9番 上田貢太郎 議員

31番 坂本茂雄 議員



会期の決定

○議長（明神健夫君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本

日から7月10日までの16日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から7月10日までの16日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末242ページに掲載〕

日程第3、第1号「令和8年度高知県一般会計補正予算」から第10号「国道494号（第二川ノ内組橋上部工）防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案」まで並びに報第1号「令和7年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」及び報第2号「高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告」、以上12件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

濱田知事。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 本日、議員各位の御出席をいただき、令和8年6月県議会定例会が開かれますことに厚く御礼を申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ち、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員各位及び県民の皆さんの御理解と御協力をお願いしたいと考えます。

現下の県経済は、堅調な個人消費を背景に緩やかな持ち直しの動きが続いています。特に観光分野では、あんばんの放送終了や物価高による影響が懸念されましたが、さきのゴールデン

ウィークには多くの観光客が県内各地を訪れるなど、好調を維持しています。

加えて、4月には、本県出身のジョン万次郎を主人公とするNHK大河ドラマジョン万が令和10年に放送されることが発表されました。連続テレビ小説らんまんやあんぱんの熱が冷めやらぬ中、本県出身の偉人が立て続けに取り上げられることを大変うれしく思います。今後は、この追い風を最大限生かすため、ジョン万次郎のふるさと高知を前面に出したプロモーションや受入れ環境の整備を進めます。

一方で、本年2月末以降の中東情勢緊迫に伴う原油価格の高騰や資材不足の影響が、県内でも建設、輸送、医療などあらゆる分野に及んでいます。物資の安定供給や価格の安定化という責務を国がしっかりと果たす一方、県としては、県内事業者の実情を的確に把握し、情報を国に伝えるとともに、必要な対策を訴えていくことが求められます。

このため、まずは国に対して、資材価格の高騰や石油関連製品の供給の目詰まりによる影響を受けている厳しい実態を訴え、事業者に対する財政支援を含め、速やかに対策を講じるよう緊急提言を行ってきました。あわせて、県内事業者の緊急の資金需要にいち早く対応するため、本県独自の新たな融資制度を創設し、先月から運用を開始しました。

こうした中、今月5日、国においてエネルギー価格高騰対策のための補正予算が成立しました。県においても、国の補正予算に呼応して速やかに対策を講じるため、今議会に家庭用のLPガス代や特別高圧電力の電気代に対する支援など、緊急の物価高対策を講じるための予算案を提出しています。

また、本県を含む地方部においては公的需要が総生産に占める割合が高く、地域経済の円滑な運営を期するためには、官公需において適切

に価格転嫁を受け入れることが特に重要です。国においては、本年4月に官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プランを公表し、地方公共団体において取組を加速すべき措置を示すなど、適切な価格転嫁受入れの実現に力を注いでいます。

県では、これまで円滑な価格転嫁の実現に向けて、公共工事における物価スライド制度を適切に運用するほか、昨年には会計管理局に県発注業務全般に関する相談窓口を設置しました。

今後は、相談窓口のさらなる周知とともに、委託業務など公共工事以外の契約書における標準書式の見直しや、価格転嫁を着実に進めるための運用基準の整備に速やかに取り組めます。あわせて、市町村に対しても、先進事例の紹介や説明会の開催などにより円滑な価格転嫁の受入れを促します。

このほか、県政の最重要課題である人口減少問題については、最新の国勢調査の速報値などを見ても、本県は総人口の減少はもとより、若者の転出超過や出生数の減少も依然として続いています。こうした傾向に歯止めをかけるため、高付加価値型経済への転換を通じて、若者を中心とした県民の所得向上を実現するとともに、多様な人材が活躍できる環境の実現に向けた働き方改革の取組を一層強化します。

県政運営に当たっては、引き続き共感と前進を基本姿勢に、県民の皆さんとの対話の機会を積極的に設け、県政に対する共感をいただきながら、様々な課題の解決に取り組めます。

「濱田が参りました」では、私自身が直接様々な実践の現場を視察し、県民の皆さんと意見交換を行っています。昨日は、本年度第1弾として、ものづくり分野において独自の技術で国内トップシェアを誇る県内企業を訪問し、現場を拝見するとともに、働き方改革や女性活躍の取組などについて御意見を伺いました。こうした

訪問を通じて、県民の皆さん、特に若い方々の就職先として、魅力ある県内企業が多数存在することのPRにも一役買いたいと思います。

今後も、市町村や企業への訪問、県民の皆さんとの対話を通じてその声に真摯に耳を傾け、県政に反映してまいります。

次に、県政の最重要かつ喫緊の課題である人口減少対策について御説明申し上げます。

先月発表された令和7年国勢調査の速報値では、県内全ての市町村で5年前よりも人口が減少し、県全体の減少率は過去最大の7%に上りました。また、本年4月時点の総人口は、前年比で約1万人減少し、県の推計で64万人を割り込むという厳しい結果となっています。

高齢化率が全国2位の36.6%と、全国に先駆けて高齢化が進んでいる本県の年齢別の人口構成に鑑みると、いわゆる自然減を中心とした総人口の減少が当面続くことは避けられません。

そうした中であっても、一部には明るい兆しが見え始めています。例えば、昨年の出生数は過去最少の3,079人となりましたが、前年と比べた減少幅はここ数年よりも縮小しており、県都である高知市の出生数は4年ぶりに増加に転じました。また、県外への転出超過数は前年の3,169人から113人改善しました。

こうした明るい兆しをより確かなものとし、元気な未来創造戦略に基づき若年人口の減少を早期に食い止めるため、若者の所得向上や働き方改革の推進など一連の取組をさらに強化します。これによって、若者の定着を促すことによる社会減の縮小、そして結婚や出産の希望を後押しすることによる自然減の縮小につなげます。

特に、高付加価値型経済への転換については、旧来のコストカット型経済から脱却し、稼げる企業の育成を図ることにより、県民、とりわけ若者の所得向上と、県内における魅力ある仕事の創出につなげることが重要です。

そのため、本年度は新たに15億円の予算を計上し、生産能力の向上や販路拡大、働き方改革などを通じた高付加価値型経営を目指す事業者を業種横断的かつオーダーメイド型で支援する総合補助金を創設しました。この補助金については、先月20日までの公募期間に当初予算計上額を大きく上回る申請が寄せられたことから、今議会に予算の増額を提案しています。

申請の中には、例えば機械設備の導入による製造工程の完全自動化や建設現場でのDX活用など、生産性向上を目指す意欲あふれる事業計画が多数含まれており、大変心強く感じています。

また、新製品の開発や海外展開などにより売上高100億円を目指す県版の100億企業の登録制度を本年創設しました。登録企業について総合補助金の補助上限額を引き上げて重点的に支援することとしたところ、先月末時点の登録は31社に上っています。

今後は、こうした高い目標を志す意欲的な経営者が互いに学び合い、交流を深める場を提供し、共に成長していく機運を醸成します。このような一連の取組を通じて、地域産業を牽引する企業の育成を図ります。

さらに、隼より始めよの考えの下、県立施設の運営団体においても、経営の自律性を高めることで高付加価値のサービスを提供し、その収益を原資として県民サービスの向上や経営改善につなげる取組を進めています。その一環として、ふるさと納税型クラウドファンディングの仕組みを活用した補助制度を設けることとし、今議会に関連する補正予算案を提出しています。

例えば、かつて日本一の繁殖実績を誇ったマレーグマの聖地復活を目指すのいち動物公園のプロジェクトや、集客施設におけるAIを活用した多言語音声ガイド導入の取組など、各団体の新たな挑戦を後押しします。

また、集客施設の指定管理者の公募に当たっては、官民連携を促進する観点から、企画・宣伝事業などに知見や実績のある企業等の参画を条件とした上で、付加価値の高い提案を評価する仕組みを取り入れたいと考えています。来月開催する県立施設運営活性化懇談会において、有識者の御意見をお伺いした上で、関係する指針の改正を進め、本年度に行う次期指定管理者の公募から適用します。

次に、多様な人材が活躍できる環境の実現については、男性中心の長時間労働を前提とした生活スタイルから柔軟な働き方に転換することを通じて、仕事と家庭の両立を支援していくことが不可欠です。

このため、本年度、県内事業者における男性育休の取得促進に向けた取組を後押しする奨励金を創設し、4月20日から募集を開始しました。これまでに商工業はもとより、建設業や医療・福祉、1次産業など幅広い分野の事業者から申請をいただいています。

この奨励金や所得向上を実現するための総合補助金は、男性育休の取得状況を公表するこうした男性育休推進企業への登録を交付要件としています。そうした働きかけにより、登録企業数は昨年度末の884社から、先月末時点で1,641社へ大幅に増加しています。

このような中、県内最大規模の事業所である県庁自身が、若者や女性に選ばれる職場環境の実現に率先して取り組んでいます。昨年度、株式会社ワーク・ライフバランスと協定を締結し、働き方改革に取り組んだ結果、県庁知事部局の1人当たりの時間外勤務時間数は、前年度と比べて7.1%の減少となりました。本年度は、1人当たりの時間外勤務時間数を令和6年度との比較で16.7%削減する目標を掲げて取り組んでおり、先月末までの2か月の実績では26.8%減と、現時点では目標を超えて推移しています。

今後、災害や新たな政策課題への対応など業務量が増加する要因も想定されますが、デジタル技術を活用した業務の効率化や、成果を上げた好事例の横展開など、目標達成に向けた取組をさらに進めます。

加えて、オンライン申請の普及や業務フローの見直しなどを通じて、県民の皆さんの利便性向上と併せて、職員が限られた勤務時間の中でも高い付加価値を生み出す仕事に注力できる職場環境づくりを進めます。

人口減少対策総合交付金については、昨年度から全ての市町村で地域の実情に応じた取組が本格的に進んでいます。

こうした中、本年度からは、高知市における事業者の福利厚生制度の充実に対する助成や、四万十市における県外からの県立高校への入学者向けの住宅整備といった新たな事業がスタートしました。また、市町村事業の実効性の向上に向けてフォローアップ体制を強化するため、現在7市町村において、専門家と県職員がチームとなって事業実施上の課題や問題点の洗い出しを進めています。

今後は、これらの市町村における施策の磨き上げや新たな事業の企画提案に向けた伴走支援を行うことに加え、こうした事例について、情報交換会の開催などを通じて他の市町村への横展開を図ります。

人口減少が全国に先駆けて進行する本県においては、当面避けることができない総人口の減少に適応しながら、必要な公共サービスを維持・確保し、持続可能な地域社会の実現を図ることが不可欠です。そのため、全庁を挙げて賢く縮む「4Sプロジェクト」、Smart Shrink for Sustainable Societyの取組を進めています。

このうち消防の広域化については、本年2月に県において決定した基本計画に基づき、実施計画案の策定に向けて、県内全ての市町村長な

どで構成する実務協議会を4月に設置しました。先月12日には第1回協議会を開催し、市町村長の意向調査結果を踏まえた消防本部統合の進め方や、広域連合及び法定協議会の規約の骨子について県からの提案をお示ししました。

また、テーマ別の4つの専門部会と併せて、新たに設置した県内6つの地域ブロックごとの方面別部会も先月末までに開催し、市町村長や消防本部の消防長などから様々な御意見をいただきました。一連の議論を通じて、広域化を進める必要性については基本的に御理解いただいていると受け止めています。一部の市町村長からは、職員の配置や処遇、財政負担などの実務的な課題について問題提起や御意見がありました。

このため、6月に再度行った市町村長の意向調査の結果も踏まえ、方面別部会やワーキンググループなどにおいて議論を深め、9月の第2回協議会において消防本部統合へ向けた具体的な対応案をお示ししたいと思います。

今後も、消防本部統合や新たな共同事業の進め方について、市町村の御意見を丁寧に伺いながら、来年6月議会までを目途に全団体の議決を得て、来年の法定協議会の設置、令和10年の広域連合の設立を目指します。

公共交通については、利用者の減少や運転士不足に直面する中、持続可能性を確保するため、県内7つの地域ブロックごとに交通事業者や有識者、沿線市町村などの関係者と今後の対策について協議を行っています。

中央地域では、とさでん交通が担う路線バスについて、潜在的な需要が見込まれる路線を拡充する一方、乗客が減少した南国市といの町の一部区間においては、コミュニティーバスなどの代替手段に移行する方針を決定しました。また、先月開催した路面電車あり方検討会において、路線バスとの並走区間の見直しや、停留所

のバリアフリー化をはじめとする利用環境の改善など、幹線の軸として求められる長期的な在り方について議論しました。

その他の地域ブロックでは、市町村営交通の共同運行といった地域の実情に即した運行の効率化や、交通空白の解消に向けた公共ライドシェアの拡充など、住民ニーズに対応した移動手段の確保策を検討しています。

本年4月に行った国への政策提言においては、こうした幹線や支線の見直しに伴う地域公共交通の維持・確保の取組を後押ししていただけるよう、国庫補助制度の拡充などについて訴えてまいりました。

将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、引き続き関係者と具体的な施策などについて議論し、本年度中に県の地域公共交通計画を改定します。

周産期医療体制については、令和6年度に策定したロードマップに基づき、本年度ローリスク分娩施設の集約化や施設整備の必要性について協議を行い、その結論を第8期保健医療計画の中間見直しに反映します。

また、先月、本県の取組が、産科医療機関の適切な役割分担や連携体制の強化を支援する国のモデル事業に採択されたことから、今議会に関連する補正予算案を提出しています。本事業を活用し、妊婦の電子カルテ情報をオンラインで共有できるシステムなど、県において必要な基盤整備を行うことで、健診施設と分娩施設の連携を一層強化します。

昨年度から開始した県立高等学校振興再編計画では、学校のさらなる魅力化に取り組み、本年4月に地域みらい留学などを活用して県外から入学した生徒数は前年度からほぼ倍増し、101人となりました。

一方で、本年4月の地元中学校からの進学率は、中山間地域等の小規模校全体で21.4%とな

り、令和10年度の目標である35.8%の達成は厳しい状況です。そのため、地元高校の魅力や特色を中学生や保護者に知ってもらうことを目的に、9月には中山間地域等の各学校が参画するシンポジウムを開催することとし、市町村やPTAの皆さんと共に準備を進めています。

また、本年2月に高校教育改革に関するブランドデザインが国から示されました。この基本方針は、2040年にはAIやロボットにより事務職人材に余剰が発生する一方、エッセンシャルワーカーや理系人材が不足することを見据え、AIに代替されない高校生の能力や個性を伸ばそうとするものです。

これを受け、本県においても学校や大学、産業界の声をお聞きしながら、今後の産業構造の転換を見据え、地域社会の基盤となる人材育成の在り方について改革の方向を明らかにします。その上で、本年度中には現行の高等学校振興再編計画の改定と併せて、高校教育改革に関する新たな実行計画を策定します。

また、これに先立って、国においては、高校教育改革を先導するパイロットケースに対し先行的に財政支援を行う方針です。本県からは、防災科学やデータサイエンス人材の育成を目指す高知小津高校など4校を拠点とする事業計画を申請しました。国の採択が得られれば、こうした先導的な取組を実践し、その教育課程や成果を他の高校にも展開します。

昨年度の本県への移住者数は2,450人と、前年度を約200人上回り、過去最多を更新しました。これは、これまでのデジタルマーケティングを活用した情報発信のほか、高知県UIターンサポートセンターや市町村の窓口における丁寧な相談対応の効果が現れたものと受け止めています。

一方、昨年度の本県への転入者は、前年度から103人減の8,291人ととどまっています。中で

も30代から50代の減少が大きく、働き盛り世代の転職や転勤による転入者の減少が要因ではないかと推測しています。

このため、本年度、転職サイトへの求人広告掲載や採用ホームページの充実といった県内企業の採用活動を支援する補助金を創設したところ、現時点で約120社が活用を計画しています。加えて、来月からは転職支援サービスを提供する大手企業と連携し、本県の魅力や県内企業の採用情報を全国に向けて発信する特設サイトを公開するなど、官民連携の取組を強化します。これらの取組により、県外からの転入者の増加を図ることに加え、転職をきっかけとした県外への転出の抑制にも努めます。

また、中山間地域のイベントなどへの参加を通じて関係人口の拡大を図る「いこうち！」事業のプログラムでは、本年度から、よさこい祭りの手伝いなど地域団体の活動にも対象を広げました。その効果もあり、本年4月から5月末までのプログラムへの参加者数は46人と、前年度を上回るペースで推移しています。

本年3月末には国のふるさと住民登録制度のモデル事業の対象自治体として、本県と室戸市、越知町、日高村の3市町村が選定されました。今後、国が開発するアプリも活用し、「いこうち！」のプログラムへの参加者をはじめ、本県と関わりを持つ方々との関係をより深めるための情報発信をさらに強化します。

人口減少問題の克服には地方だけの努力では限界があります。国においても、昨年11月に設置した人口戦略本部が司令塔となり、特に地方部の人口減少対策に真摯に取り組んでいただくことを期待しています。

本年は、特に将来的にAIの普及等により大都市部の労働力に余剰が見込まれるとの国の試算を踏まえ、国土政策として多極分散型国土の形成を目指す観点から必要な施策を講じるよう、

国に対して提案してまいりました。

具体的には、少子化のさらなる進行に伴う大学等の定員規模の適正化や統廃合といった議論に当たっては、大都市部の大学の定員について抑制を図る一方、地方大学ではむしろ定員を拡充することで若者を地方部に誘導する。あわせて、地方部ではリスクリングを含めて、例えば介護職などのエッセンシャルワーカーや産業技術に秀でた人材の育成を強化し、我が国全体として強い経済の実現を図ることの重要性を強く訴えてまいりました。

本県でも、昨年度発足した若者応援産学官フォーラムにおいて、今後の労働需給や産業界のニーズなどを踏まえ、県内の大学等における将来的な産業人材の育成と若者にとって魅力ある仕事づくりの在り方を一体的に検討します。

さらに、このように地域の特性を生かしながら多極分散型国土の形成を進めるためには、地方公共団体が自らの判断で施策を展開できる財政基盤を確立することが不可欠です。

そのため、国の責任ある積極財政の考え方に呼応して、地方が自然増収の一部を活用し、財政健全化のみに偏らず、自らの判断で成長投資ができるよう、地方財政計画に新たな投資枠を創設することを提案しました。あわせて、現在大都市圏の一部に集中している地方法人課税や固定資産税などの地方税源については、地域間格差の解消に十分な規模で偏在是正を実施することなどを求めました。

そのほか、人口減少に伴う地域社会の縮小の連鎖を回避するためのスマートシュリンク、賢い縮小の視点を取り入れた施策を進めるためにも国の後押しが重要になります。持続可能な行政サービス提供体制の実現に向けて、市町村合併に限らず、行政分野や人口規模ごとに、共同化や国、県による事務代行といった手法で対応するためのメニューや手順などを示す指針の提

示を訴えました。また、こうした手法の実現に向けて関係自治体間の円滑な合意形成を図ることができるよう、県に一定の主導権を付与するための法整備を求めてきました。

あわせて、行政サービス提供体制の再構築には多くの場合、一定の時間を要することを踏まえ、国による安定的、恒久的な財政支援措置の必要性を訴えてまいりました。引き続き、全国知事会総務常任委員長という立場からも、積極的に粘り強く政策提言を行います。

次に、目指すべき3つの高知県像のうち、まず、いきいきと仕事ができる高知に向けた取組について御説明申し上げます。

現在、国においては強い経済の実現のため、地域ごとの特色を生かして産業の面的な集積を図る地域未来戦略の策定を進めており、来月公表される見込みです。本戦略は、国が地方経済産業局単位で地域ブロックごとに取りまとめる戦略産業クラスター計画と、都道府県が策定する地域産業成長プランの2つの枠組みで整理されます。

先月公表された四国地域の計画の素案には、本県がこれまで取り組んできた、デジタル技術の活用による1次産業の生産性向上や食品産業の高度化を目指すフードテックが四国のポテンシャルに位置づけられています。また、本県の企業が開発し、国内外で導入されている土木技術や、地元食材を活用した防災缶詰などの防災関連産業の分野も盛り込まれています。

今後、本県が策定する地域産業成長プランは、産業振興計画をベースに、農業分野のI o Pプロジェクトや防災関連産業などのクラスター形成のほか、食の魅力を生かした観光業の振興による地域の活性化を目指します。

加えて、市町村ごとの主体的な取組をしっかりと支援しながら、地域の強みを生かした計画を取りまとめたいたいと考えています。これらの計

画は、本年の夏頃に具体的な内容を公表した上で、市町村と協議しながら地場産業の振興を目指します。

こうした取組の一環として、今月園芸農業の分野でロボティクスやAIなどの最新技術の活用を先導するオランダ王国ウェストラント市を私自身が訪問し、この分野における多国間連携組織の発足に参画しました。これを契機として、世界各国との情報や技術、人材の交流を加速し、生産力の向上と環境負荷の低減を両立した、持続可能な農業をさらに推進します。

人口減少に伴う国内市場の縮小が避けられない中、県経済が持続的に発展していくためには、活力ある海外市場への進出が不可欠です。このため、圧入技術や船舶用クレーンなどの防災関連産業分野では、本県と同様に自然災害の多い台湾や東南アジアでの販路拡大に取り組んでいます。

具体的には、先月までに台湾とタイで開催された国際見本市に出展し、本県で開発された製品や土木技術の売り込みを行いました。さらに、9月にはインドネシアで防災に関するセミナーを開催するなど、引き続き販路拡大の取組を進めます。また、現在タイとベトナムに設置しているサポートデスクを、防災分野に関心の高いフィリピンとインドネシアにも新たに開設し、県内企業の海外展開をより一層後押しします。

観光分野では、昨年の県外観光客の総消費額が過去最高の1,381億円となり、県外からの観光入り込み客数も過去2番目となる457万人を記録しました。これは、これまでの官民一体となった観光振興の取組の成果が現れたものであると考えます。

本年度は、3年目を迎えるどっぴり高知旅キャンペーンにおいて、「ドラマが生まれる場所 高知」をコンセプトに、県外からの誘客拡大に取り組んでいます。特に、本年10月に開幕するよ

さこい高知文化祭2026としっかりと連動させ、本県ならではの伝統芸能や食文化などを発信し、県内周遊の促進につなげます。

さらに、NHK大河ドラマジョン万の放送開始に向けて、オール高知による万全の体制を整えます。先日、県内の観光・宿泊事業者や旅行会社などで構成する準備委員会を開催し、大河ドラマを生かした観光振興の方向性に対して幅広い御意見をいただきました。いただいた御意見を踏まえ、県としては、どっぴり高知旅キャンペーンの考え方を組み入れた形で、県内全域で展開する博覧会を開催したいと考えます。

この博覧会を通して、生誕の地である土佐清水市、出漁の地である土佐市などのゆかりの地や、捕鯨文化などを広く発信することにより、多くの方に本県の歴史や文化、自然といった魅力に触れていただきたいと思います。加えて、国際交流などの礎を築いたジョン万次郎の功績や、諦めない精神を次代を担う子供たちにしっかりと伝えるほか、地産外商や移住促進などの加速化にもつなげます。

来月には、県内全市町村のほか各界の代表者の参加を得て、博覧会を推進する協議会を発足させ、官民一体で具体的な取組内容の検討を進めます。また、来年のジョン万次郎生誕200周年に合わせて、市民交流イベントとして日米草の根交流サミット2027高知大会を開催します。今月には官民協働の実行委員会を立ち上げ、準備を始めました。この大会を契機に、日米の草の根交流を一層促進します。

インバウンド観光については、台湾からのチャーター便が就航4年目を迎え、現在も9割を超える搭乗率を維持しています。今後は、インバウンド観光の玄関口となる高知龍馬空港の国際線ターミナルビルの完成を見据え、台湾路線の定期便化につなげるため、現地の航空会社や旅行会社と連携し、個人旅行者向けのプロモー

ションを強化します。また、韓国をターゲットにチャーター便の誘致を進めるなど、新たな路線の誘致にも取り組みます。

産学官が連携し、将来的に本県の柱となり得る新しい産業の創出にも引き続き取り組みます。アニメ産業の集積を目指すアニメプロジェクトでは、4月に開催された高知アニクリ祭2026に、大手出版社やアニメ制作会社の役員、業界を牽引するアニメクリエイターを含む2万7,000人を超える来場がありました。

今後は、アニメ制作の基礎的な技術を身につけるための連続講座を新たに開催するなど、人材育成の取組を強化し、人材を求めて地方に進出する企業の誘致、クリエイターや関連企業の集積につなげていきます。

また、スジアオノリの陸上養殖を核として進めているしまんと海藻エコイノベーション共創拠点のプロジェクトでは、国の支援プログラムの実施期間を終え、先日関係者から実施報告をいただきました。この取組においては、スジアオノリの陸上養殖技術の実用化に併せ、新たに開発した商品の20万個以上の販売につながるなどの具体的な成果が得られました。

今後も、地元四万十市や高知大学、種苗生産者、漁協、食品加工業者などをはじめとして、本県を含む産学官が連携して本プロジェクトを推進します。

このほか、スペースポート構想の取組では、本年4月に第1回高知県におけるスペースポート実現可能性研究会を開催し、産業界、高等教育機関、有識者、行政機関で検討を開始しました。この会合では、国の宇宙政策や一般社団法人スペースポート高知からの政策提言についての説明を受け、県が行う実現可能性の調査について意見を交換しました。

いただいた御意見を参考に、来月から本県でのロケットの打ち上げを想定した場合の需要の

見込みや経済波及効果などに関する調査を開始します。あわせて、スペースポート実現に向けた条件整備についても検討を進めます。

昨年度、自治体や経済団体など都道府県域を超えた多様な主体が連携して実施する施策を、国が地域未来交付金などで後押しする広域リージョン連携の仕組みが創設されました。この流れを受け、今月5日の四国知事会議において、四国4県知事と経済団体代表者で四国地域広域リージョン連携宣言を行いました。

この宣言は、四国の豊かな自然や食、独自の文化や歴史といった魅力的な資源を活用しながら、観光振興や産業振興などの取組を広域的な観点で深化、加速させようとするものです。秋頃には連携ビジョンを策定し、四国はひとつを合い言葉に、関係者が一体となって、圏域全体の持続的な成長につながるような具体的な施策を練り上げてまいります。

次に、いきいきと生活ができる高知に向けた取組について御説明申し上げます。

第5期の日本一の健康長寿県構想では、県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県の実現を目指して、4つの柱に基づく取組を進めています。

このうち、第1の柱、健康寿命の延伸では、新たに女性の健康づくりに取り組みます。月経随伴症状や更年期症状といった女性特有の健康課題は、生産性の低下や離職のリスクにもつながり、企業や社会経済にも影響を及ぼす重要な課題です。特に本県は、生産年齢人口の女性の有業率が73.6%と高いものの、女性の健康課題に配慮した取組が行われている県内企業は少ない状況です。

このため、仕事や生活に大きく影響している症状のある方が、早期かつ適切な医療につながる環境づくりに取り組みます。具体的には、来

月開催する高知家健康会議において、保健医療団体や経済団体の方々などに女性特有の健康課題への理解を深めていただき、官民連携で女性が生き生きと仕事や生活ができる環境づくりをスタートさせます。

第2の柱、医療・福祉・介護サービス提供体制の確立では、在宅生活を支える訪問介護事業所が、中山間地域にサテライト事業所を設置する場合の支援制度を新たに設けるなど、効率的なサービス提供体制の確立に向けた取組を後押しします。あわせて、国に対しては、将来にわたって持続可能な介護サービス提供体制の確保に向けて、中山間地域の小規模事業者の経営実態を精緻に把握し、介護報酬に適切に反映するよう政策提言を行いました。

第3の柱、こどもまんなか社会の実現では、放課後子ども教室や児童館といった子供たちが安全に安心して過ごせる居場所を維持・充実していくため、本年4月に庁内のプロジェクトチームを立ち上げました。まずは、市町村や学校関係者の皆さんから子供の居場所に対する地域のニーズや運営上の課題などについてお聞きし、好事例の横展開に向けて事例の把握にも取り組んでいます。今後は、有識者会議を開催し、多方面からの御意見をお聞きしながら、市町村と連携した取組や、新たな担い手の確保など先を見据えた対策の在り方について検討を進めます。

教育の充実については、第3期教育大綱に基づき、確かな学力、健やかな体、豊かな心の育成を目指して取り組んでいます。

まず、学力向上については、特に近年、全国学力・学習状況調査において全国平均を下回っている中学校英語についての対策を強化します。具体的には、生徒一人一人の英語力に応じて、繰り返し英会話の練習ができるAIアプリを県内4中学校に導入し、会話練習だけでなく、データ化された会話記録を基にした授業にも取り組

んでいます。これにより、前回よりうまく話せるようになってうれしいといった声も上がっており、生徒の英語に対する学習意欲の高まりが見られます。

今後は、こうした生徒の学習意欲の高まりを着実に成果に結びつけるため、県内各校への好事例の横展開を行うとともに、引き続き教員の指導力や英語力の向上のための研修の充実も図っていきます。

次に、不登校対策については、子供たちの多様な教育機会を確保するため、本年度は県が人的・財政的支援を行う校内サポートルームを新たに11校に設置しました。

さらに、この4月には、ゆとりあるカリキュラムで学ぶことができる学びの多様化学校が高知市といの町に開設され、合わせて21名の児童生徒が新たな一步を踏み出しました。県としても、これらの学校に心理や福祉の専門職などを配置しており、引き続き児童生徒の学びや生活を支援します。

また、教員が本来の専門性を発揮し、子供と向き合う時間を確保するためには、学校運営の効率化や教員の業務の見直しなどにより働き方改革を進めることが重要です。

このため、4月には県内全ての学校長を対象として働き方改革に関する管理職の意識改革を図る研修を実施しました。加えて、来月からは専門家が直接学校を訪問し、ワークショップを通じて改革を先導するリーダーの養成に取り組みます。

今後、いわゆる給特法に基づく教員の処遇改善を進めると同時に、本年3月に策定した業務量管理・健康確保措置実施計画に沿って、時間外勤務の削減など、働き方改革の取組を推進します。

本年10月に開幕するよさこい高知文化祭2026まで残り約4か月となり、市町村や関係団体の

皆さんと連携して準備を加速させています。大会期間中は、伝統芸能や伝統工芸、郷土料理といった、本県が全国に誇る地域の文化資源の魅力を生かした約250のプログラムを実施します。

大会100日前となる来月には、大会のPRを行うカウントダウンキャラバンが県内各地の巡回を開始するほか、広報大使である島崎和歌子さんらをお招きしてプレイベントを開催します。加えて、公式ガイドブックの配布やテレビ、新聞、SNSを活用した情報発信などを行うことで、大会の機運を高め、目標である総参加者数100万人の達成を目指します。

新県民体育館の整備に向けては、令和6年度に現有地建て替えの方針を確認した後、昨年6月には基本計画策定のための検討会を立ち上げ、議論を重ねました。先月にはパブリックコメントを実施し、今月15日に基本計画を決定したところです。

新県民体育館は、県民の皆さん自身のスポーツ活動の場となる社会体育施設の機能に加えて、プロスポーツの試合やコンサート、大規模展示会など多目的に使用できるアリーナ機能も有する複合施設として整備します。

整備に当たっては、県立武道館と高知ちばさんセンター大ホールの機能を集約化することとします。これにより、全国規模の大会の開催が可能となるほか、展示会や見本市などのビジネス利用による稼働率の底上げや、年間を通して中心市街地と連動した人の流れや活気が生まれることが期待できます。

建設費は、現時点で210億円程度を見込んでおり、財源には、公共施設等の集約化、複合化を行う場合に充当できる有利な地方債を活用し、令和10年度の着工、令和13年度半ばの供用開始を目指します。

また、運営に当たっては、利用料金を現在の1.5倍から2倍にした場合でも独立採算は望め

ず、現在の3施設とおおむね同水準の年間1億6,000万円から1億9,000万円程度の財政負担が必要となる見込みです。このため、整備運営手法については、高い収益性が期待される場合に適するとされるPFI方式等ではなく、従来型の公的資金の調達による整備手法を採用し、設計、施工、運営を分離して発注することとしました。

こうした基本計画の内容について、先月実施したパブリックコメントでは、合計114通、216件の御意見をいただきました。地域活性化への期待の声がある一方で、地下駐車場の整備やアスファルトのグラウンドの使用に対して、見直しを求める御意見も多く寄せられました。

地下駐車場は、敷地内で必要な駐車台数を確保する観点から優先的に検討すべき選択肢と考えています。地下駐車場を整備する場合には、施設自体を津波に耐えられる構造とするだけでなく、垂直避難ができる階段の複数設置や避難訓練の徹底など、ハードとソフト両面から万全の安全対策を講じます。

また、アスファルトのグラウンドを全面使用することの代替措置として、新しく整備する施設の屋上に人工芝を敷き、子供たちが優先的に使用できるスペースを確保するなど、必要な教育的配慮を行います。

今議会に提出した補正予算案には、基本計画を踏まえて、現在地の測量や建物の設計など、新県民体育館の整備に向けた関連経費を計上しています。その中では、設計時に運営の目線を適切に取り入れるために様々な分野のアドバイザーから助言をいただく経費も見込み、具体的な利用形態に関する想定を精査する中で、施設整備の仕様を固めてまいります。その上で、パブリックコメントなどを通じて寄せられた県民の皆さんの懸念や不安を払拭できるよう、基本設計完了時などの節目には作業の進捗状況に関

する情報を開示する機会を設け、丁寧な説明に努めます。

新県民体育館が、本県のスポーツの殿堂として多くの方々に親しまれ、文化や教育の振興、さらには経済の活性化にも大きなインパクトをもたらす施設となるよう、鋭意、整備を進めます。

南海トラフ地震については、昭和の南海地震から本年12月で80年の節目を迎え、年々切迫度が高まっています。本年3月には、国の新たな被害想定をベースに、より精緻な高知県版の被害想定について13年ぶりに見直しを行いました。

今回の最大クラスの被害想定では、これまで講じてきた津波避難タワーの整備や住民の早期避難意識の向上といった対策の成果により、想定死者数は前回の想定のお半分程度に減少する見通しとなりました。

一方、前回の想定以降、新たに蓄積された地質調査のデータを反映した結果、県内において最大震度7の揺れが想定される区域の面積が倍増しました。この結果、前回の想定に比べ、建物倒壊数については約3割、負傷者数については約2割の増加が見込まれるなど、対策の強化が求められる分野もあります。

さらに、災害関連死については、過去の地震を参考に新たに推計した結果、最大で約2,600人となりました。この対策として避難所の環境整備を進める際には、新たに国際的なスフィア基準への対応が求められるなど、必要とされる整備水準は上がっております。

防災対策に終わりはないと肝に銘じ、絶えず進化を続けなければなりません。そのため、本年9月を目途に第6期南海トラフ地震対策行動計画をバージョンアップし、揺れ対策、津波対策、災害関連死対策の3つに重点を置いて、死者数を限りなくゼロに近づけることを目指して取り組みます。

災害に強いインフラの整備や災害関連死の防止に向けた避難所環境の改善など、災害に対する事前の備えを加速する必要があります。令和8年度の国の当初予算における公共事業等の計上額は、最近の資材価格などの高騰を踏まえると、国土強靱化実施中期計画に基づく取組を加速するためには十分とは言えません。このため、必要な水準の予算が確保されるよう、4月以降、数次にわたって国への政策提言を行いました。

また、本年中に設置される予定の防災庁の復興に関する対応方針の策定に当たっては、本県が先進的に取り組んでいる事前復興への支援に重点的に取り組むことを明示するよう国に強く求めてまいりました。引き続き、必要な働きかけを行い、国の力強い後押しを得ながら、災害に強い県土づくりを進め、安全・安心な高知の実現を図ります。

地域の経済活動を下支えし、南海トラフ地震などの大規模災害に備えるためには、道路や堤防、港湾といったインフラ整備の加速が不可欠です。特に、四国8の字ネットワークをはじめとする高規格道路は、地域経済の活性化や自然災害への備えを高めるために不可欠な社会基盤であり、これまでもミッシングリンクの解消が図られるよう、国に対して継続的に訴えてきました。

本県では、昨年、北川道路の一部区間と、南国芸芸道路の高知龍馬空港一香南のいちの区間が相次いで開通し、東部地域へのアクセス向上による観光振興や物流効率化など、様々な効果を実感しています。

また、災害時に国道33号の代替道路として重要な役割を担う高知松山自動車道の一越知の区間は、国土交通大臣の同意を得て本年3月末に都市計画決定を行い、早期事業化に向けた取組が進んでいます。

高規格道路の整備促進を図るためには、通常

予算に加え、国土強靱化の予算、財源もしっかりと確保し、進めていくことが極めて重要です。今月には、全国高速道路建設協議会副会長の立場で、国に対しミッシングリンクの解消、暫定2車線の4車線化による強靱な高規格道路ネットワークの早期構築について強く訴えてきました。

また、浦戸湾の三重防護事業については、県都高知市の地震による津波の被害を最小化することが県全体の早期復旧・復興につながるため、国と連携し、一日も早い完成を目指して整備を進めています。

今後も、南海トラフ地震などに備え、インフラ整備の加速化を図るため、引き続き関係市町村や他県とも連携し、国に対して積極的に政策提言を行います。

本県の知事公邸については、竣工から60年余りが経過し、老朽化も進んでいますので、本年度有識者会議を立ち上げ、その将来的な在り方について御議論いただくこととしました。先日開催した第1回目の会議では、公邸建物の見学を行ったほか、議論の前提として、本県の知事公邸の整備の経緯や現状、さらには各都道府県における知事公邸の所有状況などをお示ししました。

知事公邸の在り方に関しては、現在の公邸が有する迎賓・会議場機能及び知事の居住機能の要否についてどう考えるか。また、こうした機能を維持する場合において、建て替えや大規模修繕により引き続き県の所有方式を取るか、民間マンションなどの借り上げ方式に移行するかなど多くの論点があります。

今後、こうした論点や様々な選択肢について、危機管理上の必要性や費用対効果の観点を含め幅広く御議論いただき、本年度中に提言を取りまとめていただきたいと考えております。

続きまして、今回提案いたしました議案につ

いて御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和8年度高知県一般会計補正予算の1件です。一般会計補正予算は、新県民体育館の整備に向けて必要となる経費や物価高騰対策に要する経費など、総額30億円余りの歳入歳出予算の補正並びに総額12億円余りの債務負担行為の追加を含む補正予算案です。

条例議案は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案など6件です。

その他の議案は、高知空港国際線ターミナルビルの指定管理者の指定に関する議案など3件です。

報告議案は、令和7年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告など2件です。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わります。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



○議長（明神健夫君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明26日から29日までの4日間は議案精査等のため本会議を休会し、6月30日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

6月30日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時3分散会

令和8年6月30日（火曜日） 開議第2日

出席議員

1番 浜口卓也君
 2番 竹内健造君
 3番 戸田宗崇君
 4番 上治堂司君
 5番 桑鶴太朗君
 6番 土森正一君
 7番 榎尾絢子君
 8番 久保博道君
 9番 上田貢太郎君
 10番 今城誠司君
 11番 金岡佳時君
 12番 下村勝幸君
 13番 田中徹君
 14番 土居央君
 15番 横山文人君
 16番 西内隆純君
 17番 加藤漠君
 18番 弘田兼一君
 19番 明神健夫君
 20番 三石文隆君
 21番 畠中拓馬君
 22番 依光美代子君
 24番 西森美和君
 25番 寺内憲資君
 26番 西森雅和君
 27番 樋口秀洋君
 28番 水野雪絵君
 29番 岡崎哲也君
 30番 岡田竜平君
 31番 坂本茂雄君
 32番 はた愛君
 33番 細木良君
 34番 岡田芳秀君
 35番 岡本和也君
 36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 西森裕哉君
 総合企画部長 小笠原直樹君
 理事（人口減少・中山間担当） 濱田憲司君
 総務部長 永渕智大君
 危機管理部長 江渕誠君
 健康政策部長 藤野晋太郎君
 子ども・福祉政策部長 近藤由佳君
 文化生活部長 依光香代子君
 産業振興推進部長 濱田美和子君
 商工労働部長 大原英樹君
 観光振興スポーツ部長 小西繁雄君
 農業振興部長 橋本卓夫君
 林業振興・環境部長 坂田省吾君
 水産振興部長 山下修君
 土木部長 横地和彦君
 会計管理者 池上隆章君
 公営企業局長 中嶋真琴君
 教育長 今城純子君
 人事委員長 門田純一君
 人事委員会会長 澤田昌宏君
 公安委員長 松尾晋次君
 警察本部長 岩田康弘君
 代表監査委員 和田廣男君
 監査委員 梅森実君
 監査局長

事務局職員出席者

事務局 長 猪 野 貴 之 君
事務局 次 長 大 崎 和 幸 君
議 事 課 長 飯 田 志 保 君
政策調査課長 溝 渕 松 男 君
議事課長補佐 谷 内 恵 美 君
主 幹 大 川 美千子 君
主 幹 元 吉 博 子 君

議 事 日 程（第2号）

令和8年6月30日午前10時開議

第1

- 第 1 号 令和8年度高知県一般会計補正予算
第 2 号 職員の給与に関する条例等の一部を
改正する条例議案
第 3 号 公益的法人等への職員の派遣等に関
する条例の一部を改正する条例議案
第 4 号 高知県税条例の一部を改正する条例
議案
第 5 号 高知県地方活力向上地域における県
税の特例措置に関する条例の一部を
改正する条例議案
第 6 号 高知県指定障害児通所支援事業者等
が行う障害児通所支援の事業等の人
員、設備及び運営に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例議
案
第 7 号 高知県認定こども園条例等の一部を
改正する条例議案
第 8 号 高知空港国際線ターミナルビルの指
定管理者の指定に関する議案
第 9 号 県有財産（災害対応車両）の取得に

関する議案

第 10 号 国道494号（第二川ノ内組橋上部工）
防災・安全交付金工事請負契約の締
結に関する議案

報第1号 令和7年度高知県一般会計補正予算
の専決処分報告

報第2号 高知県税条例等の一部を改正する条
例の専決処分報告

第2 一般質問
（2人）

午前10時開議

○議長（明神健夫君） これより本日の会議を開
きます。

諸 般 の 報 告

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

第2号議案及び第3号議案については、地方
公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員
会に意見を求めてありましたところ、国の規則
改正の趣旨を考慮したもの及び特別の法律によ
り設立された法人のうち、県内の病院等の運営
等を行う医療法人等であって、県がその事業に
参画し、または協力することが県の施策の推進
に有益であると認められるものに職員を派遣す
ることができることとするよう必要な改正をし
ようとするものであり、適当であると判断する
旨の回答書が提出されました。その写しをお手
元にお配りいたしてありますので御了承願いま
す。

〔人事委員会回答書 巻末243ページに〕
掲載



質疑並びに一般質問

○議長（明神健夫君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和8年度高知県一般会計補正予算」から第10号「国道494号（第二川ノ内組橋上部工）防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案」まで並びに報第1号「令和7年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」及び報第2号「高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告」、以上12件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

4番上治堂司議員。

（4番上治堂司君登壇）

○4番（上治堂司君） おはようございます。自由民主党会派の上治堂司でございます。議長のお許しをいただきましたので、会派を代表しまして質問させていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

濱田知事は、令和元年12月に就任いたしまして、2期目の任期、令和9年12月まで残り2年を切ったところでございます。知事に就任した直後の令和2年2月から令和5年3月頃までは新型コロナウイルス対策で大変な時期でありました。しかし、知事が就任してからは、NHKの朝ドラで、県出身の牧野富太郎先生をモデルとしましたらんまんが令和5年4月から9月まで、そして同じく県出身のやなせたかし先生をモデルとしましたあんぱんが令和7年3月から9月まで放映され、県内の入り込み客の増とともに、観光産業が大きく伸びたところでございました。

そして、今回NHKの大河ドラマでは、ジョン万次郎先生をモデルとしました放映が令和10

年1月から放映されることが決定いたしました。それぞれドラマ化されるまでには多くの関係者の長い期間の御努力があったことは言うまでもありませんが、こうして立て続けて高知県の偉人がドラマ化され、全国に広く高知県を紹介されるようになったのは、知事が何かを持っているものがあるというふうにも感じております。

そこで、次の夢に向かって、何かを持っている知事に期待してお伺いをいたします。まず、私どもの同僚議員であります下村議員が令和7年2月議会で一般質問いたしましたスペースポート高知の実現に向けてであります。一般社団法人スペースポート高知は、令和7年2月に設立され、令和8年5月までに9回の勉強会を開催し、県に対しまして政策提言を行ってきているところです。

県は、令和7年4月からスペースポートの現地調査、また関係ある自治体や内閣府、専門家との意見交換を行ってきています。また、令和8年度には産業イノベーション課に宇宙産業担当チーフを置き、高知県におけるスペースポート実現可能性研究会を4月に設立して、研究会を始めたとお聞きをしております。このプロジェクトは、今年の元日の高知新聞、また4月21日の高知新聞にも大きく取り上げられ、いよいよ夢から実現へと大きく期待するところです。

また、大阪東ロータリークラブの一行が本県に訪れた際に意見交換を行う機会がありました。そのときにスペースポートの話題を提供しましたら、和歌山県のロケット発射状況を見に行かれた方もおり、高知県として1次産業の振興も大切であるが、ぜひ夢を実現してほしいと励まされました。

今、内閣官房に前知事がおられるのも、何か縁があるように思います。何か持っている知事の意気込みについてお伺いをいたします。

次に、今回濱田知事が引き寄せたと言えるN

HK大河ドラマジョン万についてお伺いいたします。平成22年に大河ドラマ龍馬伝が放送されて以来、県は官民一体となった観光振興に取り組んでおり、本県観光の底上げを図ってこられました。現在は、これまでの取組を土台にどっぴり高知旅キャンペーンを展開しており、この結果、昨年は過去最高の県外観光客総消費額を記録したところでございます。そうした状況の中、令和10年にはジョン万が放送されることとなり、本県観光のさらなる高みを望むことができるのではないかと大いに期待をしております。

県は、多くの県内観光・宿泊業者や旅行会社などからの意見をお聞きした上で、県内全域で展開する博覧会を開催することを決められて、官民一体となったプロモーション活動や受入れ環境などに取り組むことにしております。

この大河ドラマの放映のチャンスを県勢浮揚にどのようにつなげていくのか、県内全域で展開する博覧会の開催に当たっての決意を知事にお伺いいたします。

次に、四国遍路の世界遺産登録についてお伺いいたします。平成22年に「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会が設立され、令和3年に四国遍路世界遺産登録推進協議会に改称され、現在も世界遺産登録に向けた取組が行われています。しかし、文化庁からの課題である構成資産の保護措置を進めることや、世界で通用する顕著な普遍的価値を証明することなど、取り組まなければならない事項があり、進んでいないのが現状であるとお聞きしております。

そういう中で、私ども自民党会派では去る4月に四国遍路の保全と持続可能な活用に向けて、四国経済産業局と遍路とおもてなしのネットワークを講師にお招きして勉強会を行いました。その勉強会の中で、取組を前進させるためには四国4県の関係する団体と協力しながら、

各県で保全と持続可能な活用を目的とした条例を制定することも有効ではないかとの案も示されました。四国4県に点在する多数の霊場を巡る約1,400キロメートルを周回する壮大な巡礼を世界遺産に持っていくには、心をつなげて四国は一つの精神でなければならないと思います。

そこで、四国遍路の世界文化遺産登録に向けた取組の状況について知事にお伺いをいたします。

次に、中東情勢に伴う資材不足、価格高騰への対応についてお伺いいたします。私たち自民党会派は政務調査会を中心に令和8年4月、アメリカ、イラン衝突を起因とする中東情勢の緊迫化が高知県内の各産業、団体に与える影響について、建設、資材卸、物流、医療等の分野にわたり13の団体、企業に対しまして直接ヒアリングを行ってきました。

また、5月18日には一般社団法人高知県工業会の役員の皆様から、石油関連製品全般の確保において極めて深刻な影響であることから、その対策について、自民党会派の役員と国会議員の秘書を交えて意見交換を行ったところです。

企業のヒアリングの結果、建設、塗装、物流分野を中心に石油由来資材の調達難や価格高騰が現実の業務に影響を与え始めており、既に着工不能、受注停止となっている事業者も見られました。特に、下請事業者や資材業者では資金繰りへの影響が深刻化している状況であります。

私たち自民党会派は、去る5月11日に濱田知事に対しまして、第1に、資金繰り支援の周知と補完、第2に、公共調達における柔軟な運用、第3に、既存相談窓口の機能強化と実態把握、第4に、国への情報提供と必要な要請の4項目について早急に検討いただくとともに、必要な措置を速やかに講じられるよう強く要望いたしました。

その後、県では、原油・原材料価格高騰対策

緊急支援融資制度を創設し、中東情勢の深刻化により資材の供給制限や価格高騰に伴う経営圧迫の影響を受けている事業者に対して運転資金を融資することとしました。この制度では、緊急の資金需要に対応できるよう、事業計画の策定などの手続を不要とし、迅速に融資を実行できるようにになっているほか、売上げや利益の減少が見込まれる段階での融資が可能となっているとお聞きをしております。

県によりますと、申込み段階も含めた現在の融資実績は合計で約20件、3億円余りで、中でも建設業の割合が最も高いとお聞きをしております。県におかれましては引き続き事業者の業況や経済状況を注視し、お困りの事業者には制度を活用してもらえよう周知に努めていただきたいと思います。

一方、国の現状認識と対応状況は、原油・石油製品については代替調達と備蓄石油の放出により、日本全体として必要な量を確保できているとの立場を取っています。ナフサ由来の化学製品などについては年度を越えて継続供給が可能で、特にトルエンやキシレンは増産が進められています。ただ、経済産業省は供給の偏りや流通の目詰まりの声が依然として多いと認識もしております。

以上のことから2点お伺いいたします。まず、知事は資材不足や価格高騰の問題が、高知県では既に受注中止、着工不能、設備更新見送りという現実の経営危機に及んでいることをどのように認識し、業種別にどこまで把握しているのか、またどのような対策を講じているのか、知事にお伺いをいたします。

次に、県発注工事において資材不足や価格高騰が生じた場合、工期延長、スライド条項の適用を各出先機関にどのように統一徹底するのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、人口減少対策についてお伺いいたしま

す。

高知県の人口推移は、国勢調査が始まった大正9年に67万895人、それ以降、人口増加により昭和30年には88万2,683人となりました。しかし、その後はそれをピークに減少し始め、令和7年の国勢調査では64万3,437人と、国勢調査の始まった大正9年より少なくなりました。

県では、元気な未来創造戦略を令和6年3月に策定し、様々な取組を行っているところです。令和8年度の強化のポイントとして、1つ目には、高付加価値型経済への転換を目指して、生産性向上や新規事業展開を目指す県内事業者への支援や、若者が魅力を感じる企業の創出。2つ目に、多様な人材が活躍できる環境の実現を目指して、企業の働き方改革、人材育成に対する支援や、男性の育休取得に向けた環境整備の促進。3つ目に、若者に選ばれる高知を目指した移住・定住対策の強化として、県内での就職、転職に関する相談窓口の開設と、情報発信の強化や地域への理解と愛着を育むキャリア教育のさらなる促進。4つ目に、ニーズに応じた出会いの機会の拡充とライフデザイン支援として、出会いや結婚につながる多様な機会の創出や、若者のライフデザインづくりへの支援を行うとしております。

その中で、若者の所得向上と働き方改革を目指すために3つの補助金を新設されました。そのうちの1つ目の収益向上に向けた取組として、高付加価値型の経営を目指す、第1次産業から第3次産業まで小規模サービス事業者や医療・社会福祉法人、公益法人なども含めた県内の中堅・中小企業を横断的かつ強力に後押しするために幅広く対象を設け、15億円規模の所得向上推進企業等総合支援事業費補助金の募集を開始し、5月20日に第1次の申請を締め切っています。大変多くの申請があったため、今回の補正予算に大幅な増額を計上しております。

1次募集の横展開枠、先進枠の割合はどのようになっているのか、また申請の内容の主たるものにどのようなものがあるのか、産業振興推進部長にお伺いをいたします。

また、今回大幅な増額となっており、その財源は県の一般財源となっておりますが、今後の財政見通しにつきまして総務部長にお伺いをいたします。

今回の所得向上総合補助金は、申請状況からも分かるとおり、県内の事業者の期待値が高いことや、補助制度の狙いである高付加価値型の経営の実現は本年度の取組だけでは達せられないことなどから、令和9年度も継続した支援が求められると考えますが、令和9年度の実施を考えているのか、知事にお伺いをいたします。

次に、こうち男性育休推進企業として登録をされました従業員300人以下の事業者に対して、男性の育休取得推進に向けた取組状況に応じて、最大300万円の奨励金を給付することにしてありますが、現在の申請状況と今後の申請数のさらなる増加に向けた取組について人口減少・中山間担当理事にお伺いいたします。

次に、農業の振興についてお伺いいたします。

私が所属します商工農林水産委員会は、令和8年度出先機関等調査を去る5月12日から6月4日まで行いました。各農業振興センターから、管内の経営耕地のある経営体数と経営耕地面積のデータが2025年農林業センサスの数値で示されておりました。これによりますと、令和2年度から令和7年度までの5年間で経営耕地面積は、安芸では263ヘクタール、中央東では478ヘクタール、中央西では478ヘクタール、須崎では224ヘクタール、幡多では295ヘクタールの減となっています。また、農林業センサスの確定値によりますと、県全体では1万4,328ヘクタールから1万2,714ヘクタールとなり、1,614ヘクタールの減ということになっております。

その要因は、高齢化により農業をやめられた方も多くおり、また新規就農者の少ないことが考えられるところです。県内の農業者の高齢化は今後ますます進んでいくと考えますが、このまま将来に向けて経営耕地の減少が進んでいけば、県内の農業政策に大きな支障が出てくると思います。

そこで、令和2年度から令和7年度までの5年間で減少となった経営耕地の状況と、その減少を止めるための対策について農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、農業技術センターについてお伺いします。農業技術センターは、明治33年の開設以降長い間、高知県の農業生産者の下支えに貢献し、現在はI o Pクラウドに蓄積されたデータの解析や、病害虫・土壌肥料等に関する研究、水稻、野菜、花卉の品種や栽培技術の開発等に取り組まれています。

農業技術センターは、生産者にとりまして収量や品質を向上させる新たな技術開発を行う大変重要な機関であり、経営収支の分析や農産物の商品開発まで行って生産者の所得向上につなげていただきたいとも考えております。

周年出荷による有利な販売を目標としたライスフラワーの研究のように新たな技術開発を進めていく上では、経営収支を分析し生産者の所得向上を図っていくことが重要であると思いますが、農業技術センターではどのような視点で研究を行っているのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

J A高知県中芸集荷場は、高知ナスの販売を促進し生産者の所得向上につなげるために、取引のある大阪の東果大阪と商品開発を行って、新商品高知県産なす浅漬けにぎりや、今年4月から国内、海外に400店舗以上のチェーン店を持つ元気寿司、魚べいと提携して販売しています。この提携により、市場の価格に左右される

ことなく安定した価格で買い取っていただけることで、高知県のナス生産者は安心して生産することができるようになり、所得向上につながる取組として期待されるところであります。

こうした需要もありますので、メーカーや消費者のニーズに対応した農産物の高付加価値化や差別化につながる研究開発が重要と考えますが、農業技術センターでのこれまでの研究成果や現在の取組状況について農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、高知県は恵まれた気候等の立地条件で全国トップ級の園芸野菜の産地であります。生産者の多くは、J Aグループ高知の園芸販売体制の中で経営を行っていますが、園芸販売の方にお聞きしますと、農家の所得は市場の値で決まります、そして所得を上げるのには量より質、つまりA、B、Cの等級があれば、A品質を生産することであると言われました。生産者はA品質ばかり生産できるわけではないので、B、Cの品質が安定した価格で買取りされることが生産者の所得向上につながると思います。

高知県企業誘致戦略Ver. 2では、地域の農林水産資源を活用する食品加工業も主な誘致対象としておりますが、現在本県の農産物を活用する食品加工業者の誘致はどのような状況であるのか、商工労働部長にお伺いいたします。

次に、林業の振興についてお伺いいたします。

高知県の森林の状況は、森林率84%で、そのうち伐採期を迎えている人工林は約85%ですが、長引く木材価格の低迷で森林所有者の森林に対する意欲が低下している状況が続いています。しかし、森林には言うまでもなく水源保全、土砂災害防止、水質保全、気候緩和、生物多様性保全など、社会のみんなが恩恵を受けている公益的機能があります。県では、多面的機能が低下しないように、森林整備や高性能林業機械等の導入に支援を行っております。

そういう中で、去る5月8日に森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟四国地方連絡会議が開催をされ、四国4県の県議が集まり、森林・林業・木材産業の活性化と豊かな山村の再生を目指して、各県の取組や意見交換を行ったところです。そのスローガンの中の一つに、杉材製品の需要拡大等の推進があります。原木から製品となる多くは住宅用建築材であり、製材業の活性化は欠くことができません。

本県でも、林業振興対策の重点課題の中に森林資源の利活用の促進として、県産材の加工力強化、利用拡大を掲げて、木材加工業者の所得向上に向けた取組への伴走支援を行うこととしておりますが、本年度は具体的に加工業者のどのような取組を伴走支援していく計画なのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

県の木材統計調査によりますと、令和6年度末で県内の製材工場は72社で、国産材を扱っている製材所は70社で、533人の方が従事しております。その内訳は、年間の原木消費量3,000立方メートル未満の工場が60社で、従業員が261人、3,000立方メートルから1万立方メートル未満の工場が5社で、従業員が69人、1万立方メートル以上の工場が5社で、従業員が203人となっております。

また、国の令和6年木材需給報告書によれば、県内製材工場の原木消費量は26万5,000立方メートルで、製材用素材生産量38万5,000立方メートルの68.3%となっており、差引きで約3割は原木のまま県外へ出荷されている状況であります。製材されました製材品の出荷先は、県内が25.6%、県外が74.4%となっています。県内への出荷先は、市場向けが45.6%、原木消費量1,000立方メートル以下の小規模工場は、地場の工務店への出荷が43.1%となっています。製材品の県外への出荷先は、原木消費量1万立方メートル以上の5つの工場で県内全出荷量の約

60%を占めており、商社等独自の出荷先を確保しているとお聞きをしております。原木消費量3,000立方メートル以下の製材工場の出荷先は、県内の市場、工務店が7割を超えています。

近年、様々な資材が値上がりして、住宅の新築価格も高騰しておりますが、木材製品の価格は上がらず、電気、燃料等の製造原価が上昇する中で、製材工場の経営は大変厳しい状況であるとお聞きをしております。

県内の製材工場の経営状況をどのように捉えているのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

高知県の木材は、古来より良質な土佐材として住宅用材に製材されており、集成材利用のラミナ材の生産はほとんど行われていなかったようであります。今の太径材を効率的に加工できる製材工場は県内に5か所あるとお聞きしています。そのうちの1か所は大豊町の嶺北林材協同組合で、原木消費量は年間3万立方メートルを超える計画となっています。県内の製材工場が今後発展するには、太径材を活用し、年間原木消費量を多くしていかなければ、経営上厳しい状況になると思われます。

現在、原木消費量が3,000立方メートル未満の製材が60社、85.7%を占めておりますが、製材業の今後の在り方を考えると、どのように政策を展開していくのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

次に、第5期産業振興計画において、木材・木製品製造業の出荷額を257億円の目標に取り組んでいます。その中で高知県木材普及推進協会が高知大丸にぷらっとホームMokuを開設して、木材利用総合相談窓口として木材のよさのPRなどを行っています。

商工農林水産委員会の出先調査で意見交換をさせていただいたところ、川上から川下へ木材を使用することが森林を健全な状態に保ち、ま

た山に還元できるということなどから、高知の山の魅力を発信しており、すばらしい取組であると感じました。しかし、ユーザーの全てが県民であり、県内の木材製品を県外に販売していくには、都市部のユーザーに足を運んでいただけるような戦略が必要ではないかと感じました。

県として、木材普及推進協会が運営するぷらっとホームMokuを外商活動でどのように活用していくのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

次に、水産業の振興についてお伺いをいたします。

去る5月22日に商工農林水産委員会で高知市仁井田にある大東冷蔵株式会社を視察し、意見交換をさせていただきました。会社の方針は、地域資源を生かし、生産・加工・流通・輸出を一体で行うことで、雇用創出、労働力の域外流出抑制、地域所得の安定化を実現していくことであるとお聞きしました。生産は、養殖漁業を自社で行うとともに、自社以外の養殖漁業者とも提携し、加工用の原魚を確保しているということです。主力の魚種は養殖マダイで、その日に水揚げされた鮮魚を加工、冷凍し、販売先については、国内は関東中心、輸出は香港、タイ、インドなどであります。

こういった取組は、まさに地域資源を付加価値の高い商品へと転換し、生産者の所得向上や、雇用の創出による地域経済の活性化に対して大きな効果があると考えており、県もこの事業展開に際して様々な支援を行ってきたともお聞きをいたしました。

養殖業において、こうした地域水産業を支える一貫体制企業の取組をさらに広げていくために、どのように進めていくのか、水産振興部長にお伺いをいたします。

次に、あゆ王国の取組についてお伺いいたします。アユは、食、観光、移住・定住など、県

が進めています施策の支えとなる可能性を秘めていると思います。

県では、県内河川の潜在能力を十分発揮させながら、アユ資源を回復させる取組を進めるとともに、アユを水産振興だけではなく、観光や地域振興などにも有効に活用するため、総合的な指針として令和4年3月にあゆ王国高知振興ビジョンを策定いたしました。そして、令和6年度から令和9年度までの4年間で第2期として、観光、食、体験、教育、情報発信など様々な取組を行っています。

特に、子供たちが川に親しむ学習などの実施では、4月から5月のテレビニュースや、また新聞などで県内各河川のアユ放流体験が報道されたところでもあります。近年、子供の遊び方の変化や、川で遊ぶことに対する安全性の確保の観点から、子供たちが川や生き物に親しむ機会が減少していると思います。子供の成長過程において、川に放流したアユが成長し、それを捕獲して食する体験も大事と考えます。

川に親しむことや、捕獲等の体験を通した環境学習は大切であると考えますが、教育長の考えをお聞きいたします。

次に、岐阜県などの他県では、川の中に木や竹ですのこ状の台を設置し、川を下ってくるアユを捕獲するやな漁が行われています。本県では、漁法としてのやな漁は漁業調整規則で禁止されているとお聞きしています。しかし、安全な捕獲体験となるやな漁は、子供が川に親しむ機会づくりに大いに貢献できるのではないかと考えます。

例えば、体験学習にやな漁が実施できないか、その可能性について水産振興部長にお伺いをいたします。

次に、本県では昭和50年代から平成の初期にかけて年間1,000トンを超えるアユが漁獲されておりましたが、近年は100トンまで減少を

しております。減少の要因としましては、近年の調査からカワウなどの被害や河川環境の変化が考えられています。

令和7年度の内水面漁業センターの研究によりますと、秋期にはカワウが捕食した魚の80%から90%がアユであることや、アユの放流が始まりますと、放流場所まで移動する行動も観察されています。カワウは、1日で約40キロメートル以上の移動をするとも言われております。

アユの被害を防ぐには、カワウの捕獲駆除が一つの方法であると思いますが、その対応策について水産振興部長にお伺いいたします。

次に、自転車の交通反則通告制度についてお伺いいたします。

交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が道路交通法の一部を改正する法律で令和8年4月1日から自転車にも導入されました。その背景には、近年自転車を取り巻く交通事故が多く、中には重大な事故もあり、その対策が急がれているところであります。今回の自転車の青切符導入の対象者は16歳以上となっており、自転車の交通違反に対しては基本的に指導警告を実施することになっております。

自転車の青切符が導入されて3か月が経過しようとしていますが、自転車の交通違反に対する取締りの状況と、今後の自転車安全利用に向けて県警としてどのように取り組んでいくのか、警察本部長にお聞きをいたします。

次に、自転車は、幼児、小学生、中学生、高校生、社会人、高齢者と幅広い年齢層が活用しています。今までも自転車の安全運転等については、保育所や小学校、中学校、高校でそれぞれ指導や講習を行ってきていると思います。今回、交通違反による青切符が導入されたことにより、今まで以上に交通安全教育を充実していくことは重要であると考えます。

子供たちの通学時の安全対策にとって重要な

機会であると思いますが、自転車の交通安全教育についてどのように対応しているのか、教育長にお伺いをいたします。

次に、今回の制度改正により車道を通行する自転車が増加することで、交通事故につながる危険性が高まるという意見も聞かれております。防護柵等で分離された自転車通行区間が確保できれば、自動車、自転車、歩行者が安全に通行できるようになります。一方で、既存の道路に自転車通行区間を整備していくには様々な課題があると考えます。

自転車通行の安全確保に今後どう取り組んでいくのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、部活動の移動手段についてお伺いいたします。

去る5月6日に、北越高等学校のソフトテニス部が練習試合を目的にレンタカーのマイクロバスで遠征中に事故に遭われました。負傷されました生徒の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになりました生徒に心よりお悔やみを申し上げます。

今回の事故もそうではありますが、今までにも部活動の移動手段での交通事故は大なり小なり多く発生しており、その都度移動手段の在り方について検討されてきております。県内公立中学校の部活動の状況を見てみますと、近年少子化で生徒数の減少により2校以上で連合を組んで活動している運動部が多くなっております。部活動は、生徒の自主的、自発的な活動となっており、中学校においては教育活動の一環で行われていると思います。

公立中学校においては2校以上の学校で部活動を行っている場合、練習を行う場所までの移動手段の実態について教育長にお伺いをいたします。

次に、県立高等学校の部活動における移動手段の実態についても教育長にお伺いをいたしま

す。

部活動の移動を行う場合、その実施には生徒の安全確保は大事であります。公共交通機関が少ない高知県におきましては、部活動に貸切りバスやハイヤーを利用して生徒の安全な移動を確保するとなれば大きな予算が必要となってきます。

教育振興の一つである部活動は重要でありますので、国に対しまして部活動の移動に対する支援について提言すべきと考えますが、教育長にお考えをお伺いいたしまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 上治議員の御質問にお答えをいたします。

まず、いわゆるスペースポートの実現に向けました私の意気込みについてお尋ねがございました。

議員のお話にもありましたように、らんまん、あんぱんに次ぎまして、令和10年の大河ドラマがジョン万に決定をし、本県に関する明るい話題が続いております。こうしたよい流れが続いておりますのは、これまで多くの県民の皆さんが人との出会いや御縁を大切にしながら、高知の魅力を育てこられた積み重ねによるものであるというふうに思っております。

私自身も県政を進める中で多くの御縁に恵まれて、支えていただいております。そうした意味では、私自身が持っているということでは必ずしもございませんで、高知という地域そのものが多くの人を引き寄せる、そんな力を持っているのだというふうに思います。今後も、その御縁や流れを大切にしながら、県民の皆さんと共に次のチャンスをしっかり形にしたいと考えております。

今、本県出身の2人の若者が高知の未来を思い、大きな志を抱いてスペースポートの実現と

いう壮大な夢に挑戦をしております。このプロジェクトが実現いたしますと、本県の経済に与えるインパクトは非常に大きいものがあると考えます。また、若者にとって魅力ある仕事の創出、あるいは国内外から高度な専門人材が集まる契機となるなど、本県の将来に大きな可能性をもたらすものと期待をいたしております。そして、こうした経済的な観点のみならず、このプロジェクトは、高知に元気で明るい未来をもたらす、言わば象徴といたしまして、多くの県民の皆さん、各層各界の県民の皆さんに夢と希望の結集軸ともなる、そんなポジションを得ているのではないかというふうに考えるところであります。

このプロジェクトにつきましては、県として本県におきますロケットの打ち上げ需要、あるいは適地の有無、事業収支の見通し、経済波及効果などにつきまして、専門機関の協力を得て7月から調査を開始したいと考えております。その結果も踏まえまして、どのような条件が整えば実現できるのかという観点で、研究会において検討を深めたいと考えております。

本県の元気な未来を目指す夢の実現に向けまして、ジョン万次郎の生き方にも学び、最後まで諦めず挑戦し続ける、そうした姿勢を貫きながら、一步一步着実に歩みを進めてまいります。

次に、今回の大河ドラマを生かしました博覧会の開催に当たっての決意についてお尋ねがございました。

このたびのドラマ化によりまして、本県の偉人ジョン万次郎が県内外、さらに世界の方々に認知されることになり、本県の観光振興に向けて大きな追い風をいただいたと感じております。これまで誘致活動に取り組んでこられました土佐清水市をはじめ関係者の皆さんの御尽力に対し、深く敬意を表したいと存じます。

このチャンスを最大限に生かしまして、国際

交流の礎を築いた万次郎の功績、そして最後まで諦めない精神を後世に引き継いでいくために、県全域で展開をいたします観光博覧会を開催したいと考えております。そして、この博覧会を通して、草の根の国際交流をはじめといたしまして、いわゆる地産外商、そして移住促進といった施策も一層強化をいたしまして、人口減少の克服という県政最大の目標達成に向けて一歩でも二歩でも前に進んでいく、そのよすがとしたいと考えております。

博覧会の開催に当たりましては、関係者が共有をする象徴的な到達の目標といたしまして、令和10年の県外観光客入り込み数が過去最高の500万人を達成すると、こういう旗を掲げて、さらなる高みを目指してまいります。

このため、ジョン万次郎や幕末に関連する観光資源と、地域でつくられました体験プログラムを磨き上げまして、数多く定番化をする、このことにより、いわゆるどっぷり高知旅をさらに深化させます。そして、博覧会後も中山間地域への誘客につなげるレガシーとなりますように、県内周遊そして長期滞在を促す仕組みをつくり上げていきたいと考えます。

加えまして、ドラマの放送に先立ちます来年には、ジョン万次郎生誕200年を記念いたしまして、本県で日米草の根交流サミット高知大会を開催いたします。アメリカからジョン万次郎ゆかりの方々が多く来高される絶好の機会を捉えまして、本県ならではの食や伝統文化を体験いただき、インバウンド向けのPRにつなげてまいります。

あわせまして、来年の大河ドラマもやはり幕末が舞台となります。逆賊の幕臣という番組となるとお聞きしておりますが、その放送内容に応じまして、これまで磨き上げた歴史観光素材を発信することで、博覧会前のジョン万への関心の盛り上げを図り、来年早々から都合2年間

の一气通貫で、本県への追い風が呼び込まれるように取り組んでまいりたいと考えております。

こうした一連の取組をオール高知で展開いたしまして、諦めない精神、ジョンワスピリッツを心に刻みながら、県勢浮揚を目指して粘り強く取り組みたいと考えております。

次に、四国遍路の世界文化遺産登録についてお尋ねがございました。

四国遍路は、1,200年を超える歴史を有しまして、自然と文化、信仰が混然一体となりました、世界的にも極めて希少な文化的価値を持つ資産であります。現在、四国4県や関係団体で構成をいたします協議会の下、産学官民が一体となりまして、文化財指定の推進、学術的裏づけの強化、さらには受入れ環境の整備に取り組んでおります。

このうち文化財の指定につきましては、四国全体で札所88か所のうち36か寺、そして遍路道につきましては指定候補となります198.3キロのうち67.2キロメートルが既に指定されております。現在も追加の指定に向けた調査を進めております。また、毎年2月に各県で実施をいたしております一日一斉おもてなし遍路道ウォークに、それぞれの知事がそろって参加をすることなど、世界文化遺産登録に向けました機運が高まってまいったと感じております。こうした取組を通じまして、当面はユネスコへの推薦候補となる国内暫定一覧表への追加記載を目標といたしております。

そうした中、国におきましては、令和3年の文化審議会答申を受けまして、追加記載に当たっての審査基準などが厳格化されました。具体的には、これまでのような公募は実施しない、対象資産を絞り学術的な検討と審査を実施する、さらに必要な条件が整ったものを随時追加記載するといった方針が示されております。このため、例えば大半の札所寺院の文化財指定が事前

に完了することが必要になると考えられます。

しかしながら、指定されることによりまして、例えば建物の移転など境内の再整備が制約されるのではないかとといった関係者の不安の声もお聞きをいたします。そのため、指定に向けましては、より丁寧に対話を重ねまして、御理解を得るように進めていく必要がございます。

四国遍路は、文化的価値だけではなく、国内外からの誘客という観光資源といたしましても高いポテンシャルがあると考えております。世界文化遺産登録の実現に向けまして、今後もオール四国の体制で粘り強く取り組んでまいります。

次に、中東情勢の緊迫に伴います資材不足や価格高騰の影響につきましてお尋ねがございました。

資材不足や価格高騰につきましては、業界団体などから定期的に情報を収集いたしまして、各分野への影響を把握しました上で、庁内で情報共有を行っております。例えば、園芸用ハウスの被覆資材でございますとか、機械設備に必要な潤滑油やシンナー塗料、アスファルトなどの建設資材、さらには医療施設や福祉施設で使用する手袋、こういった物資の調達が困難となっている、あるいは価格が大幅に上昇しているといった状況にございまして、本県経済の幅広い分野に影響が及んでいるというふうに認識をいたしております。

資材の流通の目詰まりに関して申しますと、まずは国におきまして、物流網全体を見据えました実効性ある対策を講じていただくことが重要だと考えます。そのため県におきましては、本年4月以降、目詰まりの解消を含めました資材不足や価格高騰への対応につきまして、国に対して政策提言を重ねてまいりました。また、窓口であります四国経済産業局に対して、県が把握した情報を随時提供いたしまして、国による対応を求めています。

加えて、県といたしましても、価格高騰などにより厳しい経営環境に置かれております事業者の方々への支援策が必要と考えます。このため今回、国の補正予算に呼応いたしまして、本議会に電気・ガス料金や飼料、燃油などの高騰対策といたして、総額約6億8,000万円に上ります関連の補正予算を提案いたしております。

さらに、本県におきましては、公的な需要が総生産に占める割合が全国で最も高いという状況にあります。これを考えますと、県や市町村の契約におきましても、今まで以上に価格転嫁の受入れを進めることが不可欠だと考えております。そのため県の相談窓口の周知強化や、県独自の運用基準の策定を進めますとともに、市町村への情報提供、そして取組の進んでいない市町村への伴走支援、こういったものに取り組んでまいりたいと考えております。

今後、価格の高騰などが長期化した場合には、事業者の方々などへの影響を見極めました上で、国に対しましてさらなる財政的措置、財政支援などの対策を要望してまいります。その上で、国や関係機関とも協力をしながら、必要な対策に全力で取り組んでまいります。

最後に、来年度、令和9年度におきます所得向上推進企業等総合支援事業費補助金の実施についてどう考えるのか、お尋ねがございました。

今年度新たに創設いたしましたこの所得向上のための総合補助金には、大変多くの反響をいただきまして、およそ65億円の申請がありました。この状況は、県内事業者の皆さんがこの補助制度を契機といたしまして、高付加価値型経営への転換にチャレンジをしてみようと、こういう高い意欲の表れであると大変心強く受け止めております。

本日、この補助金のうち、新規性があり、地域への波及効果が高いと認められる取組を支援いたします、いわゆる先進枠の採択事業を決定

いたしまして、結果を公表いたしました。採択の事例を2つほど御紹介いたしますと、1つは、建設現場において最新のロボットを国内で初めて導入して、施設の維持管理などにおきまして大幅な省力化、生産性の向上を図る取組。もう一つには、本県の民間医療機関で唯一となります無痛分娩サービスを展開するほか、産後ケアサービスなども導入いたしまして、周産期医療の今日的な課題解決に大きく貢献する取組。こういった例に代表されますように、県内産業をリードするような様々な業種の事業計画が示されているところでございます。

こうした中、今回は当初予算額を大幅に上回る申請をいただきましたので、一件でも数多くの意欲ある取組を後押ししたいという考え方に立ちまして、今議会に予算額を倍増する補正予算案を提案させていただきました。今回の申請には、新たな事業や新分野への進出、人材育成など、未来を見据え、幅広い県内企業の挑戦が数多く盛り込まれておりまして、そのチャレンジをしっかりと応援したいという思いがございます。

今後も、昨年度官民合同で設けました産業別若者所得向上検討チームで取りまとめました経営改革モデルを横展開していくこと、これを通じまして、高付加価値型経済への転換を着実に進めていくことが重要だというふうに考えております。したがって、このため来年度におきましても引き続きこうした高付加価値化の取組を支援していく必要はあるというふうに考えております。

一方で、来年度も今年度と同じ規模、あるいは手法でこの補助金を継続実施するかどうかということにつきましては、十分な議論が必要であると考えているところであります。そのため、来年度におきますこの分野での財政支援制度の在り方につきましては、前提条件といたしまし

て、国の経済対策予算の動向を含めました財源の状況がどうなるかということも十分見極めをし、より高い効果が見込まれる、そうした手法を検討してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(土木部長横地和彦君登壇)

○土木部長(横地和彦君) まず、県発注工事でのスライド条項の適用等の徹底についてお尋ねがございました。

これまでも県では、資材の価格高騰に応じたスライド条項の適用や、受注者の責によらずに資機材の納期が遅れる場合の工期延長等につきまして必要な措置が取られるよう、出先機関や市町村に対し周知をしてまいりました。

そうした中、今般の中東情勢に伴う全国的な資材不足や価格高騰を受けまして、県発注工事におきましても、ナフサ由来である塩化ビニール管等の建設資材の入荷遅延などの影響が出てきております。

こうした状況を受けまして、アスファルト合材といった急激な価格高騰が発生しております機材につきましては、臨時の単価改定を行うとともに、スライド条項の適切な対応がなされるよう、出先機関に改めて周知を行ったところがあります。加えまして、ナフサ由来の建設資材につきましては、代替資材の調達や流通経路の見直し等によりまして追加で経費が必要となる場合におきましても、これらを反映した契約変更ができることといたしました。

さらに、こうした取組を確実なものにするために、出先機関の担当者への説明会を行うとともに、受注者の方々にも情報提供を行うことで確実な申請につなげてまいります。なお、現在のところ、例えばスライド条項の適用につきましては、県発注の土木工事で8件、建築工事で2件の申請がありますが、多数の相談も寄せられておりますことから、申請件数につきまして

は今後増加が見込まれます。

県といたしましては、引き続き今後の情勢を注視し、必要な対策を適時適切に講じられるよう、出先機関と連携し取り組んでまいります。

次に、自転車通行の安全確保についてお尋ねがございました。

自転車を含めた道路利用者の安全確保におきまして、防護柵等で構造的に分離をした自転車専用の通行空間を確保することは、非常に有効な手段だと認識をしております。

しかしながら、県内の既存道路でそうした空間を整備するためには、多くの場合、道路を拡張することとなり、特に市街地では用地買収や多額の事業費の確保、沿線の店舗や住民の方々との調整が必要になることから、直ちの整備は難しいと考えております。

一方で、自転車の通行が認められた既存の歩道の中でも幅員が十分広い場合には、歩道内に自転車の通行範囲を明示し、安全な利用を促すという方法も考えられます。具体的には、県道桂浜はりまや線の梅ノ辻から棧橋通2丁目におきまして、路面標示やカラー舗装などで自転車の通行範囲を視覚的に明示し、歩行者と自転車双方の安全対策を講じております。

道路利用者の安全確保をより確実なものとするためには、このようなハード対策に加えて、交通ルールの周知や自転車利用者のマナー向上などのソフト対策を含めて、関係機関が連携して総合的に取り組む必要があると考えております。

そのため、道路管理者であります県といたしましては、今後も教育委員会や学校、警察等で構成されます通学路安全対策連絡協議会などの場で出された課題やニーズ等に基づきまして、現地の状況に応じた対策を進めてまいります。

(産業振興推進部長濱田美和子君登壇)

○産業振興推進部長(濱田美和子君) 所得向上

推進企業等総合支援事業費補助金の申請状況についてお尋ねがございました。

今回の募集においては774件、およそ65億円と、当初の想定を大幅に上回る申請をいただきました。その内訳は、横展開枠が693件で34億円余り、先進枠が81件で31億円余りとなっており、横展開枠の申請割合が件数では9割程度、申請額では5割強という状況です。

先進枠の申請内容は、先ほど知事がお答えしましたので、私からは横展開枠についてお答えします。横展開枠では、デジタル化や機械設備の導入により生産性を高めようとする申請が比較的多く、例えば製造業でパッキング作業を自動化して生産効率を向上させる取組、飲食業でセルフオーダーシステムを導入して省力化を行う取組、医療機関で高速処理が可能な機器を導入して診断効率と品質の両立を目指す取組などとなっています。このほかにも、新しい製品やサービスの開発、人材育成のための研修、多様な人材が働きやすい職場環境への改善など、幅広い分野から事業者それぞれの経営課題を踏まえた様々な申請がございました。

申請が予想額を大幅に上回る状況ですが、できる限り多くの事業者の取組を支援し、高付加価値型経営への転換と若者の所得向上につなげてまいります。

(総務部長永渕智大君登壇)

○総務部長(永渕智大君) 所得向上推進企業等総合支援事業費補助金の財源が一般財源であることを踏まえ、今後の財政見通しについてお尋ねがございました。

所得向上総合補助金につきましては、当初予算において、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し15億円を計上いたしましたが、想定を大幅に上回る申請がありました。これを受け、高付加価値型経営への転換にチャレンジしたいという事業者の皆様の思いにお応

えするとともに、所得向上や魅力ある仕事の創出による人口減少対策の推進は税源涵養にもつながる取組であるということを踏まえ、一般財源により増額することといたしました。

本県の財政調整的基金につきましては、今後も安定的な水準の維持に一定の見通しが立っており、今回の15億円の追加計上をもって、令和9年度当初予算も含め、今後の予算編成に影響を及ぼすものとは考えてございません。

しかしながら、本県の財政運営は地方交付税など国の動向に大きく左右されますことから、引き続き国に対して積極的な政策提言を実施いたしますとともに、歳入歳出両面にわたり不断の見直しを行い、安定的な財政運営に努めてまいります。

(人口減少・中山間担当理事濱田憲司君登壇)

○人口減少・中山間担当理事(濱田憲司君) こうち男性育休推進企業奨励金の現在の申請状況と申請の増加に向けた取組についてお尋ねがございました。

県では、共働き・共育てを推進し、仕事と家庭の両立を支援することで、少子化対策や、若者や女性に選ばれる高知県づくりに取り組んでいます。その結果、令和6年度の県内事業者の男性育休の取得率は46.4%と全国平均を6ポイント上回っております。一方で、令和9年度の目標であります64%には、なお開きがあることから、さらなる取組が必要であると考えております。

このため、昨年4月に自社の男性育休の取得状況を自ら公表する、こうち男性育休推進企業登録制度を立ち上げました。さらに、本年度は事業者の取組を後押しするため、こうち男性育休推進企業奨励金を創設しました。現在の申請状況は72件、およそ3,600万円となっております。加えまして、申請要件としている実践交流会へ

の申込み状況を踏まえますと、今後およそ200件、6,000万円程度の申請が見込まれております。

今後の申請のさらなる増加に向けましては、こうち男性育休推進企業に登録しているおよそ1,700社に対しまして、改めて奨励金制度の周知と活用について御案内を行います。あわせまして、マスコミやSNSを通じた情報発信に加え、商工会議所などの経済団体に周知を依頼するなど、より多くの事業者の皆さんに推進企業に登録をいただき、奨励金を活用していただけるよう、積極的な周知と利用促進に取り組んでまいります。

(農業振興部長橋本卓夫君登壇)

○農業振興部長(橋本卓夫君) まず、令和2年度から令和7年度までの5年間で減少した経営耕地の状況と、その減少を止めるための対策についてお尋ねがございました。

議員のお話にもございましたように、高齢化による離農や新規就農者の減少に伴い、農業の担い手が減少しており、農業経営に利用される農地、すなわち経営耕地は、耕作条件の厳しい農地を中心に1,614ヘクタール減少しております。減少した農地の現在の状況を統計から個別に把握することは難しいですが、この5年間で宅地や道路などへ転用された農地が約140ヘクタールあります。そのほかには、草刈りなどを行い保全管理されているところがある一方、一つ一つの区画が狭く不整形、あるいは傾斜地にあるなど耕作条件が悪く営農再開の見込みが立たないところもあると考えられます。

農地の減少は、生産量の低下や地域の衰退にもつながることから、まずは将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の話し合いの中で、営農をしないところと守るべき農地をしっかりと整理していくことが重要です。その上で、守るべき農地については、減少面積の約7割を占める水田を中心に効率的な営農が可能となるよう基

盤整備を行いながら、担い手への集約を進めていきます。あわせて、新規就農者の確保・育成や、大規模経営を期待できる企業の参入促進などの取組を進め、新たな担い手の確保を図ってまいります。

さらには、耕作条件の不利な中山間地域におきましては、中山間地域等直接支払制度や、本年度創設した経営規模の小さい新規就農者の機械導入などを支援する補助事業などにより、営農継続や就農を支援しているところです。

こうした取組を着実に進めることで地域の担い手の確保を図り、将来にわたる農地の活用につなげてまいります。

次に、農業技術センターはどのような視点で研究を行っているのかとお尋ねがございました。

農業技術センターは、生産者の所得向上を目的に、経営的な視点を持って研究を行い、高収量を実現する新たな技術や新品種を開発・育成することで本県の農業振興に貢献してまいりました。

例えば、贈答用の花として人気が高いトルコギキョウでは、年2回の収穫のうち2回目の収穫を、母の日のプレゼントとしての需要が多く高単価が期待できる5月に間に合わせる栽培技術を開発し、収益の約10%増加につなげております。また、本県の主要な品目であるナスやニラ、小ネギでは、出荷時の包装に用いるフィルムを薄くする技術を開発し、資材コストが約10%削減されております。

一方、近年は夏場の高温障害による収量の低下や、燃油価格の高騰といった新たな課題により、生産者の経営は大変厳しい状況にあります。そのため、高温障害を抑制する遮熱フィルムなどの新資材の検証や、冬場の燃油使用量を削減する温度管理技術の開発、また高温に強い品種などの育成にも取り組んでおります。

農業技術センターでは引き続き、生産者の所得向上に直結する技術の開発に向けて、経営的な視点を持って取り組んでまいります。

最後に、農業技術センターのこれまでの研究成果や現在の取組状況についてお尋ねがございました。

農産物の高付加価値化や差別化を図ることは、高単価での販売や選ばれる産地につながるため、農業技術センターでは農産物の機能性に関する研究や新品種の開発などを行ってきました。

これまでの成果としましては、例えばナスでは、血圧改善に効果がある機能性成分の含有量と栽培条件との関係を明らかにし、全国で初めてナスの機能性表示食品としての販売につなげました。また、消費地から遠い本県にとっては、農産物の輸送技術が重要であることから、野菜の鮮度を保持するためのパーシャルシール包装技術を開発しております。この技術は、ニラの出荷量全国トップの地位を下支えしています。

現在は、同じく全国トップの出荷量であるシトウにおいて高付加価値化に取り組んでいるところです。具体的には、消費者離れにつながっていた極端な辛さをなくした品種を開発したことに加え、さらなる消費者層の拡大に向けて機能性成分の評価も行っております。

今後も、農業技術センターは農産物の高付加価値化や差別化につながる技術の開発に積極的に取り組み、本県農業のさらなる発展に寄与してまいります。

(商工労働部長大原英樹君登壇)

○商工労働部長（大原英樹君） 本県の農産物を活用する食品加工業者の誘致の状況についてお尋ねがございました。

議員からお話のありました規格外品の販売につながる食品加工業の誘致は、さらなる農業者の所得向上に向けて大変重要であると認識して

おります。

一方で、本県は、冬場の温暖な気候を生かし、これまで施設園芸を中心に高単価が狙える生鮮販売を目的とした農産物の生産に力を入れてきました。そのため、安価で年間を通じて安定的な量が求められる加工原料としての農産物の生産が限られ、県外からの食品加工業者の誘致につきましても、ユズを加工する企業2社にとどまっています。

これらの状況を踏まえ、県では本年3月に企業誘致戦略をバージョンアップし、規格外品を含めた農産物を活用する県内外の食品加工業者を本県の企業誘致のターゲットに位置づけました。その戦略に基づき、現在本県産の農産物を原料として加工を行う複数の食品加工業者と、工場の新設や増設に向けた個別交渉を行っているところです。

引き続き、食品加工業者の誘致の機会を逃さぬよう、関係者と連携しながら取り組んでまいります。

(林業振興・環境部長坂田省吾君登壇)

○林業振興・環境部長（坂田省吾君） まず、木材加工業者の所得向上に向けた取組への伴走支援についてお尋ねがございました。

県では昨年10月に、産業別若者所得向上検討チームにおいて設備投資や多能工化、働きやすい職場づくりを通じた生産性向上などを柱とする経営改革モデルを取りまとめました。

県内の木材加工業者においては、この経営改革モデルを参考としながら、各事業者が製造する製品の種類や雇用の規模などに応じた取組を進めていただくことが重要であると考えております。

そのため、今年度はそれぞれの事業者が抱える課題に応じて、作業の効率化や省力化に向けた生産工程の改善につながる機械の導入、設備の稼働率向上に向けた生産管理のDX化、共働

き・共育でのしやすい職場環境づくりに向けた労働環境改善セミナーへの参加など、具体的な対策に各事業者が取り組んでいくこととしております。

県では、こうした各事業者の取組を後押しするため、所得向上のための総合補助金などの支援策を設けたところです。また、林業事務所を中心に木材加工業者への継続的なヒアリングを行うとともに、具体的な対策を進めるための計画づくりについても支援をしているところです。

今後とも、このようなきめ細やかな伴走支援を通じて、木材加工業者における若者の所得向上につなげてまいります。

次に、県内の製材工場の経営状況についてお尋ねがございました。

議員からお話がありましたように、製材事業者の規模は、年間の原木消費量が1万立方メートル以上の大規模事業者と、3,000立方メートル未満の小規模事業者に二極化しております。大規模事業者は、県外の大手住宅メーカーや製品市場などへの安定した販売ルートを有しており、一定の出荷が見込まれています。一方、小規模事業者は、県内の工務店や製品市場への出荷割合が高く、地域の需要にきめ細かく対応した生産を行っております。

これらの事業者に共通する課題として、近年の円安基調を背景に、住宅資材や設備全般の価格は上昇し、住宅価格が高騰する一方で、製材品の価格は伸び悩み、厳しい環境が続いております。さらに、今年に入り中東情勢の影響による資材価格や輸送費のさらなる上昇が見られ、事業者の経営をコスト面から一層圧迫しています。

また、少子高齢化の進行に伴い、県内の住宅着工戸数の減少が見込まれることから、県内向けの出荷を主力とする小規模事業者はさらに厳しい経営環境となることが懸念されます。

このため、県内の木材需要をより一層喚起するとともに、県外市場への販路拡大を進めることが重要であると認識しております。

次に、製材業の今後の在り方を踏まえた政策の展開についてお尋ねがございました。

小規模事業者と大規模事業者では、出荷先や事業環境に大きな違いがあるため、政策の展開はそれぞれの実情に応じて分けて考える必要があります。

まず、小規模事業者については、地域に根差し、工務店など多様な需要に応じた生産を行っている事業者が多くあります。また、原木の形や性質を的確に見極めて、例えば無節の板や柱を製材するなど、付加価値の高い製材品を生産している事業者が数多く見られます。このような事業者に対しては、公共建築物における販路開拓や木造住宅への助成、高知県環境不動産認定制度などの各種施策を通じて、県内の住宅や非住宅建築物における県産材の利用促進を図ってまいります。また、付加価値の高い内装材や什器類については、さらなる販路拡大を図るため、高知県木材協会に設置したTOSAZAIセンターにより、商談会や県外展示会への出展などを通じ取引の拡大を支援してまいります。

一方、大規模事業者については、効率的な生産設備を活用し、例えば日本農林規格、いわゆるJASに適合した高品質な製材品を安定的に生産しています。本県では、人工林の成熟に伴い大径材の供給が増加してくることから、その資源を有効に活用し、生産量を維持・拡大していくことが重要です。このため県においては、大径材を効率的に加工できる施設整備などへの支援を引き続き行ってまいります。

こうした取組を総合的に進めることで、小規模事業者、大規模事業者それぞれの強みを生かした経営を後押しし、林業・木材産業のさらなる振興につなげてまいります。

最後に、ぷらっとホームMokuを外商活動でどのように活用していくのか、お尋ねがございました。

県産材の利用促進を目的に設置したぷらっとホームMokuは、昨年7月のオープン以来、1万人を超える来場者を迎え、木造建築に関する相談対応や県産木製品の紹介、木育活動の支援などを行っています。

議員御指摘のとおり、現在の来場者は県内の方が中心ですが、今後は県外からの来場者も増やすことで、県産材の地産外商の拡大につなげていくことが重要であると考えています。

県では、外商活動を進めるために設置したT O S A Z A Iセンターにおいて、県外の設計事務所や工務店などを本県に招き、県内の林業や木材産業をP Rする産地ツアーや商談会を開催しています。昨年度はこうした取組に、関東や関西の都市部を中心に92社の企業に参加いただきました。

今後は、こうした産地ツアーの訪問先にぷらっとホームMokuを加え、参加者にとって有益な情報となる建築事例や生活用品など、県産材の魅力や具体的な活用方法を直接紹介することで、県外からの来場者の増加につなげ、県産材の地産外商を一層推進してまいります。

(水産振興部長山下修君登壇)

○水産振興部長(山下修君) まず、養殖業における一貫体制の企業の取組をさらに広げることについてお尋ねがございました。

県は、産地競争力の強化を図るため、県内の養殖魚などを加工する施設整備を支援しており、これまでの支援対象の中には、お話にありましたような生産・加工・流通・販売を一貫して行う企業が幾つかあります。

こうした企業は、令和元年度以降、順次養殖業を中心に加工を始め、出荷額を伸ばしていますが、今後はさらに増加させる目標を立ててい

ます。その目標達成には、新たな販路拡大が必要であることから、近年世界的に日本食需要が高まる中、特に経済成長に伴い購買力が向上している東南アジア諸国などへの輸出に取り組んでいます。

県としても、企業の目標達成に向け、新たな国での販路開拓に向けた展示会への出展や、現地の飲食店を対象とする試食商談会の開催に対する支援など、輸出の取組を後押ししており、企業の輸出額も年々増加している状況です。

今後も引き続き、輸出による販路拡大を支援し、こうした企業が目標を達成し成功事例となることで、生産・加工・流通・販売を一貫して行う事業者の参入につなげ、地域経済の活性化に寄与するよう取り組んでまいります。

次に、やな漁を体験学習で実施する可能性についてお尋ねがございました。

本県の河川においては、釣りが主要な漁法となっており、川をせき止めて一度に多くの魚を捕ることができるやなは、資源に対する影響が大きいことから、高知県漁業調整規則により漁具としての使用が禁止されています。一方、同規則において使用を禁止されている漁具であっても、試験研究や教育実習などの限定的な目的で許可を受けて使用することが可能となっています。

これに基づくとお話にありました子供たちがアユを捕獲したり、川に親しむ機会となる体験学習は教育実習に該当することから、許可を受けてやな漁を実施することは可能です。

いずれにしても、漁具の使用については、規則に基づく適正な許可を行ってまいります。

最後に、カワウによるアユの被害への対応策についてお尋ねがございました。

カワウは全国的に生息数の増加と分布域の拡大が見られており、アユなどへの食害の増加が問題となっています。本県でも、各河川におい

て漁協が主に銃による駆除を行っている中、近年生息数、漁業被害額ともに増加しています。

そのため、県では、被害対策の強化を目的に、令和7年4月に高知県カワウ管理指針を策定しました。この指針では、カワウによる漁業被害をより正確に把握するために、季節ごとの行動パターンや食性等を詳細に調査分析し効果的な対策につなげ、漁業被害の軽減を図ることとしています。

また、対策を講じる際には、県内全域での連携が重要となることから、カワウ対策の専門家や県内の関係者を交えた会議を開催し、調査結果や知見の共有を図っています。まずは、県内を5つのブロックに分けて、被害の多い中央ブロックから令和7年度に詳細な調査を開始しており、他のブロックにおいても順次行ってまいります。

今後は、調査結果を分析し、従来の銃による駆除に加え、漁業被害につながりやすい場所に巣を作らせない工夫や、ドローンによる追い払い、種苗放流の場所・時期の見直しなど、各地域の特性に合わせた効果的な手法の組合せを検討し、実施する予定としております。できるだけ早期に、本県全域で効果的にカワウ被害の軽減が図られるよう取り組んでまいります。

(教育長今城純子君登壇)

○教育長（今城純子君） まず、川に親しむことや、捕獲等の体験を通した環境学習についてお尋ねがありました。

環境に関する学習については、学習指導要領において複数の教科で関連して指導することの重要性が示されております。具体的には、小学校理科では、地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れることを通して、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うことが求められています。また、総合的な学習の時間では、地域の自然の中での直接的な体験

を通して、自己の生き方を考え、主体的に行動する力を養うことが求められています。

とりわけ、環境の保全への関心を高めるに当たっては、川での体験的な学習は絶好の機会であり、現在学校では様々な取組が行われています。例えば、四万十川流域の学校では、水生生物の採集を通して水質を調べる活動、カヌー体験を通して川の魅力を体感する活動が行われています。鏡川や奈半利川流域の学校では、漁業協同組合や地域の方々の協力を得ながらアユの稚魚の放流が行われています。また、友釣りやしゃくり漁で実際にアユを捕獲し、食するなどの体験を通して、成長の過程や生命尊重について学んでいる学校もあります。

県教育委員会としましては、引き続き地域の方々と連携し、川や生き物などに親しむ体験を通した環境学習を推進してまいります。

次に、自転車の交通安全教育についてお尋ねがございました。

自転車の交通安全教育については、交通違反による、いわゆる青切符制度が導入されたことも踏まえ、各公立学校や保育所等で子供たちへの指導や講習を実施しています。具体的には、小学校では、運動場に道路を描き、実際に自転車を運転する交通安全教室を実施している学校が数多くあります。そこでは左側通行などの交通ルールに加え、信号のない交差点でも一旦停止し左右を確認するといった安全な行動について、実技も交えて指導しています。

中学校、高等学校では、道路交通法による交通ルールや道路標識の意味などを指導しているほか、高知県警と連携し、スタントマンによる事故の再現からその危険性を学ぶ交通安全教室を実施しています。

また、保護者の皆さんにも、自転車の正しい交通ルールを御理解いただけるよう、新たに啓発リーフレットを作成しPTAの研修会などで

呼びかけを行っています。さらに、教職員に向けては、来月に全ての公立学校の担当教員を対象に、交通事故被害者の御遺族による講話を含む研修会を開催し、その学びを各学校の2学期以降の交通安全教育につなげることにしています。

今後も、高知県警などの関係機関と連携し、子供たちが交通ルールを正しく理解し、自転車事故の被害者にも加害者にもなることのないよう、交通安全教育の取組を進めてまいります。

次に、複数の中学校が合同で部活動を行う際の練習場所までの移動手段についてお尋ねがございました。

近年、生徒数の減少に伴い部活動の合同チームの編成が増加しており、その結果、学校間や練習場所への移動の機会が増えている現状があります。そうした際の移動手段につきましては、各市町村教育委員会の規定に基づき実施されています。

今月、改めて市町村教育委員会に聞き取りをした結果、保護者による送迎のほか、市町村が所有している公用車での移動や、徒歩、自転車による生徒自身の移動が一般的に見られたところです。また、借り上げバスやタクシーを利用している事例もありました。

次に、県立高校の部活動における移動手段の実態についてお尋ねがございました。

県立高校の部活動における生徒の移動手段については、県の規定により公共交通機関を利用するか、営業自動車を借り上げることを原則としております。ただし、これらが利用できないやむを得ない場合は、学校の管理自動車や教職員による自家用車での移動も認めています。

県教育委員会が今月全ての県立高校を訪問して聞き取りを行った結果、現地集合、現地解散により保護者が送迎する場合や貸切りバスの利用、教職員が自家用車を運転する場合など、部

活動の人数や行き先などの状況に応じて移動手段は多様であることを把握しています。

部活動で移動する際の生徒の安全確保は重要であり、各学校において安全管理が確実にされるよう、引き続き指導の徹底に努めてまいります。

最後に、部活動の移動に対する支援を国に提言することについてお尋ねがございました。

学校教育活動の一環である部活動は、スポーツや文化芸術活動に親しむ貴重な機会であり、生徒の健全育成や豊かな人間性を育むなど、教育の振興において重要な役割を果たしていると捉えております。

部活動の移動を行う場合、本県においては公共交通機関が必ずしも十分でない地域もあり、生徒の安全確保に留意しつつ、現状に即した移動手段の確保が求められます。現在、国において部活動遠征時の安全対策等の議論がなされており、今月末を目途に取りまとめが行われると聞いております。

県教育委員会としましては、国の取りまとめた内容を踏まえるとともに、他県の状況も参考にしながら、本県の実情に応じた対応を検討してまいります。

(警察本部長岩田康弘君登壇)

○警察本部長（岩田康弘君） 自転車の取締りの状況と安全利用に向けた取組についてお尋ねがございました。

自転車の交通違反に対する指導取締りにつきましては、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に指導警告を行うことを原則とし、悪質、危険な交通違反に対しては積極的な検挙措置を講じるという基本的考え方に基づいて実施してまいりました。

その結果、本年4月1日から昨日現在までの県内における自転車の交通違反に対する青切符による検挙件数は6件でございます。内訳は、

指定場所一時不停止が5件、携帯電話使用が1件となっております。また、指導警告票等を用いた指導警告件数は、4月1日から5月末までの2か月間に2,732件となっております。子供から高齢者まで幅広い層が対象となりましたが、中高生だけで約53%となっており、特に多い違反は、並進走行と指定場所一時不停止で約60%を占めておりました。

例年、中高生の交通事故当事者のうち約8割が自転車運転中に交通事故に遭っております。そのうち、約9割に何らかの法令違反が認められておるところでございます。そのため、中高生の交通事故を減少させるには、自転車を安全に利用するための基本的な交通ルールを理解、遵守させることが重要と認識しております。

今後は、中高生が並進走行や指定場所一時不停止をはじめとした交通違反の危険性等を理解し、自ら自転車の安全利用を実践するということが定着するよう、学校や教育委員会等と連携し、中高生の交通事故や交通違反の実態を掘り下げた、実効性のある交通安全教育に努めてまいります。これに加え、交通事故や交通違反の実情に即した指導警告や、悪質、危険な交通違反に対する検挙活動についても引き続き適切に行い、幅広い層の方に自転車の安全利用を促してまいります。

○4番（上治堂司君） それぞれに、また丁寧に前向きな御答弁ありがとうございます。

今日朝、夜中にワールドカップをちょっと見ておりました。日本が先制していなかったら、早く寝て十分原稿を読む時間がありましたけれども、日本が先制をして、これはひょっとしたらひょっとというふうに思いつつ、ついに最後まで見てしまって、途中読むときに文面を飛ばしてしまったので、時間が少し余ってしまいました。

第2問ではございませんけれども、まずスパー

サポートでございます。国においては、令和12年頃にはロケットを年間30機ほど打ち上げて、関連の市場規模も8兆円までいたいという計画をしておるようであります。知事の答弁では、7月からあらゆる角度から調査をして何とか実現に向けてというお話もございましたが、本当に本県にこのスペースポートというのが実現するとなれば、経済や産業あるいは人口減少対策など、本県の課題はかなり大きく前進していくというふうにも思いますので、ぜひこの7月以降、あらゆる角度から持って、実現に向けて頑張っていただきたいというふうにも思うところでございます。

それから、人口減少対策でございましたけれども、そここのところの所得向上推進企業等総合補助金、こんだけ、774件、約65億円という、多くの方々が、県が民間の方に支援をして何としても上げていこうというこの意気込みに、民間の方々も応えていただける政策だとは思いますが、しかしながら、先ほども出ましたように、やはりこれには大きな予算も伴います。今回は、当初予算では臨時交付金、いわゆる国からの交付金であり、今回は一般財源ということで、総務部長も総務省で見ておるんで、高知県の財政、これなら大丈夫ということで15億円打ったと思いますけれども、小さい市町村ではなかなか15億円というのは厳しい予算であります。

令和9年度におかれましても、ぜひ知事が何らかの形でこういうような交付金いただけるような政策提言をして、地方の中山間地域あるいは小規模のこういう会社がしっかりやっていけるような対策もしていただければなというふうに思います。

農業でありますけれども、部長、1,610ヘクタール減少というのは、もう数字を見ただけではびっくりする数字になります。公共用地に140ヘクタールは使われておるといっても、やっぱりそ

こが農地をしなくてもしっかりと管理、あるいはそういうふうにしていけばいいけれども、そうでなければ、野生動物の被害がどんどんどんどんまた中山間地域では増えていくことも想定をされます。やっぱりこれの対策、県だけではなくて、市町村と一体となった取組をお願いいたしたいというふうに思います。

また、特に1次産業におかれましては、先ほど土木部長は価格の転嫁というか、公共調達にはそういうふう設計上打ってはいくことができるんですけども、特に1次産業においては価格転嫁が大変難しい産業であります。しかしながら、価格転嫁ができなかったら、幾ら大量生産をしても経営上なかなか成り立っていかないというのがよく聞こえてくる話であります。やはりその出口対策から、また出口の金額についても最大限どういうふうにしたら高くいけるのか、特に消費地に向けていろんな角度からやっていただきたいというふうに思います。

特に、水産業で私はやな漁のお話をさせていただきましたけれども、子供たちがよくアユを放流するとき、テレビ報道を見たら、大きくなってね、元気に育ってねと言ってアユを放流します。それで、やっぱり教育長も言われました、それで終わってしまうと、ただ放流を楽しんだだけということになりますので、さっき言ったような生態系である、あるいは大きくなったアユを中学生、高校生ぐらいになれば、いろんな漁法で捕獲することもできると思うんですが、実際大きくなったのを捕まえるというのは、一番安全なのがやっぱりやな漁ではないかなというふうなことも思います。ぜひこのやな漁が、進めたらまたいろいろと県も具合が悪いかも分かりませんが、あゆ王国高知というイメージを上げる意味でも、高知ではやっぱりやな漁があるんだよ、どこそこに行けばこの期間があるんだよというのをも広めていけば大変ありが

たいかなというふうにも思っております。

さて、令和8年度もスタートいたしまして3か月が経過をしようとしておるところでございますが、4月から、今日答弁もしていただきましたように、それぞれ新しい部長の下で、県勢浮揚に職員一丸となって全力で取り組んでいることと思います。どうか、知事を筆頭に県政課題に取り組んでいただきたいというふうに思います。

私たち議員も、残された任期は僅かになりましたけれども、車の両輪のごとく、同じ思いで取り組んでまいります。

以上で、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（明神健夫君） 暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩



午後1時再開

○副議長（土居央君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

36番中根佐知議員。

（36番中根佐知君登壇）

○36番（中根佐知君） 私は、日本共産党を代表して質問をいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、中東情勢について知事の政治姿勢をお伺いいたします。

イランと米国の戦闘終結を定めた覚書が6月17日、両国の首脳の名で発効しました。2月28日に米国とイスラエルの国際法違反の攻撃が始まった危機は大きな転機を迎えたかに見え、合意には、ホルムズ海峡の開放、米海軍によるイランの海上封鎖の解除、段階的な制裁緩和が

含まれています。しかし、署名後も海峡周辺で攻撃の応酬が続き、まだまだ予断を許さない状況です。完全な解決、平和の確立に向けて事態が前進することを強く願うものです。

大義も明確な目的もないアメリカの国連憲章違反の暴挙がもたらしたホルムズ海峡封鎖の影響は、世界的な原油高と供給不足を生み出し、その影響はガソリンなどの燃油だけではなく、プラスチック製品、合成ゴム、繊維、そして塗料、溶剤など石油化学製品、肥料など広範囲に及んでいます。日本共産党県議団としても5月22日、県に対して緊急要望をしたところです。影響は極めて深刻です。

東京商工リサーチ高知支店が県内企業に実施をしたアンケートでは、8割近くの企業が事業活動にマイナスと回答し、その理由について、原油由来の素材、原材料の高騰によるコスト増、84.84%と、ガソリン価格の高騰、72.72%となっています。J A高知県の資料では、農業用ビニール、包装用フィルムが3割、4割と高騰し続け、農業用プラスチック製品の納期遅延、欠品の発生が示されています。

全国商工団体連合会の影響調査では、影響があるとの回答が約6割、今後ありそうを含めると9割で、影響の内容は、仕入れ、資材の高騰が約8割、調達困難が約5割、売上げ・利益減少がそれぞれ4割強となっています。どんな支援策が必要かの問いには、燃料・光熱費への直接支援66%、コロナ禍で実施をした持続化給付金、家賃支援給付金のような支援50%、税・社会保険料の納付猶予・減免、こうしたものが45%、資金繰り支援が35%となっており、直接支援を強く求めるものとなっています。

医療や介護、障害福祉、保育など公定価格で運営している分野はコスト高を価格に転嫁できません。特別の対策が必要です。医療分野では、医療用グローブ、医療用ガウン等の不足や値上

げが起きており、患者の命を守れない状況が発生しかねません。物資の優先配分、値上げに対応する補助金の支給を求める声や、介護・福祉・保育分野では全国社会福祉協議会が使い捨て手袋、紙おむつ類、使い捨てエプロン等のプラスチック製品などの衛生用品や消耗品の供給に極めて深刻な影響が及んでいます。これらの物品は、利用者の生活に直接関わるものであり、感染症防止にとどまらない、尊厳ある生活を支えるための必需品ですと、資材の確保とコスト増への緊急対策、公定価格の追加的見直しを要望しています。どの分野も極めて深刻です。

この状況は、ホルムズ海峡封鎖が解かれたとしてもすぐには改善しません。同地域にある石油・ガス田関連施設、輸出ターミナルなど80か所以上のエネルギー関連施設が損傷を受け、その3分の1以上が深刻な被害を受けています。国際エネルギー機関、I E A事務局長は、危機前の供給水準に戻るのには最大2年を要すると分析をしています。思い切った直接支援をしないと、倒産、廃業などにより社会の基盤そのものに深刻なダメージを与えることになることは必至です。

緊急事態だと思います。社会を様々な分野で支えている方々の心が折れないよう、力強い支援が必要です。6月補正にも一定の対策が取られていますが、今後どのような支援が必要と考えているか、知事にお聞きます。

今回の危機は、過度に石油に依存した社会への警鐘だと受け止めるべきです。石油は有限であり、あと数十年とも言われています。世界最大の産出国アメリカの埋蔵量は、消費量の11年分です。重大なのは、油田の質が大きく低下していることです。

石油を掘るのに要したエネルギーの何倍石油が採れたかというエネルギー収支比、E R O I といいますが、かつては100倍の石油が採れたの

に、今では10倍程度であり、シェールガスなどはさらに効率が悪いと分析をされています。このEROIの数値が3を切ると、掘り出した後の精製、輸送、販売などにかかるコストを賄えなくなり、エネルギーとしての価値を失います。石油はあっても掘れないポイントに近づいています。

気候危機対策としても、持続的な経済、1次産業のためにも、例えば代替製品の開発、重油の使用の削減など、脱炭素の取組を一層加速させることが大事だと思いますが、知事にお聞きいたします。

次に、嶺北での低空飛行訓練について伺います。空の暴走族と呼ばれ、全国で爆音をまき散らすこの米軍機の低空飛行訓練が顕著になったのは1980年代以降です。本県では過去4回もの米軍機墜落事故が発生。1994年10月には早明浦ダムに墜落、米軍パイロットが2名死亡するその事故から今年で32年です。今も爆音を響かせながら超低空で飛行訓練が傍若無人に行われています。

今年5月6日、地元住民の方が大川村役場前から撮影した動画をぜひ御覧いただきたいと思いますので、どうぞ見てください。いつも2機編成で飛来をすることが多いのですが、この日は4機飛来しました。そのうち2機が通り過ぎ、その次2機が来たその4機目、4機飛来した一番最後の映像を見ていただきたいと思います。(スクリーンを示す)大変短い映像でしたけれども。大変残念ですが、音は流せません。物すごい爆音です。低空飛行解析センターのフェイスブックで公開をされていますので、御覧になれる方は、ぜひその爆音をお聞きいただきたいと思います。32年前も機体を大きく傾け、かなりの重力加速度がパイロットにかかって失神したことが事故の原因だということですが、今回も御覧いただいたように、機体を90度傾けて山

の稜線の下を旋回する、そんな状況でした。

県北部、嶺北地域などいわゆるオレンジルート直下や周辺には多くの民家や公共施設、ヘリポートがあります。2020年に濱田知事が防衛大臣、外務大臣に宛てた要請文でも、医療救急活動等のため消防防災ヘリやドクターヘリが日常的に飛行していることから、万々が一の衝突事故への不安も強くあると記しているように、空の救急車と空の暴走族との衝突はいつ発生してもおかしくない状況が今なお続いています。

1999年の低空飛行訓練に関する日米合意は、人口密集地域や公共の安全に係る他の建築物、学校、病院などに妥当な考慮を払うとしていますが、そのような考慮が払われているとは言い難い、米軍最優先です。低空飛行訓練は、ルート型ではありません。自衛隊の訓練空域を独占的に使用しての訓練が高い頻度で行われています。加えて、各地の目撃証言によれば、米軍はしばしば自ら設定したルートすら外れて飛行しています。日本政府は、自衛隊空域を除き、訓練の詳細はおろか、ルートさえ把握していません。米軍は日本政府に通知することなく、ルートを自由に設定し、自由に使用しているのです。一体この国の空は誰のものなのでしょうか。

日本政府に幾ら抗議しても改善されず、もどかしい思いです。県民の命を守るため、米軍に直接超低空飛行訓練の中止、事前の情報公開などを求め強く抗議すべきです。米軍に対し直接働きかけを行うつもりはないのか、知事にお聞きいたします。

2022年に防衛省が本山町に観測用定点カメラと騒音測定器を設置しました。国民の税金で設置しているもので、県と関係市町村と動画の内容については共有することは当然です。低空飛行の実態を把握する上でも、事実を基に米軍に低空飛行訓練の中止を求めるためにも、動画の公開、情報共有はすぐにでも行うべきです。防

衛省に対し強く求めていただきたい。

沖縄県は、県独自で低空飛行の実態を測定する監視カメラを嘉手納基地に5台、普天間基地に4台設置し、騒音測定器は嘉手納基地に8台、普天間基地に7台、那覇空港に4台設置しています。カメラの動画情報は飛行する機種の認定で活用し、日常的に実態を把握しています。

動画撮影された大川村や本山町など、県独自で監視カメラを設置することを求めるものです、知事にお伺いいたします。

次に、特定利用港湾・空港について伺いをいたします。今月3日から7日にかけて、高知新港に海上自衛隊護衛艦ひゅうががオスプレイV22を積載し寄港、高知県内にオスプレイが持ち込まれたのは今回初めてです。自衛隊による特定利用空港・港湾の利用が制度開始の2024年4月から今年4月まで計1万1,906回に上ることが、日本共産党の山添拓参議院議員の調査資料で明らかになっています。

2024年3月に県内3つの港湾が特定利用港湾に指定されて以来、これまでの自衛隊艦船の寄港の状況は、高知新港に11回、須崎港に3回、宿毛湾港2回でした。この中で、昨年10月には令和7年度自衛隊統合演習が須崎港と香南市で初めて行われました。これは日米豪の共同演習の一環で、日米豪の相互運用性の向上も図るとするものです。須崎港には海上自衛隊訓練支援艦てんりゅうと油槽船が入港、海路と陸路で広島の実験基地から高速標的機、模型だったんですが、それを運んで燃料補給の模擬訓練を、そして香南市では電磁波発射の訓練を実施しています。

これまで指摘してきたように、特定利用港湾は有事の際、攻撃の対象となり得ます。このまま寄港が常態化し、さらに日米共同演習等が増加することは、郷土の軍事基地化につながり、到底認められません。

さらに、国は高知龍馬空港を特定利用空港として今年4月に指定しました。高知空港は戦前海軍航空基地として住民の土地を収用し造られ、戦後住民からは土地を戻してほしいと要請されましたが、民間空港としての整備を行い今に至っています。当時の日章村民は、空港が二度と戦争に利用されることがないことを条件に、泣く泣く先祖から受け継いだ土地を国に譲渡する苦渋の選択をしています。

このような経緯を知事は御存じでしょうか。また、高知龍馬空港の特定利用空港指定は、当時の住民が危惧していた空港の軍事利用につながると考えますが、知事にお伺いいたします。

県は国に対し、県民の理解が得られるよう丁寧な説明や情報提供、県民や利用者の安全に万全を期し、事故があった場合は国が責任を持つて対応することなどを申し入れたということですが、国の対応はどのようなものだったのか、知事にお伺いいたします。

次に、消防広域化について伺います。知事は今年4月22日、消防広域化に関して消防庁の大沢博長官に政策提言を行い、財政支援に加え県の権限強化を求めました。この行為は、県一化をめぐる知事の拙速、強引なこれまでのやり方に対する市町村の不信をさらに拡大し、協議に困難をもたらすものと考えます。

そもそも市町村からの丁寧な聞き取りもなく、広域化の前提となる人員体制、給与、通信機器の統一コストなど、現場と時間をかけて積み上げた試算もないまま、おおむねコンセンサスは得ていると、4Sプロジェクトの目玉として日本初のスローガンの下、2028年度に県一本化をスタートさせようとしたことに端を発しています。結果、多くの自治体から、不安、異論が出て、法定協議会発足の1年延期、職員の処遇、シフトなどの格差は当面そのまま、指令システムの統合を高知市と土佐市が共同で運営して

いる指令システムの更新時期に合わせ、県一化のスタートを最長2034年として検討していくものとなりました。

今年の2月議会で、人口減少対策総合交付金の基礎配分の中に、県の4Sプロジェクトへの参加の有無で交付金に差をつける仕組みを導入したことは、県と市町村は対等であると定めた地方分権改革に逆行すること、率直な議論を妨げるもので、県と市町村間での信頼・協力関係を崩すものではないかとただしましたが、知事は、協議の場から離脱する市町村からするとペナルティーと受け止められる可能性は否定しないと答弁し、力技であることを否定しませんでした。消防庁へのこの提言は、この流れの中での県の権限強化についての政策提言となります。

市町村は、住民に最も近い基礎自治体として、住民利益を第一に努力していますし、今回の広域化の協議にしても、そうした立場から不安や意見を述べているわけで、必要なことは県の権限強化ではなく、丁寧な議論と段取り、合意の形成です。日本初かどうかは住民にとって何の関係ありません。住民の利益となるのは納得ある政策決定です。昨日閉会した高知市議会では、検討委員会が設置をされることが決まりました。

今回、知事が大沢消防庁長官に行った政策提言の、県が強いリーダーシップを発揮できる法律上の権限の付与、市町村への指示・勧告については、県と市町村の対等という地方自治の原則を毀損するものではないか、また法定協への参加などは地方議会の議決が最優先されると思うが、知事にお聞きをいたします。

さらに、こうした提言がこれまでの県の強引なやり方の無反省とのアナウンス効果となり、市町村との率直な議論、協働に決してプラスにならないと思うが、知事にお聞きをいたします。

次に、県民体育館再整備についてお聞きをい

たします。

6月10日に開かれた第11回新県民体育館整備等基本計画検討会で基本計画案が了承されたことを受けて、本議会に基本設計、実施設計を含む関連する予算案が提案されています。あまりに拙速です。

令和6年度のあり方検討会から議論に携わってきた前田前検討会委員長が、新年度の検討会の委員を固辞するという異例の事態があり、抜本的な計画見直しが求められましたが、大きく内容を見直すことなく決定された基本計画に機能不全が生じる強い懸念を持ちます。

狭い敷地にMICE、見本市などの開催機能、プロスポーツやコンサート等興行機能、プール、武道館、県民の日常使いとしての社会体育施設、さらに地下駐車場といったあらゆる機能を詰め込み、そのどれもが中途半端になるのではないかという根本問題は何ら解決していません。県民に求めたパブリックコメントでも、全体の7割が明確な反対も含め慎重な意見を寄せ、この計画への懸念が広がっています。

基本計画の最大の問題点は、県政の主役であり、体育館を使う主体であるはずの県民の声が十分に生かされていないことです。県民の声を聞き、新県民体育館整備に生かすことが県の責務です。

最後の検討会で、各委員から県民への丁寧な説明を求める意見が相次ぎ、石塚委員長は、見直しや修正が必要な点が出てくるかもしれない、その都度県民に意見を求め修正を含めて対応するようお願いしたいと発言。県も、懸念が完全に払拭されたとは思っていない、今後も分かりやすく説明しながら払拭に努めると応じています。6月18日には、県民から計画の見直しを求める署名1,906筆も提出されています。県には県民の声を聞く丁寧な合意形成の姿勢が求められています。

しかし、当初県はパブリックコメント期間の途中で検討会を開き、基本計画案を決定する日程を提案するなど、決定を急ぐ姿勢をあらわにしてきました。実際に、検討会終了から僅か2週間という異例の短期間で予算案を提案しています。

知事は、工期を急ぐ理由を記者会見で問われ、次のように述べています。部局への指示で、次の知事の任期末が令和13年末ですから、分かりやすく急げという意味の趣旨で、これが14年になると次の知事の任期にも間に合わない、公約にもできないという話もした。重大な発言です。

知事の任期、公約という政治的都合で建設を急がせ、県民の声を丁寧に聞き合意形成をする民主主義的なプロセスを軽視したと受け取らざるを得ない発言ですが、知事の認識をお聞きいたします。

あわせて、知事から工期設定について具体的にどう指示を受けたのか、観光振興スポーツ部長にお伺いします。

そもそも、パブリックコメントに付された基本計画案自体が、過大なシミュレーションを基に経済効果等を算出しており、県民に計画の実像を知らせるところか、ミスリードする内容になっています。年間利用日数のシミュレーション自体は計画案に掲載されていません。県が示してきた年間利用シミュレーションによれば、いわゆるプロスポーツチームが県内に創設された「する＋みるスポーツ」時期で、メインアリーナは音楽コンサートが8回、プロスポーツは30回の開催となっています。しかも、30年間の試算で25年をこの「する＋みるスポーツ」時期に充てています。明らかに過大な試算です。

シミュレーション自体がパブコメの際に公開されていないのは、この過大な試算を隠したものではないか、観光振興スポーツ部長にお聞きいたします。

検討会の議論でも、委員からコンサート年8回はハードルが高いと意見が出されていました。プロスポーツチームの創設は、県自らが県内外を含めて企業が協力的に支援していただかないと難しい、高知県としてもプロのチームはなかなかできないのは分かっていると認めています。それが6年目には創設されているという想定です。

検討会委員や県自らも難しいという数字を希望的観測として入れ、経済効果を算出し基本計画案を示したことは、県民を欺く行為と考えますが、知事の認識をお聞きいたします。

基本計画自体の本質的な問題点の一つは、多数の機能を集約したため、社会体育施設を主目的としながら、その機能が十分に保障されない、使い勝手の悪い施設となっている点です。

具体的に検討会の議論を基にお聞きします。まず、委員から現在の武道館のほうを使い勝手がよいと指摘をされた武道館の集約の問題があります。検討会では、試合場が3面しか取れないという根本問題に加え、料金が上がれば競技離れが進むと指摘をされています。県は、アマチュア競技の利用料金は低めに設定するとしていますが、あくまで全体の利用料を上げる中での話です。

試合場が3面しか取れない武道場の具体的な運用方法はまだ決まっておらず、これから各利用団体と協議をしていくということか、また利用料金は1.5倍から2倍とされているが現武道館と比べどの程度引き上げられる見通しか、観光振興スポーツ部長にお伺いいたします。

また、その他のアマチュアスポーツ競技大会などにしても、プロスポーツの興行などとの同日開催は短時間での片づけなどが強いられ、入ってくるほうと退出するほうが交錯するため、安全面からも難しいとの意見も出されています。県は、同日開催が難しいことを認め、春野体育

館など他の施設との利用調整も含めて、できるだけ開催が重複しない運用を検討するとしています。

プロスポーツと競技大会等の新体育館での同日開催は、県として困難と認識しているのか、また日程が重なった場合、競技大会等が他会場に割り振られる可能性があるということか、観光振興スポーツ部長にお聞きいたします。

地下駐車場など250台を整備するとしている駐車場も、見本市などのイベントがあれば運営者が使うと想定されており、一般利用者は使えないとされています。体育館を日常使いする県民の利用が制限されてしまいます。

見本市などのイベントは平日にあることが予想されます。プールなどの日常使いと重なり、駐車場をめぐるトラブルが起こると想定されるのではないかと、観光振興スポーツ部長にお聞きします。

また、大規模イベント時には、潮江緑地や旧高知南中・高のグラウンド等を臨時駐車場として活用することを検討するとしていますが、そこからのバス運行費などを主催者が負担するとすれば、利用料負担増と合わせて見本市などの運営費がかさむことで、主催者が開催をちゅうちょすることがあるのではないかと考えます。

見本市などの開催数が減少すれば、本県の産業振興にとって影響があるのではないかと、商工労働部長にお聞きいたします。

また、コスト面では代替措置との比較検討が十分にされていません。あくまで基本計画策定の議論が集約を前提としてきたため、集約させる施設を長寿命化して使用した場合とのコスト比較がなされていません。ちばさんセンター大ホールは長寿命化では5億円との試算が出されていましたが、武道館、県立障害者スポーツセンターのプール、また体育館本体についての試算は出されていません。公適債は、スポーツ施

設などの公共用の建築物の長寿命化も対象としています。中東情勢も不透明な状況で、当面の長寿命化も選択肢の一つです。

武道館、県立障害者スポーツセンターのプール、ちばさんセンター大ホール及び現県民体育館を長寿命化した場合の改修費は幾らになると見込まれるのか、観光振興スポーツ部長にお聞きいたします。

基本計画案に寄せられたパブリックコメントの約7割が反対を含む慎重な意見でした。県は重く受け止める必要があります。特に意見が多かったのは地下駐車場の設置、またアスファルトグラウンドの廃止についてでした。パブリックコメントで示された県民の懸念、意見に対して、県は従来の説明を繰り返すのみで、何ら説得的な対策を示せていません。

駐車場については、やはり長期浸水地域に地下駐車場を造るリスクを県民が懸念しています。具体的には、長期浸水地域に地下駐車場を造ることは常識的に考えてあり得ない、地盤沈下する場所なのに地下駐車場は駄目ではないか、県が対策として示した止水板・排水ポンプや土のうについてもリスクを払拭できていない、機能するのか疑問との声が寄せられています。これに対して県は、止水板や土のう等の設置、垂直避難ルート、避難訓練という従来の説明を繰り返しているのみです。その対策に対して県民は疑問を抱いています。

高知工科大学の佐藤慎司教授はインタビューに答えて、基本計画の止水板等の対策は、大雨の浸水対策には有効だが、津波に対して地下駐車場の浸水を防ぐというのは難しいのではないかと趣旨を述べています。

そもそも止水板などをもってしても、南海トラフ地震による津波浸水を止めることはできないという認識で間違いはないかと、観光振興スポーツ部長にお聞きをいたします。

また、知事は記者会見において、地上や屋上など地下駐車場からの変更の可能性はあるとも述べています。しかし、立体駐車場はJ Vの回答として、立体は高さが出てくるので近隣への日影規制の問題が生じ、物理的にも困難が予想されると検討会で明らかにされています。

地下駐車場の見直しを示唆したのは、地下駐車場に安全上のリスクがあるとの認識からか、また地上や屋上への駐車場設置案は、検討会で指摘された日影規制の問題も踏まえた上での提案なのか、知事にお聞きをいたします。

今回の基本計画策定の過程は、既に投資した時間や労力というコストを惜しむあまり、今後損失が起これと分かっているにもかかわらず合理的な判断ができなくなるサunkコスト、埋没費用効果の典型例と言えると思うんです。今後の建設費の増加を県も確実視しており、209億円とされる建設費が幾らになるかも定かではありません。

狭い敷地にあらゆる機能を詰め込んだ弊害は、設計の困難や建設費の増大として現れます。ロシアやアメリカ、イスラエル等の国際法を無視した侵略攻撃で不安定化した世界情勢は、今後も物価を押し上げる不安要因です。これらのリスクが十分に検討されているのか、拙速な決定で大きな損失を負う懸念があります。

設計の困難や建設費の増大など、今後整備の過程で起こり得るリスクをどう認識しているのか、知事にお聞きいたします。あわせて、現時点での課題などを県民と共有する住民説明会や意見交換会などを開くべきだと考えますが、取り組む考えはないか、知事にお聞きいたします。

次に、部活動の移動の安全についてお伺いをいたします。

5月6日、磐越自動車道で起こったマイクロバス事故は、車を使った部活動の移動の安全に関するルールやガイドラインの見直しを全国の関係機関に突きつける形になりました。文部科

学省と国土交通省は合同の連絡会議をつくり、対応策を検討、ちょうど昨日、安全対策を取りまとめたと報じられています。

これまで起きた事故を教訓に、教員や顧問が運転する自家用車に引率する生徒は乗せないとか、車移動は保護者が行うなど、日々の部活動の中でも申し合わせ、遠征の場合もバスや規則に基づく車使用など、それぞれの現場は努力していますが、十分だとは言えません。再び生徒の命が奪われたり傷つくことがないようにするためには、現場の実態が把握され、安全対策が合致しなければなりません。

朝日新聞が5月6日の事故を受けて、全国都道府県立学校の部活動を所管する部署全てを対象に行ったアンケート調査によると、車での移動に関するルールを設けているのは、茨城県を除く46都道府県、そのうち34都道府県が見直す考えがあるとしています。その中には、原則公共交通機関を利用、困難な場合は校長の許可を得た上で貸切りバスをチャーターするなど、基本的な方針を示すだけのところもある一方で、福島県などは、使用する車を登録、引率のたびに校長、保護者から承諾を取る、1日の走行距離は250キロ、運転時間は5時間以内など詳細なルールがあるにもかかわらず、それでも見直す考えを示しています。多くの県がルールを見直すとしたのは、各学校の運用状況が把握できていないためで、把握していなかった39都道府県のうち30都道府県は調査する方針としたと書かれています。

文部科学省は、5月に部活の遠征などでの安全確保のための通知を教育委員会に出しました。どのように受け止めているのか、教育長にお伺いします。

事故後、高知県教育委員会は県立学校に対して、部活動の遠征等における安全確保に関する調査を行っています。まず、調査結果を教育長

にお聞きします。

私立学校について調査はされているでしょうか、文化生活部長にお聞きします。

朝日新聞の調査の中でも、部活の移動ルールがある46都道府県のうち、同じものを私立学校に適用しているところはなく、15府県は情報共有もしていないと報道されています。部活動の移動の安全面においては、私立学校にも同一ルールの適用が必要だと考えますが、文化生活部長に伺います。

事故再発防止のためには、慣れない中型や大型車の運転を顧問や保護者がするよりも、有償で客を運び、厳しい運行管理が求められる緑ナンバーの利用が最も有効だと誰もが思っていますが、予算を考えると保護者負担が重なるなど新たな問題が出てきます。そもそも遠方での練習試合が必要なのかも含めて、部活の在り方を協議しながら、必要な回数を保障し、緑ナンバーの車を使えるように経費は教育予算の中で助成していくことも検討すべきではありませんか。

国や自治体が十分な部活動のための教育予算を充てることが再発防止につながると考えますが、教育長、また文化生活部長にお聞きいたします。

5月19日付の文部科学省通知、部活動の遠征等における安全確保についての中には、事業者には貸切りバスまたはタクシーによる運送を依頼する場合は、貸切りバスやタクシーによる運送の依頼であることを明確に伝えた上で——中略をいたしますが——事業の許可を受けた者と適切に契約を行うとともに、乗車当日もナンバープレートの色などを乗車前に確認することなどが詳しく書かれています。もっともなことです。その上で徹底しなければと思う気がかりなことがあります。

昨年、緑ナンバーの貸切りバスの運転経験のある方から御相談がありました。部活の遠征で

乗車したが、県外に夜通し走り、昼間はクラブの買い出しやいろいろ頼まれて断り切れず、夕方やっとホテルに行くことができた、もっといろんな経験もあるが、いつも使ってくれる御縁の人たちであれば便宜を図って当たり前の関係が生まれたりする、要はバス運転手が契約外のことはしないことが当たり前にしてほしい、若い前途ある命を乗せて何かあったら取り返しがつかないと思ってとのお話でした。

安全確保のためにも、利用する側の認識も事業者側の認識も一致させるべきだと考えます。改めてルールの徹底が必要ではないかと思いますが、教育長に伺います。

県のルール改定が、この検討が現場と合致して、より安全を確保できるように望むものです。

次に、生活保護費の追加給付について伺います。

生活保護費の追加給付、国は当時の安倍政権の下で2013年、平成25年8月から生活保護基準の見直しを行い、最大10%引き下げ、生活保護利用者の95%が減額となりました。これに対して全ての都道府県から1万件を超える審査請求が行われ、その後生活保護基準引下げ違憲訴訟が起きました。この訴訟は、いのちのとりで裁判と呼ばれ、10年以上の時を経て最高裁判所は2025年6月27日、減額は違法とし、処分の取消しを命じるという原告勝訴の判決を言い渡しました。

ところが、国は生活保護利用者に対して、この司法判断を無視した形で追加給付を決めました。本県にはいませんが、裁判の原告には全額を補償し、その他の利用者には引き下げた保護費の半分程度の補償しか行いません。このこと自体も大きな問題ですが、追加給付を受け取る道のりも、みんなが簡単ではありません。2013年8月から今年2026年3月までの間に生活保護を受給したことのある方が対象で、現時点での

生活保護受給者は申請を行わなくても給付金は支給されます。

追加給付金を受け取れる、現在受給中の世帯は県内に何世帯あるのか、そのうち県所管の世帯は何世帯なのか、子ども・福祉政策部長にお伺いします。

また、県所管の町村の現在受給中の世帯への給付時期の見通し、進捗状況はどのようになっているのか、子ども・福祉政策部長に伺います。

一日も早い給付が待たれていますが、保護廃止や転出によって変化のある方は、自ら申告しなければ受け取ることができません。

追加給付金を受け取れる、保護廃止などにより現在受給していない世帯は県内に何世帯あるのか、県所管分の世帯は何世帯あるのか、子ども・福祉政策部長に伺います。

また、県所管の町村の保護廃止などにより、現在受給されていない世帯が給付を受ける時期の見通しと、進捗状況はどのようになっているのか、子ども・福祉政策部長に伺います。

既に保護を受けていない世帯が確実に給付につながるよう、本来行政が知り得た情報を丁寧に整理し、本人への広報につなげることが重要ではないでしょうか。引っ越しをして行政が違えば、2013年8月時点で生活保護給付を受けていた自治体が追跡調査することで本人の今にたどり着くことも可能です。国の過失が認定され追加給付の問題が起こっているわけで、なぜこうした事態になったのかを受給者に説明し、簡易に早く給付金が届くよう、漏れる人がいないよう国が責任を持って追加給付のお知らせをすべきです。自治体の皆さんには大変な実務が迫られています。また、生活の権利を奪われた方たちからは、権利回復のための正確な給付金が早急に求められています。

保護廃止などにより、現在受給されていない世帯に給付金を届ける作業は、極めて時間のか

かる複雑な仕事だと思います。県所管の町村分の給付のためにどんな困難があるのか、子ども・福祉政策部長に伺います。

国による前代未聞の追加給付措置ですから、実務を行う県としても漏れる方がないように尽くす必要があると考えます。追加給付のお知らせが届きにくい人への対応はどのようにしていくのか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

大変な仕事量の中で過重な働き方が続いています。人の配置も含めて必要な措置を取るよう国に求めることも必要ではと思いますが、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

最後に、不登校の介護休業制度の利用について伺います。

不登校の子を持つ世帯を対象とした保護者の介護休業制度の運用について、昨年2月議会で塚地議員が質問し、県として不登校児童のケアも介護休業の対象になると答弁をされています。その後、私たち日本共産党もこの制度の周知を広げるとともに、実際に不登校に対する介護休業を利用した方とも懇談をしてきました。娘が不登校になった大変な中で仕事と家庭との両立は大変だった、そんな中で、介護休業が取れるよと職場から言われたときに、この職場にいてもいいよと言われたようで安心しとても助かった、こんな事例も述べられています。

この介護休業、県では介護休暇ですが、県の運用についてお聞きしたいと思います。この間、国会でも白川容子参議院議員の質問で重要な点を確認をされました。制度の利用には医師の診断を必要とすると高知県ではされていますけれども、しかし厚労省が医師の診断書などの提出を求めることはできるが、制度利用の条件とすることはできないとしていること。そして局長通知で、同僚等第三者の申立書の提出なども含め様々な方法が可能だとして、証明方法について労働者に過大な負担をかけることがないように、

臨機応変かつ柔軟な対応が望まれるとしています。

またあわせて、国家公務員の介護休業制度などを所管する人事院職員福祉局職員福祉課に確認をしたところ、人事院規則で必要であれば証明書類の提出を求めることができるとしており証明書類の種類について具体的に例示しているわけではない、必ずしも診断書を必要とするという取扱いはしていない、各省庁で判断している、こういう回答があっています。

国の見解に合わせて、医師の診断書が必要との県の運用を変更し、第三者の申立書の提出も含めて検討すべきと考えますが、総務部長にお伺いいたします。

また、その際、不登校の子供の現状を最もよく知る教員やスクールカウンセラーの所見をもって第三者の申立書とすることには合理性があります。

県として、教育委員会とも連携の上で、教員、スクールカウンセラー等の所見をもって制度利用を可能とするよう運用すべきではないか、総務部長にお聞きします。

以上で第1問を終わります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事（濱田省司君） 中根議員の御質問にお答えをいたします。

まず、中東情勢の影響を踏まえました今後の経済活動への支援につきましてお尋ねがございました。

中東情勢に端を発しました原油価格の高騰や資材不足などの問題は、県内経済におきましても幅広い分野に影響を及ぼしております。県におきましては、庁内に設置しております特別経済対策プロジェクトチームにおきまして、各産業に生じている問題の把握に努めております。本議会におきましても、生活者や事業者への物価高騰対策として、電気・ガス料金などへの支

援に関しまして補正予算を提案いたしております。

また、今年の秋以降に想定をされます季節的な要因といたしましては、例えば農業分野におきましては、冬場にハウスの加温のためより多くの燃料が必要になる、医療分野におきましては、季節の変わり目や冬場など感染症の流行期に医療需要が高まり多くの医療資材が必要となるといった要因が考えられます。

今後も、このチームを中心に各業界分野の影響をきめ細かに把握をいたしますとともに、必要な対策を臨機応変に検討してまいります。

中東情勢が不透明な中、原油価格の高騰による影響がさらに長期化することも念頭に置く必要があると考えます。その場合、国にさらなる財政措置を求めていくということも含めまして、経済社会の様々な分野を支えておられる事業者の方々が当面の経営上の難局を乗り切るために必要とされる対策、あるいは将来にわたって持続可能な事業構造への転換を図るために必要な対策、こういったものを見極めまして、重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中東情勢の影響に関連いたしまして、脱炭素の取組の加速化が必要ではないかとお尋ねがございました。

我が国では、御指摘もありましたように、化石燃料のほとんどを海外からの輸入に頼っております。中でも原油はホルムズ海峡を経由する中東地域への依存度が9割を超えております。今回の中東情勢の緊迫は、原油代替調達などのエネルギーの安全保障を改めて考えるきっかけとなりました。こうした中、国はホルムズ海峡を経由しない原油の代替調達を進めております。7月には必要となる原油量を上回る調達ができる見通しとなっていると承知しております。

さらに、国は化石燃料中心の産業構造を脱却するGX——グリーントランスフォーメーショ

ンを強力に推進する方針を示しております。この方針によりますと、再生可能エネルギーなど脱炭素電源の発電割合を現在の約3割から、2040年度には最大7割程度まで引き上げると、こういった野心的な目標が掲げられております。こうした目標とともに、電力消費の面では省エネをさらに進めていくという方針が示されております。

本県におきましては、これまでも高知県脱炭素社会推進アクションプランによりまして、再生可能エネルギーの導入促進、省エネの推進、さらにはグリーン化関連産業の育成、こういった取組を進めてまいっております。具体的には、太陽光発電の整備への支援、農業用ハウスなど生産現場での重油の使用量の削減につながりますヒートポンプの導入などの支援も行っていました。また、例えば竹繊維を活用することで石油由来原料の使用量を削減いたしました新素材、バンブープラスのようなグリーン化に資する製品などの開発も進めております。

本県では、アクションプランを毎年バージョンアップいたしております。国の動向も踏まえまして、またこれに呼応いたして、より効果的な脱炭素の取組の推進につきまして引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、米軍の超低空飛行訓練に関しまして、米軍側に直接働きかけを行ってはどうかというお尋ねがございました。

県民の皆さんの生命や財産、そして生活を脅かすような米軍機によります超低空飛行などの異常な訓練につきましては、何としても中止を求めるべきものと考えます。

また、米軍機の見撃情報が多い、いわゆるオレンジルートにおきましては、ドクターヘリあるいは消防防災ヘリも日常的に活動しております。こうした米軍機の訓練は、先ほど申し上げましたような民生用のヘリの安全運航をも脅か

すものというふうに考えております。

こうした訓練に対しまして、議員から、米軍に対して直接中止の働きかけをしてはどうかというお尋ねがございました。

我が国と米国との安全保障上の意思疎通の枠組みが決められております。これに沿いますと、県が国の頭越しで米軍に直接申入れを行うということは難しい面があるというふうに考えます。

このため、県では、こうした訓練の中止のほか、訓練のルート、時期に関する事前の情報提供などにつきましては、国から米軍に対して強く要請をしていただくように、国に対して繰り返し求めてまいりました。加えて、全国知事会と連携をいたしまして、関係自治体や地域住民の不安を払拭するよう十分配慮すること、あるいは事前の情報提供を行うことなどについて、国への要望を毎年継続的に行っております。

そうした結果、令和2年、この年は私自身が国に出向いてこうした要請を行いましたけれども、令和2年以降を見ますと、県内各市町村で米軍機の飛行が目撃された回数は、一貫して減少傾向にあります。そうした意味では、一定の成果が見られているというふうな形になっているのではないかとこのように認識をいたしております。

次に、県独自で米軍機の監視カメラを設置してはどうかというお尋ねがございました。

県では、米軍機の飛行の実態を日常的に把握する目的で、県内6か所に騒音の測定器を設置いたしております。この騒音測定器は、住民の皆さんから目撃情報があった場合に、その際の時刻、測定値を事後的に確認する、こういうために活用いたしております。

このため、米軍機が到来したという事実を客観的に裏づけるデータを確保すると、こういう目的の達成という観点からは、現状のこの騒音器の設置で用は足りているという状況でござい

ますので、新たにコストをかけて監視カメラを設置する必要性は乏しいのではないかというふうに考えます。

他方、今日では多くの県民の皆さんが既にスマートフォンを保有されております。先ほど議員から御紹介いただいたような動画が比較的容易に撮影ができるという環境になっているということでございます。

したがって、米軍機によります低空飛行を確認するために映像データが必要だと、これが従前の騒音測定器に加えて映像データが必要だという場合には、県民の皆さんから映像データの提供を呼びかけるという方法によるのが合理的ではないかと考えまして、今後具体的に検討しておきたいというふうに思っております。

それから次に、高知龍馬空港の特定利用空港の指定につきまして、過去の経緯について、また当時の住民が危惧した、いわゆる軍事利用につながるのではないかという点についてのお尋ねがございました。

高知空港をめぐるしましては、戦後農地として返還を求める住民が飛行場の再開に反対をしておられたこと、また当時の村長に対し、もし飛行場が軍用に使われることになったらどう責任を取るのかと詰め寄ったといったようなことがあったということ、こうしたことが県が昭和59年に刊行いたしました高知空港史という冊子に記載をされているということを承知しております。

このお尋ねのありました特定利用空港であります。我が国の安全保障環境を踏まえまして、自衛隊や海上保安庁と空港管理者との間で、平素からの円滑な利用に関する枠組みを設ける、そういった性格のものでございます。国のこの枠組みにつきまして、自衛隊や海上保安庁の優先利用であるとか、新たに自衛隊の駐屯地などを設置するといったようなことを目的とするも

のではないとの見解を明らかにされています。

一方で、武力攻撃事態などいわゆる有事の際には、この特定利用空港に指定されているか否かにかかわらず、いわゆる有事法制に基づきまして、必要に応じて自衛隊の優先利用が行われると、こうした法的な整理が行われております。

このように考えますと、特定利用空港の制度はあくまでも平時におきます訓練等での空港の利用を対象とした枠組みでございます。特定利用空港に指定されたことは、直ちに有事における軍事利用の対象とされることを意味するものではないというふうに考えているところであります。

次に、この特定利用空港の指定に関し、県から申入れを行った際の国の対応はどうであったかというお尋ねがございました。

昨年8月に国の職員が県庁を訪れまして、高知龍馬空港を特定利用空港の対象候補とすることについて説明がありました。

この際、県からは3点を申し入れております。第1に、国において県民の理解が得られるよう丁寧に説明を行う、そして県民からの問合せに対しては国が責任を持って対応すること。第2に、民間の利用を優先し、県民生活に影響が出ないようにすること。第3に、県民や利用者の安全に万全を期し、事故があった場合は国が責任を持って対応すること。こうした3点を申し入れたところでございます。

これに対しまして国からの回答は、1つ目に、広く国民に周知することの重要性について認識をしている。2つ目に、周辺住民、民間事業者の活動への影響が最小限になるよう努めていく。3つ目に、安全対策には万全を期し、必要な対応を行っていくといった内容の回答でございました。

また、本年4月に特定利用空港に指定がされた際にも、改めまして県から同様の申入れを行

いました。国からは、今後も丁寧に対応していきたいとの回答を得ているところでございます。

今回の指定につきまして、県民の皆さんの中に不安を感じられる方がおられるということは私も承知をいたしております。国に対しましては、今後も機会を捉えまして、地元自治体に対する適時適切な情報提供、あるいは県民の皆さんの理解を得られるような丁寧な対応を求めてまいります。

次に、消防広域化に関します国への政策提言と地方自治の原則との関係、あるいは法定協議会へ参加するための地方議会の議決の性格などについてお尋ねがございました。

消防組織法におきましては、消防は市町村の事務というふうに定められております。ただ、この法律は、同時に県によります関与につきましても根拠の規定が置かれておりまして、市町村の消防が十分行われるよう市町村との連絡を行うこと、あるいは市町村相互間の連絡協調を図ること、こうしたことが県の任務として規定をされている、明記をされていることでございます。

一方、今回目指しております県1での消防広域化は、ただいま申し上げました消防組織法が一般的に想定していると考えられます、一部の市町村との間の連絡調整にとどまるものではございませんで、県内34全ての市町村との間での合意が必要となるという事業であります。さらにこうした大変多数の関係者が関係してまいりますので、利害関係も対立をし、また複雑になってくる、そうした事案でありますので、この合意形成には通常と異なります特別な枠組みが必要だというふうに考えたところでございます。

このため、消防本部の統合自体の是非の判断を行うに先立ちまして、統合に向けた市町村間の協議のテーブルに着くと、この局面において、この点について県が市町村に勧告や指示ができ

るといった法的な根拠の整備が必要ではないかと考えまして、提言を行ったところでございます。

もとより、法定協議会ですとか消防本部の統合に市町村が参加するかどうかということに関します最終的な意思決定は、市町村自身の判断によって行われるべきもの、これは当然だというふうに考えております。

このうち法定協議会は、各市町村の最終的な意思決定の前段階として、市町村間で実施計画の協議などを行う場として、協議の場として設置するものであります。このため、消防本部の統合への参加そのものではなくて、それに向けての協議の場の参加ということでございますから、県が勧告などの形で関与いたしますことは、市町村、自治体の自主性あるいは自立性を尊重いたします地方自治の理念と矛盾しない範囲で両立をし得るというふうに考えているところでございます。

また、お尋ねがございましたように、市町村が法定協議会へ参加するためには、市町村議会の議決が必要とされておりますので、この法定協議会の参加の最終的な判断は市町村議会において下されるものというふうに考えております。

次に、今回の消防広域化に関します国への政策提言が、市町村との議論や協働に与える影響をどう考えているのかというお尋ねがございました。

県では、この問題につきまして市町村と率直な議論を行いますために、昨年度県内全ての市町村長、消防長で構成をします検討会、専門部会、ワーキンググループなどを設けまして丁寧に議論を重ねてまいりました。

この議論の過程では、市町村議会への説明などの準備期間が足りないという御意見を踏まえまして、法定協議会の設置予定時期を1年余り延長するという判断を昨年秋いたしております。

また、消防本部の統合の進め方につきましても、全県一斉で行うというシンプルな形のほかに、地域別あるいは機能別に段階的な統合を図るという選択肢も含めて検討しようという形で軌道修正を行っております。

そういう意味で、県の考え方を、県がベストと考える考え方を一方的に押しつけたということではございませんで、市町村側の御意見も入れまして、必要な軌道修正を図りながら対応してまいったというふうに考えております。

さらに、本年度の消防広域化に関する実務協議会におきましても、県内6つの地域ブロックごとに方面別の部会を新たに設けるといった形で、より率直に意見を交換できる、そういう環境の下で実施計画案を検討できるという体制を整えたものと考えております。

その上で、今回の政策提言の趣旨でございますが、消防本部の統合自体の判断ではなく、その前段で協議のテーブルに着く、このことについて、県から勧告などの仕組みを整備することを求めたというものであります。先月開催いたしました本年度第1回目の実務協議会では、このことを出席されました市町村長さん方などに私自身の口から直接説明をさせていただきまして、御理解を求めました。

また、さらに申しますと、今回の政策提言が、現に進めております広域化の取組の適用を目指すというものでは必ずしもなく、むしろ今後人口減少がさらに進行した局面の対応策としまして、制度的に市町村合併以外の選択肢を整えておく必要があるのではないか、こういう趣旨で行った提言であるということも併せて市町村長などにお伝えをしたところでございます。

つまり、現在市町村が行っております行政事務のうち、例えば消防ですとか教育、福祉といったように国が行政サービスの水準を事実上決定している部分につきましては、人口減少に対応

してスケールメリットを働かせるという必要が生じた場合に、行政分野ごとに市町村間での共同処理であるとか、あるいは国や県による事務代行、こういった選択肢も準備しておくことが必要ではないかということが私の考えでございます。そうしないと、道は市町村合併しかないということに追い込まれかねないということではないかと思えます。

このような道をバイパスとして設けておくことによりまして、市町村が行います行政事務の範囲を、例えば地域の文化や伝統の継承ですとか地域の活性化といった分野に限定をして住民意思を集約する。そういった役割に市町村が特化をしていくということによりまして、市町村合併を強いられずに、現行の市町村を残しながら、人口減少下での持続可能な行政体制を整備する。こういった別の道が可能になるということに端を発して、今回の提言をさせていただいたということを御説明申し上げます。

その意味で、今回の国への提言は、将来的な超長期の我が国の地方自治の在り方を展望して行ったものであります。県1消防を目指します現在の取組に当たりましては、市町村や消防本部の思いをしっかりと酌み取りながら、今まで以上に丁寧に議論を進めてまいる考えであります。

次に、県民体育館の再整備に関する私の記者会見での発言、説明についてお尋ねがございました。

現在の県民体育館は老朽化が進んでおります。また、最新の技術に対応した設備の水準を満たしていないということでございまして、利用者の安全性、利便性を確保するためにも早期に再整備する必要があると考えます。

また、現有地での建て替えを行いますので、既存施設の解体から新施設の供用開始までの間、一時的に利用できない期間が生じることに

なります。そのため、県民のスポーツ活動への影響をできるだけ小さくする観点からも、可能な限り工期を短くする必要があります。

さらに、再整備する県民体育館はプロスポーツやコンサート、大規模展示会の開催などを通じて、新しい人の流れ、にぎわいを生む、地域経済の活性化にも寄与する施設として整備したいと考えております。その効果を一日でも早く県民の皆さんに実感していただきたい、そうした思いで私はいっぱいでございます。

こうしたことから、議員から御指摘いただきました発言につきましては、担当の部に対して私から、できるだけ早く供用開始を目指してほしいという趣旨で指示をしたものであります。

より具体的に状況も含めて御説明申し上げますと、この基本計画の検討過程、最初に近い段階でございましたけれども、担当の部から、この整備の完成する時期のめどにつきまして、人材や資材不足などのリスクを考慮した専門家の意見を踏まえると、この供用開始の時期は、当初考えておった令和11年度末から3年程度遅れる、令和14年度にずれ込むこととならざるを得ないのではないかという報告を受けたところでございます。

その際、私といたしましては、それではこの施設の完成は令和14年度にずれ込むということになりますと、今から数えますと6年先というようになります。知事は任期4年という中でどういった業績を上げていくかということを県民の評価をいただくという立場にありますので、そういった意味で6年先という話ではなく、もっとスピード感を持って整備を進めてもらいたい、その分多少リスクはあるかもしれないけれども、もっと短い期間での整備を再検討してもらいたいというふうに指示をした、そうした経緯でございます。

一方、県民の声を聞くということに関しましては、これまでも検討会におきます議論、利用者の皆さんへのアンケート、パブリックコメント、こうしたものを通じまして、幅広く御意見を伺ってまいりました。

今後も、県民の皆さんへの説明を丁寧に行いながら、事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、県民体育館の再整備によります経済波及効果の計算方法についてお尋ねがございました。

経済波及効果につきましては、他県のアリーナにおきます開催の実績、あるいは県内で開催されております競技大会あるいはイベントの実績、こういった状況を踏まえまして、年間の利用日数を積み上げて試算をいたしました。また、その内容につきましては、検討会において資料としてお示しをいたしまして、委員の皆様から様々な御意見をいただきながら議論を重ねて合意に至った、そういうものでございます。

ただ一方で、もとよりこうしたシミュレーションは、あくまで現時点におきまして想定し得る条件下で試算をしたものにとどまっております。将来の利用状況によって現実には変わり得るというふうに認識をしております。

したがって、今後設計を進めます中で、施設の機能や規模、実際にどのように利用されるかといった精緻な利用形態を想定していくということにつきまして、さらに検討を深めてまいり考える考えであります。その過程で見直すべき点が生じれば適切に見直しを行う、そういう方針で対応してまいります。

次に、地下駐車場の見直しについてのお尋ねがございました。

建設予定地の敷地内におきまして250台以上の駐車場を確保いたしますには、地上に加えて地下駐車場を含めることが有力な選択肢であると

いうふうに考えております。

一方で、議員の御指摘のとおり、この地下駐車場につきましては、これまで検討会やパブリックコメントの場などにおきまして、安全性を含めて、様々な御意見をいただいた論点の集中した場所でもあるというふうに考えております。特に、津波浸水想定区域への整備につきまして御懸念をされる意見が多くございました。また、地下駐車場は危ないのではないかと感じておられる県民が少なからずおられるというふうに受け止めたところでございます。

このため、地下駐車場を整備する場合には、津波対策として人命救助を最優先といたしまして、垂直避難ができる階段を複数設置する、あるいは避難訓練を徹底するといったことで、ハード・ソフト両面で対策を講じるということを明らかにしてまいりました。

ただ一方で、こうした議論の経過、そして県民の皆さんの心配の声を踏まえますと、今後の作業の中で地下駐車場に大きく依存しない整備手法があるのではないかと、そういった可能性を全面的に排除するのではなく、今後利用形態の想定を精査していく中で、より柔軟に対応することも視野に入れるべきではないかというふうに私自身考えたわけでございます。

そういった思いから、先日の記者会見において、もうちょっと地上に造れないかとか、屋上でも考えられないか、これはアドリブで申し上げましたが、私がこう申し上げましたのも、こうした思いを背景とする、そういった趣旨の発言でございました。ただ、そうした思いからの発言でございますので、現時点で技術的ないし具体的な裏づけを持つ代案を持って発言をしたというものではございません。

むしろ、今後基本設計を行います中で、安全性や技術的な実現可能性、日影規制をはじめといたします法令上の適合性、さらには事業費へ

の影響、こういったものを総合的に勘案しながら、敷地内における駐車場の整備の在り方について具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、今後の県民体育館の整備過程におきますリスクと県民への説明の機会についてお尋ねがございました。

この事業におきましては、今後建設費の変動、工程の遅れ、あるいは複数施設の一体的な整備に伴います技術的な問題、こういった問題が様々な課題として生じてくるリスクがあり得るという認識はございます。

こうした変動要因につきましては、基本設計及び実施設計を行う中で、各段階において事業費や工程の精査を行ってまいるということを基本に対処したいと考えております。加えて、こうした設計業務とは別に、建築コンサルタントの専門的な支援も得まして、適切なコスト管理あるいは工程管理に努めてまいりる考えであります。

さらに、実際に施設を利用されますスポーツ団体や、コンサートやイベントの主催者などの視点を設計段階から十分に反映するというように意を用いたいと考えております。このため、こうした様々な利用者の立場から専門的な知見を有します方々にアドバイザーとして助言をいただく体制を組みまして、この運営の目線を適切に取り入れながら基本設計に取り組んでまいりる考えであります。

その上で、例えば基本設計の完了時といったタイミング、こういった大きな節目におきまして、アドバイザーの方々に参加をいただきます公開の会議も開催をいたして、その時点までの準備の進捗状況などにつきまして、県民の皆さんに情報を開示するという機会を設けたいというふうに考えております。

私からは以上であります。

(観光振興スポーツ部長小西繁雄君登壇)

○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君） まず、県民体育館の工期設定に係る知事からの指示についてお尋ねがございました。

基本計画の検討を進める中で、施設の機能や規模がおおむね整理された段階で、設計の専門家が工期を精査した結果、供用開始が当初の令和11年度末より2年から3年遅れる見込みとなりました。

遅れる主な要因としましては、複数の施設を集約化することで、当初の計画より延べ床面積が約1.6倍に増えたこと、慢性的な人手不足に加え、全国的に大規模な事業が集中しているといった建設業界の事情などでございました。

こうしたことを受けまして、庁内において事業手法やスケジュールについて協議を行いました。知事からは、県民の皆様にご不便をおかけする期間を短くし、少しでも早く新しい体育館を利用していただけるよう、早期の供用開始を目指して最大限努力するよう指示がございました。その際、例え話として、政治家としてのお考えについてもお話があったところでございます。

こうした協議を行う中で、専門家に再度意見をお聞きし、発注方法を工夫することなどで、令和13年度半ばの供用開始が可能であると判断し、協議して決定したものでございます。

次に、経済波及効果などに関するシミュレーションの公表についてお尋ねがございました。

経済波及効果等につきましては、他県の体育館やアリーナの利用実績、高知ちばさんセンター大ホールでの展示会などの開催実績などを参考にしながら、個々の利用を積み上げる形で試算を行ったものでございます。

このシミュレーションは、施設規模や事業効果を検討するための材料の一つとして作成したものであり、その試算の考え方や積算内容につ

きましては、検討会において資料としてお示ししてまいりました。また、その資料につきましては、検討会の開催に合わせて県のホームページでも公表しているところでございます。

一方で、今回のパブリックコメントにつきましては、まずは県民の皆様の基本計画の全体像を御理解いただくことが重要であったと考えております。こうした考えの下、施設整備の効果をできるだけ分かりやすくお示しするため、現時点で想定している経済波及効果の試算の概要を計画案に盛り込んだものでございます。

今後も、県民の皆様にとって必要な情報を、事業の進捗に応じて公表しながら、分かりやすく丁寧な説明に努めてまいります。

次に、武道館の運用方法と利用料金についてお尋ねがございました。

基本計画検討会の委員から、現在の武道館と比較して試合場の数が少なくなることによる使い勝手への懸念や、利用料金の在り方について御意見をいただいております。

こうした御意見を踏まえまして、武道競技をはじめとする利用者の皆様が一層円滑に施設を利用できますよう、具体的な運用方法などについて、今後関係団体との協議を重ねながら検討を進めてまいります。

また、利用料金につきましては、新たな施設の規模や設備、管理運営に関する経費などを踏まえて検討することとなります。その際には、施設の公共性や利用者の負担にも十分配慮しながら設定してまいります。

県としましては、引き続き利用者の皆様の御意見を丁寧にお伺いしながら、誰もが利用しやすい施設となるよう取り組んでまいります。

次に、競技の同日開催についてお尋ねがございました。

新体育館につきましては、プロスポーツの試合や大規模イベント、各種競技大会など多様な

利用を想定していることから、利用希望が重なる場合には一定の調整が必要になるものと考えております。

県としましては、プロスポーツとアマチュアスポーツのいずれも本県のスポーツ振興に重要な役割を果たすものであると認識しております。そのため、具体的な予約方法や利用調整の仕組みにつきましては、今後関係団体や施設運営者の御意見もお伺いしながら検討してまいります。また、日程が重なり新体育館での開催が困難な場合は、必要に応じて春野の体育館など他の施設の活用も含めて調整することとなります。

いずれにしましても、競技大会等の開催機会が確保できるよう、できる限り利用者の皆様に配慮した運営に努めてまいります。

次に、駐車場の混雑についてお尋ねがございました。

新県民体育館の駐車場につきましては、体育館やプールを利用される県民の皆様に加え、各種大会やイベント開催時には多くの来場者の利用が想定されております。

そのため、イベントの規模や内容によっては駐車場が混雑する状況が予測されますが、施設利用者の利便性ができる限り損なわれないよう、適切な駐車場運営を行うことが重要であります。この際、日常的に施設を利用される県民の皆様が利用しやすい環境を確保することが重要であることから、施設全体の管理運営の中で駐車場の利用方法について十分検討してまいります。

具体的な運用方法につきましては今後検討してまいります。イベント開催時には公共交通機関の利用促進や周辺駐車場の活用、利用者への事前周知なども含め、混雑の緩和に努めてまいります。

次に、長寿命化した場合の改修費についてお尋ねがございました。

基本計画では、新県民体育館への機能集約に

よる効果や、施設の将来的な維持管理負担などを総合的に勘案し、整備の方向性を整理しております。現時点では、それぞれの施設について長寿命化を前提とした詳細な改修設計を実施していないことから、精度の高い改修費をお示しできる状況にはございません。

一方で、県民体育館、武道館、高知ちばさんセンター大ホールを単純に現地で建て替えた場合と、新県民体育館に集約した場合との経費については比較検討をしております。その結果、整備コストにおける県の実質負担額は、集約化により削減効果が約10億円あると試算をしております。

この削減効果に加えまして、アリーナ機能を付加することができますので、プロスポーツの試合や音楽コンサート、大規模展示会などの開催を通じまして、新たな人流やにぎわいを創出でき、県経済により貢献できる施設になるものと考えております。

最後に、止水板等についてお尋ねがございました。

地下駐車場を整備する場合は、豪雨などの内水氾濫対策として、出入口に止水板や土のう等の設置により物理的な浸水対策を講じることとしています。

御指摘のように、止水板等で南海トラフ地震による津波浸水を防ぐことは難しいと認識しております。このため、津波浸水対策としましては、施設自体を津波に耐えられる構造とすることはもとより、地下駐車場から垂直避難ができる階段ルートを複数設置することや、避難訓練の徹底など、人命最優先で、ハード・ソフト両面での対策を講じてまいります。

(商工労働部長大原英樹君登壇)

○商工労働部長(大原英樹君) 見本市などの開催数が減少した場合の産業振興への影響についてお尋ねがございました。

ちばさんセンター大ホールで開催されている見本市等は、県内事業者の販路開拓や商談機会の創出に重要な役割を果たしております。これらの催しの開催数が減ることになれば、県内事業者が有する製品や技術を対外的に発信する機会の減少につながるなどが懸念されます。

また、ちばさんセンター大ホールの機能を新県民体育館に集約化するに当たり、大ホール利用者の利便性確保に関する要請書が、大ホールを所有する高知県産業振興センターから提出されました。こうした要請も踏まえ、新県民体育館整備等基本計画の整備方針に、見本市等の開催が可能となる規模や機能の整備を位置づけました。

引き続き、関係者と密に連絡を取りながら、新県民体育館供用後もできる限り見本市等の開催に影響がないよう取り組んでまいりたいと考えております。

(教育長今城純子君登壇)

○教育長(今城純子君) まず、部活動の遠征等における安全確保に関する国からの通知の受け止めについてお尋ねがございました。

5月の国からの通知は、部活動遠征中の事故を受け、各学校における安全確保のための留意点等について対応の徹底を求めるという趣旨で発出されたものです。

本県では、引率業務等の通知に基づき、日頃から児童生徒の安全管理の徹底に努めておりますが、学校教育活動における安全管理の在り方について、改めてその重要性を重く受け止めております。

次に、県立学校に対する部活動の遠征等における安全確保に関する調査の結果についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、5月19日の国からの通知を受け、直ちに県立学校に対して通知を発出した上で、各校における安全確保の状況に関する

調査を実施いたしました。

その結果、貸切りバス等の利用時には、許可を受けた事業者であることや適正な契約内容であることを確認している、遠征等の必要性や行程等については、事前に管理職が確認し承認しているなど、全ての県立学校で適切な運用や安全確認の徹底がなされていることを確認しております。

次に、再発防止につながる部活動のための教育予算についてお尋ねがございました。

学校教育活動の一環である部活動において、移動を含め児童生徒が安全に活動できる環境を整えることは大変重要であると認識しております。この点に関して先ほどの上治議員からの御質問にお答えした際に言及いたしました、国における部活動遠征時の安全対策等の取りまとめが、つい先ほど届いたところです。

県教育委員会としましては、この通知の内容を精査するとともに、他県の状況も参考にしながら、本県の実情に応じた対応を検討してまいります。

最後に、安全確保のための移動ルールの徹底についてお尋ねがございました。

5月の国からの通知では、部活動等の移動に際して、貸切りバスによる運送を依頼する場合は、事業者から運送引受書の交付を受けた上で、その記載内容を確認することにより、契約の主体や契約内容等を明確化することが求められています。

もとより、契約内容の確実な遵守が重要であることは言うまでもありませんが、安全対策には常に改善や見直しが必要であることも認識しております。先ほど届きました国からの安全対策に関する取りまとめの内容も精査し、各学校において安全管理が確実になされるよう、引き続き指導の徹底に努めてまいります。

(文化生活部長依光香代子君登壇)

○文化生活部長（依光香代子君） まず、磐越自動車道での事故を受けた私立学校への調査の実施についてお尋ねがございました。

まず、5月中旬、私立学校に対して電話にて部活動の遠征時の移動方法について聞き取りを行いました。6月上旬には、県教育委員会と同様の部活動の遠征などにおける安全確保に関する調査を行いました。

結果につきましては、遠征時の移動方法において、バスを所有している学校では専任の運転手または教職員が運転をしております。バスを所有していない学校では貸切りバスを活用しています。また、部活動の遠征などにおける安全確保に関する調査では、学校の管理職が移動手段を確認し承認するなど、各学校において生徒の安全を確保していることを確認しています。

次に、私立学校の部活動の遠征におけるルールの適用についてお尋ねがございました。

遠征時の安全確保については、国からの通知に基づいて各私立学校が想定される危機事象への対応策を学校の実情に応じて適切に対応することが基本となります。その際には、県立学校の運用ルールなどについても必要に応じて参考にさせていただくものと考えます。

今般の事故を受けて、県では、各私立学校に対し安全確保に係る国からの通知を周知するとともに、県教育委員会の通知文も共有して適切な対応を依頼したところです。今後も、私立学校において安全対策が徹底されるよう、本日国から通知されました安全対策などにより、さらなる対応の徹底を促してまいります。

最後に、再発防止につながる部活動のための教育予算についてお尋ねがございました。

各私立学校の部活動に係る費用については、保護者の皆様の負担をいただきながら、県からの学校運営全体への補助も活用しており、各学校で安全に部活動を行っていただいているもの

と考えます。

県としましては、国において取りまとめられた安全対策の内容を踏まえ、他県の状況も参考にしながら必要な対応を検討してまいります。

（子ども・福祉政策部長近藤由佳君登壇）

○子ども・福祉政策部長（近藤由佳君） まず、生活保護費の追加給付の対象となる受給中の世帯数と県所管分の給付時期の見通し、進捗状況についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えいたします。

今回の追加給付につきましては、昨年6月の最高裁判決を踏まえ、国において対応が検討され、本年2月に全国の地方自治体に対して実施の通知があったものです。

追加給付の対象となる世帯のうち、現在生活保護費を受給中の世帯は、申出がなくても追加給付を受けることができ、その世帯数は県内全体で約1万3,000世帯です。このうち、県が所管する町村分は約1,500世帯となっております。

県所管分につきましては、国からの予算内示があり次第、給付に向けた作業に取りかけられるよう準備を進めてきました。そうしたところ、先週末国からの内示がありましたので、速やかに生活保護システムの改修などを行い、秋頃には給付できるように作業を進めてまいります。

次に、生活保護の廃止などにより、現在受給されていない世帯数と県所管分の給付時期の見通し、進捗状況についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えいたします。

生活保護の廃止などにより、現在生活保護を受給されていない世帯は、追加給付を受けるためには、国指定の様式により、当時保護を受給していた所管の福祉事務所に申出をしていただく必要があります。

申出が必要な世帯数につきましては、県及び各市の推計では、県内全体で約1万世帯、このうち県が所管する町村分は約500世帯となってお

ります。

申出の開始時期などは、国が全国統一的な方針を示すこととなっておりますが、現時点ではまだ明確に示されておりません。このため県所管分については、国からの通知があり次第、順次給付に向けた手続を進めてまいります。

次に、給付事務を行うに当たり、どのような困難があるのかとお尋ねがございました。

給付に当たって提出していただく申出書類には、受給期間や世帯構成、各種加算の状況など多くの項目を記載いただく必要があります。各福祉保健所では、その内容と当時の生活保護の受給状況に関する記録を照合する作業が必要となります。

例えば、現在と受給時の世帯構成が異なる場合もありますので、提出されました申出書類の内容を正確に確認する必要があります。この確認には相当の時間を要することも想定され、また書類に不備があった場合には申出者とのやり取りも必要となり、給付時期が遅くなることも懸念されます。

このように給付事務には複雑かつ時間を要する確認作業が伴いますが、一つ一つ丁寧かつ迅速に対応してまいりたいと考えております。

次に、追加給付のお知らせが届きにくい方への対応についてお尋ねがございました。

追加給付を受けるためには、当時生活保護を受給していた福祉事務所に申出をする必要があります。対象となる方にしっかりと周知することが大変重要となっております。

国では、新聞広告等、多様な媒体を活用した全国的な広報を計画しています。県におきましても、広報紙やホームページのほか、町村とも連携し、各種媒体を通じた情報発信を行ってまいります。あわせて、施設に入所されているなど、お知らせが届きにくい方には、施設関係者など身近な方を通じて情報が届くよう広く周知

していきたいと考えております。

最後に、人の配置を含めて必要な措置を国に求めるべきではないかとお尋ねがございました。

今回の追加給付に伴う生活保護システムの改修費用や、給付事務を補助する会計年度任用職員の配置に係る費用などについては、全額国費で予算措置されております。

県といたしましては、この予算を活用し支給事務を着実に進められるものと考えており、現時点では国に対して追加措置を求める必要はないと考えております。今後、新たな課題が生じた場合は、必要に応じて国に要望してまいります。

(総務部長永渕智大君登壇)

○総務部長(永渕智大君) 介護休暇の取得手続において、医師の診断書に加え、第三者の申立書や、教員、スクールカウンセラー等の所見を証明書類として認めることができないかとお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

本県の介護休暇制度では、不登校の原因が疾病等であって、2週間以上、日常生活において介護が必要と認められる場合に休暇の取得が可能となっております。このため、取得手続におきましては、職員の申出と併せて、医師の診断書により疾病等による介護の状況を確認しているところでございます。

確認に当たり提出を求める証明書類につきましては、民間企業の場合には、厚生労働省の局長通知により、第三者の申立書の提出を認めるなど柔軟な対応が示されてございます。また、国家公務員の場合には、人事院規則により必要に応じて証明書類の提出を求めることができるとされており、その取扱いは各省庁に委ねられてございます。

こうしたことから、今後各省庁における取扱

いや他県の状況を把握した上で、介護休暇の取得手続における介護状況等の確認方法の柔軟化について研究をしてみたいと思います。

○36番（中根佐知君） どうも御答弁ありがとうございます。時間がなくなってきました、2問をさせていただきます。

まず、知事に、大変御苦勞もされていることと思いますが、業績のためにリスクのある判断をするのはやむを得ないという考え方について、私はいろんな意味で乱暴さが前に出てしまうんじゃないかと危惧をしています。ぜひとも丁寧という中身について、どのように御所見を持っているか、もう一度お話をいただきたいと思います。

それから、もう一つは総務部長に伺います。介護休暇については総務省管轄、それから厚生労働省管轄、それぞれの働き方の中で随分と精査が進んできました。ぜひ一步踏み込んで高知県でもというふうに思いますが、いま一度御答弁をお願いします。

○知事（濱田省司君） 再質問にお答えいたします。

今お話しありましたように、一定のリスクは取りながら、できるだけ早い整備をということで進めてまいっております。もちろん、片方で県民の皆さんの御理解を得ながら、納得を得ながら整備を進めることは大事だと思っておりますので、リスクを取りながらチャレンジをするという部分は私は忘れたくないと思いますが、そうしながらも、県民の皆さんの御意向を丁寧に反映していくということにも意を払いたいと思っております。

○総務部長（永渕智大君） 介護休暇制度についての再度のお尋ねにお答えをいたします。

国家公務員との比較、あるいは民間企業と比較をいたしましても、県における介護休暇について、より厳格に確認をする必要があるかとい

う点については、必ずしもそうとも限らないのではないかと考えておりますが、厚労省の通知におきまして柔軟な方法を示しておりますものの、実際に県で運用するに当たりましては、ではこういった方々にどのような証明をしていたか、あるいは申立書にどのような内容を記載いただけるかという個別具体の事例について、まずは研究、精査をしていくことが必要であろうと思っております。

そういった意味で、関係省庁あるいは他県の動向をまずは把握して、柔軟化について研究をしてみたいと考えてございます。

○副議長（土居央君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明7月1日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時47分散会

令和8年7月1日（水曜日） 開議第3日

出席議員

1番 浜口卓也君
 2番 竹内健造君
 3番 戸田宗崇君
 4番 上治堂司君
 5番 桑鶴太朗君
 6番 土森正一君
 7番 榎尾絢子君
 8番 久保博道君
 9番 上田貢太郎君
 10番 今城誠司君
 11番 金岡佳時君
 12番 下村勝幸君
 13番 田中徹君
 14番 土居央君
 15番 横山文人君
 16番 西内隆純君
 17番 加藤漠君
 18番 弘田兼一君
 19番 明神健夫君
 20番 三石文隆君
 21番 畠中拓馬君
 22番 依光美代子君
 24番 西森美和君
 25番 寺内憲資君
 26番 西森雅和君
 27番 樋口秀洋君
 28番 水野雪絵君
 29番 岡崎哲也君
 30番 岡田竜平君
 31番 坂本茂雄君
 32番 はた愛君
 33番 細木良君
 34番 岡田芳秀君
 35番 岡本和也君
 36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 西森裕哉君
 総合企画部長 小笠原直樹君
 理事（人口減少・中山間担当） 濱田憲司君
 総務部長 永渕智大君
 危機管理部長 江渕誠君
 健康政策部長 藤野晋太郎君
 子ども・福祉政策部長 近藤由佳君
 文化生活部長 依光香代子君
 産業振興推進部長 濱田美和子君
 商工労働部長 大原英樹君
 観光振興スポーツ部長 小西繁雄君
 農業振興部長 橋本卓夫君
 林業振興・環境部長 坂田省吾君
 水産振興部長 山下修君
 土木部長 横地和彦君
 会計管理者 池上隆章君
 公営企業局長 中嶋真琴君
 教育長 今城純子君
 人事委員 成瀬洋君
 職事委員 澤田昌宏君
 人事局長 前田みか君
 公安委員 岩田康弘君
 職務代理者 和田廣男君
 警察本部長 梅森実君
 代表監査委員
 監査事務局長

事務局職員出席者

事務局 長 猪 野 貴 之 君
事務局 次 長 大 崎 和 幸 君
議 事 課 長 飯 田 志 保 君
政策調査課長 溝 渕 松 男 君
議事課長補佐 谷 内 恵 美 君
主 幹 大 川 美千子 君
主 幹 元 吉 博 子 君

議 事 日 程（第3号）

令和8年7月1日午前10時開議

第1

- 第 1 号 令和8年度高知県一般会計補正予算
第 2 号 職員の給与に関する条例等の一部を
改正する条例議案
第 3 号 公益的法人等への職員の派遣等に関
する条例の一部を改正する条例議案
第 4 号 高知県税条例の一部を改正する条例
議案
第 5 号 高知県地方活力向上地域における県
税の特例措置に関する条例の一部を
改正する条例議案
第 6 号 高知県指定障害児通所支援事業者等
が行う障害児通所支援の事業等の人
員、設備及び運営に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例議
案
第 7 号 高知県認定こども園条例等の一部を
改正する条例議案
第 8 号 高知空港国際線ターミナルビルの指
定管理者の指定に関する議案
第 9 号 県有財産（災害対応車両）の取得に

関する議案

第 10 号 国道494号（第二川ノ内組橋上部工）
防災・安全交付金工事請負契約の締
結に関する議案

報第1号 令和7年度高知県一般会計補正予算
の専決処分報告

報第2号 高知県税条例等の一部を改正する条
例の専決処分報告

第2 一般質問

（2人）

午前10時開議

○議長（明神健夫君） これより本日の会議を開
きます。

諸 般 の 報 告

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

松尾公安委員長から、所用のため本日の会議
を欠席し、前田公安委員を職務代理者として出
席させたい旨の届出がありました。

また、門田人事委員長から、所用のため本日
の会議を欠席し、成瀬人事委員を職務代理者と
して出席させたい旨の届出がありました。

質疑並びに一般質問

○議長（明神健夫君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和8年度高知県一般会
計補正予算」から第10号「国道494号（第二川ノ
内組橋上部工）防災・安全交付金工事請負契約
の締結に関する議案」まで並びに報第1号「令
和7年度高知県一般会計補正予算の専決処分報

告」及び報第2号「高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告」、以上12件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

30番岡田竜平議員。

(30番岡田竜平君登壇)

○30番(岡田竜平君) おはようございます。県民の会の岡田竜平でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問に移りたいと思います。

まず、知事の政治姿勢についてでございます。

高知県議会では、人口減少対策に立ち向かいながら地域の実情を踏まえ知事が提出した議案に対し、議会は審議を通じてチェック機能を果たす。二元代表制にある議会には、その存在意義も問われているところであり、当然の話にはなりますが、高知県議会の機能が十分に発揮されますように、知事の二元代表制の認識について質問してまいります。

そこで、お聞きしたいのは、知事が、知事以外の選挙を応援する場合の対応について、その相手方に対し県政運営に力添えをいただいているという表現を使用することについてでございます。ささいな発言のように思えますが、知事はこの表現を多用しており、ここで確認をしたいと思います。知事は、県政運営に力添えをいただければ、知事による選挙応援の対応は違うとのことでございます。

では、県政運営に力添えをいただいているとはどういうことを指すのか、知事にお考えをお聞きいたします。

次に、選挙応援ではなく、政治資金パーティーにおける政治活動で金銭を介した応援を受けることについてでございます。知事は、これまでも政治資金パーティーを開催していらっしゃいますが、その知事の政治資金パーティーに高知県議会に所属する議員が出席することについて

でございます。

政治資金規正法には抵触しておりません。では、二元代表制において、そのことが議会の緊張関係に及ぼす影響についてどのような見解をお持ちなのか、知事にお聞きをいたします。

また、知事の名代である参与についてでございます。今年2月の総務委員会におきましては、参与の選挙応援での職務上の影響力について指摘があり、4月には県参与の職務遂行における政治的中立性・公平性確保のための指針が公表されたばかりでございます。

この指針を踏まえ、参与が政治資金パーティーを開くことが可能であれば、そこに高知県議会議員が参加することについても同様に知事の見解をお聞きいたします。

知事には、議会運営と政治活動は当然切り分けていただき、混同することのないよう慎重に対応いただきたいと考えております。つまり、地方自治法の下、二元代表制を採用する県議会において、首長と議員が対等に対峙する。当たり前ではございますが、この健全な緊張関係が緩めば、議会軽視の風潮が生まれ、行政のチェック機能は形骸化されてしまいます。議会の機能低下は、最終的に県民の不利益をもたらします。

そこで、二元代表制における議会の健全な緊張関係の維持に向けた、知事自身の行動への自己評価と覚悟をお聞きいたします。

次に、教育現場における政治的中立性についてお聞きいたします。今年3月に起きた沖縄県名護市辺野古沖のボート転覆事故を受け、文科省が、当該高校の学習プログラムを教育基本法第14条にある政治的中立に違反すると、教育基本法の制定後初めて認定をいたしました。亡くなられた生徒さんに心から哀悼の意を表します。

当該事故には様々な意見があるにもかかわらず、学校側が生徒に多角的な情報を提示してこなかったことが問題点の一つとして指摘をされ

ております。別の視点としては、現場の安全管理については厳しく問われるものだったと考えております。

そこで、主権者教育の政治的中立性についてお聞きをいたします。教育行政について知事は、教育大綱の策定への関わりだけでなく、教育長の任命権を有しております。御承知のとおり、現場の執行責任は教育長にあり、その教育長に中立性を求めるからこそ、本来独立している教育委員会を形式的なものにとどめないようにするために、ここで教育における知事の政治不介入の決意をお聞きいたします。

では、政治的中立性とは、当該事故の反対の視点で申しますと、賛成派だけの見解を扱っていた場合にも違反になるとお聞きをしております。政治を扱う現場教員には、客観的立場に立った上での専門性と倫理観が問われます。特に、現在進行形で議会やメディアで積極的に扱われているテーマは、過去のものと比べ政治判断の総括がされておらず、難しさが際立ちます。だからといってリアルタイムの社会問題に触れなければ、子供たちは生きた主権者教育を受けたとは言えません。このたびの文科省の対応を受け、主権者教育における教育現場での萎縮、政治を扱うこと自体が後退するのではとの懸念もございます。

そこで、政治的中立性を担保した主権者教育については、教員個人への負担を避けるべきであり、教育委員会としての対応が求められると考えますが、教育長の考えをお聞きいたします。

続きまして、新県民体育館整備等基本計画についてでございます。

今定例会には、新県民体育館の整備に向けた関連経費として、債務負担行為も合わせ7億5,000万円余りが計上されております。県民の声を募集しておきながら、その多数派の意見を無視して2週間後に計画を策定。そして、予算計上し

たわけでございます。

本来、基本計画の段階で必要と思われる各種調査も未完了であり、基本設計に入ってから調査検討では修正できる余地が限られ、結果として課題を残す施設になってしまうリスクがございまして。調査結果次第では、全体計画に大きな混乱が生じることも考えられますことから、県民の会としては目的そのものを否定するものではなく、一旦立ち止まるべきとの立場で知事に質問いたします。

まず、当該計画の新県民体育館を津波浸水域に整備することについてでございます。県では、南海トラフ地震対策行動計画において、命を守る安全対策が基本方針となっております。また、高知県津波災害警戒区域等の指定基準での津波災害警戒区域、イエローゾーンでは、「最大クラスの津波が発生した場合でも、何としても命を守るため、津波から逃げるための体制を強化し、津波に対して安全な地域づくりを進める区域」となっております。

このように、県民への危機管理意識の醸成に努めるために、県が自ら策定した危機管理における基本方針があるにもかかわらず、なぜ新県民体育館整備等基本計画では、その姿勢に逆行して津波浸水域を建設予定地とするのか、このことに関し御所見を知事にお聞きいたします。

次に、5,000人規模の集客施設を津波浸水域に建設し、さらに水没リスクのある地下駐車場の整備もあることへの妥当性について、県民からも関心を集めております。

もし、県の妥当性を裏づけるのであれば、県のみによる判断ではなく、例えば独立した防災、地盤工学の専門家による第三者委員会を設置して再評価することは、当該計画を進める上で有効と考えられますが、御所見を知事にお聞きいたします。

次に、令和7年9月三重県四日市市では豪雨

により市内にある地下駐車場が浸水し、200台以上の車両が被災いたしました。このことを受け、国交省では国管理の地下駐車場に関する浸水対策ガイドラインが策定され、そこには浸水防止技術の強化などの基本方針が示されております。

当ガイドラインは、今後地方自治体へも広がると思われますが、当該計画、地下駐車場へ照らした場合の御所見を知事にお聞きいたします。

では、地下駐車場で浸水被害があった場合、水没車両の賠償責任は県にあるのか、運用する指定管理者なのか、車両の所有者なのか。止水板の故障も含め様々なケースが想定されますが、他県の事例も踏まえて知事にお聞きをいたします。

次に、今後の整備スケジュールについて、まず都市計画法、建築基準法に関する質問でございます。当該計画の敷地は、都市計画法に基づき指定された用途地域である商業地域と第1種住居地域にまたがっております。計画を進めるには、都市計画法に基づく用途地域の変更、または建築基準法に基づく特例許可を受ける必要がございます。

まず、用途地域の変更手続においては、高知市により住民が意見陳述を行える公聴会の機会や、意見書の提出の機会が与えられております。さらに、都市計画審議会では、周辺環境への配慮などが審議がされるものとなっております。さらに審議を尽くす必要があると判断される場合には、審議が継続されることも考えられます。つまり、用途変更の実現可能性及びスケジュール感については、現時点で不透明ということでございます。

また、建築基準法に基づく特例許可を受ける場合には、高知市が住居の環境を害するおそれがないことなどを認め、さらに建築審査会の同意を得た上で許可となります。当然、不服申立てなどが起こらぬよう、都市計画提案者であり

ます県としても事前の周到な準備が必要でございます。

要するに、都市計画法、建築基準法、いずれにいたしましても、これらの手続は外部機関に委ねられ、そこに住民が参加する以上、地域住民の不安を払拭できるエビデンスを持ち合わせていない現段階では、その進捗は見通せないものと考えます。

だからこそ確認したいのは、県は高知市に提供予定の法定図書以外に、地域住民に理解を得られる説明資料にどのようなものがあるのか、またそれで十分とお考えか、知事にお聞きいたします。

次に、解体工事のタイミングについてでございます。当該事業では、基本設計、実施設計完了前に解体工事の着工が予定されておりますが、行政手続上の進捗が見通せないのに、このまま見切り発車で解体工事を先行してしまいますと、県民のスポーツに関わる機会が大幅に奪われる可能性がございます。

心配するのは、都市計画法、建築基準法の手続の遅れだけでなく、過去の例を挙げますと、県と高知市が共同で建設したオーテピア高知図書館では、東日本大震災の復興需要や東京五輪決定に伴う全国的な資材・人件費高騰の直撃を受け、建設工事の不調が2回、辞退が1回ございました。このように工期延長も十分想定がされております。

そこで、これらの不測の事態を想定した上で利用者への影響を最小限にするために、解体工事は早くとも今後予定される建設工事の契約締結後とすべきと考えますが、御所見を知事にお聞きいたします。

次に、当該事業では、基本設計と実施設計がまとめて補正予算に計上されております。本来であれば、それぞれに対し議会審議をより慎重に行うことが理想であります。

そうであれば、基本設計が整い、より正確な概算費用や建物の規模が確定した後に、改めて、県議会にてその妥当性が承認されてから、実施設計を予算計上することが当該計画に求められているプロセスと考えますが、御所見を知事にお聞きいたします。

次に、完成時期についてでございます。令和8年4月30日に示された検討会資料では、令和14年以降の完成が目指されておりました。しかしながら、6月15日の計画策定時には工期が短縮され、令和13年度完成となっております。このことは、昨日の中根議員への説明で、単に最短が示されただけと理解をいたします。

では、新県民体育館の完成が令和14年度以降となることの問題の有無と、その理由を知事にお聞きいたします。

次に、当該計画地で、工事中に万が一重要な遺構や遺跡が発見された場合、文化財保護法第97条により工事は停止状態となります。

所管は高知市でございますが、高知の歴史的価値を守り、埋蔵物による計画破綻を回避するために、設計段階で事前の試掘調査を計画に組み込む必要があると考えます。さらに、記録保存のための本格的な発掘調査が必要になれば、1年ほどの工期遅延が発生いたします。基本設計の段階で計画全体のスケジュールと予算の検証が必要となると考えますが、御所見を知事にお聞きいたします。

次に、基本設計前ではございますが、総事業費の208億9,000万円は、現時点で確認できる積算根拠は令和7年4月時点をベースとして示されております。先ほど申しましたオーテピアでは、基本設計から比較すると総事業費としては33.6%の上昇、建築工事費では56.6%引き上げられることになりました。

近年の建設資材や人件費の高騰は、オーテピアの頃とは比較にならないほど激しいものとなっ

ております。当該事業でも一定割合以上の上振れをした場合、自動的に着工を凍結するなど策を講じておく必要性を感じております。もう引き返せない段階になって、オーテピアの例のような大幅な増額となるケースがございます。

そこで、県は総額で幾らまで支出可能と想定しているのか、またそれを踏まえた建設工事契約には上限設定を設けることが有効と考えますが、御所見を知事にお聞きいたします。

次に、設計業務委託では、基本設計または実施設計の途上において不測の事態が生じた場合、県は損害賠償を支払うことなく、本契約を途中で解約または一時凍結できるものとするのか、御所見を知事にお聞きいたします。

続きまして、歩道橋の雑踏事故リスクについて御質問をいたします。当該計画では、周辺の交通渋滞を緩和するため、来客に対し自家用車の利用を抑制し、バスや路面電車などの公共交通機関の利用を促す方針を示しております。しかしながら、この方針を実行すれば、イベント終了時に公共交通を利用しようとする数千人規模の観客が道路の向かい側にあるバス停や電停を目指し、一斉に体育館前の栈橋通歩道橋へと殺到することになります。

平成13年の明石花火大会では、11名の貴い命が失われるという痛ましい事故が起きました。このときの教訓からも明らかなように、狭く逃げ場のない歩道橋や階段は、群衆が滞留した際に最も悲惨な群衆雪崩を引き起こしやすい極めて危険な場所でございます。

では、当該計画では雑踏警備において、栈橋通歩道橋における具体的なボトルネックや群衆雪崩のリスクをどう認識しているのか、知事及び県警本部長にお聞きをいたします。

次ですが、参考として高知市内の別の場所の話でございます。住宅地にも隣接する電車通りに大型商業施設がオープンいたしました。参考

となる数字をお伝えいたします。周辺地区の交通事故件数を、オープンの前後1年間で比較いたしますと、人身事故が6件から10件に、物損事故が129件から195件に。交通違反については、転回禁止違反が32件から480件に増加しております。このように県警はこれまでの経験の蓄積があるわけでございます。

そこで、栈橋通の当該地での交通上の危険性の認識について知事及び県警本部長にお聞きをいたします。

次ですが、当該計画にはプール整備も含まれ、これまでと違うのは、そのプールは障害者も利用を共にするインクルーシブプールであるとお聞きをしております。

ここで、スポーツ庁から委託された令和6年度障害者スポーツ推進プロジェクトの県の公表している報告書を読み上げます。本県におけるインクルーシブなスポーツ活動はまだ十分に広がっておらず、こうした活動の主体となる関係機関や団体にノウハウが少ないことや、理解が深まっていないことに加え、活動を支える人材や体制が十分でないといった課題が見られるとあります。

これが事実であれば、県がすべきは、まず障害者と健常者、そして行政側でのインクルーシブスポーツへの意識の醸成でございます。ハード面だけを整備したユニバーサルデザインのプールとインクルーシブプールは、そもそも別物でございます。

そこで、報告書を踏まえたインクルーシブスポーツの今後の取組をお聞きするとともに、当該計画におけるインクルーシブプールの共生社会づくりの視点への御所見を観光振興スポーツ部長にお聞きいたします。

続きまして、建築・建設事業者への中東情勢の影響についてでございます。

建築・建設業界は、これまでも人手不足に資

材高騰が重なっておりました。さらに、中東情勢の不安定化により、重油を原料としたこのたびの材料不足が重なり、県内建築・建設業界におきましても、特に小規模・零細事業者の経営を大きく圧迫しております。私にも4月下旬から特に相談が増えてまいりました。

このような状況においての県の事業継続への支援につきましては、コロナ禍でのゼロゼロ融資に続き、国の動きを待たず、住民により近い存在である地方自治体として先んじて、原油・原材料価格高騰対策緊急支援融資制度を創設したことは、全国的に見ても4県目という迅速な対応だったと評価するものであります。

この状況下、特に民間工事におけるナフサ不足は、県民の身近な住宅建築やリフォーム工事が止まる事態となり、当該業界は苦境に追い込まれている状況が鮮明となったわけでございます。

そこで、このたびの県融資制度の実効性についてお聞きをいたします。融資は一時的な資金繰りを支えるものの、将来の返済義務を伴う借金でございます。物価高騰の終わりが見えない中、利子負担や信用保証料が経営の負担になることは避けられません。

事業者の現実的な経営継続に向けては、利子補給のさらなる拡充も必要になると考えられますが、県の認識と今後の取組を商工労働部長にお聞きいたします。

次に、公共工事における中東情勢等を踏まえた契約に関する運用についてでございます。昨日、上治議員に対し、スライド条項や工期延長、そしてナフサ由来の建築資材不足を背景とした設計変更についても適切に運用されているとの答えがございました。

そこで、2点要請でございます。これまでスライド条項の適用を請求した経験のない小規模・零細建設業者においては、手続の煩雑さを理由

に制度の活用を断念してしまう事業者の存在が懸念されております。

そこで、小規模・零細建設事業者からスライド条項などに関する相談があった場合には、事務手続が円滑に行われるようサポートしていただくよう要請いたします。

もう一点は、支払いに関してでございます。県では、契約時に部分払いもしくは中間前金払いの選択ができるようになっております。これ自体、資金繰り支援に当たるとも考えますが、中東情勢による影響など不測の事態を想定し、契約後でありましても、もう一方の支払い方法に切替えをできるなど、支払い方法変更への柔軟な対応を併せて要請いたします。

続きまして、観光振興についてでございます。

2023年にらんまん、2025年にあんぱん、そして特にこの短い期間に3作目のジョン万のNHKのドラマ化が決定いたしました。直後のゴールデンウィークの観光客数の伸びは、既にその影響を大きく受けたと報告を受けております。「ドラマが生まれる場所 高知」、ジョン万次郎のふるさと高知として、この追い風を最大限生かされることを期待しております。

そこで、ジョン万次郎の生まれ故郷土佐清水市を含む幡多地域の観光振興についてでございます。半島振興法を前提とした幡多地域半島振興計画では、産業振興や定住促進などの取組を進めているとお聞きをしております。ドラマ化決定により、当該計画の持つハード・ソフト両面の施策展開に関心が寄せられております。

そして、高知県産業振興計画幡多地域アクションプランにおいては、土佐清水まると戦略観光の展開として、足摺・竜串地区を中心に、観光資源の磨き上げや再開発を行うプロジェクトが進められているところでございます。そういった中で、足摺海洋館SATOUMIのリニューアルオープンにもつながったと承知をしております。

このように、国、県、市、県観光開発公社と民間事業者らの歩みを通じ、このタイミングでさらに竜串エリアを魅力ある地域へと磨き上げることのお考えを知事にお聞きいたします。

次に、足摺宇和海国立公園内にある足摺海底館は、国の登録有形文化財として登録をされており、土佐清水のランドマークとも言われております。このことは、すなわち足摺海底館は、単なる一企業の観光施設ではなく、県が保存し活用すべきものという位置づけになったということとして理解してよいか、知事にお聞きをいたします。

そんな折に飛び込んできたのが足摺海底館の休館の知らせでございます。陸地と展望室の間に架かる鉄骨連絡橋の腐食が原因とお聞きいたしました。海底館本体の修繕の必要性もあるようにお聞きしております。

大河ドラマの経済効果を最大化するために、竜串エリアのシンボルである海底館の復活が必要との声を、地元土佐清水市に限らず耳にいたします。もちろん、所有者である高知県観光開発公社が費用負担して改修するものでございます。そこで、筆頭株主である県のお考えを知事にお聞きいたします。

続きまして、中山間地域における民泊事業についてでございます。

ジョン万効果に期待をしながら、県内広く観光誘客を実現することにより、多くの経済的波及を期待したいわけでございます。そこで、ここまで申しました幡多地域も含めた中山間地域への観光客の誘客策としての田舎民泊の普及についてお聞きをしたいと思っております。ここでは、ゲストハウスなどの簡易宿泊所ではなく、さらに高知市市街地などにある民泊事業とは区別して、田舎民泊としてお聞きをいたします。

そこで、「極上の田舎、高知。」をコンセプトとしたどっぷり高知旅キャンペーンを、民泊事業

による磨き上げに期待したいのであります。観光施策を展開するに当たり、これまでも滞在日数の増、中山間地域への呼び込み、周遊などの課題が示されております。課題解決には、宿泊施設の不足解消に向け、客室ストックの確保が必須と考えられますが、県として先行きを見通したものが存在しておりません。

そこで、中山間地域への誘客施策の展開、検証に向けた高知県における中山間地域の地域別客室ストックの今後の見通しについて観光振興スポーツ部長にお聞きをいたします。

次ですが、中山間地域では、就業機会が少なく、地域からは雇用にだけではなく、なりわい創出への支援が求められております。民泊新法ならではの180日しか営業できないとしたルールがございしますが、経営者側からの視点では、できるときにできる分だけ働くといった小さな所得は生活の質の向上につながるとお聞きをしております。さらに、宿泊事業へは参入障壁が低く、中山間地域への滞在型観光への誘客にもつながると考えます。

一方で、令和5年総務省住宅・土地統計調査によりますと、県内の空き家は総住宅数に占める割合が12.9%、5万100戸とあり、田舎民泊で活用する視点では、中山間地域の潜在的稼げる資産である空き家活用に期待が寄せられます。

そこで、田舎民泊を産業振興計画に位置づけ、県として推進し、支援することへの所見を観光振興スポーツ部長にお聞きをいたします。

続きまして、土佐和紙の振興についてでございます。

古くから冬場の貴重な換金作物とされていた土佐和紙原料のコウゾ農家では、そのコウゾ出荷は現在でも高齢者の貴重な収入源となっております。

まず、お伝えしたいのは、土佐和紙は1,000年にわたり脈々と受け継がれてきた歴史ある伝統

産業であるということでございます。しかしながら、和紙生産者の後継者育成だけではなく、栽培が容易であるはずのコウゾ生産農家の高齢化等による原材料不足が深刻なものとなりつつあります。

県土佐和紙の土佐典具帖紙と土佐清帳紙の伝統技法は県の無形文化財に指定されており、和紙の原料としてコウゾを使用することが基本原則となっておりますが、現在その原料不足の課題を抱えているということでございます。

本県では、土佐典具帖紙に限らずとも、その品質から土佐コウゾで良質な和紙が製造されております。そこで、ちょっと御覧をいただきたいのですが（現物を示す）、これはループル美術館で実際に絵画に修復で利用されている土佐コウゾを利用した和紙をお借りしてまいりました。町内の業者さんから借りて、本当に薄いんですけども、これが実際に使われている土佐和紙、土佐コウゾを利用した和紙でございます。

このように、産業振興だけでなく文化的貢献を本県の伝統的工芸品でもある土佐和紙が果たすことは、土佐和紙のブランド力の向上にも大変寄与しております。今回は、ぜひ皆さんに見ていただきたく、貴重な土佐コウゾ和紙をお借りしてまいりましたので、皆さんにも、こういったものがあるということをぜひ知っていただければと思っております。

そこで、土佐和紙の振興に向けて、どのように土佐コウゾの確保に向けた取組を進めていくのか、知事のお考えをお聞かせください。

続きまして、バンブープラスについてでございます。

高知県のイノベーションの取組として、高知県と地元企業との官民連携の共同研究により製品化した新素材、バンブープラスが令和7年度生産をスタートいたしました。この竹素材を工業製品化する取組は、発注の大本であるトヨタ

の温室効果ガスの削減の取組の一つでもあります。

自動車大手各社のバイオマスの新素材の開発を見てみますと、日産はウニの殻を再利用する開発を進め、ホンダであれば卵の殻を樹脂に混ぜ内部部品への採用を目指すことで、生物由来の素材を用いて石油由来の樹脂の使用を減らす取組をしているわけでございます。そういった面で業界の先頭を走るのが、トヨタの竹由来樹脂であるバンブープラスでございます。

このような地元産天然資源を工業製品として安定供給するという取組は、地方創生において非常に先進的であり、その成功は本県の地場産業の振興だけでなく、社会問題となっている放置竹林整備を促進することで里山保全につながることに期待が寄せられております。

このように、地域外で収益を得る基幹産業の育成や、地域産品を外部市場で販売して収益を得る地産外商モデルの全国展開が必要だとする国の地方創生策とも合致する当該サプライチェーンの意義をどのように評価するか、知事にお聞きをいたします。

一方で、県内には原竹の搬出を専業とする事業者が存在しないことで、事業継続に必要とされる原竹の安定的な確保が課題となっております。昨年11月にバンブープラスの製造工場が県内で稼働を始めたことにより、材料とする竹材の大量かつ安定的な需要が見込まれております。

そこで、県として竹材の安定供給体制の構築にどのように取り組んでいくのか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

続きまして、小規模林業の推進についてでございます。

小規模林業は専ら自家労働等により行う小規模な林業を指し、県にはこれまでも小規模林業推進協議会の事務局を担っていただき、支援にも取り組んでいただいているところでございま

す。

ここで、県の担い手育成においてアドバイザーを務めます徳島県那賀町の橋本光治さんの施業を例に挙げますと、杉、ヒノキ林に高密度の作業道を開設し、弱度間伐を繰り返すことで、生態系を豊かに保ちながら、かつ市場価値の高い材を育む森を営んでいるということでもあります。つまり、環境性と経済性を両立させた小さな林業が小規模林業ということでございます。

令和8年6月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画に、林業経営を担う主体の一つとして自伐型林業が明記をされました。自伐型林業とは小規模林業のことを指し、これまでの大規模林業を補う位置づけから、小規模ながら林業の主要な経営体の一つとして明記されたことは大きな意味を持ち、山村地域の発展に向け所得の向上や、豊かな森林づくりにつなげることに大きな期待が寄せられております。

御承知のように、林道や作業道の路網延長が林業振興の一つの尺度となるわけでございます。小規模林業を実践する場合、山を壊さぬよう配慮し小規模な重機で作設する道は、おのずと細い道となるのですが、これに対する補助金支援は市町村によりむらがあり、事業継続への懸念があるのも事実でございます。

そこで、小規模林業施業者が開設する幅員2.5メートルまでの作業道への開設支援についての御所見を林業振興・環境部長にお聞きいたします。

以上で1問といたします。

○議長（明神健夫君） 審議の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩



午前11時2分再開

○議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡田竜平議員の議案に対する質疑並びに一般質問に対する答弁から再開いたします。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 岡田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、私が県議の方々に県政運営にお力添えをいただいているという表現を用いた趣旨、そして県議の方々が知事または県参与の政治資金パーティーに出席することによります影響などについてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

我が国の地方自治制度は、御指摘ありましたように二元代表制を取っております。本県におきましては、執行機関であります知事と議決機関であります県議会の議員、それぞれが直接選挙で選ばれまして、県民からの負託を受けているという関係にございます。知事は、行政を執行する権限を有しておりますけれども、実際上は、これに先立ち議会におきまして、予算あるいは条例議案などに御賛同いただき、議決をいただきませんと、事務事業を執行することができないという関係にございます。

このため、二元的な代表制を取っているということではありますけれども、県勢浮揚に向けて様々な政策を展開していくことの必要上、こういうことを考えますと、現実には知事と議員各位が目指すべき方向を多くの部分では共有し、協調して行動していくと、ベクトルを合わせていくということが現実には不可欠であるというふうに考えております。

そうした中でも、単に議案に賛同いただくというだけではございまして、執行部において政策の形成をする過程におきまして、足らざる部分を議会側からチェックをいただく、あるいは執行部では思い至らなかった、そうした切り

口からの政策の提案をいただく。こういった形で、執行部とは異なる視点で関与をいただくということを通じまして、健全な緊張関係を持って県政を進めていると、そうした関係にあるというふうに受け止めております。

私は、県議の皆様から県政報告会が開催されたときに県政報告会に招かれまして、来賓という立場で御挨拶を申し上げる際には、議員から御指摘ありましたように、県政運営に力添えをいただいているという言葉をよく用いております。この言葉は、先ほど申しましたとおり、議案への御賛同をいただくということはもとよりであります。日頃から執行部への御助言、御指導をいただいているということに対して感謝の気持ちを述べさせていただいているという趣旨でございます。

また、私は、知事として県行政を統括する立場にあると同時に、県内の多くの有権者の皆さんを対象として政治活動を行います政治家という立場も持っております。これまでも、政治資金パーティーの開催によりまして、多くの方から薄く広く浄財を募り、私自身の政治活動に必要な費用を賄ってまいったわけでありまして。その際には、支援者の方々をはじめ県議の皆様方にも広く御案内をさせていただいております。開催の趣旨に賛同いただいて御出席をいただいております方々には感謝を申し上げているところでございます。

しかしながら、議員の方々に私の政治資金パーティーに御出席をいただいたからといって、議員の皆さんからの行政執行に対するチェックでありますとか、政策提案をいただくといった、こうした健全な緊張関係がなくなるとは全く考えておりません。そのことは、仮に県参与が自身の政治活動の一環として政治資金パーティーを開催するというような局面においても同様であろうというふうに考えておきまして、その場

合でも職務遂行におけます政治的な中立性、公平性の確保に問題は生じるということはないというふうに考えております。

次に、二元代表制におきます議会との健全な緊張関係の維持に関しましての自己評価、そして覚悟はどうかという御質問がございました。

先ほど申し上げましたとおり、議員各位には執行部におきます政策形成の過程でチェックをいただく、あるいは政策の提案をいただくということを通じまして、知事、議会間の健全な緊張関係を持って県政を進めることができているというふうに考えております。

ただ、こうした健全な緊張関係を保っていくというためには、両者の信頼関係というものがその基盤として必要ではないか、率直な意見交換ができる信頼関係を形成するということが大事じゃないかというふうに思っております。

私自身は、こうした信頼関係を築くという観点も含めまして、議員各位と、例えば御地元におきます行事でありましたり、県民座談会の「濱田が参りました」で御一緒をしていただくようなこと。あるいは別の場面で申しますと、例えばインフラ整備の促進に向けまして国への政策提言を御一緒してお願いすること、そしてその完成がなったというときには共に喜ぶというようなことを通じて、日頃から議員の方々と対話を重ねる努力はしてきたものというふうに自負をいたしております。

今後も、県政が抱えます政策課題の中には、例えば地元や支援者の方々との利害と、県政全体を考える立場から利害が必ずしも一致をしない、そういう面で議員各位との間で各論的には見解が分かれる、そうした論点、問題も出てくることはあり得ると思っております。そうした問題に対しましてもこれまでと同様でございますが、この課題を真正面からありのままに真摯に受け止めまして、行政の立場として主張すべ

きことは主張しながら、議員各位との一致点を見いだしていく、そうした努力を重ねてまいる覚悟であります。

次に、教育行政への政治不介入の決意についてお尋ねがございました。

教育基本法におきましては、教育は不当な支配に服することがなく、またその時々政治的な勢力に左右されることがないように、政治的な中立性が確保されなければならないとされております。これを担保する仕組みといたしまして、独立した合議制の機関であります教育委員会を置くということで、選挙で選ばれた首長への権限の集中を防ぎ、中立的な教育行政の運営を実現しているというふうに考えております。

ただ、一方で最近の動きといたしましては、平成26年にいわゆる地教行法が改正されました。この背景といたしましては、大津市のいじめ重大事案におきまして教育委員会が迅速に対応できなかった、そうした反省から一定程度、選挙で選ばれた首長の教育委員会への関与ということの規定しようという趣旨だったというふうに考えております。

これによりまして、選挙で選ばれました首長に、新たに教育長の任命や総合教育会議の主宰などの責任、役割が付与され、これを通じまして、従前よりもより一層民意を反映した形で教育行政を推進する仕組みが整備をされたというふうに理解をしております。

私自身、この法律の制定の趣旨にのっとりまして、地域の教育課題や目指すべき姿を大局的に把握した上で、教育大綱の策定といった教育施策の大枠の部分について教育委員会に対して意見を述べると、そうした局面に焦点を絞って意見を述べるという形での対応をさせていただいております。

その一方で、この教育基本法にのっとりまして、教育委員会の独立性は尊重するという観点

から、例えば学校現場におきます具体的な教育内容でございまして、とか個別の教職員人事、こういった事項に関しましては、私の立場から言及するということは厳に慎んでおりますし、今後その姿勢は貫いてまいる決意であります。

次に、新県民体育館に関しまして、津波浸水想定区域を建設予定地とすることはどうかというお尋ねがございました。

現在の県民体育館の敷地は、津波防災地域づくり法に基づきます津波浸水想定区域、いわゆるイエローゾーンとして県が指定をした区域にあります。このイエローゾーンにおきましては、法令によりまして社会福祉施設などのいわゆる要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の策定、あるいは避難訓練の実施が義務づけられておりますけれども、この区域におきます開発行為や、建物の建築に関します制限は特段設けられておらないということでございます。

同様にイエローゾーンということで申しますと、この県庁前の交差点付近もイエローゾーンでございまして、例えば高知市役所あるいは市役所前の地下駐車場、これも同様のイエローゾーンに所在をしているということでございます。

新体育館の整備を検討するに当たりましては、このように津波浸水想定区域に予定地があるということは踏まえました上で、交通アクセスや利便性、中心市街地と連動したにぎわい創出の効果、こういったものを勘案いたしまして、現有地が最も適していると判断をいたしました。

一方で、津波浸水想定区域に整備をするということもございますので、令和6年度に設置をしました最初の検討会におきまして、この新しい施設は防災機能を充実していくという方針を定めて、先月取りまとめました基本計画におきましても、基本方針の4つの柱の一つとして、安心・安全な拠点という点を掲げております。この基本方針に基づきまして、新しい体育館に

は地域住民の皆さんの緊急の避難場所としての機能を新たに備えることとするなど、地域の防災力の向上に寄与をするという考え方で整備をしてみたいと考えております。

次に、独立した第三者委員会によって安全性の再評価を行ってはどうかというお尋ねがございました。

この防災上の安全性の確保につきましては、基本計画のための有識者検討会の中に、防災を専門とする大学講師の方にも委員として参画をいただきまして、防災対策について幅広く御助言をいただきました。さらに、今後実施をいたします地質調査などによりまして、具体的かつ客観的なデータが得られるということを想定しておりますので、現時点ではこの地質調査等に関します専門家による第三者委員会を設置することまでは考えておりません。

一方、この地質調査を進める中で、例えば軟弱地盤で整備に影響する可能性が生じるといった、計画段階で想定し得なかった状況が判明をいたしました場合には、必要に応じまして専門家に相談をし、再評価も行いながら慎重に整備を進めてまいる考えであります。

次に、国管理の地下駐車場に関する浸水対策ガイドラインの内容を踏まえた、地下駐車場におきます浸水対策の在り方についてお尋ねがございました。

地下駐車場の防災対策は、人命を第一に考え、利用者の安全確保を最優先にするということが大前提だと考えております。

このため、基本計画におきましては、まず豪雨などの内水氾濫への対策として、地下駐車場の入り口に止水板、土のう等を設置することといたしております。また、いわゆるL2クラスの巨大地震におきましては、最大で2メートルから3メートルの浸水が予測されます。津波浸水対策といたしまして、地下駐車場から複数の

垂直避難ルートを設置するという対策を講じることといたしております。加えて、避難訓練の徹底をするということなど、ハード・ソフト両面での対策を講じてまいることとしております。

このほか、議員からお話ございました国の新しいガイドラインを踏まえまして、例えば浸水センサーの配備でございますとか、浸水リスクに応じた閉鎖基準のあらかじめの設定といった対策についてもしっかりと対応してまいります。

次に、地下駐車場で浸水被害が発生した場合の水没車両の賠償責任についてのお尋ねがございました。

災害時の損害に対する賠償責任の所在につきましては、災害の種類、対応あるいは施設管理に関します役割分担の状況など、個別具体的な事情を踏まえて判断されることになると思います。

例えば、一般的に豪雨などによります内水氾濫につきましては、気象情報などによりまして、一定程度時間の余裕を持っての予見が可能だと考えます。そのため、施設管理者が地下駐車場への車両の進入を制限する、あるいは利用者に出庫を呼びかけるといった形で、運用面で事前の対応を講じることが通常期待をされるというふうに考えます。こうした本来講ずべき安全管理を怠るといった形で、施設管理上の瑕疵が認められる場合には、管理者側の責任が問われる可能性があると考えます。議員から御紹介のありました四日市市の事例では、止水板の不具合に対して適切な対応がなされていなかったことなどが賠償責任の争点になっているというふうにお聞きをしております。

また一方で、大規模な津波のように発生頻度がまれで予見が困難とされる災害の場合には、不可抗力による損害という位置づけで、基本的には施設管理者の賠償責任は問われない可能性が高いのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、今後国のガイドラインも踏まえまして、必要なハード対策に加えまして、施設管理上のソフト面の対策についても十分検討し、安全性の確保に努めてまいる考えであります。

次に、用途地域の変更または建築基準法の特例許可の手續に関する説明資料についてお尋ねがございました。

現在の建設予定地の一部は、御指摘がございましたように第1種住居地域に指定をされております。このため、現有地で建て替えを行うに当たりましては、現行の土地規制との整合を図る必要がございます。その際には、御指摘もありましたように、1つには都市計画法に基づきます用途地域の変更をする。あるいは建築基準法に基づきます特例許可を取る。このいずれかの対応が必要であるというふうに考えております。こうしたことから、法律上これらの手續を進める主体となります高知市の当局と協議や検討も進めているところであります。

ただいま申し上げましたいずれの対応を取る場合におきましても、御指摘もありましたように、審議会などの第三者機関におきます審査を受けるという段取りとなりますので、今回の県民体育館の再整備の必要性や公益性、あるいは周辺地域への影響、こういった点についての説明資料を準備していくことが必要となるというふうに考えております。必要となります具体的な説明資料につきましては、今後高知市と十分な調整を行いまして、地域住民の皆さんの理解が得られるように準備をしております。

次に、解体工事を建築工事の契約締結後のタイミングに回すべきではないかというお尋ねがございました。

この解体工事の着手を建築工事の契約締結後に先送りをするという判断をした場合には、建築のスケジュールに遅れが生じます。供用開始

時期が、現在目指しております令和13年度半ばから約1年先に繰延べを覚悟しなければいけないというふうに判断をしております。

この点、昨日も御答弁申し上げましたように、私としましては、できるだけ早期の開館を目指したいという立場でございますので、この観点から、基本計画でお示しをしましたとおり、この現体育館の解体工事のほうを先行するという対応を取りたいというふうに考えているところでございます。

この場合、御指摘もありましたように、解体から新施設完成までの間、いわゆる空白期間について、代替施設をどうするのかという点が課題になるというふうに考えます。この点につきましては、旧高知南中・高等学校の体育館を改修し、代替施設として使用する予定であります。このほかにも、用途に応じまして、野市青少年センターあるいはちばさんセンターなども活用できるというふうに考えております。

こうした対策を講じますことで、現在の県民体育館の解体に伴う影響を極力抑えながら、新施設の早期の開館を目指してまいりたいと考えております。

次に、実施設計の予算計上を行いますプロセスの在り方についてお尋ねがございました。

議員から御指摘がございましたように、この工事費の規模などにつきましては、基本設計が完了した段階で精度の高い積算が可能となるという状況にあります。このことを踏まえ、この議会におきまして、より丁寧に確認をいただく。そうしたプロセスを重視するという立場に立ちますと、この基本設計の完了後に改めて実施設計の経費を予算計上する。そして、審議を別途お願いするという方法を取るということは、その観点を考えますと望ましい方法だということではあると思います。

しかしながら、私どもとしましては、本事業

をできるだけ早期に供用開始したいということでございまして、その観点から、できる限り工期の短縮を図りたいというふうな立場で検討いたしました。その結果、基本設計の完了後、間を空けずに実施設計へ移行できるためには、この2つの設計を一括で予算計上させていただくという方法を提案させていただいたところでございます。

県といたしましては、基本設計がおおむねまとまった段階で、その内容、概算事業費などにつきまして、県議会あるいは県民の皆さんに丁寧に説明をする機会を設けさせていただきたいと思っております。そして、御理解をいただいた上で事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、令和14年度以降の完成となることに問題はあるのかというお尋ねがございました。

昨日、中根議員にお答えいたしましたように、現在の体育館は老朽化が進んでおります。利用者の安全性、利便性を確保するというために、一日も早い再整備が必要だと考えております。

加えまして、近年は建設資材の価格、労務単価の上昇が続いておりますので、供用開始が遅れば遅れるほど事業費が増加するリスクは高まるというふうに考えております。

こうした観点から、基本計画において新県民体育館の供用開始の時期につきましては、全ての工程が遅延することなく進んだ場合の最も理想的なスケジュールを前提といたしまして、令和13年度半ばという時期を設定したものであります。

ただ、令和14年度以降になると決定的に問題があるのかということに関しましては、例えば人材あるいは資材不足などの不可抗力で、結果として供用開始が令和14年度以降となるということが生じることについては、やむを得ないのではないかと考えているところであります。

次に、埋蔵文化財との関係で、設計段階で事前の試掘調査を組み込む必要があるのではないかとお尋ねがございました。

この新県民体育館の建設予定地は、江戸時代に海域を埋め立てまして水田として開発した地域であります。埋蔵文化財が存在する可能性は極めて低いというふうに考えております。このため、設計段階で事前の試掘調査を行うことは考えておりません。

ただし、御指摘ございましたように、工事の過程で万が一遺構や遺物と思われるものが発見された場合には、文化財保護法に基づきます調査、保存などに関します協議などに相当の時間を要することとなります。その際には、基本計画にお示しをしていますスケジュールなどを見直した上で、県民の皆さんに丁寧な説明を行ってまいります。

次に、総事業費に上限を設けてはどうかというお尋ねがございました。

現在お示しをしております概算の事業費は、基本計画の策定に当たり、他県のアリーナの整備実績などを参考といたしまして、近年の建設費高騰の傾向も踏まえて、大まかに試算をしたものであります。

一方で、今後も建設資材の価格あるいは労務単価の上昇が継続して見込まれる状況だというふうに想定をしております。したがって、着工を予定しております令和10年には、さらなる建設費の高騰に伴う事業費の上振れも生じることが予想されるという判断をしております。

一般論といたしまして、このように事業費の上振れが生じた場合でありまして、現在のようなインフレ基調の継続が予測される中では、利用料などをはじめといたしまして、後年度におきます増収も見込まれるということではないかと考えております。

このため、建設段階で総事業費の上限を設け

るという考え方ではございませんで、施設の耐用年数全体を通じまして、後年度におきます収入増、あるいは運営経費の節減、こういった努力を通じて収支の均衡を図ってまいる考えであります。

次に、損害賠償せずに契約を解除または一部凍結をするということについてのお尋ねがございました。

設計業務の委託契約につきましては、県の契約書の標準書式におきましては、発注者は業務完了までの間必要があるときは契約を解除することができる、こういった規定は定めているところでございます。この場合、受注者の責めによらない事由によります解除でございますれば、契約の規定に基づきまして、発注者——県であります——は受注者に生じた損害を賠償する必要があるというふうに考えます。具体的には、解除時点までに実施をされました設計業務に要した経費や調査費など、受注者に現に発生した費用を合理的に算定し、賠償の対象とする、こうした扱いが一般的であるというふうに考えます。

したがって、議員お尋ねのように、県が損害賠償することなく任意で契約を解除できる、こういった極めて県に有利な条件で契約を締結するということは、実際上は極めて困難ではないかというふうに考えております。

次に、栈橋通の歩道橋におきますリスクへの認識についてお尋ねがございました。

大規模イベントの開催に伴いまして、多数の来場者が同一時間帯に集中することによります雑踏事故のリスクにつきましては、人命に関わる極めて重要な課題であると考えております。具体的には、歩道橋の階段や電停との接続部など、人の滞留が生じやすい箇所がボトルネックになり得るというふうに考えます。

このため、新県民体育館の整備に当たりまし

ては、こうした部分の安全対策についても併せて検討する必要があると考えます。このため、今後県民体育館の整備担当の部局と、道路管理の担当部局との間で十分に協議を行いまして、体育館整備と歩道橋整備とを一体的に検討するように指示をいたしたいと考えております。

次に、栈橋通の交通上の危険性についてお尋ねがございました。

大規模な集客施設に面する道路におきましては、イベント開催時などに交通量や歩行者が一時的に集中をいたしますことから、交通事故、交通違反のリスクが高まる可能性があることは認識をしております。

このため、今後交通シミュレーションなどによりまして交通への影響を検証いたしますとともに、車両や歩行者の動線、駐車場の運用について十分検討いたしまして、必要な道路施設の整備という問題も含めて安全性の確保に努めてまいります。

次に、観光振興に関しまして、竜串エリアの磨き上げについてお尋ねがございました。

竜串エリアは、周辺地域とともに昭和45年に足摺宇和海国立公園に指定をされました、雄大な自然景観、豊かな海洋資源を有する観光地でありまして、これまで多くの観光客を受け入れてまいりました。県の産業振興計画におきましても、竜串エリアの観光振興につきまして地域アクションプランに位置づけて、地域の観光資源の磨き上げなどに取り組んでまいっております。

こうした中、大河ドラマジョン万の放送が決定をされまして、今後、中浜万次郎生誕の地であります土佐清水市あるいは竜串エリアへの関心が全国的に高まることが期待をされます。

県といたしましては、この追い風を最大限に生かしますために、市や観光関係団体とも連携をしながら魅力の向上に取り組ましまして、竜串

エリアへのさらなる誘客、周遊の促進につなげてまいり考えであります。

次に、足摺海底館の保存、活用に対します考えと、改修に関します筆頭株主としての県の考え方はどうかというお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えいたします。

高知県観光開発公社が所有をいたします足摺海底館は、海中景観を間近に体感できます全国的にも希少な施設でありまして、地元の皆さんをはじめ、再開を望む声があることは承知をいたしております。

また、文化財的な見地からも自然美の中で異彩を放つ、近未来的なデザインの建造物として高い評価を受けておりまして、登録文化財として保存をし、活用する価値があると考えております。こうしたことから、県といたしましても採算面など事業継続の条件が整えば、海底館を将来にわたって残していけることが最も理想的な形であるというふうには考えております。

ただ、一方で海底館は老朽化が進んでおり、特に陸地と海底館をつなぎます連絡橋は腐食が激しく、多くの方が同時に渡りますと安全性に問題があるとの判断をいたしまして、本年5月から休館をしているというのが現状でございます。

公社のほうからは、その後の検討状況につきまして、まず第1に、連絡橋を応急的に修繕し数年間営業する案も検討をしたけれども、部分修繕では技術的に耐久性を担保できないという判断に立ち、6月の取締役会におきまして、この連絡橋の応急的な修繕による数年間営業という案は不採択という判断をしたというふうに報告を受けております。

それから、2点目といたしまして、営業再開のためには、連絡橋の架け替えに加えて海底館の修繕も必要となる、この場合少なくとも5億円程度の初期投資が必要であると見積もってい

るということについても報告を受けております。

さらに、3点目といたしまして、こういった形で多額の投資が必要になりますので、今後収支の見通しや将来必要となります撤去費用、あるいは公社の経営状況、こういった点を精査し、総合的に勘案をした上で、9月頃には今後の対応について一定の方向性を決定する方針であるというふうにお聞きをしているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、県といたしましても、公社や土佐清水市と共に、文化財的な価値を生かした保存・活用策などの選択肢として、こういった形があり得るかという点について検討してまいります。また、その際には、公社の存続可能な経営という観点も含めまして、関係者にとって望ましい方向性を見いだしてまいりたいと考えております。

次に、土佐和紙の振興に関連いたしまして、土佐コウゾの確保に向けました取組についてお尋ねがございました。

土佐和紙の振興のためには、その原料となります土佐コウゾの確保が必要不可欠であります。しかし、農家の高齢化に加えまして、収穫や加工の労力に収入が見合わないといった要因から担い手が不足をし、需要に応じた十分な供給量を確保できていない状況にあります。

このため、県といたしましては、平成30年度に策定をいたしました土佐和紙総合戦略の基本方針に、原料づくりという項目を位置づけまして、現在大きく2つの取組を進めております。

1つは、和紙生産者自身によりますコウゾ栽培を支援する取組であります。生産者が自ら畑を引き継ぎ、コウゾの栽培から紙すきまでを一貫して行う動きが生まれております。県では、安定的な原料確保に向けた挑戦を後押しすべく、国の支援策の活用を促すなど伴走支援を行っております。

2つ目には、地域ぐるみでの栽培体制の構築に向けた取組であります。昨年度は、いの町と黒潮町の地域団体が、県の支援制度「いこうち！」を活用しまして、県内外の若者にコウゾの収穫や加工作業に参加をいただく、そうしたプログラムを実施いたしました。このように交流人口の拡大を図りまして、外部人材のサポートにより農家の負担を軽減することにより、地域ぐるみで栽培を続けられる体制の構築に取り組んでいるところであります。

これらの結果、和紙生産者の土佐コウゾの使用量は、令和3年の10.7トンを底といたしまして、令和6年には16.6トンまで回復し、令和7年もそれ以上が見込まれるなど、取組の成果が現れつつあります。

今後も、将来にわたり上質な土佐コウゾを供給できる基盤の整備を一層進めていく必要があると考えております。このため今年度は、プロジェクトチーム会の中で、市町村、和紙生産者の方々と、コウゾのさらなる生産拡大に向けた協議を行うこととしております。土佐和紙総合戦略の枠組みの下、土佐コウゾの供給体制の構築に向けた取組をさらに進めてまいります。

最後に、いわゆるバンブープラスのサプライチェーン構築に対する評価についてお尋ねがございました。

竹繊維を主原料といたします複合材料バンブープラスは、県と事業者とが共同で開発を進めてまいりました、本県独自のプラスチック代替素材であります。昨年11月から本格的に生産が開始をされまして、現在は安定供給に向けた体制の整備が行われているところであります。

このバンブープラスを核とするサプライチェーンの構築は、本県の地域資源を起点に持続可能な経済の好循環を生み出す取組であります。私自身、3つの観点からその意義を捉えております。

1つ目に、川上では、県内の荒廃した竹林の有効活用によりまして地域住民の所得向上、環境課題の解決に貢献するという点であります。

2つ目に、いわゆる川中では、竹資源の高付加価値化によりまして、事業者の収益の増加、雇用創出につながりますとともに、石油由来の材料の使用量を半減させ、グリーン化にも資するという点であります。3つ目に、川下におきましては、高い品質水準が求められます大手自動車メーカーの部品にバンブープラスが採用されまして、一定の需要が確保されているという点であります。これがサプライチェーン全体の安定をもたらしますとともに、大手との取引が信頼性の証明となり、今後建材や家具といった幅広い用途への展開にもつながり得ると期待をいたしております。

このように、本サプライチェーンの構築は、地域や事業者にとりましても、県経済全体にとりましても、そして地球環境にとりましても、まさに三方よしの取組であるというふうに考えます。今後も、メイド・イン・高知の技術でありますバンブープラスにつきまして、そのサプライチェーンのさらなる強化に向けた取組を支援してまいる考えであります。

私からは以上であります。

(教育長今城純子君登壇)

○教育長(今城純子君) 政治的中立性を担保した主権者教育についてお尋ねがございました。

主権者教育については、学習指導要領に基づき、社会科や特別活動など複数の教科等で、小・中・高等学校を通じて系統的、計画的に行うこととされています。例えば、中学校や高校では、政治の仕組みについての必要な知識を習得することに加え、現実社会の諸課題を取り上げ、生徒同士で議論を重ねながら、その解決策を考察するなど、具体的な社会的事象への理解を深める学習を行っています。

また、具体的な社会的事象を扱う学習の過程では、多様な見解のある事柄や未確定な事柄を授業で取り扱う際には、指導上、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が多面的、多角的に考えたり、公正に判断したりすることを妨げることがないように留意する必要があることも学習指導要領上、明記されています。

そのため、県教育委員会では、これまでも総務省、文部科学省による指導資料を配布するほか、教員研修や主権者教育アドバイザー派遣制度を活用し、政治的中立性の確保を含む主権者教育の理解と指導の充実を図ってきたところです。

今後も、子供たちが主権者として、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を養うことができるよう、主権者教育の一層の充実を図ってまいります。

(警察本部長岩田康弘君登壇)

○警察本部長(岩田康弘君) 棧橋通歩道橋におけるボトルネックや群衆雪崩のリスクをどう認識しているのかについてお尋ねがございました。

一般論としまして、歩道橋は参集者が集中しやすく、双方向に向かう人の流れの衝突や過密な滞留などにより雑踏事故の発生が懸念される、いわゆる人の流れのボトルネックとなる場所であると認識しております。そのため、行事等の規模や内容等によっては、人流の増加等により群衆雪崩のリスクが生じるおそれがあるものと認識しています。

県警察といたしましては、今後施設供用開始後の行事等に際し、雑踏事故が発生するおそれが認められ、かつ自主警備に加え、警察官による対応が必要と判断される場合には、制服警察官による雑踏整理や交通整理等を実施し、雑踏事故の未然防止に万全を期してまいります。

次に、棧橋通の交通上の危険性の認識について

てお尋ねがございました。

県警察では、これまでの県民体育館の運用状況下においては、棧橋通地域における特段の交通上の問題は生じていないものと認識しております。他方、計画で想定される施設の機能拡大を踏まえれば、行事等の規模や内容等によっては、交通量の増加等により周辺道路において交通事故や交通違反の発生といった交通上の危険が生じるおそれがあるものと認識しております。

県警察としましては、今後施設供用開始後の運用において交通安全対策等に関する相談があれば、交通の安全と円滑を図る観点から必要な対策を関係機関と検討してまいります。

(観光振興スポーツ部長小西繁雄君登壇)

○観光振興スポーツ部長(小西繁雄君) まず、インクルーシブスポーツの今後の取組と、インクルーシブプールについてお尋ねがございました。

県ではインクルーシブなスポーツとは、障害の有無や年齢、性別などにかかわらず、誰もが参加できるスポーツであると捉えております。これまで、市町村や地域の福祉団体などと連携し、ボッチャや車椅子ラグビーなど、障害者と健常者が一緒に行うインクルーシブなスポーツ活動の普及に取り組んできております。

しかしながら、本県では、まだまだ啓発と普及が必要な分野であるというふうに認識しております。そうしたことから、今年度は活動する地域を広げていくことに加えまして、総合型地域スポーツクラブなどとの連携により、ダンスやグラウンドゴルフなどのスポーツ活動へ障害のある方の参加を促進していきたいと考えております。

こうした取組により、今後も引き続きスポーツを通じた共生社会への理解促進を図り、インクルーシブなスポーツ活動の普及啓発に努めてまいります。

新県民体育館のプールには、車椅子のまま入水できるスロープや、プライバシーに配慮した更衣室を設置するなど、障害のある方も安心して利用できる環境を整えていくことを目指しております。このほか、障害のある方が専用利用できる時間帯の設定や専門のスタッフを配置するなど、運用面においても安心して活動できる仕組みづくりも進めてまいります。

こうしたハードとソフトの両面からきめ細かな配慮を行い、子供、高齢者、障害のある方が利用できる多目的なプールを整備していきたいと考えております。また、将来的には障害者と健常者が一緒に活動できる教室を開催するなど、共生社会の実現につながるインクルーシブなプールを目指してまいります。

次に、中山間地域における民泊事業に関し、客室ストックの今後の見通しについてお尋ねがございました。

本県の高知市以外の地域における旅館、ホテル等での宿泊可能な人数は、令和元年末から令和6年末までの5年間で約900人分が減少しております。また、県内全域の宿泊可能な人数の4割強が高知市に集中していることから、どっぴり高知旅キャンペーンにより中山間地域への誘客を促進し、滞在型の観光を促進する上では、特に中山間地域における宿泊機能の充実強化が課題だと認識しております。一方で、住宅宿泊事業法に基づく民泊事業者の届出数は、高知市以外の地域において現在89件となっており、制度開始以降、年々増加しております。

こうした状況に併せ、現在進めております空き家などを活用した民泊も含めた分散型宿泊施設の整備により、中山間地域における民泊を含めた宿泊施設の受入れ数は、一定程度増加していくものと見込んでおります。

次に、産業振興計画への位置づけを含めた民泊事業の推進についてお尋ねがございました。

観光客の方々に「極上の田舎、高知。」を体感していただくためには、豊かな自然や美しい風景、地域の方々との交流など、中山間地域ならではの魅力を宿泊と組み合わせることが重要と考えております。

議員からお話のあった中山間地域における民泊事業は、地域住民との交流や暮らしの体験など、より付加価値の高い滞在にもつながることから、本県が進める観光振興策の一翼を担う可能性があるものと考えております。また、民泊事業は、一般的に既存の住宅や空き家を活用することから、初期投資や手続面での負担が比較的少なく、これから宿泊業を開業しようとする方にとって取り組みやすいという利点もございます。

こうしたことから、先月開催いたしました宿泊施設の開業や拡充を検討する方を対象としたセミナーにおいても、民泊事業をテーマとして取り上げ、住宅宿泊事業法の制度や県内の取組事例などの紹介をしたところでございます。

今後、民泊事業を推進するに当たっては、地域ごとに宿泊需要や客室不足の状況などの課題が異なることから、まずは市町村や広域観光組織へのヒアリングなどを通じまして、現状や課題を把握したいと考えております。

県としましては、こうした調査結果を踏まえながら、現在取り組んでおります民泊を含めた、いわゆる分散型宿泊施設の整備の進捗状況も見極めながら、産業振興計画に位置づけ、中山間地域における宿泊受入れ環境の整備に取り組んでまいります。

(商工労働部長大原英樹君登壇)

○商工労働部長（大原英樹君） 中東情勢の影響に伴う物価高騰下における事業者の経営継続に向けた融資制度についてお尋ねがございました。

中東情勢の緊迫に伴う資材価格の高騰や石油関連製品の供給の目詰まりによる影響が、県内

の各産業分野でも発生していることは、十分認識しています。県としましては、まずは国に対して事業者に対する財政支援を含め、速やかに対策を講じるよう緊急提言を行ってまいりました。

さらに、融資が必要な事業者の緊急の資金需要に対応できるよう、国の動きを待たず、本県独自に新たな融資制度、原油・原材料価格高騰対策緊急支援融資を創設し、5月18日から運用を開始しています。この制度では、既存の一般的な融資制度より金利、保証料を低く設定しています。加えて、事業計画の策定などの手続が不要であるほか、売上げや利益の減少が見込まれる段階でも迅速に融資を受けていただくことが可能です。昨日、上治議員からも御紹介いただきましたが、申込み段階も含めた現在の融資実績は合計で約20件、3億円余り、中でも建設業の割合が最も高くなっています。このことから、この制度が緊急の資金需要に対する一定の受皿になったものと受け止めています。

引き続き、融資が必要な事業者に制度を活用していただけるよう、ホームページやテレビなどにおいて広報してまいります。また、今後の中東情勢等の状況に十分留意しますとともに、事業者の御意見を伺いながら、必要であれば対策を講じてまいります。

(林業振興・環境部長坂田省吾君登壇)

○林業振興・環境部長（坂田省吾君） まず、竹材の安定供給体制の構築に向けた今後の取組についてお尋ねがございました。

竹材の生産量は、代替品の普及や安価な輸入品の増加により全国的に減少傾向にあります。県内においても、平成6年の約1,100トンから、令和6年には約350トンと、30年で3分の1に減少しています。

昨年度から生産が開始されたバンブープラスは、先ほど知事から答弁がありましたように、

今後自動車部品以外の様々な用途に活用も期待されます。また、バンブープラスに加えて他の事業者からの需要も見込まれるため、竹材の需要は大幅に増加するものと予想されます。そうした状況に対応するため、計画的に生産量を拡大していくことが必要だと考えております。

このため、県では、昨年度から新たに竹材利用促進事業を開始し、県産竹材の調達や作業道の整備などを支援しています。さらに、今後の需要増加に対応し、将来にわたって安定した供給体制を構築するため、今年度からは竹林の確保や生産者の育成を重点的に進めているところです。具体的には、高知市及び周辺市町の協力を得ながら、生産に適した竹林や、その所有者の把握を進めるとともに、小規模林業者などを対象とした技術研修を実施し、育成した生産者と竹林とのマッチングを図っていくこととしています。

一度適切に整備された竹林では、毎年の間伐の繰り返しにより、安定的で持続可能な竹材供給が期待されます。こうした一連の取組を着実に進めることにより、竹材の安定供給の実現を目指してまいります。

次に、小規模林業者による作業道の開設支援についてお尋ねがございました。

先月閣議決定された森林・林業基本計画において、地域の森林管理を担う経営体の一つとして、自伐型林業に取り組む事業者が明記されました。県としましては、これまでも小規模林業者を原木生産を進めるための重要な担い手として考えており、作業道の開設や林業機械のレンタルへの補助など必要な支援を実施してきたところです。

御質問のありました作業道の開設支援の拡充につきましても、基本計画を踏まえた国の動向を注視するとともに、小規模林業者の皆さんの御意見をお聞きするなど、必要な調査を実施し、

検討を進めてまいります。

○30番（岡田竜平君） それぞれ御答弁ありがとうございました。

2問目に入らせていただきます。まず、知事の政治姿勢についてでございます。県政運営に力添えをいただいているという発言について、すみません、私の質問にうまく答えていただいていないと思っております。実際に選挙応援をするとき、マイクを握る握らないの話なんかのときもよく使っていますので、招かれたときに言うだけではなく、言っていまして、議員を区別して扱おうとしている姿勢が見えるんですね。もしそうであれば、県政運営を理由にそういった取引を持ちかけるような発言は、私からすれば、私からでなくても言語道断だと思っています。

改めて、県政運営に力をいただいているという部分、知事、御答弁願います。

次、これは質問にはしませんが、政治資金パーティーについてです。政治資金規正法には抵触はしておりません。ですが、知事のこれまでの発言、私一つずつ確認もしてまいりました。そうすると、1期目の当初は、首長としての中立性とか公平性というのを非常に意識されているのも見えていたんですけども、ちょっとずつ選挙を経る、御自身以外の選挙、御自身の選挙も経るごとに、少しずつ発言にも変化が起こっているなど感じ取りました。

その中で私がお伝えしたのは、政治資金規正法第2条に、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を抱くことのないようにというふうに基本理念が載っているんですが、これはお金のやり取りだからというところですけど、その中には行政の公平性への疑念ということも含まれております。実際に先ほど質問しました、議員が参加するところというのは、やっぱり疑念が生じるおそれ

があると私なんかは認識しております。そういったこと、これ質問ではないですけども、二元代表制が形骸化することのないように取り組んでいただきたいと思います。

次は、主権者教育の政治的中立性について教育長に御答弁いただいたんですけども、これ2問といたします。御説明していただいたことは、もちろんそういうこと前提で質問しておりますので、その上で、現状では問題のないと思っているのかなと感じてしまいました。

こちらの質問は、そのままでやっていただくとか何かしら懸念がある主権者教育というものの、政治的中立性を担保したままでやるのには教員に対して個人への負担が強いのではないかと考えていますので、教員を守る取組というのを求めたつもりでおります。これ、教育長に再質問です。

続きまして、新県民体育館の整備についてでございますが、知事から浸水区域への建設について、イエローゾーンは開発規制はないということでお答えいただいています。これ質問ですので、お聞きいただきたいんですが、もともと当初あの場所に決まったときというのは、県立スポーツ施設のあり方検討会で複数の候補地から選ばれたと思っていますけれども、そのときは状況が、施設の規模ですよ、中身があまりにもかけ離れています。これは、行政的な進め方として、プロセスとしても、やはり、一旦建設地を改めて選び直すというプロセスがあるのが当然だと思っています。

ここで、あまりにも前提条件が変わったというところで、もう一度選び直さないかということを知事に質問とさせていただきます。

次に、この場所でまだ、地盤のことですけども、地質調査ができていないというのは問題だと思っています。知事なんかがおっしゃる万全の安全対策を講じることとか、施設に防災

機能があるということは、防災上優れた施設ということでは決してございません。地下駐車場についてサウンディング調査では、掘削した際に水の流入がある、止水に時間を要して工期が遅延することも考えられるため注意が必要である、こういうふうにもう意見が既に出ているんですよね。工期の長さについても懸念があります。

車に関してですけども、これ質問ではございませんので。車両保険に入っていたとしても、基本的に津波は保険対象となっていないんですね。県のほうは、津波は県に責任はないということで。そしたら、結局は考えられるのが、車両の所有者と県が裁判で過失を争うということになりますので、そういうふうな懸念もある地下駐車場ということになり得るということで、こちら御指摘をさせていただきます。

次に、都市計画等での住民への説明資料としてのエビデンスが、これからということですけども。ちょっと今回御回答が、これからやる、これからやるというのがすごく非常に多いので、そこが気になっているんですけども、これ質問ですので、知事お願いいたします。やっぱり、これぐらい県民からの関心の高い特大の事業でございますので、やっぱり手続は場当たり的ではなく、しっかり準備を整えてから一步一步着実に進めていただきたいと思います。

いろんなシミュレーションというのがあってもいいのかなと思うんですけども、私確認できたのは経済波及効果のシミュレーションのみでしたので、経済性も非常に大事なんですけども、やっぱりそこに安全性というところのシミュレーションであったり、それ以外の調査というのは必要だと思っています。

まず、今いろんなことを御提案させていただいていますけれども、すぐにシミュレーション、取りかけられることがあるんじゃないか、すぐに

やるべきだなと気づいていただけたのかというところを知事に質問とさせていただきます。

次にですけれども、冒頭も申し上げましたけれども、今回住民からの意見公募、パブリックコメントを募集して締め切った後に、すぐに計画策定して、その後今定例会に予算を計上されています。以前、知事がサイレントマジョリティーという言葉を使われたのを御記憶があると思うんですけれども、県立施設の指定管理者を直指定から公募に切り替えたとき。そのときも、慎重論が非常に多かったんですけれども、知事はサイレントマジョリティーがおるんですよということで御発言されています。

今回のパブリックコメントは、公式にそのマジョリティーが可視化したわけでございますので、知事の発言で政策の進め方に矛盾がここに生じていますので、知事にその点御説明をいただきたいと思います。

次に、工期についてですけれども、知事からは、令和14年度以降であってもやむを得ないという考えの中で進めていますと。昨日の中根議員への答弁でも、リスクを取りながらチャレンジするというような御発言がございました。実際、この13年度と知事が言ったことで、やっぱり現場に非常に無理な工期短縮を強いることにつながっています。そうなりますと、施工の安全性や品質を著しく脅かしまして、さらには住民へ混乱を招くことになっています。

県としての入札についての説明が以前あってはいますが、これは質問ではございません。県として入札については適切な発注方法や発注条件の在り方を検討すると説明が以前あっております。そのこと自体が予算を上振れさせます。さらに工期が延長するということにつながっていますので、ここにも矛盾があります。いろんなところに、これまで言うておられることとか、説明されていることと、今の現状が矛盾が生じ

ていますので、そういったところを、まずここで指摘をさせていただきたいと思います。

埋蔵物の調査についてですけれども、試掘調査されないということですが、試掘というのは1日か2日の工程です。それをされないということに驚きました。もし見つかったら法的に作業が停止しますけれども、実際重機で掘削している最中に見つけるというのは非常に困難です。先ほどの説明であれば、その手元、重機の例えばバケットの先のところに人をつける、そういうことが現場では求められますが、そういうことをイメージしていると思ってよいのかというところを思いました。これは細かいところになりますので、質問ではなく、そういうところも気にしていただきたい。やっぱり文化財の意識というのは非常に大事にしていきたいと思っています。質問ではございません。

解約条項についてですけれども、県に有利な契約をするのは困難というような説明がありました。だからこそ、慎重に一個ずつ進めていただきたいと思っていますので、よろしく願いをいたします。

次に、歩道橋について御説明いただきました。歩道橋を一体的に整備するという御発言いただきました。まず、これもこれから県警とも話をするんじゃないかということでしたけれども、明石の事故のときには県の職員が実刑判決をもうちゅうんですよ。それぐらい非常に県の対応がしわ寄せが県警にまで及んでいます。今の時点で相談がないのに非常に驚きました。

それについてなんですけれども、整備をするということでお答えいただきましたけれども、どれだけが予算に必要なかというところが気になることにもなります。基本設計の中で明らかにされるのか、それともさらにそこから上振れせないかんのか。先ほど御答弁では、令和10年で判断するということのお答えをいただい

ていますけれど、そうなると後戻りできないのではないかという懸念がございます。

改めて、財政負担上の上振れについて、限度は示しておくべきではないかと思っていますので、これは質問として知事に聞かさせていただきます。

以上、第2問といたします。

○知事（濱田省司君） 再質問にお答えいたします。大変多岐にわたっていただきましたので、私の把握している限りでということでお許しただきたいと思います。

まず、県政運営についてお力添えいただいているという発言はおかしいのではないかという再質問がございました。

私は、ただいま御答弁申し上げましたように、議会、県議の皆様方には議案に賛成をいただかないと県政運営が知事としてできないということでもありますので、議案の賛成が最も象徴的ですけれども、そういうことも含めまして、県政運営について御協力をいただいているという認識を申し上げたものであります。

別の場面で国会議員の方々に対しまして、国としての財政資金の提供という観点から県政に御協力いただいているという観点からのお礼を申し上げることはございますけれども、それはそれとして、県政の運営自身も先ほど申し上げましたように、議会の議決なしには前に進んでいけないということを踏まえた発言でございます。

それから、県民体育館に関しまして、規模等々に関して、全体を大きくやり直すべきではないかというお話であったかと思います。

これは令和6年に今回の見直しといいますか、再建築に関しまして検討を始めた中で、現有地の建て替えという方針をまず決めまして、そして大きな機能というものに関して議論を重ねてきたということでございます。結果、集約化と

いう要因との関係で、当初想定したよりも大きなものになっているというのは事実でありますけれども、これは検討会の場等を通じまして、また一定専門家との相談を含めて、この敷地の中で何とか収納が可能であるという判断に立ちまして、前へ進んでいこうという判断をしたということでございます。

そして、先ほども申しましたけれども、この新しい県民体育館を文化の面での役割ということも考えますと、できるだけ早く供用をさせていきたいということから、今回こういった判断をさせていただいたということでございます。

そして、パブリックコメントがサイレントマジョリティーとかつての発言と矛盾しているのではないかという御質問もございました。

これに関しましては、パブリックコメントというのが確かに今回慎重な御意見、あるいは反対の御意見が多数であったことは確かでありますけれども、パブリックコメントそのものは多数決を取ろうということではございませんので、県の決めました計画について皆さんの御意見を伺って、直すべきところは直していくということであります。もともと多数決を取るためにパブコメをやっているわけではないというものだと考えております。

あと、事業費に関しまして、あるいは埋蔵文化財等の話もございましたが、これは埋文は先ほど申しましたように、この土地がもともと埋立地でありますので、弥生時代とか縄文時代とか、そういうものが出てくるような、埋蔵物が出てくるような土地ではないであろうという判断をしたという趣旨を申し上げます。

それから、事業費に関しましては、ただいま申し上げましたように、現時点で想定されるものを計上させていただいているということでございます。現実には工事費が発生をするというタイミングは令和10年度になりますので、その時

点になれば、より精度の高い数字が出てくるということを申し上げたということでございます。この点については、物価の動向等々もありますので、現時点でお示しできる数字は、ただいま申し上げておりますような約210億円という数字だということでございます。

全体を通じまして、例えば歩道橋の話につきましても、またその他もろもろにつきましても段取りが悪い、まだこんなことをやっていないのかと。都市計画等についてですね、お叱りをいただきましたけれども、手順といたしましては、まずこの施設の基本的な機能をどうするか、規模をどうするか、そういったところを決めていくのが私は手順として先だということだと思います。

一つの基本計画というところで、検討会におきましても到達点に参りましたので、次の施策へ進みたいということで、今回関連の予算をお諮りしているということでございます。議員のおっしゃるように、全て耳をそろえてすぐにでも着工できるというような条件が整えば、それは一番理想的かもしれませんが、現実になかなかそういうことはまいらないと思います。そこは、最善の努力をさせていただいておりますし、今回議員から御指摘いただいた点で、私自身思い至らなかった点もございますので、そういった点については参考にさせていただいて、指示すべきところはさせていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○教育長（今城純子君） 御質問いただいた点ですけれども、まず主権者教育につきましては、これは先ほども御紹介しましたように、各教科全てで、これはやらなければならないことというふうになっております。その際に、政治的中立性を担保するという点につきましては、これは至極当然のことであると考えています。な

ぜならば、御紹介していただきましたように、教育基本法の第14条第2項にも定められております。これはもう原則、原則です。

その上で、教員の負担ということもあろうかと思えます。そのため、例えばこれは先ほども申しましたけれども、指導資料もありまして、先生方が授業をするときに主権者教育も含めました授業をするときの指導資料の紹介、それから教員の研修も行っております。加えまして、子供用のものもありますので、それもやっております。あと大学の先生とかを主権者教育アドバイザー、これを派遣する制度も活用してもらうようにしておりまして、現在中学校や高等学校でもそういった依頼があるということも聞いております。

先生方が主権者教育をきちんと進められるような、そういった、県教委としては後押しはしておるつもりでございます。

○30番（岡田竜平君） 第3問です。全国見たら、やっぱり財政負担でアリーナ建設って止まっていたり延期したりというケースがもう出ております。今回いろいろ御答弁もいただきました、お聞きした上で、やっぱり新県民体育館の関連予算というのは一旦取り下げるべきではないかなというふうに思っていますので、知事の御所見をお聞きいたしまして、私からの質問を終わります。

○知事（濱田省司君） 全国的に建設費との関係で中止等のお話等がございましたけれども、私の認識では、そういった判断というのはかなり前の段階で行っているのではないかなというふうに思います。現実には建設工事に入ることになった場合には、なかなかこれを価格の高騰が、建設費の高騰が想定されるので、途中でやめるという判断をするというのは、これはかえって損害を生じさせ得るということだと思いますので、お話のような財政運営との関係で立ち止

まるというのは、もっと早い段階でする判断ということだと思っております。

今回、こういった形で基本計画、一つの区切りということでございますので、ここから前に進むということについて、このタイミングで、前に進むということについてお諮りをするという趣旨で予算を提案させていただいたということであります。

○議長（明神健夫君） 暫時休憩いたします。

午後0時15分休憩



午後1時20分再開

○副議長（土居央君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

24番西森美和議員。

（24番西森美和君登壇）

○24番（西森美和君） 公明党の西森美和です。

議長にお許しをいただきましたので、会派を代表して質問を行いたいと思います。

まず初めに、原油不足、物価高騰対策についてお聞きをいたします。国において約3.1兆円規模の補正予算が成立いたしました。その内訳は、重点支援地方交付金として1,000億円が確保された一方、予備費が約3兆135億円と、その大部分を占める結果となりました。機動的かつ迅速な対応が求められる今、ようやく示された補正予算が現場との乖離や、さらなるタイムラグを生むのではないかと不安を感じていらっしゃる方も多いかもしれません。

かねてより、公明党では令和8年度当初予算の編成の段階で、中東情勢の悪化を見据えた具体的な支援策を盛り込むべきであると提案をしてまいりました。予算審査の期間中、3月末か

ら4月中旬に状況を少しでも詳しく把握するために、中道改革連合、立憲民主党、公明党の3党共同で緊急聞き取り調査を実施いたしました。この時点で、既に生活においては大きな影響がある、やや影響があるといった方は92.8%、企業においても大きな影響、またやや影響があると答えた方が83.6%、各種補助金の拡充の要望を求める声が75.1%と圧倒的でした。また、雇用調整助成金の拡充などを望む声もありました。全国から寄せられました1万2,000件もの切実な声を通して、政府に緊急対策の必要性を強く訴えてきたところであります。

濱田知事におかれましても再三にわたり国に現場の厳しい実態を訴え、事業者に対する財政支援も含め、具体的な提案を重ねてこられたと承知をしております。

現在も建設業、第1次産業、サービス業など各方面から、コロナ禍を上回る危機感を持っている、コロナ融資の返済も重なり経営が逼迫しているなどの声が寄せられ続けております。今後、国の予備費の使途が示されていく過程において最も重要なことは、一日も早く県民の皆様、事業者の皆様へ支援の手を届けることにほかなりません。

原油不足、物価高騰において困っておられる県民の皆様や県内事業者の皆様に対して、県として必要な緊急支援策についてどのように検討がなされているのか、知事にお聞きをいたします。

次に、休眠預金等活用制度についてお聞きをいたします。地域や子供たちのためになくはない取組であっても、既存の行政の補助金の枠組みでは支援が届かない、こうした制度のはざまにある課題に、私たちは幾度となく直面をしてまいりました。行政には財源の制約があり、まだ形になっていない小さなアイデアを拾い上げ、育てることは容易なことではありませ

ん。前例のない地域課題にいち早くチャレンジをする人や団体を伴走型で支える仕組みとして注目をされているのが、休眠預金等活用制度です。10年以上動いていない預金を社会のために活用するこの制度は、2019年から日本民間公益活動連携機構、JANPIAを中心に全国に展開をされております。

もちろん預金者の権利は万全に守られております。約1,400億円の休眠預金のうち、半分は払戻しの準備金として残され、残る700億円のうち100億円が民間公益活動に充てられる仕組みです。ですから、いつでも払戻しができるように保証されています。

この制度の特徴は、2つの目的と2段階の構造にあります。2つの目的とは、1つ、国や自治体だけではなかなか手が届きにくい現場の困り事を解決すること。もう一つは、地域で活動する人たちが自分たちの力で活動を続けられるよう、資金面と環境面から支援をすることです。

仕組みについては、預金保険機構から指定活用団体、JANPIAを経て資金分配団体へ財源が交付をされます。そして、現場で事業を行う実行団体へと分配されるという2段階の構造です。重要なのは、単なる助成にとどまらないことでもあります。資金分配団体が伴走者となり、課題分析から運営のアドバイスまで、実行団体の活動を強力に後押しいたします。

実績として、2025年10月末現在、助成出資事業数の累計は250事業、資金分配団体、活用支援団体の団体総数は369団体、実行団体、支援対象団体は延べ1,533団体、そして助成・出資予定の総額は約394億4,000万円となっております。

全国で約394億円もの助成が展開をされておりますが、課題もあります。それは、資金分配団体や実行団体の地域間格差、偏在であります。高知県もここに含まれております。2024年現在、高知県を含めた15県には資金分配団体がありま

せん。しかし、本県には既に他県の資金分配団体の下で、素晴らしい活動をされている実行団体が8団体も存在しています。この制度がもっと周知をされ、裾野が広がれば、高知から資金分配団体が誕生する可能性は十分あると考えられます。また、そうしていきたいと思っております。

そんな中、本年3月に東京で行われた休眠預金等活用制度に関するセミナーに、県内の実行団体の一つであるNPO法人子どもシェルターおるきが登壇をされました。同団体は、2024年3月に女子専用の緊急避難場所を開設、児童虐待や非行などで安全に過ごせる居場所を失った子供たちに、シェルターのみならず、おるカフェや街頭活動を通じて困っている子供に大人から会いに行くという取組を続けていらっしやいます。シェルター開設以降、途切れることなくニーズがあるため、県外の資金分配団体からの資金と助言が活動の大きな支えになっております。

また、高知県西部の公益財団法人HATAの取組も象徴的であります。3つの活動事例を紹介させていただきたいと思えます。

フリースクールを望むお母さんの子供たちのために何かをしたいという思いをサポート、名刺の作成からロゴの作成などの支援を通して、任意団体を立ち上げることができ、こども食堂への補助金申請も可能となりました。平日にこども食堂を開設して、孤立しがちな家庭の相談場所として定着をしております。やってみたいけれど、どうすればいいかわからない、できないと思っていた一個人が団体へと成長した自立支援の一例であります。

また、多様なプレーヤーをつなぐ活動もあります。川漁師と子供たちの居場所支援団体をまちの作戦会議という場で引き合わせ、漁師がアユ釣りを子供たちに教え体験する川のイベントが誕生。これはマスコミ等でも紹介をされまし

て、地元でも話題になっております。

また、高校生の取組もあります。例えば、部費では買えない機材や遠征費に悩む高校生に対して、学生チャレンジコースを活用して、かき氷機や書道用具を提供しました。これが単なる物品購入で終わらず、書道部が地域のイベントで、その場所や人に合わせた言葉を揮毫するパフォーマンスへと発展、高校生が地域と関わり、自分たちの言葉で町を元気にする、これらは行政の公助では届かない、民間ならではの柔軟なアウトリーチであります。

資金分配団体の全国的な先進団体である公益財団法人長野県みらい基金にお伺いし、学んできました。クラウドファンディングや企業からの寄附の仕組みを構築し、行政の行き届かないグレーゾーンの課題を解決しながら、さらにその実績やエビデンスを基にして、さらなる休眠預金の獲得を推進しておられました。同団体では、行政、企業、NPO法人などがばらばらに動くのではなく、共通の目標に向かって知恵を出し合う、コレクティブインパクトという手法をととても大事にしていっしゃいます。ビジネスの専門家たちを派遣したり研修を行ったり、限界集落での新しい仕事づくりや居場所づくりといった難しい課題にも果敢に挑戦をしておられます。

そして、高知の実行団体の御活躍もよく御存じでありましたので、とても心強く感じました。高知県でも休眠預金制度をさらに広く知っていただき、地域課題の解決のために活用できないものかと考えます。

休眠預金等活用制度に対する認識と評価を知事にお聞きするとともに、JANPIAと連携し活用促進セミナーを開催するなど、地域課題の解決を加速させるための取組について知事にお伺いをいたします。

次に、職員の職務違反、規律違反に対する速

やかな事実確認と、その後の対応についてお聞きをいたします。先般、管理職員が決裁を受けずに独断で業務を遂行した事案が公表されましたが、これは組織の指揮命令系統とガバナンスを揺るがす重大な問題であります。

これまでも内部統制等の実施によってコンプライアンスの徹底を図っているところだと思いますが、そうした中において今回の事案が発生したことに対する知事の認識をお伺いいたします。

今回のように職員による職務違反や規律違反の疑いが内部や外部から寄せられた場合、適切な調査による事実確認や調査プロセスの公表、さらには再発防止の取組が重要になってまいります。特に、事実確認という初動段階での対応が重要であると考えております。当事者が主観的な立場で事実関係を説明するのは当然であり、一方的な説明や組織内部のみのヒアリングでは事実が解明されないおそれがあります。事実確認の初期の段階から利害関係のない外部の専門家を関与させ、調査の公平性と中立性を担保する仕組みを構築するべきであると思います。

また、その事実が明らかになった場合は、調査プロセスなどとともに速やかに公表し、県民の皆様はもとより、関係する職員等の皆様へ事案の説明、組織として何を是正しようとしているのかを説明することは、信頼回復に不可欠であります。

こうした、調査から公表に至る一連の手続の現状と今後の対応について総務部長にお聞きをいたします。

次に、五台山エリアの回遊性向上と地域振興の推進についてお伺いをいたします。五台山は、私たち県民にとって遠足などで訪れた懐かしい学びの地であり、高知市街地から浦戸湾、雄大な太平洋を一望できる展望台は、高知の美しさを象徴するかけがえのない場所です。かつてロー

ブウエーに揺られながら山頂を目指した高揚感や、眼下に広がるロマンチックな夜景を眺めた思い出は、多くの県民の皆様の心に刻まれております。山、川、海が織りなす高知の原風景そのものである五台山は、世代を超えて愛され続ける、私たちの心のよりどころです。

令和8年10月、この地に新展望施設ソラミアンが誕生いたします。先般の産業振興土木委員会の出先機関調査で工事中の現地を訪れてまいりました。工事の進捗状況や、株式会社みんぷろ及び関係部局の計画を拝見し、牧野植物園や竹林寺、そして周辺地域を含めた回遊性を高める絶好の機運が高まっていると、大きな期待を寄せている一人であります。

今回のソラミアンの整備は、県として初めて採用したP a r k－P F I方式によるものです。P a r k－P F Iとは都市公園法に基づく制度で、行政が管理してきた公園の魅力をさらに高めるため、民間の知恵と資金を生かす手法です。公募で選定された事業者は、公園の土地を借り受けて収益事業を展開し、利益の一部を使って広場やベンチなどを整備、管理いたします。民間の皆様の柔軟な発想で魅力的な拠点が誕生することは、訪れる人にとって、これまで以上に心に残る場所になるはずであります。

一方で、牧野植物園をはじめ、この五台山エリアでは、駐車場問題は避けて通ることができません。これまでも観光シーズンになると、牧野植物園や五台山に向かう車の渋滞が発生してきました。しかも、五台山への道路は入り口から下り口までが一方通行で固定をされており、一度山に上がると途中で引き返すことができません。このため、救急車や消防車等緊急車両の通行や近隣住民の生活にも支障が出るリスクがありました。

従来、多目的広場であるタナスカが駐車スペースとして利用されてきましたが、地元の方です

らこのタナスカの場所をうまく説明できないケースが多いのです。ましてや、県外から来られる観光客の皆様がグーグルマップ等で検索してもなかなかたどり着けないという、集客においての最大のボトルネックと言えます。

この問題を何とか解決しなくてはならない、そのための提案ですが、五台山の麓に位置する高知市の中央卸売市場と連携することができないでしょうか。例えば、駐車場を市場の稼働が終了する8時以降に限定して観光客の皆様に開放し、ここを駐車場ハブとして五台山エリアへの周遊を図るというものであります。

市場の皆様や高知市の皆様との十分な協議が必要であるということは言うまでもありませんが、これは単なる場所の貸し借りではなく、五台山の自然と歴史と市場の食をつなぎ、高知の魅力を点から面へとアップデートする地域活性化のモデルとなり得るものだと思います。

私にこの知恵を授けてくださった女性がおっしゃいました。私なら絶対車に乗るときに買物をする、市場で買物をしたくなるということです。私はその言葉を聞いて、本当にそうだなと実は思いました。大きな荷物を持って五台山エリアを回ると、やっぱり大変なので、いろんな散策を経て車で帰ったときに市場があったら、そこで買物をして、楽しみをまた次につなげていきたいと思う、そういうアイデアであると私は思っています。

新鮮な魚が食べられるというのは言うまでもなく、市場にはほかにも様々なプログラムがあると聞いております。例えば、場内でお店を構える青果店では、土佐の食文化と手仕事というメニューがあり、「土佐の台所 高知市卸売市場で果物のセリ見学とマイフルーツバスケット作り」として紹介をされておりました。高知の竹林保全に取り組む国際的な竹芸家の方を講師に、高知特産の虎斑竹で竹籠作り、手仕事を通して日

本の暮らしや高知の自然を考えるとという観光体験は、国内外の皆様にもきっと喜ばれるのではないのでしょうか。

このように市場が新しい客層の獲得とリピーターを生むことにつながれば、交通渋滞対策という守りの施策から、回遊性の向上と活性化の観光プラットフォームとなる新たなモデルとして生まれるはずです。

そこで、土木部長にお聞きをいたします。まず、新展望施設ソラミアンを含む五台山公園の整備は、どのようなコンセプトで採用された事業か、お聞きをしたいと思います。

次に、観光振興スポーツ部長にお聞きをいたします。駐車場問題の解決と併せて、五台山エリアの活性化に向けた市場との連携についてお考えをお聞きいたします。

また、このソラミアンが整備されることで、五台山の観光地としての魅力がさらに高まると思います。五台山エリアの観光振興をどのように進めていくのか、濱田知事のお考えをお聞きいたします。

次に、クルーズ客船の寄港と地域活性化の取組についてお伺いをいたします。昨年度から高知新港へ寄港する外国クルーズ船は大幅に増加しており、外国人観光客による消費拡大が期待されるところであります。物販事業者の皆様も、この間どうすれば高知県の観光の窓口としておもてなしの質を高めることができるのかと、取組を進めてくださっています。

そこで、客船の寄港数が100隻を超える中、乗客の皆様の利便性の向上や満足度の向上のために、客船ターミナルの物販ブースの拡充を図るべきと考えますが、今後の取組について土木部長にお伺いをいたします。

また、クルーズ船の乗客の皆様に対するおもてなしをより充実させていくためには、物販事業者をはじめとする関係者の皆様の現場の声を

共有し、受入れ環境の改善につなげていくことが重要であると思います。意見交換の場の設置について土木部長にお伺いをいたします。

高知市の中心商店街を歩いておりますと、多くの外国人観光客でにぎわう様子を何度も目にし、少し勇気を出して話しかけてみると思わく会話が弾みました。その国の空気に触れた気持ちで心が広がるとともに、町の活気もうれしく感じます。

一方で、お店の前で日本語の表示を見ながら、何か困った様子でしばらく立ち止まり、そのまま入店せずに立ち去る外国人観光客のお姿も目にいたしました。外国人観光客が商店街を訪れても、実際の買物や飲食につながらなければ、地域への経済効果は十分とは言えません。昨年の乗客の方からの要望には、探している商品を見つけれなかった、店が休みだったというものもあり、今後高知市の中心商店街や高知市との連携の強化が必要であると思われます。

県内での消費額や滞在中の満足度を高め、地域経済への波及効果を最大限に引き出す観点から、県は外国クルーズ船による消費拡大に向けた取組をどのように考えていらっしゃるか、観光振興スポーツ部長にお聞きをいたします。

次に、浄化槽の適正な管理についてお伺いをいたします。

浄化槽の適正な管理は、住民の皆様の暮らしと環境を守るために重要であり、行政、指定検査機関、業者の3者が浄化槽法に基づき、それぞれの役割を果たしております。中でも、指定検査機関である高知県環境検査センターでは、第三者の目として、保守点検、清掃が法にのっとり実施されているかを客観的に評価するという役割を担っていただいております。その判断の根拠となるべき記録票は、浄化槽の適正管理を証明するカルテと言えます。

しかし、現状ではこの記録票が十分に確認さ

れておらず、管理カードという簡易的な書類の確認で済まされております。これは、単なる書類の不備ではなく、浄化槽の適正管理のサイクルを揺るがす違法行為として、指導、是正される事案です。

また、指定検査機関が法定検査を行う際、過去3年間の記録票の提示を求め、行政とともにダブルチェックをする体制が確立をされております。この指定検査機関は、指定管理者のように指定期間はないため、一度指定をされるとずっと指定をされたままであります。ですから、不備等があった場合、都道府県が速やかに指導し、是正を求めると同時に、三重県のような先進事例のように指定取消しを含めた具体的な処分基準を条例、要綱として明文化する自治体もあります。

今後、データの電子化を見据えた上で改善を求め、以下お聞きをいたします。

浄化槽法における記録票の作成及び保管に対する現在の取組状況について土木部長にお聞きをいたします。

浄化槽指定検査機関に対する処分や指定の取消しの基準の明確化について、これも土木部長にお聞きをいたします。

また、指定検査機関の評議員への外部有識者の導入の必要性についての見解を土木部長にお聞きいたします。

最後に、第2指定検査機関の設立の可能性についても土木部長にお聞きをいたします。

次に、浸水対策についてお聞きをいたします。

これまで県議会におきまして、平成26年に設置をされました高知市街地浸水対策調整会議で検討されている紅水川、久万川、江ノ口川の浸水対策についてお聞きをしてみました。特に、紅水川の右岸の内水排除の対策として、福井第二排水機場ではポンプの増強が行われております。紅水川の福井扇橋の上下流に設置をさ

れている福井第一・第二排水機場について、河床への土砂の堆積により排水規制を受けるリスクが高くなっているのではないかと感じます。

河川の断面を広げる対策として河床の掘削を検討できないか、土木部長にお伺いをいたします。

また、その下流域にある石神橋は、高潮対策の堤防よりも低い位置にあるため、橋の根元部分から水があふれ出るという根本的な課題があり、外水が、川の水がすり鉢状の地形の底にある万々商店街や周辺の住宅地へと流れ込んでいました。

今までは土のうや簡易的なかさ上げで対応してまいりましたが、紅水川の課題である石神橋からの溢水対策を今後どのように進めていくのか、土木部長にお聞きをいたします。

令和5年9月議会にて、浸水対策が急務であると当該エリアの現状を訴え、濱田知事より令和6年度からの国分川水系流域治水プロジェクトの改定に当たり、国の研究機関等の知見を生かし、より効果的な対策を検討するとの旨の答弁がありました。本年、その解析結果がまとめられたということを受けまして、先日国土技術政策総合研究所、国総研を訪問し、調査結果をお聞きしてまいりました。

高知市の市街地は標高が低く、外水と内水が複雑に絡み合う地形です。今回の調査では、外水氾濫、これは川からあふれ出て氾濫することです。内水氾濫、これは陸地にある排水施設の能力の不足によって、逆流とかで住宅街が浸水してしまうということです。この外水氾濫と内水氾濫を一体的に解析する高度なモデルを用い、下水道や排水ポンプ、水路網までを緻密にデジタル上で再現した結果、外水と内水の相互影響が可視化をされていきました。実際のインフラ能力を計算モデルに精緻に反映させたことで、長年地域住民の皆様が抱いてきた浸水に

対する脆弱性の実感を数値的根拠として裏づける内容ともなっておりました。様々示唆に富む提案をいただきました。中でも、国総研より流域治水として雨水貯留施設の設置の効果なども示されたところであります。

紅水川、久万川、江ノ口川流域の今後の対策について土木部長にお伺いをいたします。

また、この令和5年の知事の答弁でも、地域の皆様はどのようになったかということをとて、も関心を持っていらっしゃると思いますので、住民の皆様への説明会は定期的に行っていただきたい。これは、要請として求めていると思います。

次に、被災者支援システムについてお伺いをいたします。

災害時における被災者の生活再建をいかに迅速に支えるか、これこそが公助の要であり、行政の最も重要な使命であると私は考えています。とりわけ罹災証明書の迅速な発行は、被災された方々の生活再建のスタートラインであり、切実かつ重大な問題です。発行業務そのものは、基礎自治体である市町村の役割ですが、県が行う被災者支援システムの整備は市町村とも連動することを踏まえ、市町村の判断に大きな影響を及ぼすと思います。

そこで、県としてここは譲れないという事業者選定の条件である仕様書の内容について、以下4点に絞ってお伺いをいたします。

まず1点目、災害が発生したとき、住民基本台帳と連動した被災者台帳が速やかに作れるのかどうか、これは最も重要な点でありますので、どのように担保されるのか、危機管理部長にお聞きをいたします。

2点目、能登半島地震のような災害時のネットワークの寸断時に対応できるものなのか、これについても危機管理部長にお聞きをいたします。

3点目、広域で避難する場合、住民の皆様の

避難先を把握するために活用するのは、この被災者支援システムなのか、それともまた別のシステムを構築するおつもりなのか、危機管理部長にお聞きをいたします。

最後に、コストについてお伺いをいたします。初期費用だけでは全体像が見えませんが、維持管理コストもトータルで見る必要があります。情報システムの場合、カスタマイズのたびに費用が加算されたり、見えない経費がかさみ、これがブラックボックスと言われるゆえんであるため、審査に当たってはどのような評価基準が必要だと思えか、危機管理部長にお聞きをいたします。

脳脊髄液減少症対策についてお聞きをいたします。

本年2月、脳脊髄液減少症について広く知っていただくためのシンポジウムが県庁正庁ホールで開催されました。開催に向けて御尽力をいただきました関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

シンポジウムでは、高知県で医療体制を整えてくださっている高知大学医学部附属病院をはじめ、子供たちの症例に豊富な実績をお持ちの香川大学医学部附属病院及び松山市民病院から専門医の先生方を招聘いたしました。さらに、脳脊髄液減少症患者・家族支援協会の代表理事にも御登壇いただくなど、大変具体的で分かりやすい内容でした。当日は、患者御本人や御家族、医療・教育関係者など約70名が参加をされ、本疾患に対して関心を寄せておられる方がたくさんいらっしゃることを実感いたしました。

脳脊髄液減少症は、交通事故等の外傷のみならず、日常のささいな衝撃によっても発症する疾患です。その症状は、目まい、吐き気、視覚障害、耳鳴り、重度の倦怠感と多岐にわたり、身体的な苦痛に加え、怠けや精神的な問題ではないのかといった誤解や偏見にさらされること

も少なくありません。適切な専門医への受診が遅れることで症状が悪化するケースも多く、気温の変化や気圧の変化で突如寝たきり状態になるような不安定な体調が、学校生活や社会参加への大きな壁となっておりますので、正しい診断と早期治療の体制が急がれます。高知県における医療提供体制のさらなる拡充並びに教育現場における理解促進と適切な支援体制の構築を求め、以下質問をいたします。

高知県内では、子供たちへの検査、治療の受皿が少ない状況にありますが、今後どのように検査、治療の体制を整えられるのか、健康政策部長にお聞きをいたします。

入院や自宅療養などで学校に登校できない期間中、オンライン授業などを通して学習の機会を確保していますが、今後どのようにさらなる拡充を図っていくのか、教育長にお聞きをいたします。

最後に、社会教育の充実についてお伺いをいたします。

私はこれまで高知県青年団協議会の皆様と活動することをはじめ、浸水対策など地域課題に取り組む住民の皆様との活動やボランティア活動に身を置いてまいりました。その活動を通して強く実感しているのは、互いに学び合い、力を引き出し合うことの大切さです。地域をよりよくしたいという熱意を持つ人々と出会い、社会教育の原点がここにあると学びました。この市民の皆様による学び合いの場を県内全域へ広げることが私の切なる願いです。

また、本県の未来を考える上で、学校教育と社会教育の連携は不可欠な視点です。制度化された学校教育に加え、全世代が自発的に学び続ける社会教育の場は、地域社会の基盤であります。特に、子供たちが社会教育の現場に触れることは、彼らの成長にとって極めて重要な意味を持つと思っておりますので、社会教育に対す

る認識について教育長にお聞きをいたします。

次に、社会教育主事の育成と拡充について申し上げます。社会教育主事は、社会教育法に基づき教育委員会において専門的な助言・指導を担う重要な教育公務員です。私は、この職を単なる法的な配置基準としてではなく、地域をよりよくしようとする思いや実践を持続可能な仕組みとして定着させるための人材戦略の要であると捉えております。

地域づくりに悩むとき、あるいは新しいアイデアを形にしようとするとき、学びを軸にして課題解決の糸口を一緒に探してくれる、社会教育主事は、まさに地域の相談役であり、コーディネーターです。その方々が県内各地でさらなる活躍ができるように全力を尽くしてまいりたいと思います。

その観点から、県内の社会教育主事の現状と今後の育成について教育長にお聞きをいたします。

以上で第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 西森議員の御質問にお答えをいたします。

まず、物価高騰などへの支援策についてお尋ねがございました。

県民生活や事業者への影響を軽減いたしますため、県として必要な支援をいち早く届けていくことは極めて重要であると考えております。

このため、本議会におきまして、およそ6億8,000万円の規模の物価高騰対策の補正予算を提案いたしております。また、これに先立ちまして、国の令和7年度補正予算におきます重点支援交付金を活用いたしまして、昨年の12月補正予算以降、合わせて130億円余りの県予算を計上し、順次実施に移してまいっております。

こうした対策によりまして、価格転嫁の難しい産業分野での物価高騰の影響の軽減といった

取組のほか、物価高騰に強い経済への構造転換を推進してまいりました。例えば、この物価高騰の影響の軽減対策といたしましては、施設園芸農業あるいは漁業用の燃油の高騰への支援、そして医療や介護・福祉分野におきます人件費あるいは資材費への支援、こういった支援を実施しております。

また、将来を見据えた構造転換対策といたしましては、1つには今回追加予算をお願いいたしております所得向上の総合補助金、そして太陽光などの再生可能エネルギーの活用に向けました支援など、こうした施策を展開しているところでございます。

まずは、こうした既に計上した予算を早期に執行し、県民の皆さん、事業者の皆さんへの支援を確実に、かつ速やかに行き渡らせていくということが最も重要だと考えます。

中東情勢が不透明な中、資材価格高騰などの長期化も懸念をされます。このため県庁内の特別経済対策プロジェクトチームにおきまして、各分野の状況把握を定期的に行う、こういう体制を継続してまいります。

今後も国の経済対策予算などの動向につきまして鋭意情報収集をしながら、必要に応じて国に対してさらなる財政措置の要望を行いまして、迅速に対策を講じてまいる考えであります。

次に、いわゆる休眠預金等活用制度の活用につきましてお尋ねがございました。

この制度は、御紹介ございましたように、10年以上取引のない銀行の預金などを活用いたしまして、行政だけでは対応することが難しい社会課題の解決に取り組む、そうした民間団体の活動を促進できる、そういう枠組みでございます。県内におきましても、これまで9つの団体が厳しい環境にある子供たちの居場所づくりでありますとか防災活動、あるいは住民参加型の地域づくり、こういった取組を展開されてお

ます。この制度は、こうした様々な地域課題に意欲や思いを持って取り組む民間団体の活動を後押しする意義のあるものと考えております。

しかしながら、制度があまり知られていないということに加え、事業採択後に提出をする書類が大変多いといった事情もあるようでございまして、活用する団体は県内ではまだまだ少ないというのが実情でございます。

このため、県におきましては、まずは事業採択後の支援も含めました制度の内容について広く周知を図るというところから始めてまいりたいと思っております。具体的には、制度を所管いたします団体、JANPIA、これは全国団体でございますが、これと連携をいたしまして、NPO法人などを対象に制度や取組事例を紹介する、そうした機会を設けたいと考えます。

また、高知県ボランティア・NPOセンターにおきまして、各種助成事業の広報や申請手続きに関します相談対応などを通じて、制度の活用を後押ししてまいります。あわせまして、県庁内にも制度の周知を図り、関係する部局を通じて、団体などにおけます活用を呼びかけてまいりたいと考えます。

地域の課題が複雑化をいたしまして、住民ニーズも多様化しております。こうした中、NPO法人をはじめ住民により近い立場で、様々な課題解決に取り組む民間団体の果たす役割はますます重要となっております。民間団体の皆さんの地域に根差した活動が一層広がりますように、こうした有効な制度の周知と活用の促進に取り組んでまいる考えであります。

ちなみに、私自身の話になって恐縮ですが、10年ほど前に内閣府に勤務しておりましたときに、この制度がちょうど始まったときに担当したという御縁がございます。当時議論しておりましたのは、国や自治体の補助制度、支援制度とどう差別化をするかという観点から、これは

永続的な補助ではなくて事業の立ち上がり3か年の支援として、あとはこの取組が自律的に動いていくように、そういった制度として仕掛けたいという思いで検討しておりました。

そうした意味では、いわゆるソーシャルビジネスといいますか、例えば公共ライドシェアのような事業ですが、料金をいただいて事業をするけれども、最初は事業規模もなかなか大きくならないので赤字だと、そういうような期間を3年間この制度を使ってしのいでいただいて、その3年たったら事業の収入で自活をするというような、そういった形で利用をいただけるということを目指していこうというような議論をした記憶がございます。

そういった制度でもございますので、ぜひ本県でも、より多くの方に、団体に活用いただければ、有効な対策ができるのではないかと考えておまして、ただいま申し上げましたような方法を通じて、この活用を促してまいりたいと考えております。

次に、県の職員の不適切な業務遂行の事案に対します認識についてお尋ねがございました。

先月公表いたしました本県の管理職員による不適切な事務処理に関しましては、法令遵守の徹底、あるいは風通しのよい職場づくりなどに努めてきた中での事案でございまして、誠に遺憾でありますし、県民の皆さんに大変申し訳ないという思いでいっぱいでございます。特に、この事案は、法令などを職員に遵守させる立場の管理職員によるものというところを深刻に受け止めておまして、組織運営上、非常に重大な問題だと考えております。

そして、今回の事案が起きました原因を考えますと、大きく2点あるかと考えております。1点は、管理職員の立場にありながら、法令遵守に関する認識が希薄であったという本人の心がけの問題。もう一つは、より構造的で注

意が必要だと思いますが、業務が属人化をしてしまった面があるのではないかと、かつ情報共有や業務管理が不十分であったために、組織として職員の状況を適切に把握できていない、この状況が長く続いてしまったのではないかと、こういった問題意識を持っているところでございます。

今回の事案を受けまして、まずは信賞必罰ということはございますので、対象の職員には懲戒処分という厳しい対応を行ったところであります。あわせまして、県庁全体、全庁に綱紀粛正の通知を行いまして、特に管理職員に対して法令遵守、組織的な対応につきまして率先垂範する立場であるということを徹底させております。

今後は、職員研修あるいは服務説明会などを通じまして、個人の資質を高めるため、管理職員をはじめ全職員へのさらなる法令遵守の徹底、そして組織力向上のため、管理職員のマネジメント力の一層の強化、風通しのよい職場環境づくりの取組をより一層強化してまいりたいという方針で対応したいと思います。

これに加えまして、以上、人事当局のほうで考えてくれている案であります。私どもから指示申し上げましたのは、ただいま申し上げたように、今回の事案は、当人が今の所属がかなり長期化をしていたと、1人での仕事をかなり長期にわたって継続する、人事異動が十分に行われていなかった。そういった中で属人化というような結果が生まれているのではないかと、これはございますので、こういった属人化を回避するというためには、同一のポストに一定期間以上配置するということは避けるということ、今まで以上に徹底するというのが1つ必要ではないかというふうに思います。

そして、管理職員の業務遂行ぶりを把握する評価制度、これを私のほうから指示しましたの

は、のべつ幕なしにこの管理職員全般をやると、これは手間も大変ですので、先ほど申しましたように、かなり長期ですね、この職員は7年間くらい同じポストにいたというふうにも聞きますけれども、ある程度一定期間以上長期に同じポストに続けてあるというような管理職員については、この人事評価の制度をよりきめ細かくできるような工夫、そんな評価制度の拡充といった対応なども検討するというので、対応を検討するように指示をいたしたところでございます。

私自身からも管理職員に対して機会あるごとに法令遵守、組織的な対応という点を徹底させまして、県民の皆さんの期待と信頼に応えられるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

それから最後に、五台山エリアの観光振興についてのお尋ねがございました。

五台山は、牧野富太郎博士を顕彰する施設であります牧野植物園、そして四国遍路の札所であります竹林寺、これらを擁します大変魅力のある観光地であります。中でも牧野植物園は、らんまんの放送が行われました令和5年には、施設利用者数が過去最高の44万人を記録するといった形で、多くの方が訪れ、今なおにぎわいを維持しているところでございます。

その五台山に展望だけではなく、食事、イベント開催などの機能も有するソラミアンが今年の秋に開業する予定でございます。この点は御紹介があったとおりでございまして、ソラミアン、牧野植物園、そして竹林寺、この3つの施設を一体的に捉えますと、五台山は観光上の誘客、特にインバウンドの誘致を牽引できる、そうしたポテンシャルを持ったエリアであるというふうに考えるところであります。

また、ソラミアンの営業を見据えまして、展望台近くの駐車場の拡充に取り組んでおります。

また一方、例年繁忙期にはエリア全体での駐車場不足が発生をしているというのが実情でございますので、ソラミアンの開業ということを踏まえて考えますと、新たに臨時駐車場の確保などの検討が必要な時期も、一時的な時期も出てくるのではないかとというような想定もいたしているところであります。

さらに、五台山エリアのポテンシャルを引き出すためには、五台山内での周遊性を向上させるという点、あるいは各施設におけます高付加価値サービスの提供、こういった新しい誘客施策への挑戦が求められると考えております。

これらの検討すべき課題、事項に対して、各施設の管理者をはじめといたしまして、県の行政担当者、そして事業者などの関係者が知恵を出し合って取り組みますことで、エリア全体の魅力やおもてなしの向上につなげてまいりたいと考えております。

御紹介ありましたように、ソラミアンは県として初のPark-PFIの事案であります。そして、この牧野植物園も来年度に向けまして指定管理の切り替わりの時期になりますけれども、この公募に当たりましては、この公募の応募条件といたしまして、企画ですとか広報の事業に実績のある民間の事業者の参画も求めるというようなこともしてまいりたいと思っております。

こうした形で民間と行政が手を携えながら、五台山エリアを一体として捉えました総合的な観光振興策を積み重ねていくということによりまして、桂浜に並ぶような本県が誇る観光地としていくことを目指してまいりたいと思います。

私からは以上であります。

(総務部長永渕智大君登壇)

○総務部長（永渕智大君） 職員の不適切な業務遂行に係る事案におけます調査から公表に至る

一連の手續についてお尋ねがございました。

職員による不適切な事務処理などが発覚した際には、知事、副知事へ速やかに報告いたしますとともに、事案の全容を把握するため、所管部局におきまして迅速に調査を行うこととしてございます。その過程の中で、職員や関係者からの聞き取りや裏づけとなる証拠の確認を行い、場合によっては弁護士から事実確認のためのアドバイスをいただくなど、正確な事実の把握に努めているところでございます。また、事実を確認した後は、今後の対応方針や再発防止策、事案の公表の有無などを検討しております。

こうした中、現在調査から公表に至るまでの具体的な手順を明記したものがないことから、各部局におきまして事案に対応する際に、調査の進め方や事案の公表などの検討に時間を要する場合も考えられます。このため今後、不適切な事務処理などが発生した際に行うべき手順書を策定してまいります。その中には、議員からお話のありました公平性や中立性の観点から、調査への外部専門家の関与を検討することも盛り込み、迅速かつ正確な事実確認と事案の解決につなげてまいりたいと考えてございます。

(土木部長横地和彦君登壇)

○土木部長(横地和彦君) まず、新展望施設ソラミアンを含む五台山公園整備のコンセプトについてお尋ねがございました。

現在、Park-PFI制度を活用し再整備を行っております五台山公園は、眺望と豊かな自然を体験でき、何度も訪れたくなる公園をコンセプトとしております。

このコンセプトに基づく3つの基本方針といたしまして、五台山公園の最大の魅力であります眺望と夜景を満喫できる空間の創出、豊かな自然や見晴らしのよさなど自然環境を生かした魅力の磨き上げ、牧野植物園や竹林寺をはじめといたします周辺観光施設と連携した五台山全

体を周遊させるきっかけづくりを挙げております。この基本方針に基づきまして、飲食店や売店などを含む展望施設と周辺の園路や照明などを一体とした公園整備を行っているところであります。

浦戸湾や高知市街地を一望できます五台山公園のリニューアルをきっかけに、五台山エリアが活性化し、ひいては本県における観光振興に寄与することを期待しております。

次に、高知新港客船ターミナル内におけます物販ブースの拡充のための今後の取組についてお尋ねがございました。

高知新港は海からの観光の玄関口であり、ターミナル内の物販事業は県産品などの販売にとどまらず、高知の魅力を乗客に印象づける重要な役割を担っております。クルーズ船の寄港数の増加に伴いまして、高知新港への新たな出店希望者も増加傾向にあり、希望しても出店できないケースも出てきております。こうした状況を受けまして、事業者からはブースの増設について要望いただいております。

このため、物販エリアの拡大が可能となるよう国に申請を行い、5月下旬に変更が承認されたところであります。今後は、新たな運用に基づき、物販スペースを10ブースから最大15ブースまで増設することが可能となっております。

引き続き、乗客の皆様にとって、より満足度や利便性の高いターミナルとなるよう取組を進めてまいります。

次に、物販事業者等の関係者との意見交換を行う場の設置についてお尋ねがございました。

高知新港におけますもてなしの充実を図るためには、乗客の満足度の向上につながる受入れ環境の改善が大変重要であると認識をしております。こうした考えの下、本年1月に行政や指定管理者、物販事業者などの関係者が一堂に会します意見交換の場を設置しました。この場で

は、受入れ環境の改善点などについて率直な意見交換を行い、関係者間で課題や方向性を共有したところであります。

この意見交換会を契機として、行政及び物販事業者双方が観光の窓口として、乗客の利便性や満足度の向上に向け連携して取り組むことが可能となりました。また、物販事業者が相互に改善策を話し合う動きも生まれてきております。

今後も、定期的に意見交換の場を設け、関係者と連携をしながら、現場の声を着実に受入れ環境の改善につなげていくことで、乗客へのおもてなしを充実させてまいります。

次に、浄化槽法における記録票の作成及び保管に関する現在の取組についてお尋ねがございました。

浄化槽法における記録票については、保守点検の記録と清掃の記録がございます。これらの記録票は、浄化槽の維持管理の履歴を示すものでありまして、住民などの浄化槽の管理者と、管理者から委託をされました事業者は、これを3年間保管する義務がございます。

県では、事業者に対しましては、浄化槽に関する連絡協議会や浄化槽管理士研修の場で、これらの義務を周知してまいりました。さらに、管理者を対象に、保守点検や清掃の記録票の保管の義務などについて、県のホームページで周知をするとともに、市町村に対しても周知を依頼したところであります。

こうした取組を通じて、記録票の作成や交付、保管の義務について今後も引き続き周知・啓発をしてまいります。

次に、浄化槽の法定検査を行う指定検査機関に対する処分や指定取消しの基準明確化についてお尋ねがございました。

指定検査機関については、省令で定められた基準に適合しなければならないと定められておりまして、これにそぐわない場合は指定を取り

消す場合がございます。この基準は指定の要件の基準でありまして、定量的な記載もないことから、どの程度違反した場合に指定を取り消すことになるかなどは規定をされておられません。

こうした取消し等の処分の具体的な基準を作成し、公表している自治体は少ないのですが、三重県など既に基準を定めている自治体に対し聞き取り調査を行った上で、本県での基準の要否について判断してまいります。

次に、指定検査機関の評議員への外部有識者を導入する必要性についてお尋ねがございました。

指定検査機関におきます法定検査の品質確保のためには、法令、浄化槽の構造や維持管理、水質検査・分析、公衆衛生、組織経営などの総合的な見識が必要と認識をしております。

県といたしましては、当該指定検査機関の理事の立場から、まずは理事会の場で、先ほど申し上げた総合的な見識をその組織において、いかに担保していくのかという具体的な議論を進めてまいりたいと考えております。その上で、評議員の改選時期などに、幅広い分野からの評議員の選出について提案をしてまいりたいと考えております。

次に、新たな指定検査機関設立の可能性についてお尋ねがございました。

指定検査機関は、浄化槽法施行時の環境省通知におきまして、指定検査機関は都道府県ごとに1つの機関を指定することが適当と示されております。また、同通知では、やむを得ず1つの都道府県に複数の機関を指定する場合は、機関ごとに担当区域を定めること等により、地域ごとでは検査機関の一元化が図られるように配慮されたいと示されております。

こうした点を踏まえますと、より確実な検査体制の確立のためには、指定検査機関を増やすというよりも、理事の一員として内部からの課

題提起や提案を通じて、指定検査機関の品質の向上を図ることが重要であると考えております。

次に、紅水川の河床掘削についてお尋ねがございました。

水害の発生を防ぐためには、河川が流すことのできる水量、いわゆる流下能力が最大限発揮できるよう、日頃から河川内に堆積した土砂や草、木の除去といった維持管理を適切に行うことが重要であります。

このため、土木事務所の職員が定期的に土砂の堆積状況等の巡視点検を行っているほか、市町村や地元の方々から情報提供を受けた際には速やかに現地調査を行い、治水上の安全を確保するため、河床掘削などの対応を行っているところであります。

御指摘のございました福井扇橋付近の上下流につきましては、現状では必要な流下能力を確保していることを確認しておりますが、引き続き出水後等に現地確認を行いながら、必要に応じて土砂や草等の除去を行ってまいります。

なお、事業の実施に当たりましては、県にとって有利な起債であります緊急浚渫事業債などを活用することで、より多くの土砂の撤去を進めるなど、事前防災対策に積極的に取り組んでまいります。

次に、紅水川に架かる石神橋からの出水の対策についてお尋ねがございました。

平成26年8月降雨においては、久万川や紅水川沿川で浸水被害が発生し、石神橋付近からの溢水も確認をされたところであります。

この水害を契機に、高知市街地の浸水被害を防止、軽減するため、県では河床の掘削や局所的な護岸のかさ上げ等の対策を実施し、流下能力の向上に取り組んでまいりました。具体的には、紅水川及び下流の久万川におきまして、両河川合わせ延長1.7キロメートル、約1万4,000立方メートルの堆積土砂のしゅんせつを実施し

ております。

これによりまして、平成26年8月降雨と同程度の洪水に対して、石神橋付近で約20センチメートルの水位を低減できるなど、一定の効果が期待されております。

一方、石神橋につきましては、桁の高さが低く河川の流下能力の阻害要因となっておりますことから、溢水の抜本的な解決を図るためには、橋梁を高く架け替える必要があります。高知市とも連携して検討を行っております。しかしながら、橋梁の桁の高さを上げようとする、橋梁前後の取り合わせ区間の路面も高くしなければならず、沿道の商店街や住宅への出入り等への影響が大きいといった課題があり、事業着手から長期間を要することが想定をされます。

こうしたことから、県としては架け替えに先立ち、まずは応急的に河川からの溢水を防ぐことのできる、早期に実現可能な対策について検討を進めているところであります。

最後に、流域治水に今後どのように取り組んでいくのか、お尋ねがございました。

国土技術政策総合研究所、いわゆる国総研では、地域の浸水特性を把握し、流域治水の推進につなげていくことを目的に、令和6年度から久万川や江ノ口川流域等をケーススタディーとした研究が実施されたと承知をしております。

この研究成果の中では、浸水被害の防止対策として、森林保全、防災調整池の整備、雨水貯留施設の整備といった3つの対策を想定し、それぞれの効果についてシミュレーションによる検証が行われております。このうち、雨水貯留施設の整備につきましては、降雨時に雨水を一時的に貯留することにより、内水氾濫リスクを軽減する効果が定量的に示されております。こうした検証結果を参考とし、県では市内3か所で整備をしてきた雨水貯留施設をさらに追加すべく、候補となります施設を抽出し、施設管理

者と協議を進めていくこととしております。

県といたしましては、河川改修や河床掘削といった治水対策及び森林の整備や保全といった従来からの対策に加えまして、雨水貯留施設の整備を促進するなど、流域のあらゆる関係者が連携し総合的に取り組む流域治水の推進により、浸水被害の防止、軽減に努めてまいります。

（観光振興スポーツ部長小西繁雄君登壇）

○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君） まず、駐車場問題の解消と併せた五台山エリアの活性化に向け、高知市中央卸売市場との連携を図ることについてお尋ねがございました。

県では、食の宝庫である中央卸売市場で、果物の競り見学やフルーツを入れる竹籠作り体験を組み合わせた、どっぶり体験商品の造成を支援しており、観光面で市場との連携を始めたところです。

議員からお話のありましたとおり、五台山エリアの自然と歴史、そして市場の食といった本県観光の強みがそろっていますことから、今後さらなる商品づくりに挑戦していきたいと考えております。また、五台山エリアにおける駐車場対策に関しても、ゴールドンウイークなど観光客の多い時期などに卸売市場と連携することは、選択肢の一つとなるのではないかと考えております。

今後、市場を所管します高知市に協議を持ちかけ、市場の関係者の意見も丁寧に伺いながら、一層の連携について検討してまいります。

次に、外国クルーズ船による消費拡大に向けてどのように取り組んでいくのか、お尋ねがございました。

令和7年度の外国クルーズ船では、約10万人の外国人観光客が下船し、およそ半数の5万人が高知市中心市街地を訪問して、観光や買物を楽しまれております。

県では、消費拡大につなげるため、高知市や

中心商店街と連携し、昨年度から多言語で商品の説明を行う宣伝ツールの作成や、簡単な英会話、キャッシュレスなどに関するセミナーを開催し、希望者には伴走支援も行っていました。その結果、これまでに約50店舗で多言語の宣伝ツールが作成され、それらを活用された事業者からは、外国人観光客が増えた、売上げの増加につながったといった声をいただいているところです。

また、昨年度民間の調査会社が行ったアンケート調査では、外国人観光客の99%が旅行中に地図アプリを利用しているとのデータがございます。このため今年度の消費拡大セミナーでは、地図アプリ内に商品の内容や営業時間などの店舗情報を登録する事業者を増やしていく取組を強化してまいります。

このような一連の取組を通じまして、外国人観光客の満足度をさらに高め、消費拡大につなげてまいります。

（危機管理部長江渕誠君登壇）

○危機管理部長（江渕誠君） まず、被災者支援システムの仕様書に関して、住民基本台帳と連動した被災者台帳の作成についてどのように担保するのかとお尋ねがございました。

災害で一定の被害に遭われた被災者が速やかな生活再建に向けて様々な公的支援を受けるために、市町村は住家被害認定調査や罹災証明書の交付、被災者台帳の作成などの被災者支援業務を迅速に実施することが重要です。市町村がこうした多くの業務を迅速かつ的確、効率的に実施するためには、住民基本台帳の情報を基に被災者台帳を作成する機能を実装した被災者支援システムが必要と考えています。

このため、現在被災者支援システムの導入に向けて検討している公募型プロポーザルの仕様書には、住民基本台帳と連携する機能を盛り込むことを考えています。

今後、こうした機能に加え、市町村が望む必要な機能も含めて適切なシステムとなるよう、県と市町村で構成する被災者支援システム導入検討会での協議を踏まえて、仕様書を作成するようにいたします。

次に、災害時のネットワーク寸断への対応についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震に備えるためには、能登半島地震のように、L G W A Nなどのネットワークが寸断されることも想定しておく必要があります。

このため、公募型プロポーザルの仕様書には、ネットワークが寸断された状況でも罹災証明書の交付に必要な住家被害認定調査がタブレットなどのモバイル端末で行えて、調査を進めておくことができる機能などを盛り込みたいと考えています。また、一部の市町村でネットワークが確保されているような状況も想定し、自治体間で相互支援する方法について具体的に企画提案を求めることを考えています。

このように、ネットワークが寸断された場合においても、できる限り被災者支援業務に支障が少ないシステムを選定できる仕様書とするとともに、代替手段を確保することも進めてまいります。

次に、広域避難者の避難先を把握するために活用するシステムについてお尋ねがございました。

能登半島地震などにおいては、市町村の区域を越えた広域避難者に関する情報の把握や集約に課題があったと承知しております。このような課題などから、昨年災害対策基本法や国の防災基本計画が見直され、広域避難における避難元と避難先の市町村間での情報連携の推進や、広域避難者などに対する情報提供の充実が盛り込まれています。こうした法律改正や国の計画の修正に伴い、今年2月に高知県地域防災計画

を修正し、同様の趣旨を明記いたしました。

このような背景を踏まえて、このたびの被災者支援システムにおいては、広域避難者の避難先や連絡先を適切に管理できる機能を実装したいと考えております。こうしたシステムを基に、関係市町村や広域避難者に対して必要な情報を提供できるようにしたいと考えています。

加えまして、システム導入後には、平時からの操作研修や訓練を通じて市町村間の情報連携の実効性を高め、広域避難が円滑に行えるよう努めてまいります。

最後に、コスト審査に当たっての評価基準についてお尋ねがございました。

一般的に、情報システムは初期の導入経費に加えて、運用保守に要するコストのほか、システムのバージョンアップやカスタマイズを行う際の改修にも費用が必要となります。このため、いつ発生するか予測できない南海トラフ地震に備えることが大きな目的であるこのたびのシステムの選定に当たっては、導入経費だけでなく、導入後における運用保守や、システム改修のコストについても評価しておく必要があると考えております。

こうしたことから、今回の公募型プロポーザルにおいては、このようなコストを評価するとともに、南海トラフ地震の規模でも十分に活用できるシステムの機能やサポート体制なども含めて、総合的に評価したいと考えています。

こうした考えの下、様々な審査項目を総合的に評価できる基準を設定した上で、プロポーザル審査において事業者からの企画提案を多角的に評価し、市町村にとって最適な被災者支援システムを選定するようにいたします。

(健康政策部長藤野晋太郎君登壇)

○健康政策部長(藤野晋太郎君) 子供の脳脊髄液減少症に対する検査や治療体制の整備についてお尋ねがございました。

県内で脳脊髄液減少症の検査や治療ができる医療機関は高知大学医学部附属病院のみとなっております。高知大学では、治療の方法として患者自身の血液を使用するブラッドパッチ療法が行われており、近年はその実施数が増加しています。しかしながら、令和3年から令和7年までの5年間の患者数39人のうち、20歳未満の方は3人と少なく、県外で治療を受ける方もいらっしゃるかと承知しております。

一方で、現在高知大学では脳神経外科など関係する診療科が連携し、これまで以上に子供の患者を受け入れる体制の検討を始めているとお聞きしています。脳脊髄液減少症が疑われる子供たちが県内で検査や治療を受けられることは、心身の負担軽減はもとより、経済的な面からも望ましいと考えております。

県としましては、高知大学の動きに合わせて、高知県小児科医会などと連携し、子供を診察する医師に脳脊髄液減少症に対する理解と専門医療機関につなぐ意識を深めていただき、円滑に検査や治療を受けられる仕組みづくりに取り組んでまいります。

(教育長今城純子君登壇)

○教育長(今城純子君) まず、入院や自宅療養などで学校に登校できない期間中における学習機会の充実についてお尋ねがございました。

児童生徒が病気療養などで学校に登校できない期間においても、学校や社会とのつながりを維持し、学びの機会を保障することは大変重要であると認識しております。そのため病気療養などにより一定の期間登校できない場合には、医師や保護者と相談した上で、各学校から1人1台タブレット端末を活用した同時双方向型の授業配信や、体調のよい時間に視聴できる授業動画の提供等を行っております。

また、本年5月に文部科学省により、ICTを活用した遠隔教育の具体的な指導のプロセス

や実践事例等を盛り込んだハンドブックが新たに作成されました。県教育委員会といたしましては、本ハンドブックの周知とともに、通信機器の扱い方のポイントや留意点などを取りまとめたものを市町村教育委員会や学校に共有してまいりたいと考えております。

次に、社会教育に対する認識についてお尋ねがございました。

社会教育は、全ての人があらゆる場所、時間、方法により自発的に学習することができ、その成果を発揮できる社会の実現を図るという生涯学習の理念を実現するための重要な教育の一つです。そのため本県では、地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向け、第4期教育振興基本計画において、ともに学び支え合う生涯学習・社会教育の推進を位置づけ、多様な学びの機会の提供や、地域の学びを支える人材の育成などに取り組んでいます。

子供たちを健やかに育むためには、社会教育と学校教育が車の両輪となり、学校・家庭・地域が連携して地域全体で教育に取り組むことが一層重要になっています。実際に私が勤務した学校では、地域の方々による子供の登下校の見守り活動が行われておりました。この活動によって、地域の方々にとっては生きがいや自己実現につながり、子供たちにとっては安全面だけでなく規範意識や周りの人たちへの感謝の気持ちが育まれ、改めて社会教育の重要性を実感いたしました。

このように、学校と地域などが協働・連携することが、子供たちだけでなく学校や地域にもよい効果をもたらし、地域のつながりや絆を深め、地域の教育力の向上にもつながるものと考えます。

最後に、県内の社会教育主事の現状と今後の育成についてお尋ねがございました。

社会教育や生涯学習に関する様々な活動を行

う社会教育主事は、県及び市町村の教育委員会に合わせて19名が配置されています。県においては、県内全域を対象とした事業の企画や実施、PTAや青年団といった社会教育関係団体の支援、子供たちの体験活動などを推進しています。また、市町村においては、公民館や図書館などの社会教育施設の運営管理や、地域のニーズに応じた学習機会の提供など、より地域に密着した活動を行っています。

本県では、少数にとどまっている市町村の社会教育主事の配置拡大を目指していますが、市町村からは、資格取得に必要な講習を受講するには職員が長時間職場を離れることになることが課題であるとお聞きしています。こうした課題は、本県に限らず全国に共通したものであるため、国が主催する講習では、業務への影響が少ないオンラインでの受講や、複数年度に分割した受講が可能となっています。

このため、県教育委員会としては、社会教育主事の拡充に向け、市町村教育委員会に対して様々な機会を捉え積極的な受講を働きかけてまいります。あわせて、社会教育主事の活動に役立つ研修会や、社会教育主事を含む社会教育関係者が集まる実践交流会を開催するなど、社会教育に関する活動の後押しを行ってまいります。

○24番（西森美和君） 様々御答弁をいただきました。ありがとうございます。

まず、クルーズ船の寄港についてなんですけれど、土木部長から10店から15店に拡充をされたというお話がありました。観光振興スポーツ部長のほうから、主には私が中心商店街のことを質問もさせていただいたので、その御答弁だったと思います。

そこに加えまして、例えば10店から15店、あそこの新港のターミナルには拡充されたんですけれど、観光の、高知市のバスターミナルから、それから商店街のほうに来るときに、あそこの

商店街にはたくさん空き店舗もあるということで、そういうところを使って、例えば空き店舗を休憩所にしたりとか体験スペースだったり限定のショップだったり、ひょっとしたらまだ手を挙げたいけれど新港のターミナルには出店ができない方も、空き店舗を利用して出店ができるようであれば、これもまたプラスの要素になるのではないかと思います。

先ほど、いろんなキャッシュレスの取組とかもしっかり取り組んでくださっているということでありましたので、もう一つ中心商店街との連携を深めていただけるようお願いできたらと思います。

私は、高知市は土佐山とか鏡とか五台山のエリアとかもそうですけれど、まだまだポテンシャルが高いけれど、県と市で連携がもう少ししっかりかみ合っていたらありがたいかなと思っています。

先ほどの五台山の駐車場のことにつきましても、部長のほうから積極的に依頼というか、働きかけをしていくというお話がありました。これは本当に高知市にとってもすごくプラスになることなので、どのような恩恵があるのかということ、高知市自体もいろいろ試算をしたりとか連携することによってどういう効果を生むのかということ、市場の関係者の皆さんにも知っていただかなくてはいけないので、上だけで話をしてできることではないというのはよくよく承知しております。丁寧に進めていただきまして、駐車場だけではないプラスアルファの恩恵があるんだということを県と市でしっかり共有していただけたら、一番いい形で進めれるようにお願いをしたいと思います。

これは知事、部長からも様々御答弁をいただいたんですけれども、あそこの五台山のソラミアンも含めて、知事はやはり五台山エリアの振興に物すごく思いを持っていらっしゃると思う

ので、知事と市長もそういうことを共有ができるような話合いの場があったときには、知事のほうからも要請というか、一緒にやるというスタンスでお話をさせていただいたら大変ありがたいと思います。そこについてちょっとお考えをお聞きできたらと思います。それが知事に対して1問。

それから知事、休眠預金について、10年前からよく知っていらっしゃったということで、高知県の中で一番詳しくあったのは知事だったんじゃないかと思って、僭越でございました。けれど、この10年間たって物すごく実績もできて、思いを持って資金分配団体と、それから実行団体、行政も後押しをしながら育てているところは、長野県なんかは物すごくいい取組になっていらっしゃる。一足飛びにはいかないとは思いますが、やっぱり人口減少で中山間の問題で、行政から助成を出せないケースっていっぱい実はあるんです。こども食堂もそうですし、居場所づくりも行政からこれがもう精いっぱいということで、ちょっと縮小傾向になっている大事な取組もあるので、休眠預金をしっかり活用できるように、広がるように御尽力をいただけたら大変ありがたいと思います。

それから、知事のほうから先ほどありました職員の件なんですけれど、2点あって、意識の希薄と属人化というお話だったんですけれど、私の問題意識はちょっと違ってきます。属人のこともあるかもしれませんが、このことがいろんな人から耳に入ったときに、初動態勢が不十分だったのではないかと、内部だけで聞き取り調査をすると、やっぱり限界があったのではないかと思います。

総務部長からもガイドラインのような基準をつくっていただけるということなので、それもこれからクリアされていくとは思いますが、やっぱり職員の皆さんのことも守れる組織

になってもらいたい。いろんなことでやり過ぎてしまったりとかあるかもしれませんが、もっと守れる体制があったのではないかと思いますし、組織の問題やと私は思っている節がありまして、これからも取組を私も見守っていきたいと思っています。

そして、もう一つ、2問は浄化槽のことで土木部長にお聞きをしたいと思います。様々対応をしっかりといただきまして、記録票に関してもホームページでもしっかり保管をしてやるようにということでやったださっている。

1つ私が懸念をしていたのが、記録票に代わる管理カードを、これでチェックよしとしていたところに関しては、高知県としてはどういう認識で、そして高知県の環境検査センターに対してはどのような助言なり指導をされたのか、土木部長にそのあたりの認識について確認させていただいてもいいでしょうか。

以上で第2問といたします。

○知事（濱田省司君） 五台山の観光振興についての再質問でございます。

お話がありましたように、桑名市長とは定期的な話合いの場を持っておりますし、それ以外も含めてしばしばお話をする機会もございます。ただ、このお話の性格は、組織としてきっちりやって、トップ同士もということだと思いますので、詳細は検討いたしますけれども、まず担当の観光振興の部と市の窓口というところから協議を始めてもらいまして、最終的にトップ同士でも確認をするというような段取りを考えたいと思います。

○土木部長（横地和彦君） お答えいたします。

先ほど西森議員からお話がありました、この点検の仕方に関しましては、環境省のほうで出されております環境省告示というものがございまして、この中で点検の仕方について記載がございまして、この中では、書類検査は浄化槽管

理者が保存している保守点検及び清掃の記録、そのほか参考となる書類について行うものとするというふうに記載がございます。一次的にはこの保守点検、清掃の記録と書いておりますのが、いわゆる記録票というものがございまして、これを確認するということは一次的なんですけれども、このその他参考となる資料について行うというところが、先ほどお話のございました管理カードということになるかというふうに思います。

この管理カードの記載の内容と、それから実際に見ていく内容、これを照らし合わせると、記録票に記載されている内容と基本的に確認することはできますので、そういう意味では、水質検査等におきまして管理カードの記録でもできることはできますし、そういう意味では直ちに、例えば法令に抵触しているとか、そういうことには当たらないのではないかとこのように思っております。

ただ、実はこの記録票に関しては、管理者がしっかりこれを管理するということが記載されておまして、その管理がされているかどうかということについて、この検査センターがきちんと確認をするというところまで至っていないところがあるのは確かだというふうなことが確認が取れましたので、これはこれからちゃんと改めてこの記録票の管理というものを確認するように、というような、そういう指導というか、お話をさせていただいたというような状況でございます。

○24番（西森美和君） 部長、ありがとうございます。

私もこの間、管理カードと、それから記録票とどこまで厳密に環境省のガイドラインに掲載されているのかということを経々調べてまいりました。確かに部長がおっしゃるように、最終的に水質検査がオーケーであればということも

あるんですけど、これは管理カードは異常の有無とか、それから経年変化の兆候とか、作業を完了したというもののなので、管理カードだけでチェックしていた、それで本来は駄目であるという認識があったのかどうかということが大事だったと思うので、結果オーライではないと思うんです。

その部分だけしっかり指導していただいているのであれば、これからこの記録票がデータベースの大事なものになっていきますので、その部分は私は指導すべき内容であったと思っておりますので、今後も厳格にお願いをしたいと思います。

以上で質問は終わりたいと思うんですけど、先ほど職員の方の職務違反に関して、ちょっと語弊がある言い方をしてしまったかもしれないと思うんですけど、私はこの当該の職員の方を擁護するつもりはないんです。やっぱり中身を見てみますと、あつてはならないことでもありますし、ただそれがもっと早くになぜ分からなかったのかということを考えています。どういう組織であったとしても、いろんなことがあったときに早期発見ができて、すぐに対応ができるかどうかというリスク管理というか、大事だと思うんです。

もう一方で思うのが、職員の皆さんがどんどんどんどん萎縮して、必要以上のことはもうやらなくてもいいみたいなことになるのは、県民の皆さんにとってすごく不利益だと思います。いろんなことを、これから現場の課題は複雑で多様化しているので、今までのルールの中でできなかったりすることに対しては、きちんと組織の中で相談ができて、新しいルールをつくらなくてはいけないことになるかもしれませんし、そこが何か職員の皆さんも安心して仕事ができるような職場環境にもしていただきたいし、駄目なことは厳格に駄目だと思うので、その両

面を私は大事ではないかと思っているので、そういう思いから言わせていただきました。

とにかく住民の皆さんもそうですけれど、職員の皆さんは本当に防災の面でも地域でも頼って一緒に活動していらっしゃいます。私は今回、社会教育のことを提案させていただきましたが、私は行政の職員の皆様も社会教育の実践を学ぶチャンスがあったらいいのにと実は思うんです。同じ課題に向けて今回クルーズ船もそうですし、ソラミアンのこともそうですし、初めてのことをやるきって、立場を超えて同じ場所でテーブルに着いて話し合って、新しい知恵が生まれたり、これならできるというものが固まったりすると思うんです。そういう意味では、これからの行政職員にとって何よりも大事なものは社会教育ではないかと私は思っています。

そのことを申し上げまして、全質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。(拍手)

○副議長（土居央君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明2日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時57分散会

令和8年7月2日（木曜日） 開議第4日

出席議員

1番 浜口卓也君
 2番 竹内健造君
 3番 戸田宗崇君
 4番 上治堂司君
 5番 桑鶴太朗君
 6番 土森正一君
 7番 榎尾絢子君
 8番 久保博道君
 9番 上田貢太郎君
 10番 今城誠司君
 11番 金岡佳時君
 12番 下村勝幸君
 13番 田中徹君
 14番 土居央君
 15番 横山文人君
 16番 西内隆純君
 17番 加藤漠君
 18番 弘田兼一君
 19番 明神健夫君
 20番 三石文隆君
 21番 畠中拓馬君
 22番 依光美代子君
 24番 西森美和君
 25番 寺内憲資君
 26番 西森雅和君
 27番 樋口秀洋君
 28番 水野雪絵君
 29番 岡崎哲也君
 30番 岡田竜平君
 31番 坂本茂雄君
 32番 はた愛君
 33番 細木良君
 34番 岡田芳秀君
 35番 岡本和也君
 36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 西森裕哉君
 総合企画部長 小笠原直樹君
 理事（人口減少・中山間担当） 濱田憲司君
 総務部長 永渕智大君
 危機管理部長 江渕誠君
 健康政策部長 藤野晋太郎君
 子ども・福祉政策部長 近藤由佳君
 文化生活部長 依光香代子君
 産業振興推進部長 濱田美和子君
 商工労働部長 大原英樹君
 観光振興スポーツ部長 小西繁雄君
 農業振興部長 橋本卓夫君
 林業振興・環境部長 坂田省吾君
 水産振興部長 山下修君
 土木部長 横地和彦君
 会計管理者 池上隆章君
 公営企業局長 中嶋真琴君
 教育長 今城純子君
 人事委員長 門田純一君
 人事委員会会長 澤田昌宏君
 公安委員長 松尾晋次君
 警察本部長 岩田康弘君
 代表監査委員 和田廣男君
 監査委員 梅森実君
 監査局長

事務局職員出席者

事務局長 猪野 貴之 君
事務局次長 大崎 和幸 君
議事課長 飯田 志保 君
政策調査課長 溝渕 松男 君
議事課長補佐 谷内 恵美 君
主 幹 大川 美千子 君
主 幹 元吉 博子 君

議事日程（第4号）

令和8年7月2日午前10時開議

第1

- 第1号 令和8年度高知県一般会計補正予算
第2号 職員の給与に関する条例等の一部を
改正する条例議案
第3号 公益的法人等への職員の派遣等に関
する条例の一部を改正する条例議案
第4号 高知県税条例の一部を改正する条例
議案
第5号 高知県地方活力向上地域における県
税の特例措置に関する条例の一部を
改正する条例議案
第6号 高知県指定障害児通所支援事業者等
が行う障害児通所支援の事業等の人
員、設備及び運営に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例議
案
第7号 高知県認定こども園条例等の一部を
改正する条例議案
第8号 高知空港国際線ターミナルビルの指
定管理者の指定に関する議案
第9号 県有財産（災害対応車両）の取得に

関する議案

第10号 国道494号（第二川ノ内組橋上部工）
防災・安全交付金工事請負契約の締
結に関する議案

報第1号 令和7年度高知県一般会計補正予算
の専決処分報告

報第2号 高知県税条例等の一部を改正する条
例の専決処分報告

第2 一般質問

（3人）

午前10時開議

○議長（明神健夫君） これより本日の会議を開
きます。

質疑並びに一般質問

○議長（明神健夫君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「令和8年度高知県一般会
計補正予算」から第10号「国道494号（第二川ノ
内組橋上部工）防災・安全交付金工事請負契約
の締結に関する議案」まで並びに報第1号「令
和7年度高知県一般会計補正予算の専決処分報
告」及び報第2号「高知県税条例等の一部を改
正する条例の専決処分報告」、以上12件の議案を
一括議題とし、これより議案に対する質疑並び
に日程第2、一般質問を併せて行います。

1 番浜口卓也議員。

（1 番浜口卓也君登壇）

○1 番（浜口卓也君） 本定例会におきまして初
登壇となります自由民主党の浜口卓也でござい
ます。濱田知事をはじめ執行部の皆様におかれ
ましては、県民の皆様への分かりやすい御答弁
をよろしくお願いいたします。

本年2月8日に行われました県議会議員補欠選挙高知市選挙区におきまして、5万3,960票を賜り、県議会に議席を与えていただきました。初当選から約5か月間、県内各地を訪れながら、厳しい現実と直面する一方、新たな希望も感じております。

県人口は64万人を下回り、63万人台となり、いまだ人口減少に歯止めはかかっておりません。中山間地域をはじめ、様々な産業で人材不足は深刻化をしております。現状の資本主義経済の指標から見れば、本県経済は厳しい状況にあると言えますが、世界的にも大量生産、大量消費の時代は終わり、自然環境に配慮しつつ持続可能性を模索する時代に転換しています。我が国に昔からある三方よしといった経済システムである公益経済、循環型経済が、今後さらに必要とされるものと考えます。

そのような観点から見ますと本県は、日本列島の南部にあり、太平洋に面して東西に長く、森林と海までの距離が近いために清流が多く、大変恵まれております。森林資源、海洋資源、豊富な農畜産物など、暮らしていく上では豊かであると言えるのではないのでしょうか。県内で循環する経済システムをいかに構築できるかが鍵であると思います。

ただし、地方経済にとっては、政府の政策によるところが大きいと言わざるを得ません。国民所得倍増計画、日本列島改造論、高度経済成長からのバブルの崩壊、失われた30年、三位一体の改革と連動した規制緩和など、地方経済はこれまでも政府の政策によって様々な影響を受けてきました。

令和7年10月21日に高市内閣が発足し、令和8年2月8日には高市内閣の政策を実行していくことについて国民の皆様へ信を問うための解散総選挙が行われました。その結果、自由民主党は衆議院において3分の2を超える議席を与

えていただきました。選挙戦では、「日本列島を、強く豊かに。」をスローガンに掲げ、挑戦しない国に未来はないとのメッセージとともに、我が国の国力を徹底的に強くしていくための本丸として、長年続いてきた過度な緊縮志向、未来への投資不足の流れを断ち切るため、責任ある積極財政の実現が訴えられました。私自身も、これで日本が変わるかもしれないと、大いに高市内閣に期待した一人でございます。国民の皆様から多くの期待を受けて、いよいよその政策実現が始まろうとしております。

地域未来戦略について伺いをいたします。

農山漁村・中山間地域をはじめ、47都道府県のどこに住んでいても安全に生活することができ、必要な医療・福祉や質の高い教育を受けることができ、働く場所がある、これが高市内閣の目指す我が国の姿であり、そのために何より重要なことは強い地域経済の構築であります。その上で、地方が持つ伸び代を活かし国民の暮らしと安全を守るため、地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成し世界をリードする技術・ビジネスを創出するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓への強力な支援などの検討のため、令和7年11月、内閣に地域未来戦略本部が設置されました。

本年5月に提案された四国地域における戦略産業クラスター計画の素案では、1、造船、2、GX、3、四国ブランドの3分野についてクラスター形成を進めるとされております。四国ブランドには、食、観光、防災分野の強みを伸ばすところあり、フードテックをはじめとするこれらの分野の高度化を支えるデジタル基盤の整備を進めることとされております。

先月24日に政府において開催されました日本成長戦略会議、経済財政諮問会議の合同会議では、縮み志向から脱却し、果敢に成長戦略を実行し、大胆に投資を拡大すれば、累計410兆円も

のさらなる国内投資が実現され、2040年には国内民間設備投資額は年間230兆円、GDPは1,100兆円に迫る経済成長が実現できることが示されました。

高市内閣が強い地域経済の構築に向け推進しようとしている地域未来戦略を本県にどのように生かしていくおつもりなのか、濱田知事にお伺いをいたします。

今回の中東情勢の影響を受け、燃料等のエネルギー価格の高騰、また石油由来の様々な資材の供給不足など、資源、エネルギーの海外依存度の高い日本の脆弱性も露見しております。

本県が強みとする1次産業においても、トラクター、コンバイン等の耕作機械や、林業では伐採、集積、製材用の機械、漁業であれば船舶等、いずれも動力源である燃料価格の高騰は生産現場でのコスト上昇につながり、経営基盤に大きな影響を与えているものと思います。加えて、肥料、飼料などの価格も高騰しており、いかに生産現場での生産性を上げ収益を確保していくかが大きな課題と言えます。

もとより1次産業では、特に中山間地域において、人手不足に加え、高齢化による担い手の減少も大きな課題となっております。今後、強い地域経済を構築していくためにも、こうした課題に対応し、1次産業の明るい未来を描いていくことも必要ではないでしょうか。

地域未来戦略を本県の1次産業分野でどのように生かしていくおつもりなのか、農業振興部長、林業振興・環境部長、水産振興部長にそれぞれお伺いをいたします。

1次産業、またそれに関連する食を強みとしている本県にとって、1次産業の省力化等を含んだフードテック産業の発展は、県民の皆様にとって希望となるはずです。

農林水産省が令和5年2月にフードテック官民協議会として発表したフードテック推進ビ

ジョンの目指す姿によると、日本発のフードテックビジネスを育成することで、日本と世界の食料・環境問題の解決に貢献するとともに、日本を活性化する新しい産業を創出し、日本経済の発展に貢献する。また、世界の食料需要は2050年に2010年比で1.7倍になると想定されており、増大するタンパク質源等の需要への対応が必要であるとあります。

人口減少問題について考える際、どうしても、減少する人口の数字に対してどうすれば人口が増加するかという点に着眼するあまり、国内の都市部や県内の諸課題に思考が偏りがちになってしまっていますが、ここで申し上げたいことは、視点を、前述いたしました世界の食料・環境問題の解決に貢献するという方向にシフトする必要があるのではないかとということです。この、世界に貢献するという理念が、長期的に見れば、現在の若者の志を育てるのではないかと考えております。

フードテック推進ビジョンにおきましても、課題と必要な取組には、世界でフードテックビジネスが急速に拡大するなかで日本を活性化する新しい産業を創出するためには、産業を担うプレーヤーの育成と新たな市場を創り出すための環境整備を同時に早急に進める必要がある。また、フードテック企業を生み出すためには、オープンイノベーションを推進するための環境整備とスタートアップの創業促進の双方が必要不可欠であるとされております。

今後、県内の若者にとっても、起業、スタートアップは必要不可欠なテーマとなります。本県が国内におけるフードテック分野で起業しやすい地域として、また新たなスタートアップ企業が多数県内各地で活躍することで、新たな1次産業の創造発展、本県における起業文化の醸成が図られるものと考えます。

今後、県内で若者がフードテック分野で活躍

できるよう、起業にチャレンジするための環境整備、また関連企業の誘致を行うべきと考えますが、産業振興推進部長の御見解をお伺いいたします。

次に、令和8年1月より一部供用開始、令和9年4月より全面供用開始となる高知空港国際線ターミナルビルに関連してお伺いいたします。

令和9年4月の高知空港国際線ターミナルビルの供用開始に伴い、台湾への定期便就航に向け、準備が進んでおります。また、韓国便については、チャーター便の誘致に向け取り組まれていると、知事の提案理由説明にありました。

令和9年4月の国際線ターミナルビル完成による台湾との定期便就航に向けた進捗状況について観光振興スポーツ部長にお伺いをいたします。

国際線の就航を、単なるインバウンド・アウトバウンドにとどまらず、前項でも申し上げました地域未来戦略と連動させた取組が必要と考えております。県経済のさらなる発展のため、地産外商、フードテック産業、防災関連産業の活性化など可能性は広がります。

台湾は、御存じのとおり、TSMC、フォックスコンなど、その他数多くのハードウェアメーカーの集積地であり、世界的なIT産業先進国であります。フードテック分野においても、フードテック台北が毎年開催されるなど、先駆的な取組が既に進んでおります。高知空港から台湾、韓国への定期便が就航することになれば、経済、文化、観光など様々な分野で相互に発展する可能性があります。そういったチャンスをより一層確実なものとしていかなければなりません。

今後、台湾路線が定期便化した際に、高知県台湾オフィスの役割は今以上に重要になるものと期待されます。高知県台湾オフィスの機能の充実について産業振興推進部長の御見解をお伺いいたします。

また、韓国との航空路線就航による本県にとって考えられるメリットについて観光振興スポーツ部長にお伺いをいたします。

続きまして、教育行政についてお伺いをいたします。高等学校等教育改革促進事業についてお伺いをいたします。

文部科学省が、強い経済を実現する総合経済対策の閣議決定を受け、令和7年度補正予算2,955億円を計上し、同省として初めてとなる全国の公立高等学校への改革プラン、高校教育改革に関する基本方針、2040年に向けたネクストハイスクール構想が示されました。

課題として、「2040年には、産業構造や社会システムの変化を踏まえた労働力需給ギャップにより、地域の経済社会を支えるエッセンシャルワーカーの圧倒的不足、いわゆる理系人材の不足が懸念されるところであり、産業イノベーション人材の育成が重要。少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化が一層深刻化（2040年には高校1年生が約36%減少）。現状でも約64%の市区町村において公立高校の立地が0又は1であることなどを踏まえ、地理的アクセスを踏まえた多様な学びの確保が重要。」とされております。

産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業では、各都道府県に基金を設置し、類型に応じた高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出し、取組・成果を域内の高校に普及するとされ、本県教育委員会からは、アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援では高知農業高校、理数系人材育成支援では高知小津高校、多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保では高知東高校、高知丸の内高校の4校を申請していましたが、一昨日、文部科学省から、高知小津高校の1校が採択となったと発表がありました。

高等学校等教育改革促進事業の公募要領によ

りますと、人口動態、産業構造の変化を踏まえ、都道府県における人材育成上の課題を設定。教育委員会のみならず総合教育会議等を活用し、首長や関係部局等、地域の産業界や高等教育機関も関わって事業を推進する体制を構築とあります。

本県において、知事部局はもとより、産業界、大学などとどのように連携していこうとされているのか、教育長にお伺いをいたします。

また、高等学校等教育改革促進事業の採択状況を踏まえ、拠点校の取組などを他の県内高等学校にどのように生かしていけるのか、併せて教育長にお伺いをいたします。

次に、県立高等学校振興再編計画に関連してお伺いをいたします。

本年4月より総務委員会に所属し、4月27日から6月2日にかけて出先機関等の業務概要調査にて県内の県立高等学校等を視察いたしました。私にとりましては初めての経験で、学校名は聞いたことはあっても校内に入ったことはなく、各校長先生から学校の取組について直接お伺いできましたことは大変貴重な機会となりました。現場で働いておられる教員の方々はもちろん、何よりも生徒の皆様の生き生きとした姿を目の当たりにし、高知県の未来に希望を感じることができました。また、各学校それぞれに地域性を生かしながら特色ある学びを展開されていることに、多くの発見と感動がありました。

令和7年3月に策定されました県立高等学校振興再編計画では、令和6年10月に検討委員会より、これからの県立高等学校の在り方に関する報告を受けたとされ、報告概要として、各高等学校は子どもたちの視点に立ち、生徒・保護者が行きたい、行かせたい学校となるため、魅力化・特色化に取り組むべきである。学校の魅力化・特色化のためには、各高等学校が市町村、小中学校、大学、企業、関係機関等とつながり、

連携・協働を進めることが重要である。以上の2点が挙げられております。

また、検討委員会の報告を受け、本計画の基本的な考え方として、1、「多様性への対応」・「共通性の確保」と地域とのつながりによる教育の質の向上及び環境の充実」では、「地理的状況や各学校・課程・学科の枠に関わらず、いずれの高等学校においても、生徒一人一人の個性に応じた多様な可能性を伸ばす学びを実現するための学校づくりに取り組む。また、いずれの学校・課程・学科にあっても、生徒の進路実現を図るため、義務教育における学びを土台として、社会で生きていくために必要となる資質・能力を全ての生徒が共通して身に付けられる環境づくりに取り組む。さらに、これらの教育活動の充実を図るため、市町村や地域、関係機関との連携・協働を進める。」。2つ、「適切な配置と学校規模の確保による学びの機会の保障」では、「各地域における生徒の学びの可能性を広げるため、学校・課程等の配置の見直しを行う。また、生徒の集団における社会性の育成や協働的な学びを実現するため、生徒数の確保に向けた取組を進める。」とされております。

中山間地域等の小規模校については、「魅力化・特色化を推進するため、学校と市町村・地域等の関係者で構成される地域コンソーシアムにおいて、生徒数確保に向けた努力目標を設定の上、その実現に向けた具体的取組のアクションプランを策定する。」とあり、努力目標案として、入学者数、本校、1学年2学級規模の場合41人以上、四万十高等学校は25人以上、1学年3学級規模の場合81人以上。分校、1学年11人以上。地元中学校からの進学割合、基本50%以上、連携型中高一貫教育校は70%以上、近年の実績が20%未満の学校は個別に目標設定とあります。

中山間地域等の小規模校における地域コン

ソーシウム等で出された意見や課題、生徒数確保に向けたアクションプランの実施状況、また今後の実施予定について教育長にお伺いをいたします。

また、産業系の専門高校の取組内容では、「企業や小中学校、大学等の高等教育機関、関係機関等との連携を強化し、社会の変化や各産業界の最新の動向を捉えつつ、高度化された産業技術等を授業に取り入れることで教育課程の充実を図り、生徒個々の知識及び技術の向上に努める。」、2つ目として、「学校と地元企業とが協働で産業人材を育成するための会議等を定期的で開催する。」、3つ目、「義務教育段階から地元産業に興味・関心を持ってもらうため、小中学校や産業界と連携したキャリア教育を推進する。」とされております。

産業系の専門高校における取組内容のさきに述べました3項目につきまして、これまでの取組内容、また今後の取組予定について具体的にお答えください、教育長にお伺いをいたします。

次に、生徒の居住施設についてお伺いをいたします。総務委員会の出先機関等の業務概要調査にて、県立梶原高校を視察しました際に、学校長より運営上の課題として、梶原町が整備した生徒の居住施設での食事の提供など運営する上での人員の確保に苦慮しているとの意見がありました。

生徒の居住施設の設置、運営に関しては、第一には市町村によるものと考えられます。梶原高校のホームページには、入学検討者へとして、寮ゆすゆすが紹介されております。その説明書きには、ゆすゆすは全国の公立高校の中でも屈指の設備と教育環境を誇る学生寮です、四万十川の源流域である梶原川を全室から望む絶好のロケーションと、学びを支える充実したサポート体制が整っていますとあります。

県教育委員会としては、生徒数確保に向けて

こうち留学の取組を推進し、高知県外にお住まいの中学生に向けて、高知の高校で一緒に学びませんか、思い切り自分らしくこうち留学と呼びかけております。本年7月19日には神奈川県川崎市で、8月2日には大阪府大阪市において、こうち留学フェアが開催される予定となっており、参加校には梶原高校もエントリーされております。また、地域みらい留学等促進事業費補助金を創設し、高知県立高等学校への入学を検討する高知県外在住の中学生や中学既卒者とその同伴者1名が学校訪問等をする際の旅費に対し、1人当たり3万円を上限に支給しております。

高知県外から県立高校に入学を希望される方々にとって寄宿舎の管理運営体制は、入学を決める大きなポイントの一つになると思います。県立高校の生徒数確保、魅力化向上のために生徒の居住施設を市町村で設置していただいていることは、大変ありがたく、貴重な存在であると言えます。

市町村が整備した生徒の居住施設の管理運営について、第一に市町村によるとはいえ、県教育委員会としてもでき得る限り管理運営のバックアップをすべきと考えますが、教育長の御見解をお伺いいたします。

次に、高知県公立大学法人与教育委員会の連携についてお伺いをいたします。

さきに述べました文部科学省が創設する高等学校等教育改革促進事業の公募要領、また県教育委員会の策定した県立高等学校振興再編計画にもありますとおり、今後の人材育成においては産業界、大学との連携が必要となります。

本県が所管する県立大学、高知工科大学は、文部科学省の示す地域の経済社会を支えるエッセンシャルワーカー、理系人材、産業イノベーション人材のどの分野の人材育成も網羅しており、教育委員会と連携することで、幼少期から

多様な分野の学問に触れ、興味、関心を持つことができるようになります。県内全ての高等学校の連携は当然のこととして、さらに幼児教育、小中学校との連携を図り、さらなる学力向上や県立高等学校が有する幅広い様々な専門分野への進学につなげていただきたいと思います。

さらに、例えば県立高知東高等学校看護専攻科を卒業後、保健師、助産師の資格を取得希望する生徒を県立大学の3年次に編入学できる制度の再導入など、県立高等学校から県立大学、高知工科大学への入学に当たっても柔軟に対応いただければ、生徒の学習意欲も高まるものと期待できます。

今後のさらなる高知県公立大学法人と教育委員会の連携強化について文化生活部長の御見解をお伺いいたします。

次に、県内私立大学への支援についてお伺いをいたします。

先月6月11日に、高知県私学・大学振興議員連盟におきまして、令和8年度高知県内私立大学との意見交換を行いました。第1部では高知学園大学・短期大学、高知リハビリテーション専門職大学、第2部では高知健康科学大学、それぞれの大学から学長をはじめ関係者に御出席いただき、意見交換を行う中で、各大学の取組や課題を共有することができました。

高知学園大学・短期大学からは、高知県の未来を守る地域エссенシャルワーカーの育成のとりでとして、本学の現状報告と厳しい局面を打破する地域共創への新たな挑戦と題した概要説明があり、その中でも、少子化に伴う深刻な経営危機と地方大学が直面する淘汰の荒波、教職員一丸となった自助努力の限界と突きつけられた学校存続の危機という項目では、山下学長自ら危機感を訴えられ、これまでも徹底した経営の合理化や学生募集努力を重ねてまいりましたが、構造そのものが一大学の自助努力では乗

り越えられない限界に達しつつありますと発言されるなど、大学存続そのものが危ぶまれる状況にある実態が明らかになりました。高知リハビリテーション専門職大学、高知健康科学大学におきましても、学生確保においては同じ境遇下にあります。

これまで、議連の会長であります横山文人議員も度々本会議で質問されておりますが、県内私立大学は、看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士などの私たち県民生活に欠くことのできないエссенシャルワーカーを育成しております。卒業生の県内就職率も約80%と、本県に定着する人材を育成、供給する役割を果たしていただいております。

県内私立大学が存続の危機にある現状を鑑みますと、これから県民生活に欠くことのできないエссенシャルワーカーの人材育成の場が消滅してしまうことになります。県としても、これまで以上に一步も二歩も踏み込んだ議論が必要であると考えます。今後、県と県内私立大学はこれまで以上に連携を深め、若年人口の人口減少対策、人材育成に向けて協議の場が必要だと考えます。私は、本県の未来を考えますとき、財政的な支援も含めた議論を開始すべきタイミングにきていると感じております。

県内私立大学への支援として、さらなる連携強化の必要について濱田知事の御見解をお伺いいたします。

最後に、県庁本庁舎、西庁舎、北庁舎の一体的な建て替えについてお伺いいたします。

本定例会での濱田知事からの提案説明においても、多様な人材が活躍できる環境の実現の中で、県内最大規模の事業所である県庁自身が若者や女性に選ばれる職場環境の実現に率先して取り組んでいますとの発言もありました。

本庁舎は昭和37年に竣工し、64年が経過。西庁舎は昭和57年に竣工し、44年が経過。北庁舎

は平成3年に竣工し、35年が経過しております。本庁舎の耐震改修は平成23年度に行われ、15年後の令和23年度には耐震の耐用年数を迎えるとのことです。

現在、各庁舎は、耐震という点では満たされているとはいえ、県庁職員の執務環境としては徐々に悪化しております。働き方改革も県庁が県民の先頭に立って進めている中、様々な機能が経年劣化し、部局横断的な仕事を多く必要とする県庁庁舎の一体整備は急務と考えます。

本庁舎に関しましては、史跡高知城跡地内にあることから、平成16年3月に県の教育委員会が策定した史跡高知城跡整備計画において、将来的に移転を図ると記載されており、現位置で建て替える場合には文化庁との協議が必要と伺っております。

県庁本庁舎、西庁舎、北庁舎の一体的な整備の必要性について総務部長の御見解をお伺いいたします。

以上で第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事（濱田省司君） 浜口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、国の地域未来戦略を本県の経済の活性化に向けてどのように生かしていくのか、お尋ねがございました。

御指摘がございましたように、現在国では地域未来戦略の策定の作業が進められております。その目的は、強い地域経済の構築に向けまして、地方に大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成することにあります。

そして、この戦略の考え方は、県がこれまで取り組んでまいりました産業振興計画の目指すところと軌を一にするものと考えます。今後、展開されます国の財政支援などの追い風をしっかりと捉えまして、本県経済のさらなる成長につなげていく、このことが重要だと考えており

ます。

地域未来戦略は、国が地方経済産業局単位で取りまとめます戦略産業クラスター計画と、都道府県知事が策定をいたします地域産業成長プラン、この2つの枠組みで構成をされます。

このうち、後者の地域産業成長プランにつきましては、本県として、本年夏頃の公表を目指して、現在策定に向けた作業を進めているところであります。具体的には、本県では、1次産業を核としたフードテックや防災関連産業分野、さらにお酒をはじめといたします食品分野でのクラスター形成などを盛り込んでいきたいと考えております。あわせて、各市町村におきますそれぞれの地域の特色を生かした1次産業、観光などの地場産業の振興の取組もこの計画に位置づけてまいります。

本県が強みを有します分野で民間投資を促進いたしまして、各産業の競争力を高めることを通じ、産業振興計画で目指しております県民所得の向上という目的が実現をされますように取り組んでまいります。

こうした産業の育成に向けましては、中長期的な視点に立った国からの継続的な財政支援が必要だと考えます。このため、せんだって、担当大臣などへの国への政策提言も行っていました。今後も、国の動きと連動いたしました取組を進めまして、新たに講じられる支援策、こういったものを余すことなく活用しながら、地域未来戦略を本県の産業振興に最大限生かしてまいりたいと考えております。

次に、県内の私立大学とのさらなる連携強化の必要性についてお尋ねがございました。

県内の私立大学は、御指摘もありましたように、看護師、保育士、理学療法士などの医療・福祉分野を中心とした専門性の高い人材を養成いたしております。そして、卒業生の約7割は県内に就職をされております。こうしたAIで

代替ができないエッセンシャルワーカーは、高齢化が進みます本県において、地域社会を維持していく上で、将来にわたって、なくてはならない存在だと考えております。また、県内の私立大学では、約1,200人の若者が現に修学をいたしております。本県の若者人口、若年人口の確保、定着という面でも大きく貢献をしていただいているわけでございます。

仮にもこうした県内の私立大学がなくなる、あるいは十分に機能しなくなるということになりますと、県民の皆さんへの保健・福祉のサービスを支える若い人材が供給をされないということになります。こういう事態になりますと、本県におきまして人口減少にさらに拍車がかかるといった悪循環に陥りかねないというふうな危惧を抱いております。

一方で、県立大学をめぐる経営環境の見通しは、議員からも御指摘がございましたように、客観情勢は大変厳しいものがあると考えます。県内の赤ちゃんの出生数は、ここ20年で半減しております。6,000人から3,000人というペースであります。これまで、この半減のペースは、40年かけて半減といったところでありましたが、今からはその倍のスピードで進んでいくということでありまして、このことは、今後大学の入学の年齢に達する若者も激減する、非常な急速なスピードで減っていくということを覚悟しなければなりません。

こうした中で、県内の私立大学の定員充足率は現在でも約7割といった水準にとどまっております。今後の人口減少、若者人口の減少を考えましたときに、大学の魅力を高め入学者を確保するという対応ができなければ、近い将来、大学の存続自体が危ぶまれる、そういったことも想定をされる事態であろうというふうに考えます。

こうした言わば危機的な状況を踏まえて、昨

年発足をいたしました高知県の若者応援産学官フォーラムにおきまして、保健あるいは福祉の分野も含めました産業界の方々、そして私立大学を含めた大学等の高等教育機関、そして行政などの関係者が集まり、県内で若者にとって魅力ある仕事づくりを進めるということと併せまして、県内の大学などにおけます将来的な産業人材の育成の在り方、これをどう考えるかということについて意見交換を行い、目指すべき方向性を明らかにしてまいりたいというふうに考えております。

具体的な作業といたしましては、全国的に高齢化がピークを迎えます2040年、この年次を想定いたしまして、県内の産業分野別の労働需給を推計いたします。その上で、県内におきます大学などの高等教育機関に求められる人材育成の機能あるいは規模などについて検討をしたいと考えております。その際には、AIあるいはロボットの導入などによりまして事務系の人材に余剰が発生をするということが見込まれる一方で、いわゆるエッセンシャルワーカーあるいは理系の人材につきましては大幅にこれが不足をするということが予測されます。こうしたことも見据えまして、社会人に対しますリスクリングの機能を充実させていくという議論も必要ではないかと考えております。

こうした観点も含めて、県内の大学が果たすべき役割につきまして、県内でのいわゆる守りのみにとどまらず、県外から学生を呼び込むといった視点も含めて追求をしていく必要があるというふうに考えております。

このような事情は、ある意味、大学について共通しております。このフォーラムの発足に当たりまして、高知大学の受田学長ともよくお話をさせていただいております。受田学長がよく言われますのは、例えば国立の高知大学におきまして、学生と教職員とを合わせますと8,000

人の本県の若者人口あるいは就業人口を支えているということでもあります。その意味で、高知大学が傾くということになりますと、県の人口の1%以上に影響が及ぶということでもあります。その意味で、私は、受田学長とは、高知大学と高知県は一蓮托生で頑張ってまいりましょうということを絶えず申し上げておりまして、これは私立大学についても状況は全く同じだということだと思えます。

これを行政としてどう対応していくかということになりますけれども、大学を含みます高等教育の分野は、行政分野としましては国の管轄になります。定員の許認可、また設置の許認可も含めてであります、ないしいわゆる私学助成を含めました財政的な支援の枠組み、こういったものも国において担当されているという分野でございます。あわせまして、高等教育の人材を全国的にどういうふうに配置していくかというのは、国の政策的な意図が反映をし得る場面だと思えます。

そういう意味で、かねて申し上げております多極分散型の国土の形成というのを国に本気で取り組んでいただくということに当たりましては、企業の分散もそうありますけれども、高等教育の分野におきまして国が持てる行政権限を発揮して、地方分散ということの本気で取り組んでいただくというのが、ぜひとも私は必要だと思っております。もちろん、大都市部等を含めまして相手のある話でございますので、これは相当大変な取組になります。しかし、私立大学に関します、お話があった財政的支援という局面も含めまして、国に対してこういった国土政策として、国の政治的な意思としてこの問題に取り組んでもらいたい、地方分散の道を開いてもらいたいということは、ぜひ県議会の皆様のお力もお借りして取り組まなければいけないというふうに思っているところでございます。

県におきまして、産学官のフォーラムにおいて将来を展望した議論を行うということと並行いたしまして、当面の学生確保の取組、これを県としても私立大学の方々と連携を強化して進めなければいけないというのは、足元の努力として当然だというふうに考えております。この具体的な取組といたしましては、県立の大学などを含めて県内の大学の魅力をまとめましたガイドブックを新たに作成いたしまして、県内の大学などが一堂に会するような説明会も開催をする。こうしたことで、従来よりも力を込めまして、県内の高校生に対してPRを強化していくという取組を既に始めております。これによりまして、大学などと高校生、保護者の方々との接点を増やして、各大学の魅力を伝えたいというふうに考えております。

こうした取組を通じまして、私立大学などとの連携も強化をしながら、ただいま申し上げましたような看護師、保育士、理学療法士等々のエッセンシャルワーカーの道を志されます県内の若者が県内で学び、そして県内で生き生きと仕事ができる、そうした環境の整備を、ぜひとも進めていかなければいけないと考えております。ぜひお力もお貸しいただきまして、産学官一丸となって道を切り開いてまいりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

私からは以上であります。

(農業振興部長橋本卓夫君登壇)

○農業振興部長(橋本卓夫君) 地域未来戦略を農業分野でどのように生かしていくつもりなのかとのお尋ねがございました。

本県が夏頃の公表を目指している地域産業成長プランのうち、地域産業クラスター計画は、各県が育成すべき産業分野を特定して民間投資を促進し、国内市場の上位シェアの獲得や海外輸出による外貨の獲得を目指すものです。このことは、農業分野においては産業振興計画で取

り組んでいる生産性向上や流通・販売の強化により、ナスやニラ、ミョウガなどの園芸品を大消費地へ安定的に供給するという本県の役割をしっかりと果たしていくことと方向性を同じくするものと考えています。

このことから、本県の強みである施設園芸農業の生産量を伸ばすとともに、販売力を強化して園芸品の国内シェアをさらに高めていくため、生産・販売両面の強化策をクラスター計画に盛り込む準備を進めているところです。具体的には、生産面では、全国に先駆けて取り組んでいる農業のデジタル化を、販売面では、本県の特徴である県内全域での共同出荷体制による販売力を、それぞれさらに強化したいと考えています。

こうした生産から流通・販売までの強化策を国の支援も最大限活用してしっかりと進めていくことで、本県農業の持続的な発展につなげてまいります。

(林業振興・環境部長坂田省吾君登壇)

○林業振興・環境部長（坂田省吾君） 地域未来戦略を林業分野でどのように生かしていくのかとのお尋ねがございました。

林業分野では、本県の最大の強みである、全国一の森林率を誇る豊富な森林資源を最大限に活用し、原木の生産から製材品の加工・販売に至る一連の流れを活性化していくことが重要と考え、強化策を計画に盛り込む準備を進めているところです。具体的には、県産木材の付加価値向上について、近年の円安や環境意識の高まりに伴い、外国産材から国産材への代替需要の増加や、森林資源の成熟により年々増加している大径材の効率的な加工に向けた施設整備の支援に取り組んでまいります。

加えて、木質バイオマス発電による未利用木材のさらなる活用により、良質材から低質材までの木材全体の価値を高める取組を推進してま

います。また、高性能林業機械の導入を促進するとともに、林業大学校での人材育成による担い手の確保を進め、原木生産体制を強化してまいります。

これらの取組により、県産木材の価値向上と原木生産の拡大を実現し、林業分野での雇用創出と所得向上につなげることで、山で若者が働く国産材産地を目指してまいります。

(水産振興部長山下修君登壇)

○水産振興部長（山下修君） 地域未来戦略を水産業分野でどのように生かしていくのかとのお尋ねがございました。

本県の養殖業は、令和6年の生産額が全国4位と全国有数の産業であり、また計画的な生産が見込めることから、産業振興計画で取り組んでいる輸出拡大において重要な役割を果たしています。こうしたことに加え、近年海外市場において水産物の需要が高まっていることから、外貨の獲得を目指す地域産業成長プランの支援対象として養殖業が有望と考えています。

さらなる外貨獲得を目指すためには、養殖魚を中心とした輸出の拡大、産地加工体制の拡充、養殖生産量の増加などが必要となります。このため、生産・加工・流通・販売が地域で完結する力強い産業の集積に向け、販路の拡大、新たな産地加工施設の整備や養殖生産量の増加に必要な漁場の拡大などに対する支援策をクラスター計画に盛り込む準備を進めているところです。

こうした支援を通じて、養殖業を中心とする地域経済の好循環を促進し、本県水産業の持続的な発展を図ってまいります。

(産業振興推進部長濱田美和子君登壇)

○産業振興推進部長（濱田美和子君） まず、フードテック分野における起業への挑戦に向けた環境整備や関連企業の誘致についてお尋ねがございました。

フードテックは、本県の強みである農林水産業と先端技術を結びつけ、新たな産業や付加価値を生み出すだけでなく、世界の食料や環境に関する課題の解決にもつながる可能性を持つ分野であると考えます。また、こうした社会課題の解決に貢献できるこの分野は、若い世代にとって魅力ある挑戦の場となり得るものであり、本県の未来を担う人材が志を持って活躍できる分野であると考えております。そうしたことから、フードテック分野での起業にチャレンジしやすい環境づくりや関連企業の誘致を進めていくことは重要です。

県では、起業を目指す方に対しては、起業コンシェルジュによる相談対応をはじめ、アイデア段階から事業化まで準備段階に応じたきめ細かな伴走支援を行っています。また、中山間地域等の地域課題の解決につながる起業に対しては、国の交付金を活用した補助制度も設けております。加えて、スケールアップを目指す起業家同士が切磋琢磨する場づくりへの支援も行っています。

食品関連企業にとりましても、豊かな農林水産資源に恵まれている本県は、進出メリットのある地域であると考えます。そのため高知県企業誘致戦略において、本年度から食品加工業を新たなターゲットに位置づけ、1次産業分野のデジタル化や高付加価値化につながるフードテック関連企業も含めて誘致に取り組んでいるところでございます。

今後も、若者がフードテック分野に挑戦し活躍できる環境づくりや関連企業の誘致に取り組んでまいります。そうしたことで、志を抱いて挑戦する人材や新たな価値の創出を目指す企業が高知から生まれるよう、本県の強みである食に関する産業の集積を進めてまいります。

次に、台湾路線が定期便化した際の高知県台湾オフィスの機能の充実についてお尋ねがござ

いました。

高知県台湾オフィスは、食品や工業製品をはじめとする県産品の販路拡大や本県への観光客誘致、さらには地域間の文化交流の促進を目的として、平成29年に設置いたしました。

これまで台湾オフィスは、県内事業者の食品見本市や防災展示会への出展支援、航空チャーター便の誘致活動、現地フェスティバルへのよさこいチームの派遣などに携わってまいりました。こうした取組の成果として、本県における台湾向け食品の輸出額は、平成29年の2,900万円から令和6年には1億4,000万円へと大幅に増加をしております。また、台湾からの延べ宿泊者数も、平成29年の1万8,000人から令和7年には5万5,000人に増加し、外国人延べ宿泊者数の約半分を占めるまでになっています。

お尋ねのあった定期便化の実現は、将来にわたった本県と台湾を結ぶ航路の安定化につながります。そのことにより、本県と台湾との交流が一層進展し、両地域の関係はさらに深まるものと考えます。その結果として、観光客やビジネス客の増加に加え、企業間交流の拡大や、空輸便による生鮮食品等の輸出の可能性が広がるなど、経済面において大きな効果が期待できます。

そうしたことから、定期便化が実現した際には、台湾オフィスも含めた本県の台湾向け経済施策の強化について検討が必要になると考えます。具体的には、現地の企業や市場に関する情報収集機能の強化、商談機会の拡大に向けた支援など、県内事業者の挑戦を後押しする取組の充実が考えられます。こうした施策の充実につきましては、定期便化によるビジネスニーズの高まりなどを見極めた上で具体的に検討してまいりたいと考えます。

今後とも、台湾オフィスを本県と台湾との交流の拠点として最大限に活用することで、様々

なビジネスチャンスを的確に捉え、県経済の発展に生かしてまいります。

(観光振興スポーツ部長小西繁雄君登壇)

○観光振興スポーツ部長(小西繁雄君) まず、台湾との定期便の就航に向けた進捗状況についてお尋ねがございました。

今年で4年目に入りました台湾との定期チャーター便につきましては、現在も90%を超える搭乗率を維持し、順調に推移しております。航空会社からも高い評価をいただいております。高知空港国際線ターミナルビルの供用開始に合わせた定期便化を前向きに検討いただいております。定期便化に当たっては、航空法に基づく国際定期便が就航できる空港としての指定を受ける必要があることから、国土交通省と事前調整を行うなど、その準備を進めております。

また、定期便化の実現には、現在の高い搭乗率を維持していくことが必要と考えております。このため、今後増加が見込まれます個人旅行者に向けて、カツオのたたきや土佐酒など本県の自慢の食や自然の魅力を、SNSやメディアと連携し、情報発信を強化してまいります。加えて、本県から台湾への旅行需要の掘り起こしも重要と考えており、県民の皆様への広報を行うとともに、よさこいやスポーツなどを通じた交流を促進してまいります。

このように、空港の整備と併せて搭乗率の維持に努め、来年4月からの定期便化に向けて準備を進めてまいります。

次に、韓国との航空便の就航によるメリットについてお尋ねがございました。

韓国は、訪日客が最も多い国であることに加えて、日本からの旅行需要も高いことから、韓国との航空路線が実現することは本県にとって大きな意義のあることだと考えております。

そのメリットとしまして大きく3つあると考えております。まず1つ目は、韓国からの旅行

者が増加することで、宿泊や飲食、交通、買物など県内での消費拡大につながり、地域経済への波及効果が見込まれることです。2つ目は、教育や文化、スポーツなど幅広い分野での交流が促進され、人と人とのつながりが深まることで、交流人口の拡大や本県の国際化につながるものと考えております。3つ目は、韓国は若者に人気の高い旅行先であることや、韓国を経由して世界各地へのアクセスも広がることから、旅行や新たなビジネスの機会創出につながるものと考えております。

高知にいなが海外が身近になることで、高知への愛着を育み、若者の定着にも寄与するものと期待しております。引き続き関係者の皆様と一緒に、まずはチャーター便の誘致に取り組み、その実績を積み重ねながら、韓国との航空便の就航に向けて取り組んでまいります。

(教育長今城純子君登壇)

○教育長(今城純子君) まず、高等学校等教育改革促進基金における関係機関との連携についてお尋ねがございました。

少子化や人口減少が進む中、本県が今後も活力を維持・向上していくため、地域の持続可能な発展を担う人材の育成は重要な課題であり、産学官で連携して取り組まなければならないものと認識しております。

このため、県教育委員会としては、知事も参加する次世代総合教育会議で高校教育改革を議題とするとともに、新たに県内大学や産業界の有識者などで構成する検討委員会を創設したところです。

今後も、これらの場を通じて、本県の課題や人材育成の方向性、目指す社会の姿を産学官で共有しながら、高校教育改革を継続的に推進してまいります。

次に、高等学校等教育改革促進事業における拠点校の取組などを他の高校にどう生かしてい

くのかとお尋ねがございました。

本県からは、高等学校等教育改革促進事業に対して4校の改革先導拠点を申請し、高知小津高校の1拠点が採択されました。今回採択された高知小津高校では、大学や企業等からの助言・支援の下で、文理融合の新たなカリキュラムを編成し、生徒が高度な機器を利用して学びを深めたり、教員が探究学習に関する指導方法の研究を進めたりすることとしています。

県教育委員会としましては、こうした取組の中で蓄積されたノウハウを人事異動や研修等を通じて他校にも普及させ、県内の各高校における教育の質の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、中山間地域等の小規模校における地域コンソーシアム等の意見や課題、生徒数確保に向けたアクションプランの実施状況と、今後の取組についてお尋ねがございました。

中山間地域等の小規模校においては、現在地域コンソーシアムで策定したアクションプランに基づき、生徒数確保のための様々な取組が進められています。

例えば清水高校では、地域から、生徒数確保のためには地域外からの入学者が必要であるとの御意見があり、土佐清水市が生徒も居住できる交流施設を整備したほか、高校自体も県外イベントへの参加などに取り組みました。その結果、この春県外生を含め7名が交流施設に入居し、入学者数も46名と、昨年度と比べ倍増したところです。

県教育委員会としましても、以前から関東や関西で独自の留学フェアを実施するなど、積極的に生徒数確保に向けて取り組んでまいりました。また、今年9月には、地元中学校からの進学率向上のため、中山間地域等の小規模校の特色や魅力について地元の中学生やその保護者等に知っていただくシンポジウムを新たに開催す

ることとしております。

次に、産業系専門高校におけるこれまでの取組内容と今後の取組予定についてお尋ねがございました。

議員からお話がありました3つの項目のうち、まず1点目の、企業等との連携による高度な産業技術の授業への取り入れについては、例えば高知工業高校の建築科の取組が挙げられます。同校では、今年度県内企業と連携し、建築物の施工管理においてAIを活用した画像のデータ管理により業務の効率化を図るといった最先端の技術や知識を学んでいます。

次に2点目の、産業人材を育成するための会議等については、例えば令和5年度から、高校生が複数の県内企業の方に企業の魅力や働きがいについて直接話を聞き、意見交換を行う交流会等を実施しております。3点目の、小中学校や産業界と連携したキャリア教育の取組としては、高知海洋高校の土佐海援丸において、小中学生を対象とした体験航海を実施し、水産業への理解や魅力につなげている例など、各校の多様な実践があるところです。

今後、産業や社会の仕組みが大きく変化する中、DXや新しい技術に対応した産業教育の実現を図るためには、産業界や大学等との連携がさらに重要となります。県教育委員会としては、このように外部の機関と連携した取組を推進することで、高い専門知識や技術の習得を図り、次世代の産業の担い手育成につなげてまいります。

最後に、市町村が整備した生徒の居住施設の管理運営に対する県教育委員会のバックアップについてお尋ねがございました。

県外からの生徒が安心して生活を送るためには、生徒の居住施設の運営体制を県教育委員会が支援することは大変重要であると認識しております。

そのため、県教育委員会では、これまでも地元の自治体や後援会と連携し、宿直業務に従事する臨時連絡員を確保することに加え、調理員の人件費の補助を行ってまいりました。また、本年度からは、人件費の増額のほか、新たな職として高等学校寄宿舎指導員を県が任用し、生徒の生活指導に加えて、夜間や平日の昼間に体調不良となった生徒への対応ができる体制を整えております。

生徒たちが居住施設で円滑な集団生活を送るためには、地元の自治体や後援会と学校、そして県教育委員会が緊密に連携していくことが必要であると考えております。県教育委員会としても、定期的な校長へのヒアリングを通して、生徒の居住施設での生活状況を把握し、支援を行ってまいります。

(文化生活部長依光香代子君登壇)

○文化生活部長(依光香代子君) 公立大学法人と教育委員会の連携についてお尋ねがございました。

大学の専門的な知識や技術、研究活動などに幼少期から触れる機会の充実は、次世代を担う子供たちの人材育成という観点から大変重要です。こうしたことから県内の公立大学では、小・中・高等学校の希望に応じて、子供たちの将来の学びや学問への興味につながる取組として、大学の教員による出前授業を行っています。昨年は、県立大学で13回、工科大学で41回実施しており、子供たちからは、将来に迷っていたが道筋が見えたとの声も届いているところです。今後は、さらに回数、内容ともに充実させるよう、両大学との協議を進めてまいりたいと考えております。

また、新たな取組として、先ほど教育長から答弁がございました高等学校教育改革の拠点校となる高知小津高校との連携を検討しています。例えば、文理融合の学びを推進するため、従来

から実施している高校と大学との連携事業も活用しながら、生徒が情報活用力やデータ分析力を習得するための授業などについて工科大学が連携協力することを考えております。

引き続き、大学法人と教育委員会との連携を通じまして、子供たちの学習意欲の向上はもちろんのこと、将来の地域を担う人材の育成に資するよう、両大学と協力してまいります。

(総務部長永渕智大君登壇)

○総務部長(永渕智大君) 県庁本庁舎、西庁舎、北庁舎の一体的な整備の必要性についてお尋ねがございました。

県の公共施設等総合管理計画におきまして庁舎等については、維持管理を適切に行い、できる限り長く使うことを基本的な考え方としてございます。

本庁舎は、平成23年度に完了した免震化工事によりまして、その時点から30年以上使用できることが確認をされ、現時点におきましては、直ちに建て替える必要はないと考えてございます。一方で、新たな本庁舎の整備には、検討も含め、相当の期間を要することとなります。

このため、検討を開始するに当たりましては、本庁舎の残りの耐用年数を見据えつつ、まずは建物の状態を改めて確認をする必要がございました。その結果も踏まえて、西庁舎と北庁舎との一体的な整備を行うのかといった点も含めまして、本庁舎の在り方について検討していく必要があると考えております。その際には、各庁舎の状況や土地に係る制約のみならず、県民の皆様のご利便性や、議員御指摘の職員の働きやすさといった観点も踏まえまして、慎重かつ計画的に議論を進めていくべきものと認識をしております。

○1番(浜口卓也君) それぞれ御丁寧に、濱田知事をはじめ御答弁いただきましてありがとうございました。第2問を行いたいと思います。

高等学校等教育改革促進事業に関しましてお尋ねいたしたいと思います。今回、高知小津高校が採択されましたことは大変喜ばしいことですのでございますし、今後3年間で4億1,000万円の文科省からの交付金があるということで大変ありがたく思っております。

一方で、採択されませんでした3校につきましては、私は非常に悔しい思いを持っております。本来でありましたら、高知農業高校が予算的には一番ウエートが重かったというふうにもお伺いしております。また、協力校のウエートにおきましては高知東高校が最も多かったということで。結局、県内全域の高校にこの文科省からの恩恵をもたらす必要があるというふうに強く感じておるところでございますが、松本文部科学大臣からの御発言では、本気で改革するという意欲の感じられない計画は採択しないという厳しい御指摘もいただいております。私は、これから高知県がこの国の施策に乗って変わっていただきたいというふうに思います。

また、全国の採択状況を見ておりましても、お隣の徳島県では4校全てが採択をされております。また、愛媛県におきましては2校となりましたが、造船に関して、地域未来戦略にのって、これも採択を受けております。

本県が、知事ございました、冒頭、地域未来戦略で申し上げましたとおり、1次産業をこれからフードテックを含めて強みとしていくという中にございましたら、切磋琢磨していきべき九州の地区におきましては、農業高校においての採択は福岡県、長崎県、熊本県、そして宮崎県、鹿児島県と、これらの各県で農業高校が採択をされております。ですから、地域未来戦略にある程度沿った今回の高知農業高校が採択されなかったということは、私は残念に思っております。

当然、東高校そして丸の内高校の採択に向けて、今月の下旬に再申請ができるということでございますが、それに向けてどのように、今度こそ漏れることのないように取り組んでいただきたいと思います。

教育長の意気込み、お考えがありましたらお尋ねしたいと思います。

以上、2問といたします。

○教育長（今城純子君） お話がありました今回採択に至らなかった申請ということに対しましては、実は国から、改善を要する点ということにつきまして説明が行われることとなつてございます。それから、国からはまた追加募集があるということで、採択に至らなかった計画等の提案というものを7月下旬から受け付ける予定であるということを聞いております。

ですから、私どもといたしましては、先ほどお話もございましたように、全国の採択状況、それから今後国から説明をされます改善を要する点という、そういったことをさらに分析いたしまして、適切に内容を検討した上で、追加公募にまた再申請する予定でございます。

○1番（浜口卓也君） 教育長の力強い御答弁をいただきまして、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

今回、初登壇となりまして、本当に執行部の皆様には大変いろいろな面で御苦労もおかけしまして、何とか初質問を終えることができました、心から感謝申し上げます。

ぜひ、地域未来戦略、これからになりますけれども、国の大きな目玉の政策の一つでもございます。これから、人口減少下にありましても、私も、濱田知事おっしゃるとおり諦めることなく、いろいろな手を考えながら、若い方が希望を持ってこの高知県で働いて生活することができるという社会を目指して共に頑張っていきたいというふうに思っております。

今後とも御指導を賜りますようお願い申し上げます。私の一切の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（明神健夫君） 暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩



午後1時再開

○副議長（土居央君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

8番久保博道議員。

（8番久保博道君登壇）

○8番（久保博道君） 自民党会派の久保博道でございます。副議長のお許しをいただきましたので、順次質問を始めさせていただきます。

まず、再生可能エネルギーについてお聞きいたします。

高知県は、全国トップクラスの森林率を誇り、日照時間にも恵まれ、加えて降水量も多く、水資源が豊富であり、太陽光、水力・特に小水力、風力、木質バイオマスなど多様な自然資源を有しており、全国の中でも有数の再生可能エネルギーに適した県の一つであると考えます。また、本県ではこれまでも、再エネ導入を進めるため、公営企業局で水力発電や風力発電等の事業を直接行ったり、林業振興・環境部では補助金や設置運営ガイドラインを整備して、事業者や自治体の導入を支援してきています。

ただ、再エネをめぐるのは、幾つかの根本的な課題もあり、これまで十分に拡大されてきておりませんでした。例えば、1、送配電網の容量の制約、そして2、再エネに伴う大規模開発に対する住民の反対、3、再エネの不安定性と系統全体の安定確保、4、F I T価格の改正や

出力制御の問題による収益性の不確実性、5、太陽光パネル等の設備の寿命等があります。

そこでまずは、これまでの県の再生可能エネルギーの取組と課題について知事の御所見をお伺いいたします。

昨年度実施された高知県地球温暖化対策実行計画の改定、そして第Ⅱ期脱炭素社会推進アクションプランのバージョンアップにおいて、知事が再生可能エネルギーの地産地消や再生可能エネルギーで経済成長を打ち出されたことは極めて重要であり、私はその方向性に強く賛同いたします。脱炭素政策はもはや環境部門だけの政策ではなく、産業政策であり、地域振興策であり、人口減少対策とも密接に結びつく総合戦略だと考えます。

再生可能エネルギーの導入量のみを目標とするのではなく、高知県地球温暖化対策実行計画では、2030年度以降再エネ由来の電力自給率が100%を大きく上回る目標が掲げられていますが、その再エネを生かし、県内経済への波及効果、雇用創出効果、投資誘発効果なども指標として位置づけても私はよいのではないかと思います。

そこで、高知県地球温暖化対策実行計画の改定及び第Ⅱ期脱炭素社会推進アクションプランのバージョンアップにおいて、再生可能エネルギーに経済戦略としての視点をどのように位置づけたのか、林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

高知県の取組として、こうち型地域還流再エネ事業を県内6市町村7か所で地元自治体等と共同で太陽光発電事業を展開し、発電収益等の還元によって地域に経済的な貢献をしており、再エネと地域経済を融合させた施策であると評価されています。しかしながら、2014年に設置されており、F I T制度の適用開始から20年を迎える設備が今後順次発生をしまいたします。このことは、県内のF I Tを活用した全ての太

陽光発電施設にも言えることであり、県が主導してF I T終了後について検討すべき時期に来ていると思います。

そこで、F I T制度が終了した後も再エネ設備の活用を続けるため、県が主導する形でF I P制度への移行などをどのように進めていくお考えか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、自家消費型再エネ及び蓄電池導入支援の強化についてお聞きをいたします。太陽光発電は、近年発電コストが既存電力と同等あるいはそれ以下となる、いわゆるグリッドパリティーがおおむね達成されたと評価をされております。一方で、蓄電池は、依然として高額であり、蓄電池を要する太陽光発電は、既存電力と同等のストレージパリティーには到達しておらず、補助金があつて初めて採算が取れる状況であると言われております。

今後はA Iの普及により、電力需要は増加し、電気料金の上昇も見込まれます。そんな中、県内企業や公共施設が自ら電力をつくり、使う体制を整えることは、エネルギーコストの抑制のみならず、経営安定と競争力強化にも直結をいたします。また、蓄電池は災害対策にもつながります。災害時には電力は不可欠のインフラですが、能登半島地震でも停電の復旧に多くの日数を要しておりました。

そこで、自家消費型再エネと蓄電池の導入促進をどのように強化し、持続可能な制度として発展をさせていくお考えか、知事にお伺いをさせていただきます。

次に、エネルギーの地産地消と地域経済循環の確立についてお聞きをいたします。再生可能エネルギーの導入が進んでも、発電した電力が県外へ流出し、利益が地域外へ出ていく構造では、県経済の底上げにはつながりません。重要なのは、発電、供給、消費までを県内で循環させる地産地消の仕組みづくりであります。

先日、北川村と四国電力は、村内の再エネの供給に向けた基本合意書に締結をいたしました。私も北川村の小水力発電の建設現場にお伺いをして、地元住民の電気代を引き下げる仕組みについて勉強してきました。この取組は、まさにエネルギーの地産地消の仕組みであると考えます。

地産地消の仕組みづくりのためには、地域新電力の育成や自治体新電力モデルの構築、県営水力発電等の県内優先供給の仕組みづくり、公共施設の電力調達方針の見直しなど、踏み込んだ政策の展開が求められます。さらに、県が主体的に関与することも含め、総合的な検討が必要であると考えます。

そこで、再生可能エネルギーを県内で循環させ、真のエネルギーの地産地消を実現するための取組方について知事にお伺いをさせていただきます。

次に、再生可能エネルギー産業の育成に向けた人材戦略についてお聞きをします。再生可能エネルギーは、単に設備を導入するだけでは持続的な経済効果は生まれません。設計、施工、保守管理、さらにはアグリゲータービジネスに代表されるエネルギーマネジメント、蓄電池制御など関連産業が県内に根づくことで初めて地域経済の底上げにつながると考えます。県内中小企業が再エネ分野へ参入しやすい環境整備、施工技術者やエネルギーマネジメント人材の育成、再エネ関連企業の誘致と県内企業とのマッチング、再エネと蓄電池を組み合わせた地域レジリエンス強化などを一体的に進めることが重要だと考えます。

そこで、再生可能エネルギーを本県の成長産業へと育成するための具体的な人材戦略について林業振興・環境部長にお伺いをさせていただきます。

この項目の最後に、データセンター時代を見

据えた再エネ戦略と県の将来像についてお聞きをいたします。今後、データセンターの設置が全国的に進み、電力需要は飛躍的に増大すると予測をされます。安定的かつ安価な電力供給が可能な地域が、新たな産業立地競争を制する時代に入ります。高知県は、豊富な再エネ資源を有しており、再エネの地産地消を前提とした産業誘致戦略を構築することで、新たな成長機会を創出できる可能性があるとは考えます。

これまでに、さきに触れました北川村の事例のように、再エネを活用した全国でも先行的な取組が県内で生まれてきています。そのような先行的な取組が県内の他の自治体や企業にも横展開され、様々な産業振興の場面で再エネが活用されるようになることが重要であると考えます。このことは、元観光庁長官で大阪観光局の溝畑理事長が今年の1月の御講演でも述べられていますように、本県のクリーンなイメージやブランドの確立につながり、本県の産業振興全般にとっても、大いに価値のある取組だと考えます。

そこで、高知県内全体に再エネの活用を前提とした産業振興の取組を広げていくことについて知事の御所見をお伺いします。

次に、四国の新幹線の実現についてお聞きをいたします。

四国の新幹線は、昭和48年に基本計画路線として位置づけられて以来50年以上にわたり、四国地域の悲願として、その実現が強く求められてきました。しかしながら、これまで具体的な整備には至っておらず、半世紀以上経過した現在においても、なお基本計画路線の段階にとどまっている状況です。このことは、四国のみが新幹線空白地域として取り残されており、全国と同じスタート地点に立てていない、極めて大きな課題であると認識しております。

こうした中、整備計画路線は、ルートや工事

中の地質の問題など様々な理由で整備が遅れている状況にあることから、四国の新幹線をはじめとする基本計画路線の格上げについては、見通しが立ちにくい厳しい状況にあると言わざるを得ません。まずは、このことについて知事の御認識をお伺いいたします。

次に、整備手法に対する基本的な認識についてお聞きをします。これまで四国の新幹線は、フル規格での整備を目標としてきたところですが、国のほうでは新幹線の整備において、近年の建設費の高騰や人口減少、さらには国の財政事情を踏まえ、費用対効果の観点から既存インフラの有効活用といった手法も含めて検討する機運が出てきているのではないかと私は考えます。四国の新幹線の整備手法の選択は、将来の輸送力や利便性、さらには地域の発展にも影響を与えると同時に、整備完了までに要する時間や整備に要する地方負担にも大きく関係してきます。

そこで、まずは現在の仕組みの中で考えられる幹線鉄道的高速化の手法について知事の御所見をお伺いします。

次に、財源確保と地方負担の在り方についてお聞きをします。新幹線整備には多額の事業費が必要であり、建設費等が高騰する中、国の財政制約は年々厳しさを増しており、新規事業への投資には慎重な姿勢が見られます。そのため整備の加速化を図るためには財源確保が重要となっておりま。

また、四国の新幹線の場合、採算性が高いとは言いがたく、国費の投入を正当化するためには、南海トラフ地震対策等の国土強靱化や事前防災インフラの位置づけ、また地方創生といった政策的意義を明確に示し、国に働きかけていく必要があると考えます。具体的には、国土強靱化実施中期計画に係る予算や国際観光旅客税など国費の確保、貸付料の徴収期間の延長や算定方

法の見直しに向けた戦略が必要です。また、沿線自治体においても、各地域の理解を得られる負担の在り方を構築する必要があります。

そこで、新幹線整備の加速化を図るためには財源確保が必要となりますが、今後どのように取り組んでいかれるのか、知事の御所見をお伺いします。

そうした中、国土交通省は令和8年度において、基本計画路線の中から路線を選定し、整備手法や運行手法についてケーススタディーを実施するための調査費を計上しております。この動きは、今後の新幹線の整備において、従来のように全ての新幹線をフル規格で整備するのか、既存インフラの有効活用なども含め、より現実的かつ柔軟な視点から幹線鉄道ネットワーク全体の在り方を再検討しようとするものではないかと私は推察をします。

ともあれ、このケーススタディーは、四国の新幹線にとって長年停滞してきた状況を打開する大きな契機となり得るものであり、まずは対象路線として選定されることが、事業化に向けた第一歩であると考えます。そしてその上で、ケーススタディーの調査結果を踏まえ、法定調査へと進み、最終的にフル規格新幹線へとつながるものと期待をするところでありますが、知事の御所見をお伺いいたします。

しかしながら、その過程においては、解決すべき課題が存在していることもまた事実であります。先日も、四国公共交通議員連盟のメンバーで、財務省や国土交通省、また四国選出の国会議員の先生方に、四国の新幹線のケーススタディーへの選定について要望してきましたが、全国の多くの基本計画路線の中から選定されることとなっており、四国の新幹線は、東九州新幹線や山陰新幹線など長年要望活動が行われてきた路線との競合関係に置かれています。

四国は、瀬戸大橋の現行構造が新幹線仕様に

なっていること、本州との接続性や、比較的コンパクトな路線延長、さらには四国4県が一体となった取組、中国地方との連携等が強みと考えられます。

そこで、四国の新幹線として必要性や優位性をどのように打ち出し、国に対して訴えていくのか、知事の御所見をお伺いします。

この項目の最後です。四国の新幹線は、四国4県のみならず、本州側の岡山県や関西圏との連携を含めた広域的なプロジェクトであり、広域全体の将来像を見据えた中で、事前防災機能の強化や産業振興、観光振興などを実現する上で必要不可欠なインフラであることを関係自治体と共有することが何より求められます。その上で、四国の新幹線の実現に向けては、公共事業である以上、限られた財源と厳しい需要環境の中で、いかに現実的かつ説得性のある整備モデルを国民に提示できるかが極めて重要だと考えます。

そこで、令和8年度のケーススタディーは、四国の新幹線の方向性を大きく左右する重要な機会であり、沿線の自治体とも連携をしながら、本県としても主体的かつ戦略的に取り組む必要があると考えますが、ケーススタディーの選定をはじめとした四国の新幹線の整備に向けての知事の決意をお伺いいたします。

次に、観光についてお聞きをします。

知事は、今議会の提案説明の冒頭で観光分野について取り上げ、NHK連続テレビ小説らんまんやあんぱん、そして再来年に大河ドラマジョン万次郎が放送されることに触れて、現在取り組んでいるどっぷり高知旅キャンペーンの考え方を取り入れた博覧会を県内全域で開催するとのことでした。

私はこのことに大賛成でして、ジョン万とどっぷり高知旅には親和性が大いにあると思います。そしてまた、先を見据えたとき、これまでずっと

と私、提案してきていますナイトタイムエコノミーの夜の観光やバリアフリー観光について取り上げたいと思います。

県では、オフシーズンの今年の2月初旬から3月中旬にかけて、宿泊施設を起点とした五台山における夜間観光商品造成モデル事業を、夜の竹林寺や牧野植物園などをフィールドに、旅行会社に委託してモニターツアーを行いました。私も申込みをして参加させていただいたのですが、この事業の目的は、1、観光客の宿泊日数の延長、2、夜の時間帯の観光消費の創出、いわゆるナイトタイムエコノミー、3、冬場などの観光閑散期対策、4、旅行会社が扱う募集型企画旅行商品化を前提とした実践型の実証実験事業だと認識をしております。参加者からは、課題もありつつも、非日常性や特別感に対する高い評価が得られたとお聞きをしています。

そこで、まずはこの五台山のモニターツアーの参加状況やアンケート結果、旅行会社の商品化に向けた動きも踏まえ、本事業をどのように評価しているのか、観光振興スポーツ部長にお伺いをします。

加えて、今後展望台のソラミアンが今年の10月に完成すれば、もう一段評価も上がると思います。そこで、本事業を今後さらに発展させ磨き上げていく観点からお聞きします。本事業では、参加料金は大人2,000円、座席を利用する小学生まで1,000円であり、今回は実証実験的な価格設定となっておりますが、早くも来年の2月に向けて、大手の旅行会社による五台山をフィールドとする自立した夜の旅行商品の造成が検討されているとお聞きをしています。このように、旅行会社等による募集型企画旅行商品として自走していくためには、適正な価格設定と収益構造の確立が重要であると考えます。

そこで、参加者アンケートにおける竹林寺、牧野植物園などに対する評価も踏まえ、収益事

業として夜の旅行商品を販売するに当たって、価格の設定を含めてどのような課題があるかと分析しているのか、観光振興スポーツ部長にお伺いをします。

次に、アンケート結果のさらなる活用についてお聞きをします。商品力を向上させるためには、前段の課題を解決するとともに、体験内容、所要時間、移動手段、ガイドの質など、評価されている要素を磨き上げていくことが大変重要であると考えます。

そこで、アンケート結果や分析内容を、今後旅行会社が造成する商品の改良や磨き上げにどのように反映していくのか、観光振興スポーツ部長にお伺いをいたします。

次に、今回の実証実験には夕食が含まれていませんでした。地元の食材をふんだんに使った高知ならではの食文化を組み合わせることは、滞在価値の向上や単価向上にも資するものと考えます。

今後の商品造成において食の要素をどのように位置づけていくのか、このことについて観光振興スポーツ部長にお伺いをします。

次に、本事業の成果の県内一円への横展開についてお聞きをします。夜の竹林寺、牧野植物園、展望台ソラミアンという優れた観光資源を有する五台山の取組の知見は、他地域における夜の観光の商品造成にも生かせるものと考えます。

私は、これまでも定例会など多くの機会を捉えて、県内各地の夜の観光素材の磨き上げの必要性について取り上げてきました。最近では、私もメンバーであります土佐経済同友会において、屋台の実証実験を令和9年度に行うべく先進地視察を行っていますし、帯屋町商店街や旅館、ホテルも、青年部を中心に、夜の商店街の活性化について具体的に検討を始めています。

そこで、今回の五台山での実証実験をきっか

けに、延泊と消費につながるナイトタイムエコノミーを観光振興の柱の一つとして位置づけた上で、県内各地域での取組を後押ししていくことについて知事の御所見をお伺いいたします。

次に、高知新港に寄港するクルーズ船についてお聞きをいたします。まず、寄港時間の延長、とりわけ夜間遅い時間までの停泊についてであります。

私は昨年度、クルーズ業界で主に国際クルーズの寄港地開発に関わる実務と政策の両面に精通している専門家の方に本県に来ていただき、高知新港へ寄港するクルーズ船について政務調査を行いました。調査の中で、寄港時間の延長には夜間観光のコンテンツの充実が不可欠であり、他港においても、函館や長崎の夜景や食文化など、その地域ならではの夜の魅力を有する港は地方であっても遅い時間までの停泊が実現しているとアドバイスを受けました。

そこで、先ほど申しましたように、本県でも国内観光客の滞在日数を延ばすべく、夜の観光商品の造成がスタートしていますし、今後も多くの夜の観光資源の磨き上げが行われると思います。

そこで、クルーズ船の高知新港での夜間の停泊延長を実現するための戦略として、まずはこうした夜の観光商品を紹介した上で、具体的な造成について、船社をはじめランドオペレーターや販売旅行会社に対して積極的に働きかけていくべきだと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

この項目の最後に、クルーズ船の乗客に対する事前周知や情報提供についてお聞きをします。専門家のアドバイスでは、この分野は全国的にも確立された手法が少ないものの、船内での案内や既存媒体の活用に加え、近年ではデジタル媒体を活用した新たな情報発信の重要性が指摘されています。特に、クルーズ船の乗客に対し

て乗船前や寄港前の段階で高知の観光コンテンツや滞在モデルを効果的に伝えることが、消費拡大や満足向上、そしてリピーターにつながると考えられます。

そこで、本県として、従来の情報発信の強化に加え、乗船前や寄港前の段階から高知での過ごし方や観光コンテンツを効果的に伝えるため、船社との連携やデジタル媒体の活用をどのように進めていくのか、今後の具体的な取組について土木部長にお伺いをさせていただきます。

次に、バリアフリー観光の推進についてお尋ねします。

本県では、車椅子利用者や高齢者、障害のある方も安心して観光していただけるように、様々なバリアフリー情報をまとめた専用サイトの運営や、バリアフリー宿泊施設の紹介などを行うバリアフリー観光相談窓口を開設して、本県を訪れる方に必要な情報を提供しており、一定の成果を上げているものと評価をしております。

そこでまず、このバリアフリー観光相談窓口の相談内容や現状の課題について観光振興スポーツ部長にお伺いをします。

一方、観光庁が指定する心のバリアフリー認定制度は、ハード面の整備状況を踏まえつつ、特にソフト面、すなわち人的対応や情報発信、体制整備を重視した制度であります。対象となる施設は、観光に関係する幅広い施設が対象であり、ホテル、旅館、飲食店、観光案内所、博物館などの観光施設であり、地域全体で優しい観光地をつくるのが狙いです。

そこで、本県にはお接待に代表されるおもてなしの文化が根づいておりますが、心のバリアフリー認定制度の認定状況について観光振興スポーツ部長にお伺いをします。

さて、バリアフリー観光は、現時点では市場規模は限定的ではあるものの、今後は大きな伸び代のある観光分野だと考えます。そこで、他

県に先駆けてバリアフリー観光を推進して、バリアフリー観光といえばおもてなしの高知県とブランド化していくことが大切だと思います。

というのも、我が国は人口減少局面にある一方で高齢化が進行しており、今後高齢者の旅行需要の増加が見込まれます。一方、障害者差別解消法の改正が2024年4月に施行され、民間施設のバリアフリー化も進んでいますが、付き添う家族への迷惑や、身体的な自信がないことから、観光旅行に出かけることにちゅうちょする障害をお持ちの方が多いとお聞きをしています。

観光庁の調査では、外出に何らかの不自由のある高齢者や障害者が不便さが解消された場合の潜在的市場規模は年間1,200万人も増加すると推計をされています。こうした状況を踏まえますと、本県としても、バリアフリー観光を重要な成長分野の一つとして位置づけ、戦略的に取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、まずは高知県のバリアフリー観光の位置づけについて観光振興スポーツ部長にお伺いをします。

さらに、欧米をはじめ海外では、バリアフリー観光はアクセシブルツーリズムと呼ばれ、誰もが自立して旅行を楽しめる権利を支える観点からも重要視されています。情報提供やデジタル技術の活用が鍵となり、バリアフリー対応が目的地選定の重要な要素となっています。

本県がこうした動きを的確に捉え、バリアフリー観光の取組を強化することは、潜在的な国内需要の掘り起こしに加え、クルーズ船の寄港が今年度も100隻を超え、また高知龍馬空港の国際ターミナルの供用も近づく中、インバウンド市場の獲得にもつながるものと考えますが、観光振興スポーツ部長の御所見をお聞きいたします。

次に、着地型商品についてお聞きします。本県が持つ豊かな自然や歴史、食などの観光資源

と、高齢化が先行する中で培ってきた介護のノウハウやサポート人材などの介護資源を連携・活用することにより、安全で付加価値の高いバリアフリー観光サービスを着地型商品として提供できるのではないかと考えます。

例えば、旅行業の認可を持っています高知県観光コンベンション協会が主体となり、移動手段や介助サービス、観光プログラムなどを一体的に提供する着地型観光商品のバリアフリー観光モデルパッケージツアーを造成して販売する取組は、高齢者、障害者などの観光ニーズに合致しているのではないかと考えます。ちょうど今年の秋にはよさこい高知文化祭2026が開催され、障害のある方を含め、全国から多くの来訪者が見込まれております。

そこで、この絶好の機会を捉え、県、市町村、観光事業者、福祉・介護関係者等が連携し、高知県観光コンベンション協会が主体となってバリアフリー観光モデルパッケージツアーを造成、販売することについて観光振興スポーツ部長の御所見をお伺いします。

そして、既存のバリアフリー観光サイトとの連動により、ツアーの実証結果を具体的な成功体験として発信し、さらなる誘客につなげることは、誰もが楽しめる高知の実現に大きな第一歩となると考えます。

こうした取組により、高知県を全国に先駆けたバリアフリー観光の先進地としていくためにも、観光振興の柱の一つにバリアフリー観光を位置づけるべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、帯屋町商店街のA Iカメラについてお聞きをいたします。

このA Iカメラは、商店街デジタル化支援事業の中で、県内の商店街が商圈人口の減少や郊外大型店との競合など様々な課題に向き合う中、デジタル技術の活用やデータに基づく経営手法

のモデルをつくることを目的に、令和6年度から令和7年度にかけて実施をしています。この事業では、15のモデル店舗に参画していただき、A Iカメラから得られたデータを活用して、それぞれの店舗における経営課題の解決に向けて取り組まれたとお伺いをしています。

そこで、本事業において主な取組としてどのようなものがあり、どのような効果があったのか、商工労働部長にお伺いをします。

今回のモデル事業は、令和6年度、7年度の2年間でした。モデル事業に参画した15の店舗では、売上アップや業務効率の向上など一定の効果があったとの声もお伺いをしています。ただ、こうしたデジタル化の恩恵が一部の店舗の皆様だけにとどまっていたはもったいないと思います。

この2年間で取組が完結したわけではなく、デジタル化の取組を商店街全体に普及させてこそ、A Iカメラの設置やモデル事業の本当の効果が発揮されると言えます。そこで、このことについて商工労働部長の御所見をお伺いします。

次に、今後の展望についてお伺いします。人口減少や消費行動の変化が進む中、商店街の活性化には、データに基づく戦略的な取組がますます重要になってくると考えます。

そこで、本事業で得られたA Iカメラをはじめとするデジタル技術の知見を今後どのように帯屋町商店街のみならず県内各地域の商店街振興へ生かしていくのか、商工労働部長にお聞きをします。

この項目の最後に、本事業で得られたデータの活用先として今後特に期待されるのが、増加するインバウンド需要への対応であります。現在は多くのクルーズ船が高知県に寄港しており、昨年度は108隻、今年度も100隻を超すことが予想されています。

ただ、残念ながら多くのクルーズ船が寄港し

ても、それに見合うだけの消費につながっているとは言い難い状況だとお聞きをしています。多くのクルーズ船は、午前中の早い時間に高知新港に寄港して夜の早いうちに離岸するスケジュールとなっており、クルーズ船利用客の消費は一定限られたものになっているというふうにお聞きをしています。

一方で、令和6年度と7年度を通じて、クルーズ船を利用した外国人や日本人のA Iカメラによる時間帯ごとの人の流れや来街者の属性など、継続的かつ詳細なデータが蓄積されており、商店街ではそのデータを分析、活用して消費を促す取組を模索しているところであります。

そこで、商店街がA Iカメラによる分析結果を活用し、クルーズ船利用客の消費拡大に向けた取組を進めるに当たり、県もこの商店街の動きに連携して取り組むべきと思いますが、このことについて商工労働部長にお伺いをいたします。

以上で第1問とします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 久保議員の御質問にお答えをいたします。

まず、再生可能エネルギーに関しまして、これまでの県の取組と課題についてお尋ねがございました。

再生可能エネルギーの導入促進は、脱炭素に向けた取組にとどまることなく、議員からも御指摘がありましたように、県経済の活性化の効果ももたらす重要な取組であると考えております。

本県では、平成23年に高知県新エネルギービジョンを策定いたしまして、再生可能エネルギー導入に関する方針と目標を定めて、太陽光発電あるいは木質バイオマスエネルギーの導入などを進めてまいりました。これまでの取組を通じて再エネの導入量は、平成26年当時の約82

万キロワットから令和6年には約125万キロワット、およそ1.5倍に増加をいたしております。

一方、議員から御指摘がございましたように、課題といたしまして、送配電網の容量に制約がある、あるいは開発に対する住民の皆さんの合意形成が難しいといった課題がございます。これに加えまして、設備の導入に係ります費用が高額である、あるいは施設の設置に適した場所が限られているといったことなども課題として挙げられます。さらに、大規模な再エネ導入は、立地地域に対して必ずしも負担に見合った利益が還元されていないという指摘がある、こういったところも大きな課題であると考えております。

今後も、再エネの導入を推進していくためには、県としても、ただいま申し上げましたような課題に対応していく必要があると考えております。

次に、県が主導して、いわゆるF I P制度への移行などを進めることについてお尋ねがございました。

太陽光発電につきましては、全国的にも多くの施設が、2030年代後半以降にF I T、固定価格での買取方式の期間の終了を迎えます。このため、既存の導入量をどのように維持していくかというのが課題となっております。

このF I T終了後には市場での取引が基本となりますため、事業を継続する上では、価格的に有利な時間帯に売電を可能といたしますための蓄電池の導入、あるいは販売先の確保、こういった点がポイントとなります。

さらに、県内の再エネ発電事業者は小規模な事業者が多いということもございまして、事業継続の取組を推進いたしますためには県が主導した対策が必要であると、そういった側面もあると考えております。県が主導する取組といたしまして、蓄電池の導入につきましては、県と市町村が共同出資をいたしますメガソーラーを

モデルケースとして整理をしたいと考えております。具体的には、蓄電池の導入費用や事業収支の試算など、将来を見据えた事業継続に係る検討を進めてまいります。

また、販売先の確保に関しましては、大口の需要家への販売促進に向けまして、県が主体となり県内発電事業者の情報を取りまとめていくということも有効な手段と考えます。このため今後、事業者を取り巻く現状や課題をより詳細に把握し、必要な施策について検討を進めてまいりたいと考えております。

さらに、こうした状況を踏まえまして、蓄電池の導入に関する補助や、需要家と県内事業者を結びつける体制の強化といった点につきましても、国への政策提言を行ってまいります。

次に、自家消費型再エネと蓄電池の導入の促進につきましてお尋ねがございました。

議員から御指摘がございましたように、自家消費型の太陽光発電設備の導入に当たりまして、蓄電池の導入費用はいまだ高額であるというふうに考えております。

このため、これまでも家庭及び事業者に対します蓄電池も含めた自家消費型太陽光発電設備の導入の支援を行ってまいりました。今年度は、国の物価高騰の重点支援地方交付金なども活用いたしまして、前年度比でおよそ1億円増の3億6,000万円余りの助成のための予算を措置いたしております。

今後も、国に対しまして、蓄電池の導入に係ります必要な対策を講じていただくように提言を行います。また、その動向を注視しながら、民間の蓄電池の導入に活用ができます国からの財源の確保にも取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、自家消費型再エネと蓄電池の導入を継続して進めていくために、これらの設備の導入によります経済効果のPRを進めてまいりま

す。このように、自家消費型の再エネ活用の利点を県民の皆さんに分かりやすくお伝えいたしますことで、県民意識の醸成を図ってまいります。

次に、エネルギーの地消地産と私はあえて使わせていただきます。議員のほうからは地産地消というお話でございましたが、私の気持ちといたしましては、地産のほうに、エネルギーを産出するほうに、生産するほうに特に経済成長上の意味があるということを強調したいということで、あえて地消地産と言わせていただきます。地消地産を実現するための取組方についてお尋ねがございました。

この、エネルギーの地消地産によりまして、県内で消費するエネルギーを再エネの活用によって県内で生産をして確保するということによりエネルギー収支を改善するという観点からも、こういった取組が重要であるというふうに考えております。

本県におきましても、昨年度から有識者の御意見あるいは採算性などを踏まえながら、エネルギーの地消地産についてどのような取組が実施できるか、検討を進めてまいりました。

この結果、県の事業として、企業局を中心に新たに小水力発電などの実施に向けた取組を進めることとしております。具体的には、小水力発電の有望地点での実施に向けた調査とともに、既存の発電施設についても高効率化を図ってここで利益を上げていくといった検討などに取り組んでまいります。

また、県が間接的に関与いたします事業といたしまして、先ほど述べました県と市町村、民間事業者が共同出資をいたしておりますメガソーラー事業のさらなる活用の強化を図りたいと考えます。

こうした取組を進めます上では、再エネの立地地域への利益の還元という視点が不可欠であ

るというふうに考えております。御紹介のありました北川村では、小水力発電によります利益を電気料金の低減という形で地域の皆さんに直接還元するという画期的な、大変分かりやすい取組が進められております。まさに、エネルギーの地消地産と地域への利益還元を併せて実現しようとしている好事例だというふうに言えます。

そのため、県のこれからの取組におきましても、再エネ事業で得られました利益について地域への還元を考えていくという、そういう方向で検討を進めてまいります。

次に、再エネの活用を前提といたしました産業振興の取組を県内全体に拡大をするということにつきましてお尋ねがございました。

本県は、地球温暖化対策実行計画や脱炭素社会推進アクションプランにおきまして、再エネの導入推進を主要な取組として位置づけております。これらの計画におきましては、全国トップクラスの日照時間、全国一の森林率といった本県の豊かな環境を活用して再エネの導入を推進し、産業振興にも生かしていくというふうに位置づけております。

本県におきましては、全国的に見ましても先進的な取組が進められております。具体的には、1つには、バイオマス企業によります、木質バイオマス発電の熱と二酸化炭素を園芸作物の栽培に活用する、そして付加価値の向上と雇用の拡大に貢献をする本山町におけます取組。そして、国の脱炭素先行地域といたしまして、木質バイオマス発電の熱を町内の温泉あるいはプールにも利用するということで観光分野にも活用していくという梶原町の取組。こういった例などが挙げられると考えます。

また、国におきましては、脱炭素先行地域の実績を踏まえまして、地域が稼ぐとの視点に立った取組をモデル化し、重点的に支援すると、こうした方針が示されております。

そして、再エネ活用の取組は、脱炭素を契機とした地場産業の振興あるいはエネルギー収支の改善に資するといった効果のみならず、イメージの問題として、本県のクリーンなブランドイメージを確立していく、そのこと言わば付加価値をつけていくというような点でも寄与できるのではないかと考えております。

県といたしましては、国の方針も踏まえまして、再エネを活用した産業振興にも資する先進的な取組を県内各地へと横展開していきたいというふうに考えております。

次に、四国の新幹線に関します一連の御質問にお答えをいたします。まず、基本計画路線の整備計画路線への格上げの見通しはどうかという点についてのお尋ねがございました。

国は、基本計画路線の整備につきまして従来から、現在進行中の整備計画路線の完成、これを図ることが先決だと、基本計画路線はその後の問題だという方針を、これは頑として変えておられません。先行いたします整備計画路線、北海道、北陸などの進捗状況を見ますと、これらが全て完成するまでには、今からさらに相当長い年月を要するというふうに考えられます。

具体的に見ますと、北海道新幹線は、トンネル工事の難航などによりまして、札幌までの全線開業時期が大幅に遅れております。北陸新幹線につきましても、敦賀から新大阪までのルート、これを再検討を行うというような事態になっておりまして、この区間の着工に目途が立っていない、むしろ混乱の度が深まっているのではないかとこのような状況でございます。

この整備新幹線の完了、整備完了を待つということについては様々な課題があるというふうに承知をしております。このような状況を踏まえまして、従来の国の方針によりましては、お話をありましたように、基本計画路線の整備路線への格上げという見通しは極めて立ちにくく、

容易ではない状況だというふうに考えております。

しかしながら、四国の新幹線は、昭和48年に基本計画路線に位置づけられて以来50年以上も経過をしている、言わば四国の悲願となっております。先行する路線の完成をただ手をこまねいて待つということではなく、四国の関係者が一丸となって、粘り強く整備計画への格上げを国に訴えていくということが重要だと考えております。

次に、幹線鉄道的高速化の手法についてはそもそもこういった手法があるのか、お尋ねがございました。

幹線鉄道的高速化につきましては、大きく分けまして、在来線の改良という手法、そして新幹線の整備という手法、2つの整備手法が挙げられると考えます。

まず、在来線の改良でございますが、これは線路のカーブを緩やかにすること、あるいは一部区間にトンネルや高架を整備するというによりまして直線区間を延長する、こういった手法で在来線的高速化を図っていくという手法であります。これを四国に当てはめて考えますと、在来線は整備時期が大変古うございますし、地理的にも山肌を縫うような線形が続いております。単線や非電化区間が大半を占めるというような状況、おおむね土讃線の状況を御想像いただければと思いますが、こういう状況でございますから、こういったものをベースに改良して高速化をするという方法には、効果には限界があるのではないかとこのように考えます。

一方、新幹線でございますと、時速200キロメートル以上の高速走行が可能、そして軌道や路盤、トンネル、こうしたインフラが災害にも強い高規格で整備をされるということでございます。したがって、この整備には多額の費用も発生をいたしますけれども、効果の面でいえば、近年

開業いたしました北陸などのように顕著な経済効果も見込まれます。さらに、災害時には輸送ルート等としての機能も大いに期待をされるということでございます。

経済効果や災害への対応力の強化という観点で踏まえますと、2つの考えられる整備手法の中では新幹線のほうが私としては優位にあるというふうに考えます。

他方で、国におきましては、費用を抑えながら速達性を高めるという手法としまして、単線の新幹線整備といった手法、あるいは在来線を高速化して段階的に新幹線に移行する手法、こういったものについても調査が行われております。

こうした国の調査結果も参考にした上で、四国にとって最適な整備手法について関係者と共に検討をしていきたいと考えております。

次に、新幹線整備の財源確保について今後どのように取り組むのかという点についてお尋ねがございました。

将来的な新幹線の整備に向けましては、議員のお話にありましたように、あらゆる財源を確保して基本計画路線の整備の加速化を図ることが必要だと考えます。

そのため、これまで県単独での政策提言に加えて、四国4県や経済界と連携をし、国に対して提言を行ってまいりました。さらに、昨年度からは他の基本計画路線のある全国各地の推進団体とも連携・協力をしながら、国への提言活動を強化いたしております。

具体的には、国土強靱化実施中期計画に基づきまして、新幹線分を別枠として明示し、新幹線整備に係る予算を大幅に拡充するということ。また第2には、外国人観光客の旅行先が新幹線沿線に集中しているという実情を踏まえまして、地方へ観光需要を分散するという観点から、新たな新幹線整備の財源として国際観光旅客税を

活用すること。第3に、JR各社が負担をする貸付料につきまして、受益者負担の観点から、徴収期間の延長あるいは算定方法の適正化などの見直しを進めるということ。

こうしたものなど、単に予算の規模を拡充する、拡大するというだけではなくて、制度的に新たな財源を確保するといったような提案も含めて国に対して提言、要望を行ってまいっております。

一方、将来的に新幹線の整備に着手される際には、四国に至るまでの間の沿線自治体、これは具体的には岡山県をイメージしていただければと思います——ここも路線が通りますので、整備費用の一部を負担するというのが制度の建前となっております。このためこうした団体に対しましては、整備によって得られるメリットを正しくお伝えしまして、費用負担への御理解をいただくように説得をしていくということが必要になるかと考えます。

こうした財源の確保などにつきまして、引き続き国への提言を行いますとともに、四国4県で連携をいたして、沿線自治体の理解と協力を得られるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、いわゆるケーススタディーの調査結果を踏まえまして、フル規格の新幹線へとつなげるということについてお尋ねがございました。

いわゆるケーススタディーは、基本計画路線について検討の熟度を高めるために、輸送需要あるいは投資効果の推計などを含めた検討を行うということを目的といたしまして、国が本年度初めて予算計上をしたものであります。

このケーススタディーの結果により次の段階では、整備計画への格上げにつながるいわゆる法定調査の実施など、新幹線整備への具体的な動きが進展するということが期待されます。これまで、半世紀以上も動きのなかった基本計画

路線を前進させるきっかけになるという意味で、大きな期待を持って受け止めているところであります。

現在のところ、ケーススタディーの具体的な対象となります路線の具体的な選定基準は示されておりませんが、四国が確実に採択をされますように、関係者一丸となって、より一層強力に国に働きかけてまいります。

次に、四国の新幹線として必要性あるいは優位性をどのように打ち出し、国に対して訴えていくのか、お尋ねがございました。

全国に基本計画路線は11ございます。こうした中で、まずはケーススタディーの対象に選定されるということがポイントになってまいりますが、そのためには、その必要性、優位性につきまして多くの国民から理解を得られるように訴えていくことが重要です。

まず、四国における新幹線の必要性につきましては、第1に、四国は全国の地域ブロックで見まして唯一新幹線の空白地域となっていることでもあります。国土の均衡ある発展の観点から、新幹線ネットワークにおける未整備区間の解消は最も優先すべき課題だと言えます。第2に、南海トラフ地震による甚大な被害が想定される中で、瀬戸内側からの応援部隊あるいは物資輸送の確実なルートとして、新幹線は重要な役割を果たすということが期待をされます。このことは、災害に強い国づくりにもつながります。

次に、四国の優位性についてであります。この点につきましては、第1に、四国内は主要な都市間の距離や整備延長もコンパクトとなります。都市が点在をしております他の基本計画路線に比べましても、整備効果は高いと言えます。あわせまして、現在の整備計画路線の地域と比較いたしましても、四国内の主要都市の人口規模は遜色がありません。中国地方あ

るいは関西圏との接続によって生み出される経済効果は高いものとなると考えます。

第2に、既に瀬戸大橋が新幹線との併用を前提に先行投資をされているということがございます。海峡部に新たな橋梁、トンネルの整備をすることが不要であるということでもあります。未使用の資産を有効に活用することで、瀬戸大橋本来の価値を生み出すことにもつながります。第3に、四国の政官民が一体となって取り組んでいること、そして中四国の経済界のつながりもある、こういったことも大きな強みであると考えられます。

ケーススタディーの採択に向けましては、こうした新幹線の必要性あるいは四国の優位性について、しっかりと国に訴えてまいります。

次に、四国の新幹線の整備に向けての決意についてお尋ねがございました。

新幹線は四国にとって、災害対応力を高め、地域間競争に打ち勝つためにも、なくてはならぬ社会基盤だと考えております。

この点、さきの昭和の南海地震から80年がたちました。おおむね100年に一回の間隔で南海トラフ地震が発生をしてくていることを考えますと、次の南海トラフ地震はいつ起きてもおかしくない、そういう状況だというふうに考えます。先ほど申しましたように、南海トラフ地震により甚大な被害が想定される本県にとりましては、特に新幹線の整備はいわゆるリダンダンシーの確保、災害時の代替性の確保という点についても大変重要だというふうに考えます。

そのため、一日も早く新幹線を整備して地震に備えなければならないという強い危機感を持っております。新幹線の整備が南海トラフ発生後になっては意味がないという点を強く訴えていかないといけないのではないかとこのように考えます。

また、全国各地で新幹線ネットワークが整備

される一方で、四国の新幹線は、先ほども申しましたように、50年以上も前に基本計画路線に位置づけられたまま全く事態が進んでおりません。これは、我々から見れば基本計画路線というのは放置をされてきたというふうな思いで受け止めております。この状況は、何とか打開をしたいという思いが私自身日に日に強くなっているところでございます。

こうした中、今回国におきましてケーススタディーが予算計上されましたことは、四国の新幹線実現に向けた千載一遇の大きなチャンスであります。まずはケーススタディーに採択されますように、そしてその後の検討におきましても、四国の新幹線が国土強靱化、経済活性化のために必要であるということを継続的に訴えてまいります。

また、四国内だけではございませんで、新幹線の結節点となります中国地方、主要な目的地となり得る関西圏も含みました全国の方々に必要性、メリットを理解していただくことも重要だと考えます。そのため四国の政治、行政、経済の関係者が一堂に会します東京大会を夏に開催することに加えまして、中国地方、関西圏での啓発活動も強化をし、さらなる機運の醸成を図ってまいります。

四国の新幹線が何としても実現をいたしますように、今後も四国の政官民が一体となって、むしろ本県が他の3県をリードするというくらいの強い気持ちに立って、主体的に取り組んでまいる決意であります。

次に、県内各地域で夜の観光を楽しみます、いわゆるナイトタイムエコノミーの取組を後押しすることについてお尋ねがございました。

県におきましては、産業振興計画におきます観光分野を代表する目標、指標といたしまして、県外観光客総消費額を掲げております。その上積みに向けて施策を展開しております。ナイト

タイムエコノミーの推進は、必然的に宿泊を促すわけでありまして、滞在日数の増加につながりますことから、観光消費の拡大に大いに寄与する取組と考えております。

これまでも、高知城のライトアップ、ひろめ市場におけるよさこい演舞の披露などを行いまして、多くの観光客に夜間イベントを含めて高知の夜を楽しんでいただきました。また、どっぷり高知旅キャンペーンでは、県内各地で、土佐のおきやく文化体験、スターウオッチング、屋形船での蛍の観賞といった夜の観光コンテンツの拡充を図っております。加えまして、本年度強化いたしました中山間地域で長期滞在できる受入れ体制づくりにおきましても、宿泊施設の整備とその近隣エリアでの夜の観光商品の造成を一体的に進めております。

お話のありました、御紹介いただきました五台山のツアーにおきましても感想といたしまして、ライトアップが幻想的であったとか、少人数で特別感があったといった、夜の観光ならではの声を多くいただいております、需要の高さを再認識いたしております。

今後、大河ドラマジョン万を契機に多くの観光客が本県にお越しになられます。これまで以上に県内各地への周遊を促進してまいりたいと考えます。あわせまして、ナイトタイムエコノミーの取組が県内各地域に広がりますように支援を行い、長期滞在による観光消費額のさらなる拡大につなげてまいりたいと考えます。

次に、クルーズ船の寄港時間の延長に向けました船会社などへの働きかけにつきましてお尋ねがございました。

本県に寄港いたしますクルーズ船は、朝8時頃に入港し夕方5時頃に出港するといったケースが多くなっております。乗客の皆さんには、日中を中心に県内観光地をお楽しみいただいているところでございます。寄港時間の夜間への

延長は、乗客の滞在時間の増加につながりまして、地域における観光振興そして消費拡大への効果が期待をされるものと考えております。

ただ一方で、寄港時間の延長いたしますと、次の寄港地への到着時刻や運航速度など、船の運航計画にも影響を及ぼすということになります。例えば、次の寄港地へ元の予定時刻に到着をするためには、船の速度を上げる、スピードを上げる必要があります。燃料費がかかり増しになる、コスト増につながるということもございますので、それに見合う観光コンテンツの提案をいたしませんと、なかなか交渉が進んでいかないというようなこともございます。

こうしたこともございまして、本県では、例年よさこい祭りに合わせて寄港するクルーズ船がございまして、その際には深夜まで停泊をいただいている、あるいは他県においても夜景観賞ツアーなどの観光コンテンツを提供することで寄港時間の延長を後押ししているという事例がございます。

本県におきましても、先ほど御説明申し上げました五台山などの夜の観光コンテンツを組み込んだモニターツアーを通じまして、船会社への寄港時間の延長を提案すべく準備を進めております。今後は、私自身も機会を捉えて、船会社などのキーパーソンに対して積極的にトップセールスを仕掛けるということも含めて対応してまいりたいと考えます。

こうした取組を通じまして、クルーズ船の寄港時間の延長に取り組みますことで、観光振興、そして本県経済のさらなる浮揚に努めてまいります。

最後に、バリアフリー観光を取組の柱に位置づけるということについてお尋ねがございました。

いわゆるバリアフリー観光の推進に向けましては、例えば身体の障害あるいは言語の違いと

いった、旅行に際して何らかのバリアを感じられる方々が安全かつ快適に旅行を楽しめますように、受入れ環境の整備を進めてまいりました。具体的には、バリアフリー観光の相談窓口でございますとか特設ウェブサイトを設けまして、個別の相談への御対応、そして情報発信に取り組んでおります。

一方で、高齢者や障害のある方々に安心して旅行していただくためには、移動手段や介助サービスなどを一体的に提供できる仕組みが必要ではないかと、こうした課題も見えてまいっております。議員のお話のとおり、国内の高齢者人口の増大、そしてグローバル化の進展によります市場の拡大を鑑みますと、バリアフリー観光のニーズはますます高まることが想定をされるところと考えます。

こうしたことから、これまでのおもてなしによる満足度の向上に加えまして、新たなニーズに対応した商品づくりを進め、誘客を図る取組を充実させる必要があると考えます。このため、御提案もいただきましたが、観光コンベンション協会をはじめといたしまして、市町村や関係事業者と共に、まずは移動や介助、通訳などの必要なサービスを一体的に提供できる体制づくりに取り組んでまいりたいと考えます。

こうした取組を観光振興の柱の一つとして位置づけまして誘客面を強化していくことにより、御提案のありました誰もが楽しめる高知の実現を目指してまいりたいと考えます。

私からは以上であります。

(林業振興・環境部長坂田省吾君登壇)

○林業振興・環境部長（坂田省吾君） まず、再生可能エネルギーについて、県計画の中で経済戦略としての視点をどのように位置づけたのかとのお尋ねがございました。

県では、昨年度、地球温暖化対策実行計画と第Ⅱ期脱炭素社会推進アクションプランの改定

を実施し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めているところです。

改定後の計画では、本県のエネルギー収支について環境省が公表しております2020年度版の分析ツールを用いて試算したところ、石油や石炭製品などを県外に依存していることから、約566億円のマイナスとなっており、再生可能エネルギーの導入などを推進することで収支改善に寄与することをお示ししております。

こうした状況を踏まえ、計画では、本県の豊富な森林資源や日照量、降水量などを生かし、再エネの導入を推進することで、エネルギーの地消地産を一層進めることとしております。具体的な取組としましては、先ほど知事から答弁がありましたように、新たな県営の小水力発電の実施検討、家庭・事業者の自家消費型の太陽光発電や木質バイオマスボイラーの導入支援など、再エネの導入を推進することとしております。

このような再エネの導入は、経済戦略の視点から、県内経済への波及効果を通じて本県のエネルギー収支の改善につながるものと位置づけているものでございます。

次に、再生可能エネルギーを成長産業へと育成するための人材戦略についてお尋ねがございました。

豊富な自然資源を有する本県において、再エネの導入は産業振興に寄与する成長産業として大きな可能性を有しており、その発展のためには、事業を担う人材の育成・確保が不可欠となります。

一方で、あらゆる産業分野で人材不足が深刻化する中、県内の事業者からは、電気施工に関する専門の技術者などの確保を懸念するお声をお聞きしております。また、F I T制度終了後には、市場における電力取引が主流となることから、議員からお話がありましたように、エネ

ルギーマネジメントに対応できる高度な知識や技術を有する人材の育成・確保も課題となっておりまいます。

こうした中、今年5月に国から示されました脱炭素先行地域の取組としまして、事業者が地元高校と連携し再エネ関連の人材育成講座を実施し、地元企業の就職実績につなげている事例が紹介されております。

本県におきましても、こうした先行事例も参考にしながら、人材の育成・確保に向けた対策を進めていくことが必要であると考えております。そのため、まずは県内の事業者の皆様から、人材の確保に関する現状や課題、今後の事業展開などについて丁寧にお話をお伺いし、その内容を分析してまいります。その上で、分析結果を踏まえ、人材の育成・確保につながる必要な対策を検討してまいります。

(観光振興スポーツ部長小西繁雄君登壇)

○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君） まず、五台山でのモニターツアーの参加状況や評価についてお尋ねがございました。

このツアーは、五台山の夜景観賞や竹林寺での瞑想体験、ライトアップした牧野植物園をガイドつきで楽しめる内容で、10回催行し、合計220名の皆様に御参加いただきました。ツアー後のアンケートでは、ほとんどの参加者から、満足したとの評価をいただいております。夜の体験は貴重であり継続開催してほしい、ソラミアン完成後のツアーに期待したいといった御意見もございました。

今回のツアーを通じて、夜の観光資源としての五台山エリアの魅力を改めて確認できたほか、参加者の貴重な意見を得られたことから、有意義な取組であったと考えております。

次に、アンケートの評価を踏まえた課題の分析と、今後の商品改良や磨き上げについてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお

答えいたします。

アンケートを詳細に見ていきますと、ガイドのおかげで五台山を深く知ることができた、竹林寺では夜の静けさで行う瞑想に特別感があった、牧野植物園はライトアップされた植物が美しかったといった評価をいただいております。その一方で、ツアー時間が移動を含めて3時間なのは長かった、1つのスポットを時間をかけてゆっくりと楽しみたいという、今後の改善に向けて参考となる御意見もいただいております。

また、催行に携わった旅行会社からは、日帰りバスツアーの価格は1万円以内が望ましい、採算を考慮するとツアー内容の取捨選択が必要といった、販売面からの御意見もお聞きしております。そのため、旅行商品化を見据えた場合、商品に盛り込む魅力的なコンテンツの選別と採算を確保できる価格設定とをどのように両立し収益化を図るかという点が課題であると考えております。

県としましては、アンケート結果やその分析を踏まえ、販売価格に対して、より満足度が高いツアー内容となるよう、商品の磨き上げを行い、旅行会社に提案してまいります。

次に、夜の観光商品の造成における食の位置づけについてお尋ねがございました。

議員の御指摘のとおり、行程の中に高知ならではの食をお楽しみいただける要素を盛り込むことは、観光消費の拡大につながるるとともに、夜の旅行商品の魅力化につながるものと考えています。

今回の五台山のツアーには食の提供を組み込んでいませんでしたが、商店街で途中下車できることを案内し、高知の食を楽しむ機会が持てるように工夫を凝らしたところでございます。

今後につきましては、旅行会社に本県ならではの食材や食文化、食事を提供する施設などの情報を積極的に提案することで、ツアーの行程

に食を組み込んでいただけるよう働きかけてまいります。

次に、バリアフリー観光相談窓口の相談内容や現状の課題についてお尋ねがございました。

県では、誰もが安心して観光を楽しんでいただき、満足度の向上とさらなる誘客につなげるため、令和2年度から高知市中心部にバリアフリー観光相談窓口を設置しております。

窓口での相談のうち、バリアフリー関連の相談件数は、令和7年度の1年間で185件となっており、開設時と比べて約5倍に増加しております。相談内容としましては、観光施設や旅館、ホテルのバリアフリーの状況や観光地を巡る移動手段に関するものなど多岐にわたっており、中でも訪問先で車椅子対応ができるかどうかという相談が多く寄せられています。

また、相談窓口に関する課題としましては、観光客や県内の観光関連事業者の皆さんに窓口の存在やその役割が十分には伝え切れていないことが挙げられます。このため観光案内サイト、こうち旅ネットや県外イベントでのPRをはじめ、観光関連事業者向けのセミナーで紹介するなど、様々な媒体や機会を活用して相談窓口の周知拡大に努めてまいります。

次に、心のバリアフリー認定制度の認定状況についてお尋ねがございました。

心のバリアフリー認定制度は、観光庁が令和2年に創設したもので、高齢者や障害者など多様な旅行者を受け入れるための接遇や情報発信の取組を評価し、認定する制度です。

認定施設には、宿泊施設や観光案内所のほか、博物館や飲食店など様々な施設が対象となっており、県が主催するバリアフリー観光の理解促進セミナーなどで制度の周知を図ってまいりました。現在、本県においては、38施設がこの制度による認定を受けております。県としましては、認定施設が増えることでおもてなしのさら

なる推進につながることから、引き続き本制度の周知に努めてまいります。

次に、本県におけるバリアフリー観光の位置づけと、取組の強化についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えします。

バリアフリー観光につきましては、誰もが観光を安心して楽しんでもいただくために大変重要な取組と考えており、本県の観光戦略の中に位置づけ、相談窓口の設置や特設ウェブサイトでの情報発信などに取り組んでいるところです。

議員の御指摘のとおり、今後、国内ではますます高齢化が進展し旅行を楽しみたいシニア層が増えると同時に、世界的に見ても、バリアフリー対応が充実している地域は旅行先として選ばれる傾向はさらに強まると予想されます。

こうしたことから、本県がインバウンドも視野に入れまして新たな旅行者層を取り込み、持続可能な観光地としてさらなる発展につなげていくためには、バリアフリー観光の取組をさらに強化していくことが重要だと考えております。

最後に、モデルパッケージツアーの造成と販売についてお尋ねがございました。

本県では、高齢者や障害のある方の旅行需要を喚起するため、県内各地におけるバリアフリー観光のモデルとなるコースを特設サイトで情報発信しております。

コースの開発に当たっては、障害のある方にモニターとして実際に旅行していただくことで、施設のバリアフリー化の状況やスタッフの対応についての検証を行っています。こうした検証により、観光関連事業者のバリアフリー化への理解が深まるとともに、よりニーズに即したコースの充実化を図ってまいりました。

しかし、現状では、モデルコースに沿って旅行する場合、旅行者本人が移動手段や宿泊施設を予約する必要があることから、こうした負担感や不安を解消していく必要があります。この

ため、議員からお話のあった移動手段や介護サービスを組み込んだ観光商品を造成・販売することは、今後新たな旅行者層を獲得する上で有効だと考えます。

ただ、こうした商品の造成に当たっては、障害の程度に応じて必要なサービスを組み合わせるノウハウの蓄積や、旅行に帯同できる介護人材をいかに確保するかといった多くの課題もございます。

このため、こうした課題の解決に向けて、まずは観光コンベンション協会をはじめとする関係者との間で検討の場を設けてまいります。あわせて、本年開催されますよさこい高知文化祭2026を契機に、現在情報発信しているモデルコースを試行的にパッケージツアーとして販売するよう取り組んでまいります。

(土木部長横地和彦君登壇)

○土木部長（横地和彦君） クルーズ船の乗客に対する効果的な情報提供についてお尋ねがございました。

外国から日本へのクルーズ旅行に参加されます乗客の中には、高知に関する十分な情報を持たないまま寄港される方も少なくないものと考えております。

こうした中、クルーズ船が高知の1つ前の寄港地を出港してから本県に到着するまでの時間は、乗客の関心が次の寄港地である高知に向けられる絶好のタイミングであります。この間に本県の観光コンテンツなどの情報を提供することは、県内を積極的に観光していただくきっかけとなり、地域での消費拡大にもつながる効果的な取組であると考えております。

このため、本県では、一部のクルーズ船におきまして高知の1つ前の寄港地から県の担当者が乗船をし、本県観光のPRを行っているところであります。加えまして、例えば1つ前の寄港地の出発ロビーや船内のデジタルサイネージ

といったインフォメーションなどに本県の観光に関する情報を掲示いただくことも、有効な手段の一つであるというふうに考えております。

こうした取組を実現するためには、1つ前の寄港地のある県や船会社との協力関係の構築が不可欠であります。県といたしましては、これらの関係機関との意見交換の機会等を活用し、効果的なデジタル媒体を含めた情報発信の手法について検討、研究を進め、より多くの乗客の方々に高知の魅力を届けることができるよう取組を進めてまいります。

(商工労働部長大原英樹君登壇)

○商工労働部長（大原英樹君） まず、商店街デジタル化支援事業の主な取組と効果についてお尋ねがございました。

A I カメラのデータを活用した帯屋町商店街の取組の中から2つの事例を御紹介させていただきます。

1つ目は、飲食店の事例です。この飲食店では、自分たちがこれまで認識していたよりも、A I カメラのデータを分析すると、商店街には家族連れの方が多くいらっしゃるということが分かりました。そこで、30代、40代の家族連れにターゲットを絞ったお子様向けメニューをつくり、ウェブ広告を配信することで、来客数が前年同期比で約3割増加しました。この結果、売上は前年同期と比べ4割以上増加、当該店舗における同期間での過去最高の売上となる大きな効果が得られました。

2つ目は、雑貨店の事例です。A I カメラのデータを分析し、観光客が多くなると見込まれる時間帯に、高知県限定グッズのコーナーを設けました。この取組により、当該グッズの売上は前年同期と比べ約2倍に増加し、店舗全体の年間売上も対前年比で3割増加させるという効果がもたらされました。

このように、A I カメラのデータを活用し、

顧客ニーズの可視化や的確なターゲット設定を行うことは、店舗全体の売上げに大きな効果をもたらすものと考えます。

次に、デジタル化の取組を商店街全体に波及させることの所見についてお尋ねがございました。

まず、モデルとなった15店舗の皆様には、これまでの経験やノウハウに新たにデータに基づく経営手法を加えることで、店舗ごとの売上げが増加することや、業務の効率化、省力化につながることを実証していただきました。

そして、議員御指摘のとおり、この取組を一過性のものとせず、商店街全体の持続的な成長へつなげていくことが極めて重要であると認識しております。こうした中、現場では既に、この成果を広く波及させるための自律的な動きも見えてきています。現在、全店舗の方々がデータにアクセスし、自店の状況に応じて分析を行うことが可能となっています。また、A I カメラの設置主体である協同組合帯屋町筋が、人流データを分析し、天候やイベントによる影響、前年比較、販売促進の提案などを月次レポートにまとめ、各店舗へ配信しています。

このように、データを基に自ら仮説を立て、実践し、改善していく、いわゆるPDCAサイクルを回す機運が店舗ごとに醸成され、さらにそれを波及させる取組が始まったことで、帯屋町商店街全体がデータに基づく攻めの経営へと移行しつつあるものと受け止めております。

県としましても、この自律的な動きが一過性のものとならないようしっかりと後押しするとともに、デジタルスキルの向上に向けたさらなる取組について伴走支援を行ってまいります。

次に、事業で得られたデジタル技術についての知見を県内各地域の商店街振興へ今後どのように生かしていくか、お尋ねがございました。

帯屋町商店街の取組からは、さきの答弁で申

し上げました事例のほかにも、デジタル技術の活用によって、売上げの向上や業務改善につながる知見、言わば成功事例を得ることができました。

例えば、民間の位置情報分析ツールを活用した顧客分析に基づき、ターゲットに合わせた情報発信を行うことで売上げを伸ばしたもののや、在庫管理をAIの活用によって効率化、省力化したものなどです。県では、ほかの地域の商店街のデジタル化に役立てていただくため、これらの成功事例を事例集としてまとめ、ホームページに掲載しています。

さらに、今年度は、デジタル化を促進するためのより実践的な取組として、県内5地域でセミナーを開催します。このセミナーでは、例えば、帯屋町商店街のモデル店舗となった方々から、売上向上につながった具体的な取組についての事例発表を行っていただく予定です。また、実際に取組を始めたという店舗については、よろず支援拠点と連携し、課題に応じたデジタル化の伴走支援を行ってまいります。

これらを踏まえて、他の地域の商店街でもデジタル技術の活用が促進され、それぞれの商店街の活性化や振興へつながりますよう、しっかりと取り組んでまいります。

最後に、クルーズ船利用客の消費拡大に向け、AIカメラによる分析結果を活用し、商店街と連携して取り組むことについてお尋ねがございました。

AIカメラのデータから、クルーズ船が寄港した日の来街者数は増加することが確認されています。多いときには、同じ曜日、同じ時間の人流データと比較して2倍以上の来街者数を記録した日もありました。

また、生成AIのレポートによりますと、クルーズ船が寄港する日の中でも特に、商店街で何らかのイベントが開催されているときに来街

者数が増加する傾向が示されています。言い換えますと、イベントの開催と商店街への来街者数には相関関係があると分析されています。一方で、議員の御指摘にもありますように、商店街全体で見ると、来街者数に見合う消費にはつながっていないという声もお聞きしているところです。

こうした課題に対して、大きく2つの対策に取り組んでまいります。1つ目は、まず商店街に足を運んでいただけるように魅力的なイベントを開催すること。2つ目は、そこから各店舗に回遊していただくための仕掛けづくりです。

中でも、対策を充実させなければならないのは、2つ目に申し上げました回遊の仕掛けづくりだと考えています。例えば、クルーズ船利用客向けに、商店街の店舗で使えるクーポン券を配付し、回遊を促進することなどが考えられます。高知市とも連携し、個別店舗での消費を喚起する効果的な仕掛けを検討してまいります。

今後、クルーズ船利用客が商店街で充実した時間を過ごし、さらなる消費拡大につながりますよう、関係者と一層の連携を図りながら取組を進めてまいります。

○8番（久保博道君） それぞれに大変御丁寧な、そして前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

2問はございません。ただ、御答弁をいただいたことに対しまして、私なりの思いを少し述べさせていただきたいと思います。

まず、再生可能エネルギーです。御承知のとおり、高知県はこの再生エネルギーに向けての自然資本というのが本当に豊富だと思っています。先ほど申しましたように太陽光しかり、そして水力、バイオ、風力、本当に豊富であり、それを生かしていく。かつそのときに、私は環境、もちろん環境は、カーボンニュートラルというのは大事ですけども、それにとどまらず、

この再生可能エネルギーを産業振興と結びつけていく、産業と結びつけていく。このことが、高知県の再生可能エネルギーを進めていく上でポイントではないかなというふうに思っております。

それには、まずは自家消費型の再エネ、これを企業ですとか例えば県内の公共施設等で設置して進めていく。もちろんそのときには、蓄電池。進めていくときのキーワードは、先ほど知事もおっしゃいましたように蓄電池のまだまだ高価なところがありますので、それに対して国に対して提言、提案をして、その補助、支援を求めていくことが、目の前においては大切なことというふうに思います。

そしてこれから、知事も最後におっしゃっていただきましたけれども、私も御質問の中で言いましたけれども、やはり高知県のブランド化。クリーンなイメージというのを、この再生可能エネルギーをずっと県内一円に展開していくことによって、その先には高知県のブランド化、クリーンなブランド化というのが出てくると思います。それは高知県の産業振興に大きな付加価値をつけると思います。そこまで私は持っていくことが、高知県のこの再生可能エネルギーにおいては大切じゃないかなというふうに思います。

そして、新幹線です。今回初めて、令和8年度国交省、国のほうでケーススタディーの調査費がつけました。これは何としても勝ち取らなければならないと思います。これをきっかけに、まさにケーススタディー、ケースですんで、幾つかのケースで勉強すると思います。フルがあったり、そしてまた既存の軌道の高速化があったり、もっと言えば、それを組み合わせるやり方も出てくるんじゃないかと思っています。

ただ、最終的には、最終的には組み合わせたととしても、最終的には高知から高松・徳島、高

知から岡山、徳島・高松から岡山、松山から岡山に向けて、最終的にはフルをどうしても目指していかなければならないんじゃないかなというふうに思います。そのためにも、いろいろ四国の国会議員の先生方にも御尽力いただきたいと思います。

そして次に、夜の観光です。本当にありがとうございます、前向きな御答弁をいただきまして。そして、これを進めていくことによって、先ほど知事もおっしゃっていただきましたようにクルーズ船の夜遅くまでの停泊、これにつながるというふうに思います。また、機会を捉えまして知事も御自身自らそういう船社ですとか旅行会社のほうにも出向いていただけるというふうな、本当に前向きなありがたい御答弁をいただきましたので、よろしくお願いいたします。

そして、バリアフリー観光につきましては、今は残念ながら規模としては大きくないかもわかりませんが、これは間違いなく大きくなると思います。そのときに、今年の秋のよさこい高知文化祭、この機会を捉えて、この機会をショーケースとして、この商品の造成をモデル的にしていただけるというふうな御答弁を部長のほうからいただきましたので、どうかよろしくお願いいたします。

そして、A Iカメラにつきましても、商工労働部長のほうから大変前向きな御答弁をいただきました。やはりこのA Iカメラというのは私は可能性は大いにあると思いますので、ぜひこれにつきまして、今後もう一段、今の効果を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、私の一切の質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○副議長（土居央君） 暫時休憩いたします。

午後2時35分休憩

午後3時再開

○議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

9番上田貢太郎議員。

（9番上田貢太郎君登壇）

○9番（上田貢太郎君） 自由民主党の上田貢太郎でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、早速質問に入らせていただきます。

まずは、NHK大河ドラマジョン万を契機として県内各地の観光振興へつなげるための取組についてお伺いいたします。今年4月9日NHKが、2028年の大河ドラマに本県の偉人の一人であるジョン万次郎を起用するとの発表がありました。この発表は、高知県にとって大変大きな朗報であり、とりわけジョン万次郎ゆかりの地である土佐清水市の皆様にとっては、長年にわたり顕彰活動や誘致活動を続けてこられた努力が一つの形となった、まさに念願の出来事であったと受け止めております。

ジョン万次郎は、高知県が全国そして世界に誇る偉人であり、その生涯は挑戦、国際交流、教育、地域の誇りといった、これからの高知県が発信すべき価値そのものを体現している人物です。大河ドラマ化は、観光振興はもちろん、県産品の販売促進、歴史文化の発信、インバウンド誘客、さらには若い世代に対する郷土教育にも大きな効果が期待されます。

かつて、坂本龍馬を題材とした大河ドラマ龍馬伝は、高知県の観光や地域経済、そして県民の郷土への誇りに大きな影響を与えました。県内各地に多くの観光客が訪れ、高知の歴史や人物、食、文化に全国から注目が集まったことは、

今なお記憶に新しいところです。

今回のジョン万においても、龍馬伝と同じように、本県に多くの県外観光客が訪れることになると考えます。上治議員への答弁にもあったように、県外観光客入り込み数の目標を500万人としたのも、関係者が共通認識を持って目指す目標としてよかったと思っています。

しかしながら、土佐清水市をはじめとする幡多地域、桂浜や高知市中心部には多くの方が来るだろうと想像はできますが、一部の地域だけがにぎわうだけでは、その効果を十分に取り込んだとは言えません。NHK連続テレビ小説らんまんやあんぱんでも多くの県外観光客にお越しいただきましたが、県内各地に足を延ばしたのかと言われると、必ずしもそうではないと考えます。

誘客の効果を県内各地域に広げていくことで、県内各地の経済効果につながり、県経済の活性化が図られます。ジョン万で得られた効果を県内各地に広げていくことが県が果たす役割だと私は考えます。難しいことは承知していますが、チャレンジをしていただきたいと思います。

そこで、知事にお伺いいたします。NHK大河ドラマジョン万の放送による効果を最大限生かすために、官民が連携し県内全域で展開する博覧会を開催して観光振興を進めるとされていますが、どのように県内各地域に誘客を図っていくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

県全体で展開する博覧会を開催するに当たっては、各地域における観光コンテンツの磨き上げや宿泊施設の整備などを進める必要があります。せっかく来ていただいた県外観光客の皆さんに満足していただき、高知県観光を楽しんでいただき、さらにもう一度来ていただくような仕掛けをしっかりとつくっていただきたい。そのためには、市町村との連携は不可欠です。

今後、住民の盛り上がりや具体的なイベント

企画が地域で動き出すと思いますが、県が全体方針を示し、県と広域も含めた市町村が同じ目線を持ってこの博覧会をつくり上げていく必要があると考えます。また、市町村は財政面でも厳しく、県がしっかりと支援を行っていかないと、具体的な取組まで進まないとも思います。

そこで、知事にお伺いいたします。博覧会を成功させるためには、県内各地の観光コンテンツの磨き上げや受入れ体制の整備が必要かと思いますが、どのような方針で市町村などの取組を支援していくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、外国クルーズ船の受入れについてお伺いいたします。高知新港へのクルーズ船寄港は、この数年着実に増加しており、インバウンド観光の拡大や地域経済への波及効果が出てきています。クルーズ船による観光は、一度に数百人から数千人規模の観光客が短時間で県内を周遊するため、地域経済への波及効果が大きく、本県のインバウンド観光を推進する上で大変重要な取組であると考えております。

一方で、受入れ現場からは、必ずしも明るい話ばかりではなく、具体的な課題も上がってきております。例えば、英語対応ができるガイドが不足しているという声があること。資格を持っていても、40人規模の外国人観光客をバスで案内し、時間どおり安全に港へ戻すには大きな責任があり、実際に現場に出られるガイドに限られていること。結果として、高知県内だけではガイドが賄い切れず、県外から呼ばざるを得ない実態もあると伺っております。

また、クルーズ船の観光ルートにつきましても、高知城や桂浜など本県を代表する観光地が中心となっておりますが、地域ならではの食や自然など、本県の魅力を生かした新たな訪問先を充実させ、県内各地へ観光客の流れを広げていくことが重要ではないかと考えております。

来年は、クルーズ船の寄港が1.5倍程度になるとお聞きしております。このクルーズ船の寄港増加を、単なる入港実績やインバウンド客数の増加に終わらせるのではなく、県内各地への経済波及、そして再び高知を選んでもらえる満足度の向上につなげていく必要があります。そのためには、実践的なガイドの育成と、観光ルートを県内各地へ拡大していくことが重要ではないかと考えています。

そこで、お伺いいたします。クルーズ船寄港に伴う通訳ガイドを今後どのように育成し、さらなる観光振興につなげていくのか、観光振興スポーツ部長にお伺いいたします。

また、クルーズ客の観光ルートをこれまでの定番のルートからどのようにしてさらに拡大させていくのか、観光振興スポーツ部長にお伺いいたします。

次に、ブローラー産業を核としたフードテック産業クラスターの形成についてお伺いいたします。

5月11日の特別国会、参議院決算委員会において高市総理は、地域未来戦略の中核として各地域における産業クラスター形成を推進していく考えを示されました。その中では、AI、半導体、造船など17の戦略産業分野を軸に、国が地方への大規模投資やインフラ整備を後押しし、地域経済を牽引する新たな産業集積を形成していく方向性が打ち出されております。

また、今回特に重要だと感じたのは、国が単なる中央主導ではなく、地域発のアイデアを募集し、知事主導型の産業クラスター形成を支援するという考え方です。私は、この流れは高知県にとって極めて重要な転換点になると考えております。

その中で、本県が重点的に取り組むべき分野の一つがフードテックであります。高知県は、全国に先駆けて施設園芸分野においてI o Pを

推進し、環境データや生育データを活用した次世代型農業に取り組んでまいりました。これは単なる農業支援にとどまらず、データを活用して生産性や品質を向上させる高知発の先進的な産業モデルとして、全国から注目を集めております。

一方、国においても、フードテックを成長戦略の一つに位置づけており、その中には、スマート畜産、AI活用、センサー技術、データ活用、自動化技術などが含まれ、畜産分野においても大きな技術革新が進みつつあります。さきの2月議会の大トリの加藤漠議員の鳥の質問にもあったとおり、現に県西部の大月町では、長年にわたり高品質な鳥の生産と技術革新に取り組んできた事業者がその功績を認められ、天皇杯を受賞するなど、本県の養鶏技術の高さが全国的にも評価されております。

さらに今、鳥肉を取り巻く市場環境にも大きな変化が生じております。物価高騰の中で食肉需要が、牛肉や豚肉から、比較的価格面で選ばれやすい鳥肉へと移りつつあり、その結果、鳥肉相場は上昇傾向にあります。加えて、これまで国内市場に多く流通してきたブラジル産鳥肉についても、中国や韓国などとの国際的な買い付け競争が強まる中で日本が買い負けする場面も生じており、輸入鳥肉の価格上昇にもつながっております。つまり、国内外の需給環境を見ても、鳥肉は今後、食肉分野の中で一層重要性を増していく品目であり、高知県が戦略的に取り組む意味は大きいと考えております。

私は、高知県のフードテック戦略においては、このブロイラー産業を中核の一つとして位置づけるべきではないかと考えております。現在、県内のブロイラー産業は重要な農業生産基盤の一つとなっておりますが、一方で、飼料価格の高騰、人手不足、鳥インフルエンザ対策、生産性向上など多くの課題を抱えております。だか

らこそ、県全体でI o Pの発想を畜産分野へ展開し、言わば畜産I o Pあるいは畜産版S A W A C H I とも言うべき仕組みを構築していく必要があるのではないのでしょうか。

例えば、鶏舎環境のデータ化やAIによる飼育管理、生産情報の共有、疫病予測、飼料効率の向上などを進めることで、生産性と収益性の向上を図ることができると考えます。さらに、養鶏事業者だけではなく、大学や試験研究機関、IT企業、飼料メーカー、食鳥処理事業者などが連携することで、高知ならではの養鶏フードテッククラスターを形成する可能性もあるのではないのでしょうか。加えて、県内で生産された鳥の一部は、現在も県外で食鳥処理が行われております。今後は、生産だけでなく、処理・加工・流通・ブランド化までを含めた付加価値の県内循環を進めることによって、地域経済への波及効果をさらに高めることができる、いや、高知を鳥の都にするくらいの勢いで展開を進めるべきであると考えます。

そこで、農業振興部長にお伺いいたします。高知県が推進するフードテックの中で、ブロイラー産業を核とした産業クラスター形成の可能性をどのように考えているのか。

また、大月町での先進的なスマート畜産の取組を県内にどのように横展開するのか、農業振興部長の御所見をお伺いいたします。

次に、食品ロス削減、特に外食や宴会の場における食べ残し対策についてお伺いいたします。

私自身、先般5月30日に県政報告会を開催いたしました。その後の懇親会におきましては、多くの皆様に御参加いただき盛会のうちに終わることができた一方で、会場には手つかずに近い料理や食べ切れなかった料理が相当量残っており、主催者としてその光景を目の当たりにしたとき、これは単なる一つの会合の問題ではないと感じました。高知県では、宴会や会合など

の場面において、同じような食品ロスが日常的に発生しているのではないのでしょうか。

高知県は、皿鉢料理に代表されるように、お客様をもてなす文化を大切にしてきた地域であり、たくさんの料理を用意しにぎやかに囲むことは、高知の食文化であり人情でもあります。一方で、人口減少や物価高、食料費の高騰、環境負荷の問題を考えますと、これからは、もてなしともったいないを両立させる新しい考え方が必要であると感じます。

国においては、令和6年12月に消費者庁と厚生労働省が食べ残し持ち帰り促進ガイドラインを策定し、環境省においては、飲食店での食べ残しを持ち帰る取組として、mottECOの普及啓発を進めております。

mottECOは、令和2年に環境省が選定した持ち帰り行為の愛称で、もっとエコと、持って帰ろうというメッセージが込められています。単なる持ち帰りではなく、まずは食べ切れる量を注文し、それでも残った場合に、店舗の了解の下、衛生面に十分配慮しながら持ち帰るというものであります。令和8年4月30日時点の環境省mottECO利用申請者一覧には高知県も掲載されており、これは高知県がmottECOのロゴの利用申請を行い、普及啓発に取り組んでいることを示すものと受け止めております。

この3月に高知県が策定した第2期高知県食品ロス削減推進計画では、食品ロス問題削減に向けた様々な施策の充実を図る中、mottECOについてホームページ等に掲載し、取組を促すこととされていますが、mottECOはさらに広く県民に周知・啓発することが必要ではないかと考えます。

一方で、宴席などでは、刺身や寿司など、持ち帰りに適さない食品もあり、飲食店側からすれば、食中毒など万が一の問題に対し責任を負う立場にあるため、慎重にならざるを得ない事

情もあります。このため県としては、単に持ち帰りを進めましょうと呼びかけるだけでなく、保健所や関係団体と連携し、持ち帰りに伴うリスクの軽減に向けたガイドラインを分かりやすく示す必要があります。そうして事業者と消費者が共通のルールを持ち、行政が正しい情報を周知していくことが重要であります。

食品ロス削減は、環境問題であると同時に、食材費の高騰に苦しむ飲食店や生産者への敬意、そして高知の食文化を未来につなぐ取組でもあります。高知の宴会文化やおもてなしの心を大切にしながら、残さず食べる、安全に持ち帰る、もったいないを減らすという新しい県民運動につなげていくべきだと考えます。

そこで、県は、食べ残し持ち帰り促進ガイドライン及び環境省が進めるmottECOの取組についてどのように受け止めているのか、またこれらの取組のこれまでの周知・啓発と今後さらなる普及啓発をどのように進めていくのか、文化生活部長にお伺いいたします。

さらに、高知市の食べきり協力店のような制度の創設を含め、今後外食時の食品ロス削減に向けどのように取り組んでいくのか、文化生活部長にお伺いいたします。

次に、建設関連委託業務における入札制度についてお伺いいたします。

昨年は副議長を拝命し四国4県議会正副議長会で国交省を訪れた際に、本県の公的需要のGDPに占める割合が42.4%という数字が示され驚きましたが、そのくらい高知県において公共工事は県内経済を支える重要な柱であり、建設業、測量業、建設コンサルタント業などは、災害対応や社会資本整備を担う、地域に欠かせない産業であります。

一方で、人口減少や少子高齢化が進む本県においては、限られた財源をいかに県内経済の循環につなげ県内事業者の育成や雇用の維持に結

びつけていくかという視点が、これまで以上に重要になっております。特に、測量設計などの委託業務においては、大型ダムや港湾関係など高度な専門性を要する業務において県外事業者の力を借りる必要があるとは理解いたします。しかしながら、県内事業者で対応可能な業務まで県外事業者が参加する形となっていないか、また県内事業者のみ、県内外混在といった入札参加者の区分がどのような考え方に基づいて設定されているのかが不明確であるといった声もお聞きしております。

そこで、お伺いいたします。現在、県が発注する測量設計等の委託業務において、県内事業者のみを対象とする案件、県内外の事業者が混在する案件はそれぞれどのような基準や考え方に基づいて区分されているのか、土木部長にお伺いいたします。

また、県内事業者の受注機会の確保、県内経済への波及、技術力の維持・向上という観点から、現在の入札制度をどのように評価しているのか、土木部長の御所見をお伺いいたします。

次に、県立高校における入試と学習環境について教育長にお伺いいたします。現在の県立高校入試のA日程においては、5教科250点満点で実施されていると承知しておりますが、一部の学校では、5教科合計で50点にも満たない生徒も入学していると聞いております。

もちろん、私は、点数だけで子供の可能性を否定するつもりは全くありません。また、多様な子供たちに学びの場を保障することは公教育の重要な役割であり、教育の多様性を大切にすることも必要であると理解しております。しかし一方で、あまりにも基礎学力が不足した状態で高校へ進学した場合、本人が授業についていけず、結果として不登校や中途退学、さらには自己肯定感の低下につながる懸念もあるのではないのでしょうか。

そこで、教育委員会として、基礎学力が不足した状態で高校に入学している実態や、入学後の学力格差、それに伴う教員負担についてどのように認識しているのか、教育長にお伺いいたします。

また、現場では、高校教育以前の基礎学力の補習に多くの時間が割かれ、本来行すべき高校教育やクラス運営に負担が生じているのではないかと。また、教員が授業運営や個別対応に苦勞を抱え、結果として他の生徒への教育にも影響が及ぶケースがあるのではないかととも危惧しております。

基礎学力が不足している生徒に対する学習支援、高校教育の質の維持、現場教育への負担軽減について、現在どのような対応を行っているのか、教育長にお伺いいたします。

近年、少子化の進行により、県立高校においても定員確保や学校経営上の課題を抱えていることは理解しております。しかし、生徒数の確保を優先し、高校で学ぶための基礎的な準備が十分に整わないまま生徒が入学する状況があるのであれば、それは生徒本人にとっても教育現場にとっても決して望ましい姿ではないと思います。高等学校は、義務教育ではありません。だからこそ、入学させることだけではなく、卒業まで責任を持って育てる教育という視点が重要ではないでしょうか。

卒業まで責任を持って育てる教育という観点から、今後の入学後の生徒支援の在り方をどのように考えているのか、教育長の御所見をお聞かせください。

次に、不登校児童生徒へのオンライン学習支援についてお伺いいたします。現在、全国の小中学校における不登校児童生徒は過去最多となり、子供たちや保護者の不安や孤立、さらには保護者の離職といった深刻な社会問題へと発展しております。

そのような中、国では以前より、不登校児童生徒がＩＣＴを活用したオンライン学習を行った場合、一定の条件の下で出席扱いとする制度を設けております。5月11日の特別国会、参議院決算委員会においてもこの制度について議論が行われ、文部科学省からは、令和6年度において全国で約1万3,000人がＩＣＴを活用した学習活動により出席扱いとされたとの答弁がありました。

一方で、不登校児童生徒数全体から見ると、利用率は僅か3.7%程度にとどまっており、保護者の多くが制度を知らない、学校側から説明を受けていない、申請しても認められなかったケースがあるという実態も指摘されております。

まず、県教育委員会として、不登校児童生徒の出席扱い等に関する制度について、これまで市町村や学校にどのような周知や指導を行ってきたのか、教育長にお伺いいたします。

不登校は単なる欠席の問題ではなく、子供の命や将来に関わる重要な課題であり、学校に行けない状況でも学びを止めない環境づくりが求められています。高知県では、校内サポートルームや教育支援センター等において、ＩＣＴを活用した学習環境のための通信環境や端末の整備が進んでおり、環境面は整えられてきたものと承知しております。

そこで、県内において実際にＩＣＴを活用した学習活動により出席扱いとした事例について教育長にお伺いいたします。

また、今後県教育委員会として、不登校の児童生徒に対するＩＣＴを活用した学習活動をどのように進めていくのか、教育長の御見解をお伺いいたします。

最後に、不登校の子供たちは、学びたくないのではなく、今の学校環境では学べないケースも少なくありません。高知県として、学校に来られる子供だけを支える教育から、どこにいて

も学びにつながる教育へ転換していく必要があると考えます。特に、中山間地域を多く抱える高知県だからこそ、ＩＣＴを活用した学びの多様化は大きな可能性を持っています。県教育委員会の前向きな対応を強く求め、オンライン学習支援の質問といたします。

次に、県立高校の統廃合と地域維持の関係について教育長にお伺いいたします。現在、高知県では、急速な少子化が進行しております。県内の多くの県立高校では定員割れが続き、今後学校再編や統廃合の議論は避けて通れない状況にあることは私も理解しております。しかし、私は、この問題を教育行政の効率化の視点だけで議論すべきではないと感じております。

地方において、県立高校は単なる教育機関ではありません。地域の若者が地元に残る最後の拠点であり、地域経済、さらには地域コミュニティそのものを支える存在でもあります。実際に、高校がなくなった地域では、若い世代の流出が加速し、地域の活力低下につながった例は全国各地で見られます。

特に、高知県の中山間地域では、高校があるかどうか、その地域に子育て世代が住み続けられるかどうか直結している現実があります。私は、今後の高校再編は、生徒数が減ったから統合するという単純な議論ではなく、地域をどう残すのかという視点で考えるべきであると思います。

そこで、県教育委員会は、今後の県立高校再編について単純な統廃合や効率化ではなく、地域維持といった観点をどのように位置づけているのか、教育長にお伺いいたします。

地域維持のためには、従来型の普通科中心の発想だけでなく、ＩＴ教育や映像・コンテンツ分野、ｅスポーツなど、それぞれの学校で特性を生かした特色校化を進めることで、地域外からも生徒を呼び込む発想が必要ではないでしょ

うか。また、オンライン教育や企業連携をさらに強化していくことで、小規模校でも新たな教育モデルを構築できる可能性は十分にあると考えます。

小規模校を地域の拠点として、特色ある学校づくりによって地域活性化にどのようにつなげていくのか、教育長の御所見をお聞かせください。

次に、県立高校の特色づくりと地域維持に関連して、窪川高校の事例について申し上げます。窪川高校では、以前活動していた野球部が一時途絶えていたものの、近年熱意ある指導者や有望な生徒が集まり、野球部を再び盛り上げていこうという機運が生まれていると伺っております。特に、現在の1年生の中には将来性のある選手もいると聞いており、こうした生徒たちが2年、3年へと成長していく中で学校や地域が一体となって支えていくことができれば、窪川高校の新たな魅力づくりにつながるものと期待しております。

私は、この動きを単なる一つの部活動の再開として終わらせるのではなく、窪川高校の魅力化、地域の活性化、さらには県内の他地域からも窪川高校で学びたい、窪川高校で成長したいと思う子供たちを呼び込むための起爆剤として捉えるべきだと考えます。県立高校の統廃合や再編が議論される時代だからこそ、地域に残すべき学校については、単に規模や効率だけで判断するのではなく、その学校ならではの特色を磨き、地域と一体となって魅力を高めていく視点が必要であります。

窪川高校の野球部再開の動きは、地域の子供たちに夢と目標を持たせるため、地域の高校をどう支え、ひいては若者の県外流出をどう防いでいくのかという非常に重要なテーマを含んでいます。これは窪川高校に限ったことではありません。県としても、このような地域の前向

きな動きをしっかりと受け止め、学校、市町村、地域団体、民間企業などと連携しながら、窪川高校のように学校の魅力化と地域の活性化につなげていただくことを強く提言いたします。

私は、学校の部活動は学校の活性化、魅力化にとって大切な要素だと考えています。しかしながら、残念なことに、雨天時の屋内練習環境が充実していないために、県内の有望な中学生が県外の高校へ進学する例もあると聞いております。こうしたことは、高校スポーツの問題にとどまらず、若者の県外流出、地域の担い手不足、県立高校の魅力低下にもつながる大きな問題だと感じています。

高校の部活動の魅力は練習環境だけの問題ではありませんが、魅力ある練習環境に対抗できる質の高い練習内容が県立高校には必要だと思います。窪川高校の取組はあくまで一例ではありますが、こうした県と市町村とが一体となった取組こそ現在求められていることだと感じています。そして、この機運をさらに高めていくことが、中山間地域などの学校を応援することに最も効果があるのではないのでしょうか。

そこで、教育長にお伺いいたします。高校の魅力化、特色化の一つに部活動の活性化も大切だと考えますが、現在本県ではどのような魅力ある部活動があるのか、また今後県ではどのように取り組んでいこうと考えているのか、教育長にお伺いいたします。

次に、学校における情報セキュリティ対策についてお伺いいたします。5月28日、高知市立神田小学校において、校内の共有パソコンが外部から遠隔操作され、関係者約1,850人分の個人情報漏えいした可能性があるという事案が発生しました。この事案は高知市立の学校で起きたことではありますが、私は、この問題は単なる一学校のミスではなく、どの学校でも生じるおそれのある情報セキュリティの重大な危

機として捉えております。

今回の神田小学校の事案では、パソコン上に表示されたその警告画面を教員が信じてしまい、その画面に記載された電話番号に連絡して、そのまま指示に従って操作してしまったと聞いています。このようなサポート詐欺型の手口にだまされてしまった背景には、学校現場において情報セキュリティに関する意識や知識が必ずしも十分ではなかったことも指摘され得るのではないかと考えます。

学校現場で扱われる情報の中には、守られるべき重要な個人情報も多数含まれており、それらの情報は適正に取り扱われなければなりません。個人情報に当たるデータを取り扱う以上は、そのようなデータの保存場所や保存期間を適切に設定した上で、管理の責任を負う者を決めるなど、しっかりとしたルールを策定し、着実に運用する必要があると思います。また、万が一学校で使用しているパソコン上に不審な画面が表示されたり不正なアクセスが疑われる事態が生じた場合には、端末の隔離やネットワークの遮断、教育委員会、警察、専門機関との適切な連携が必要であることは言うまでもありません。

このような事案発生時の対応をスムーズに行うためにも、どのような詐欺行為、不正アクセスの手口が存在しているのかを教職員が知っておくことが重要です。人ごとと思わずに、これまでに実際に生じた被害の事案を学んだり、流行している不正アクセスの手口を知っておくことが求められるでしょう。

生徒たちの個人情報を守る責任は重大です。このため、各学校の管理運営を担う教育委員会には、現場の先生方に気をつけてくださいと注意喚起するだけでなく、データの取扱ルールの策定、徹底などによる情報管理意識の向上や、不正アクセスの手口などに関する最新知識の共有を図っていただきたいと思います。

このような観点から、県教育委員会として、各学校における情報セキュリティの確保に向けてこれまでどのように取り組んできたのか、また今後さらにどのように取り組むのか、教育長の御所見をお伺いいたします。

中山間地域の小規模な市町村教育委員会は職員数も少ないため、学校における情報資産の取扱ルールの作成や、教職員への研修の実施、技術的な相談への対応といった一定水準以上のセキュリティ対策を単独で実施するのは難しい状況にあるのではないのでしょうか。そういった小規模な市町村教育委員会に対して、県が積極的に関わって支援することも必要であると考えます。

県として、小規模な市町村教育委員会に対して支援を行ったり、その役割を補完する取組を実施することが必要だと思いますが、教育長の所見をお伺いいたします。

最後に、客引き、ぼったくり問題についてお伺いいたします。

高知県には、昭和38年10月1日に公布され令和6年12月26日に最終改正された、高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例、いわゆる迷惑防止条例があります。その第8条に、不当な客引き行為等の禁止が明記されています。

私が過去にこの問題を取り上げたのは、令和元年の9月議会でした。当時の宇田川県警本部長は、平成28年には20件あったものの近年は減少しつつある、本年は現在までに受理したものは2件です、昨年は2件2名、今年は2件2名を迷惑防止条例または風俗営業適正化法違反で客引き行為で検挙したとの答弁でした。

その後、県警察として、客引きの取締りや、客引きを行わせている悪質な風俗営業店の検挙、制服警察官による警戒活動、高知市と共同で年末の繁華街防犯パレードなどの取組を行って

ることは承知しています。しかしながら、現在も高知市の中心繁華街には多数の客引きがたむろしており、県民からも、これら客引きに迷惑をしているという声が聞こえております。さらに、近年では客の意図していない高額料金の請求、いわゆるぼったくりを行う店舗があるということや、県外からの観光客がこのような悪質な店舗の被害に遭う事例も増えているということも聞き及んでおります。

このようなぼったくりについて、東京都をはじめとする1都1道1府5県において、いわゆるぼったくり条例が制定されておりますが、実際にはこれらの不当な勧誘や取立ての立証は難しいようです。やはりぼったくりに対する有効な手だては、まずその温床となっている客引きをさせないこと、そしてこれら客引きから客のあっせん、紹介を受けた店を処罰するなど、店側に対する方策が必要だと思われれます。

そこで、県警本部長に、県警としての不当な客引き行為への対策の現状と今後の取組方針についてその所見を伺います。

現在、高知市では、風営適正化法や県の迷惑防止条例だけでは対応し切れないいわゆる客待ちや、紹介、あっせんを装った悪質な客引き行為の撲滅に向け、高知市議会の横山公大市議が中心となり、議員提案で条例制定に向け民間団体と精力的に取り組んで、高知市独自の条例制定を検討している動きがあると承知しております。中心繁華街における客引きやこれを温床とするいわゆるぼったくり被害は、単に一部店舗や一部通行人の問題にとどまらず、観光地高知のイメージを大きく損なう深刻な問題です。県警としても、風営適正化法や県条例による取締りだけでなく、高知市が独自に条例を制定する場合には、その実効性を高めるため、県警の立場から必要な助言や情報提供、取締り体制の連携が不可欠であると考えます。

そこで、警察本部長にお伺いいたします。高知市が制定を検討している条例が形だけのものに終わることなく、実際に不当な客引き行為の排除につながるよう、県警として高知市とどのように連携を行っていくお考えなのか、お伺いいたします。

最後に、この数年繁華街や商店街に激増している風俗無料案内所については、その多くが客引きグループの隠れみのであったり、ぼったくり店が自分の店に誘導するために出店していると聞いております。

そこで、風俗案内所の公安委員会への届出制を導入し、違法、無届けの店を風俗案内所が紹介することを防ぐ仕組みを構築して、不当な客引き行為の抑制につなげる必要があると思うのですが、警察本部長の御所見をお聞かせいただき、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 上田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、観光博覧会におきましてどのように県内各地域に誘客を図っていくのかとお尋ねがございました。

このたびのドラマ化を最大限生かしますように博覧会の開催前から、ジョン万次郎のふるさと高知の魅力を全国さらに海外に向けて強力に発信いたしまして、官民一体となって誘客に努めたいと考えております。博覧会の開催に当たりましては、県内に広く誘客効果を波及させていく必要がございますので、戦略的に大きく3つの階層に分けて、県内全域での観光振興に取り組んでまいります。

まず、第1層目でございますが、これがコアとなる施設ということであり、誘客の要といたしましてジョン万次郎資料館や足摺海洋館SATO UMI、坂本龍馬記念館、キラメッセ室戸鯨館などを位置づけまして、全国から多くの観光客を呼

び込みます。そして、中村駅や高知駅など主要な交通結節点の周辺施設の案内機能を充実させまして、この第1層、コア施設で集客した方々を各地域の第2層に送り出す、そうした形を取りたいと思います。

この第2層でございますが、ジョン万次郎ゆかりの地や幕末をはじめとする歴史施設と、どっぷり高知旅キャンペーンで売り出している体験プログラムとを連動させて、観光客を受け入れるという仕掛けを試みたいと考えます。例えば、東部エリアの中岡慎太郎館を訪れた方が、地元の方に教わりながらユズ狩りを体験した後、田舎ずしを食べるといった形での企画によりまして、ジョン万次郎ゆかりの地の観光とどっぷり高知旅キャンペーン地域の特色を生かした長期滞在を目指すキャンペーンでございますが、これとの連動をしていってはどうかというふうな構想を持っております。

次の第3層目には、これまで磨き上げてきましたそれぞれの地域の核となるそれぞれの観光施設あるいは自慢の食、草花のスポットなどを総動員いたしまして、魅力のある観光コンテンツ群として各エリアに位置づけてはどうかと考えております。第2層に訪れた方々に対しまして、地域の観光協会がエリア内にあります第3層のコンテンツへの周遊を促して、さらなる滞在時間の延長につなげてまいります。

こうした3層構成によりまして、多くの県外観光客を受け入れて、中山間地域への周遊も促進をし長期滞在を図っていく、こうしたシナリオで県内各地に大河ドラマの効果を広げてまいりたいと考えております。

次に、この博覧会におけます市町村への支援方針につきましてお尋ねがございました。

大河ドラマジョン万の放送によります誘客効果を一過性のものに終わらせることなく、持続的な観光振興につなげていくことが重要である

と考えております。この点は議員と同意見でございます。こうした考え方を市町村と共有いたしまして、県全体の観光の底上げを図りながら、博覧会後も各地域への誘客が続く、そうした仕組みを構築する必要があります。

まず、ジョン万次郎ゆかりの地のある市町村に対しましては、ドラマの世界観あるいは本物の歴史が体感できる関連施設の充実に加えまして、史跡等の環境整備への支援を検討いたしております。また、大河ドラマを契機とした観光戦略を検討されています市町村に対しましては、県からアドバイザーを派遣いたしまして、それぞれの地域の実情に応じた伴走型の支援をする、こういったことを検討いたしております。具体的には、幕末関連の観光資源に加えまして、地域ならではの食や自然などの魅力を体験していただける周遊ルートあるいは観光商品の造成などの助言、提案を行います。

さらに、県内で御活躍をされておりますガイドの皆さんが、ジョン万次郎の物語あるいは県内の幕末の偉人とのつながりを分かりやすく伝えられますように、学ぶ機会を提供してまいります。

こうした市町村の取組を人的、財政的に支援いたしまして、博覧会を契機とした誘客効果を持続的な観光振興につなぐ、それを通じて観光消費額の拡大につながる、そうした仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(観光振興スポーツ部長小西繁雄君登壇)

○観光振興スポーツ部長(小西繁雄君) まず、通訳ガイドを今後どのように育成していくのかとのお尋ねがございました。

本県への外国クルーズ船は、今年度も100隻程度の寄港が予定されており、多くの外国人観光客が県内各地を訪れるものと見込んでおります。こうした観光客の皆様に高知での旅を満足して

いただくためには、本県の文化や歴史、食、自然などの魅力を分かりやすく外国語でお伝えするガイドの役割が大変重要と考えております。

このため、県では、通訳ガイドのスキルに加えて、本県の歴史や伝統文化などを学ぶ地域通訳案内士の育成研修を実施しており、現在133名の方に登録をいただいております。

地域通訳案内士の登録者は増加する一方で、クルーズ船の現場では大型バスツアーに対応する方が限られており、県内だけでは必要な人数を確保できないといった状況がございます。県が行った地域通訳案内士への聞き取り調査では大型バスツアーのガイドを行うことに対し、一度に多くの観光客を案内する自信がない、時間管理や安全管理に不安があるとの声があり、最初の一步を踏み出せないといった課題が見えてまいりました。

このため、今年度の育成研修では、新たに集合時間などの行程管理や危機管理のマニュアルを作成し、それを基に高知城や五台山での実際の大型バスツアーを想定した模擬研修を実施してまいります。

このように、地域通訳案内士の不安を取り除き、現場での活躍を後押ししていくことで、クルーズ客の満足度を高めてまいります。

次に、クルーズ客の観光ルートをどのように拡大していくのか、お尋ねがございました。

クルーズ船は、県内で観光できる時間が6時間程度に制約されるケースが多いことから、高知市中心商店街を自由に観光するフリープランや、大型バスで港から比較的近い観光地を巡るツアーが主流となっております。

県では、観光ルートを拡大するため、広域観光組織などと定期的に協議を行い、効率的に周遊できるモデルコースづくりや、団体客の受入れが可能な施設の掘り起こしなどを行っているところです。また、観光コンベンション協会と

連携し、船会社や旅行会社へのセールスやモニターツアーの実施、旅行会社と広域観光組織との商談会の開催を継続的に行っております。

こうした取組を重ねてきた結果、現在の訪問先は、高知城や桂浜の定番コースに加えて、東部ではモネの庭や室戸世界ジオパーク、中部では絵金蔵や酒蔵見学、西部では佐川町や名越屋沈下橋など、県内50か所以上にまで広がってまいりました。

今後は、こうした取組に加えて、台湾の定期チャーター便の大型バスツアーで人気のある隈研吾建築群や、ごめん・なはり線の車窓観光など、船会社や旅行会社に積極的に提案してまいります。このようにして、引き続きクルーズ客の観光ルートの拡大を図り、クルーズ船の効果が県内各地に広がりますよう取り組んでまいります。

（農業振興部長橋本卓夫君登壇）

○農業振興部長（橋本卓夫君） まず、プロイラー産業を核とした産業クラスター形成の可能性についてお尋ねがございました。

プロイラー産業を核とする産業クラスターは、生産者をはじめ、飼料会社や食肉事業者など地域の関係事業者が連携し、それぞれの強みを生かしながら、付加価値の向上や地域内での経済循環につなげていく取組であります。

こうした取組は、プロイラー産業の振興に大きく寄与するものと考えますが、本県のプロイラー農場は中小規模の経営体が大部分を占め、飼育規模や経営状況なども異なることから、県内一律に展開するには一定の時間を要するものと考えています。

一方で、こうした取組は、農林水産省の進める畜産クラスター事業の方向性と共通するものであります。お話のあった大月町では、令和2年度に畜産クラスター計画が策定され、この計画に基づき、スマート畜産技術の導入や飼料用

米の活用、ブランド鶏の流通など、生産から流通まで関係事業者が連携した取組が進められているところです。

このため、まずは大月町における畜産クラスターの取組を着実に推進し、その成果やノウハウを蓄積しながら、各地域の実情に応じた情報提供や技術導入支援などを通じて取組の拡大につなげてまいります。

次に、大月町での先進的なスマート畜産の取組をどのように横展開するのかとのお尋ねがございました。

大月町の大規模ブロイラー農場では、餌や飲み水の管理に加え、温度や湿度などの飼育環境も一元的に管理する先進的なシステムが導入されています。例えば餌については、貯蔵タンクの残量や鳥の食べる量を24時間監視して、餌の補充を自動で行うほか、食欲の低下などの異常を早い段階で把握できるシステムとなっており、効率的な飼育管理と生産性の向上につながっています。

一方で、先ほど申し上げましたとおり、県内のブロイラー農場は中小規模の経営体が大部分を占めていますので、大月町の先進事例をそのまま導入するのではなく、それぞれの農場の規模や経営に合った技術を取り入れていくことが大切であると考えています。

このため、県では、県内外の優良事例について各農場の実情に応じて情報提供や研修を行うとともに、国や県の事業によりスマート技術の導入を支援しているところです。こうした取組により、奈半利町や中土佐町の農場では、餌や飲み水の補給を自動で行う装置や空調の管理システムが導入されています。

今後も、優良事例で得られた知見を広く共有するとともに、各農場に合ったスマート技術の導入を着実に進めることで、県内ブロイラー産業全体の生産性の向上と経営基盤の強化につな

げてまいります。

（文化生活部長依光香代子君登壇）

○文化生活部長（依光香代子君） まず、食べ残し持ち帰り促進ガイドライン及びmottECOについてお尋ねがございました。

このガイドラインは、宴会や外食時の食べ残しの持ち帰りについて、飲食店と顧客の双方の注意事項を整理して衛生面などのリスクの低減を図ろうとするものです。また、mottECOは、印象に残るキャッチフレーズと愛らしいロゴにより持ち帰りを啓発するものです。いずれも、食べ残しを発生させないための意識の変化や行動につなげる効果的な取組だと考えております。

一方で、飲食店の方々からは、持ち帰りに対して慎重な御意見もいただいております。特に宴会などでは、刺身など持ち帰りに適さない料理が多いことや、飲酒状態のお客様に持ち帰りは自己責任で行っていただくことを伝えることが難しいなど、持ち帰りはリスクや負担が大きといった課題をお聞きしています。

県では、持ち帰りなどの取組を高知県食品ロス削減推進計画に位置づけ、ホームページなどにより、ガイドラインやmottECOの周知を図ってきたところです。今後は、課題も踏まえまして、飲食店などが行っているよい事例などを収集して広報することで取組を促していきたいと考えております。

次に、外食時の食品ロス削減に向けた取組についてお尋ねがございました。

外食時の食品ロス削減については、飲食店、顧客の双方が適量を注文し提供することを心がける食べ切りと、食べ残しの持ち帰りが有効な方法とされています。

このうち、持ち帰りについては先ほど申し上げた課題もあることから、県としましては、まずは飲食店、顧客の双方の負担が少なく取り組みやすい、食べ切りの推進に重点を置いて取り

組むこととしております。具体的には、宴会における乾杯から30分間とお開きの前の10分前は御自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らすことを目的とした3010運動について、今年度ポスターなどの啓発物を作成し、飲食店や宴会場などに配付して普及啓発を図ります。

また、議員からお話のありました高知市の食べきり協力店登録制度は、食べ残しの削減に積極的に取り組む飲食店などをホームページで紹介し、お店選びの参考にするよう呼びかけているものです。

県としましては、3010運動の推進とともに、高知市の制度も参考に、より効果的となるような普及・啓発を進めていきます。こうした取組により、県民や飲食店などの皆様の食品ロス問題への理解と積極的な行動を促し、食品ロスの削減に取り組んでまいります。

（土木部長横地和彦君登壇）

○土木部長（横地和彦君） 測量設計等の委託業務における入札参加の考え方と、現在の入札制度をどのように評価しているのかについてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

県が発注いたします測量設計委託業務における入札参加につきましては、議員からお話がありましたとおり、受注機会の確保、県内経済への波及、技術力の維持・向上という観点から、まずは県内事業者への発注を優先することを基本としております。

このため、発注案件の技術的難易度に鑑み、県内事業者で履行可能な案件につきましては、県内事業者のみを対象とした競争入札を原則としております。ただし、一定の技術力が必要な案件で、県内事業者だけでは履行可能と見込まれる事業者の数が限られる場合には、入札不調を回避する観点等から、県外事業者の参加を認める場合もございます。

このように、県内事業者の受注機会を最大限確保することを念頭に入札参加要件を設定しておりますことから、現在の入札制度はおおむね妥当であるというふうに考えております。なお、この入札制度につきましては、固定的なものではなく、県内事業者の技術力向上の状況などを見極めながら適時見直しを行っていく必要があるものと考えております。

今後におきましても、関係団体等の御意見も伺いながら、県内事業者の受注機会のさらなる確保や県内経済への波及、技術力の維持・向上につながる入札制度となるよう努めてまいります。

（教育長今城純子君登壇）

○教育長（今城純子君） まず、県立高校における入学後の学力格差、また学習支援や高校教育の質の維持、教員の負担軽減に向けた対応についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えします。

高校入学後に各校で実施する学力定着把握検査において昨年度、義務教育の学び直しが必要とされるいわゆるD3層の生徒は、県全体で18.8%という結果になっています。このことから、義務教育段階の学習が改めて必要な生徒が一定数在籍しており、多様な学力層の生徒への対応に当たる教員の負担も推察されるところです。

このため、各学校では、習熟度別授業による学力に応じた指導に加え、授業の中で生徒の学びをサポートする学習支援員の配置や、生徒の理解度に合わせた学習ができるデジタルドリルの活用などを通して、基礎学力の定着に取り組んできています。さらに、本年度からは、生徒の学習意欲の向上や学習習慣の定着を目的として、退職教員や大学生などが放課後に定期的な面談や個別支援を行うエンカレッジティーチャー事業もスタートさせたところです。

今後も、これらのICTや学習支援員等の外

部人材も活用した取組を通じて、教員の負担軽減を図りながら、入学後の生徒の学習支援を行ってまいります。

次に、高校入学後の生徒支援の在り方についてお尋ねがございました。

県立高校では、これまでも生徒一人一人の個性や学力状況等を踏まえながら、卒業後の進路を意識した丁寧な指導・支援を行ってきています。特に高校への入り口段階では、中高の円滑な接続のため、高校入試の合格発表後、高校の教員が中学校に学校生活の様子などについて聞き取りを行い切れ目のない支援に役立てています。また、定期的に生徒支援会議を開催し、教員間で生徒の生活面や学習面についての情報共有や支援策の検討など、きめ細かい生徒支援の実施につなげています。

今後も、各校において個々の生徒に寄り添いながら、それぞれの卒業後を見通し、学力の定着や向上を図るとともに、キャリア教育等を通じて、社会を生き抜く力の育成に取り組んでまいります。

次に、不登校児童生徒の出席扱い等に関する制度について、市町村や学校にどのような周知や指導を行ってきたのか、お尋ねがございました。

不登校児童生徒の出席扱い等に関する制度は、自宅や学校外の施設等で行う学習において一定の要件を満たす場合には、学校長の判断により出席扱いとすることができるものです。

県教育委員会は、この制度について国の通知を周知した上で、市町村教育長や学校長、教職員に対して会議や研修の場で、制度の趣旨や留意事項を繰り返し発信してまいりました。加えて、学校現場での運用を支援するため、令和7年3月には高知県版のガイドラインを策定しました。その中で、教育支援センター、フリースクール、自宅等での学習による出席の取扱いや

I C T活用の例を明記し、制度の一層の活用を促してまいりました。さらに、保護者に対しては、この制度の理解を促すため、本年4月に文部科学省が作成したリーフレットを各市町村や県立学校を通じて配付しています。

引き続き、全ての学校でこの制度が適切に運用されるよう、制度の趣旨の理解促進に向けて取り組んでまいります。

次に、実際にI C Tを活用した学習活動により出席扱いとした事例についてお尋ねがございました。

児童生徒が自宅等で行う学習を出席扱いとするためには、学校と保護者が密接な連携を保っていることや、教員による定期的な対面指導を通じて学校側も当該児童生徒の学習活動の状況を把握していることなどが求められます。

本県においては、こうした要件を踏まえ、児童生徒が市町村の教育支援センターにおいて学校のオンライン授業を視聴したことを出席扱いとした例や、家庭においてA Iドリルなどの課題に取り組んだ学習活動を出席扱いとした例などがございます。

次に、不登校児童生徒に対するI C Tを活用した学習活動をどのように進めていくのか、お尋ねがございました。

不登校児童生徒に対しては、一人一人の学びの機会を確保するため、I C Tの活用が有効と考えております。

このため、県教育委員会では、校内サポートルームや市町村の教育支援センター、自宅などの多様な場において、1人1台端末を用いた課題のやり取りやオンライン学習などを推進してまいりました。これに加えて、令和7年度からは心の教育センターで、オンライン上の仮想空間であるメタバースを活用した取組を開始しました。メタバースの中では、子供たちが分身となるキャラクターを用いて、スタッフの支援の

下、個人での学習や交流活動などに自分のペースで取り組むことができます。

県教育委員会としては、今後も一人一人の状況に応じてICTを有効に活用し、誰一人取り残さない学びの保障に向けた重層的な支援の充実を図ってまいります。

次に、県立高校再編に関して、地域維持の観点をどのように位置づけているのか、また小規模校を地域の拠点として地域活性化にどのようにつなげていくのかとお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えします。

高校は地域における重要な生活基盤の一つであると考えております。特に中山間地域においては、高校の存続が地域の維持にも関わる大変重い意味を持つものと認識しております。

そのため、中山間地域等の小規模校では、地域コンソーシアムを構築し、学校の存続のため、市町村による支援や地域の協力をいただき、アクションプランを実行しています。

例えば室戸高校は、海外に一番近い高校を打ち出し、室戸市の支援を受けながら、香港やマレーシアなどジオパーク関連の都市との国際交流を推進しています。また、窪川高校は、国からDXハイスクールに指定され、四万十町の協力も得ながら、高度な情報機器を備えたラボを設置し地域の方と協働して先端的な教育に取り組んでいます。

こうした魅力化、特色化の取組により、県立高等学校振興再編計画策定以前と比較して入学者数が増加している学校もあり、地域のにぎわい創出にもつながっています。

県教育委員会としては、このような成果のあった好事例を地域コンソーシアムで共有、普及することで、地域の活性化につなげてまいります。

次に、県立高校の部活動の魅力化に関し、その現状と今後の取組についてお尋ねがございました。

議員からお話のありました窪川高校における野球部の復活など、部活動が活性化することは、学校の魅力や特色を高め、地域にも活力をもたらすものだと考えております。

現在、県内では多くの高校で、市町村や地域と連携した部活動の活性化に取り組んでおります。例えば、四万十川の豊かな流れを生かした中村高校西土佐分校のカヌー部や、専門性を持った地域の人材を生かした清水高校のテニス部などでは、全国大会に出場するといったすばらしい活躍を見せています。また、大方高校では、地元自治体による外部指導者の招聘により、女子サッカー部が注目され入学者数も増加しています。

県教育委員会としては、こうした各校の部活動の魅力化を後押しするため、専門的指導のできる外部指導者の配置やクラウドファンディングによる環境整備に努めています。また、本年度は、地元市町村が行う各校の部活動を活性化するための取組に対する財政支援を拡充するとともに、地域づくりの専門家による伴走支援も行うこととしております。

今後も、部活動のさらなる魅力化に向け、地元市町村と連携して取り組んでまいります。

次に、学校における情報セキュリティ対策の確保に向けた取組についてお尋ねがございました。

校務のデジタル化が進む中、個人情報など重要な情報資産を保護しながら安全・安心に教育活動を行うためには、情報の適正な取扱いに関するルールを確立することが必要です。

このため、県教育委員会では、昨年度県立学校における情報の取扱いの基本的なルールとして高知県版の教育情報セキュリティポリシーを策定し、その確実な遵守を促してきたところです。また、各市町村教育委員会に対しても、情報セキュリティポリシーを策定する必要性や

県のポリシーの内容を丁寧に説明するなどの支援をしております。

さらに、不正アクセス被害の防止の観点から、県教育委員会では、県内での事案の発生や警察からの情報提供を受けて各県立学校や市町村教育委員会への迅速な情報提供に努めてまいりました。今回の高知市内の小学校で生じた事案に際しても、事案の発覚後速やかに県内の学校等に注意喚起を行うとともに、高知県警の協力を得て被害が多発している不正アクセスの手口に関する資料の提供を行っております。

今後も、学校における情報セキュリティ対策の徹底を図るため、各学校や市町村からの相談に丁寧に応じるとともに、警察等の専門機関と連携して、最新の知見の収集、発信等に努めてまいります。

最後に、小規模な市町村教育委員会における情報セキュリティ対策への支援についてお尋ねがございました。

小規模な市町村教育委員会においては、情報資産の取扱いなどについて、所管する学校から寄せられる専門的、技術的な相談への対応が難しい場合も考えられます。

このため、県教育委員会では、各市町村教育委員会から日常的に情報セキュリティやデータの取扱いに関する相談を受け付けており、今後とも丁寧に課題の解消に協力してまいりたいと考えています。また、学校現場で実際に個人情報を含むデータを取り扱う各教職員に対しては、教職員の経験年数ごとに実施する悉皆研修の中で、遵守すべきサービスの一環として情報セキュリティ意識を向上させるよう取り組んでいます。

県教育委員会としては、各市町村において十分な情報セキュリティ対策が講じられるよう支援することは大変重要と考えており、各市町村のニーズもお聞きしながら、より効果的な支

援の在り方を引き続き研究してまいります。

(警察本部長岩田康弘君登壇)

○警察本部長(岩田康弘君) まず、客引き行為への対策の現状等についてお尋ねがございました。

県警察では、客引きについて、令和6年、令和7年ともに、高知県迷惑防止条例違反で2件、2名の被疑者を検挙しており、本年2月には検挙した客引き被疑者の供述を端緒として、当該被疑者に違法な客引きを行わせていた風俗営業店の営業者を無許可営業及び客引きの事実により検挙するなど、客引きと共生関係にある店舗についても取締りを実施しております。

また、風俗営業店に対しては、立入りを実施し禁止事項や遵守事項等の違反があれば厳正な対処を実施しているところではありますが、客引きへの苦情をはじめとする繁華街の治安を危惧する声を受け、令和7年には県下の社交飲食店に対し54件の立入り、35件の行政処分を行っております。

このほか、客引き行為を抑止するため、令和6年からゴールデンウィークや年末等、人出が多い時期を選定し、高知市中心部の繁華街において制服警察官による警戒活動を実施しており、本年6月には移動交番車を活用し、客引き行為に対する注意喚起を行っております。

県警察としては、関係法令に基づき、悪質な客引きの取締りを一層強化するとともに、風俗営業店等に対する立入りを積極的に実施するほか、高知市や商店街と一体となった各種の広報啓発活動などにより、客引き行為の抑止を含め、繁華街の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、高知市が検討している条例をめぐる高知市との連携についてお尋ねがございました。

高知市は独自条例の制定を検討しており、県警察としては当該条例の制定に向けた勉強会に参加し、県警察で把握している客引き行為等が

行われた区域等について高知市と情報共有を図っているところでございます。

今後とも、当該条例が客引き行為等の抑止に実効性のあるものとなるよう、繁華街における客引き行為等の実態把握に努め、情報共有を行うなど、高知市と連携してまいります。

最後に、風俗案内所の届出制度の構築についてお尋ねがございました。

近年、高知市中心部の繁華街において、無料案内所と称する社交飲食店等の風俗営業店への案内所が増加しております。これら風俗案内所への客引き、勧誘行為については、現行の高知県迷惑防止条例第8条違反が適用され得るものであり、また無許可の風俗営業店への顧客を紹介するなどの行為は風営適正化法違反となります。

県警察としては、違法行為を助長するなど悪質な風俗案内所についてはあらゆる法令を駆使して取り締まるなど、客引き行為等の抑止に努めてまいります。その上で、他府県において運用中の風俗案内所の届出制度に係る条例について、客引き行為等の抑止の観点から、有効性、実効性について調査研究してまいりたいというふうに考えております。

○9番（上田貢太郎君） 執行部の皆様方には本当にそれぞれ前向きで丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございました。2問目はいたしません、2点要望させていただきたいと思っております。

1点目は、ジョン万放送による効果を最大限生かすための官民の取組についてでございます。2028年、NHKの大河ドラマが始まってジョン万が大ブームになって、幡多地域に多くの観光客が流れても、飲食・宿泊施設が足りないという問題が発生します。

そこで今、清水、あしずり港に客船を浮かべて観光客を受け入れるプランを経済同友会のメ

ンバーと今進めております。あしずり港は、過去には6,000トン級のフェリーの受入れ実績もありますし、水深も4.5メートルほどと確認できておりますから、中型の船なら問題はないと考えます。これが成功すれば、今後国内各地で行われるイベントにも提案できますし、災害時の海上避難訓練も兼ねた大変意味のある試みと私は捉えております。県として、でき得る限りの協力体制をぜひお願いしたいと思います。

それともう一点、客引き、ぼったくり問題について。実は私2度被害に遭っています。高知県内ではないですけれども国内、海外で2回遭いまして、本当に命の危険を感じました。そういったことで、先ほど本部長からは前向きな答弁をいただきましたけれども、今回のこの高知市が制定する、検討している条例が、本当に、形だけのものに終わることのないように、ぜひ連携を取っていただくことをお願い申し上げます。

以上、全ての質問といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（明神健夫君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明3日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時17分散会

令和8年7月3日（金曜日） 開議第5日

出席議員

1番 浜口卓也君
 2番 竹内健造君
 3番 戸田宗崇君
 4番 上治堂司君
 5番 桑鶴太朗君
 6番 土森正一君
 7番 榎尾絢子君
 8番 久保博道君
 9番 上田貢太郎君
 10番 今城誠司君
 11番 金岡佳時君
 12番 下村勝幸君
 13番 田中徹君
 14番 土居央君
 15番 横山文人君
 16番 西内隆純君
 17番 加藤漠君
 18番 弘田兼一君
 19番 明神健夫君
 20番 三石文隆君
 21番 畠中拓馬君
 22番 依光美代子君
 24番 西森美和君
 25番 寺内憲資君
 26番 西森雅和君
 27番 樋口秀洋君
 28番 水野雪絵君
 29番 岡崎哲也君
 30番 岡田竜平君
 31番 坂本茂雄君
 32番 はた愛君
 33番 細木良君
 34番 岡田芳秀君
 35番 岡本和也君
 36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 西森裕哉君
 総合企画部長 小笠原直樹君
 理事（人口減少・中山間担当） 濱田憲司君
 総務部長 永渕智大君
 危機管理部長 江渕誠君
 健康政策部長 藤野晋太郎君
 子ども・福祉政策部長 近藤由佳君
 文化生活部長 依光香代子君
 産業振興推進部長 濱田美和子君
 商工労働部長 大原英樹君
 観光振興スポーツ部長 小西繁雄君
 農業振興部長 橋本卓夫君
 林業振興・環境部長 坂田省吾君
 水産振興部長 山下修君
 土木部長 横地和彦君
 会計管理者 池上隆章君
 公営企業局長 中嶋真琴君
 教育長 今城純子君
 人事委員長 門田純一君
 人事委員会会長 澤田昌宏君
 公安委員長 松尾晋次君
 警察本部長 岩田康弘君
 代表監査委員 和田廣男君
 監査委員 梅森実君
 監査局長

事務局職員出席者

事務局 長 猪 野 貴 之 君
事務局 次 長 大 崎 和 幸 君
議 事 課 長 飯 田 志 保 君
政策調査課長 溝 渕 松 男 君
議事課長補佐 谷 内 恵 美 君
主 幹 元 吉 博 子 君

議 事 日 程（第5号）

令和8年7月3日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和8年度高知県一般会計補正予算
第 2 号 職員の給与に関する条例等の一部を
改正する条例議案
第 3 号 公益的法人等への職員の派遣等に関
する条例の一部を改正する条例議案
第 4 号 高知県税条例の一部を改正する条例
議案
第 5 号 高知県地方活力向上地域における県
税の特例措置に関する条例の一部を
改正する条例議案
第 6 号 高知県指定障害児通所支援事業者等
が行う障害児通所支援の事業等の人
員、設備及び運営に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例議
案
第 7 号 高知県認定こども園条例等の一部を
改正する条例議案
第 8 号 高知空港国際線ターミナルビルの指
定管理者の指定に関する議案
第 9 号 県有財産（災害対応車両）の取得に
関する議案

第 10 号 国道494号（第二川ノ内組橋上部工）
防災・安全交付金工事請負契約の締
結に関する議案

報第1号 令和7年度高知県一般会計補正予算
の専決処分報告

報第2号 高知県税条例等の一部を改正する条
例の専決処分報告

第 2 一般質問

（1人）

午前10時開議

○議長（明神健夫君） これより本日の会議を開
きます。

質疑並びに一般質問

○議長（明神健夫君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「令和8年度高知県一般会
計補正予算」から第10号「国道494号（第二川ノ
内組橋上部工）防災・安全交付金工事請負契約
の締結に関する議案」まで並びに報第1号「令
和7年度高知県一般会計補正予算の専決処分報
告」及び報第2号「高知県税条例等の一部を改
正する条例の専決処分報告」、以上12件を一括議
題とし、これより議案に対する質疑並びに日程
第2、一般質問を併せて行います。

20番三石文隆議員。

（20番三石文隆君登壇）

○20番（三石文隆君） お許しをいただきました
ので、まず初めに知事の政治姿勢についてお尋
ねいたします。

本県の人口がこの10年で1割以上、特に34歳
以下の若年人口が約2割も減少するという極め
て深刻な危機感の下、知事は人口減少への適応

策として4 Sプロジェクトを打ち出されました。この賢い縮小という理念に接したとき、私は土佐が誇る先駆者、野中兼山のハマグリの逸話を思い起こさずにはいられませんでした。兼山は、江戸から持ち帰った貴重なハマグリを目先の空腹を訴える人々の前で土佐の海に投げ入れました。これは今食べるためではなく、末代までの土産、子や孫たちへの土産である。この言葉に凝縮された、目先の利益にとらわれず、100年後の豊かさを思う利他の精神こそ、まさに4 Sプロジェクトが目指す地域づくりの原点ではないでしょうか。

現在、知事が進めようとしている消防の広域化などは、短期的には縮小や負担という形を伴いますが、持続可能な高知県を次世代に引き継ぐための令和の種まきであり、賢明な決断であると私は確信をしております。

しかし、歴史は同時に厳しい教訓も教えてくれます。兼山が築いた山田堰などの大事業は、後世に計り知れない恩恵をもたらした一方で、完成まで26年もの歳月を要する中で、当時の民衆からは重い負担に対する非難の声が上がり、それが兼山の悲劇的な失脚の一因となったという指摘も無視できません。

4 Sプロジェクトが対象とする分野は、県民の命と暮らしに直結するものです。対象地域の住民にとっては、自分の地域が切り捨てられるのではないかという切実な不安を伴うものでもあります。大いなる理想を掲げ、大きな改革を断行するときほど現場との摩擦は激しくなります。だからこそ、知事には、不安や反対の声すらも、未来をよくするための産みの苦しみとして包み込み、数十年後の県民から、あのときの決断があったから今の高知があると語り継がれるような、不朽の成果として成し遂げていただきたいと強く願います。

知事は、今後県民の不安とどのように向き合

い、合意形成を図っていくのか、困難な時代に立ち向かう政治家としての合意形成の哲学をお聞かせください。

次に、カスタマーハラスメント対策について質問いたします。

改正労働施策総合推進法により、本年10月から全企業でカスタマーハラスメント対策が義務化されます。先行して方針を定めている東京都によると、令和6年度に実施した実態調査の結果、職員の約半数が過去3年間にカスタマーハラスメントを受けたと回答しています。一部の利用者や関係者からの過度な要求、あるいは威圧的な言動により職員の尊厳や心身の健康を著しく損なう実態が浮き彫りになっています。

本県においても県庁職員が同様の苛酷な状況に置かれ、疲弊し切っていることは想像に難くありません。高知県庁は、本年3月にカスタマーハラスメント対応基本方針を策定していますが、本県職員の被害実態をどう認識し、今回の方針策定に至ったのか、副知事にお伺いいたします。

この方針は、単なる事務的なマニュアルであってはなりません。今、求められているのは、副知事自身が旗を振り、不当な要求には組織として毅然と対応する、職員は私が守るという強いメッセージを全ての関係者に発することではないでしょうか。

東京都の基本方針では、対象となる来訪者などに議員も含まれていることが明記されました。私たち議員には県民の負託を受けた監視責務がありますが、度を超えた資料提出の要請や、長時間にわたる説明要求などは公務を停滞させ、職員の勤務環境を破壊するカスタマーハラスメントになり得るという自覚を私自身もしっかりと持ち、自らを律する決意であります。

この基本方針を議員も含めた関係者に対しどのような具体的な手段を持って周知徹底し、意識改革を図っていくおつもりか、副知事の御所

見をお伺いいたします。

次に、教育現場における対応について伺います。現在、教職員が保護者などからの過度な要求にさらされ、心身ともに疲弊している状況は極めて深刻です。教員の成り手不足が加速する中、対策は一刻の猶予も許されません。

一方、念頭に置くべき点があります。それは、学校現場は一般のサービス業とは異なるということであります。相手は不特定多数の顧客ではありません。日々の教育活動は、保護者や地域の方々との顔の見える信頼関係の上に成り立っております。私も中学校教員時代は校区を自転車で回り、保護者や地域の方々に積極的に声をかけるなど、日々の何げない会話を積み重ねることを大切にしてきました。

先行する東京都教育委員会では、不当な担任変更や教員の異動要求、成績評価や内申点に関する不当な要求を明確にカスタマーハラスメントと定義し、具体例として、学校内での無許可撮影や長時間の居座りなども列挙されています。一部の過剰な権利意識や、お客様意識による不当な攻撃が、教育の土台である信頼関係に深刻な亀裂を生じさせていると言わざるを得ません。

学校現場出身である教育長が自ら旗を振り、現場の先生方が一人で抱え込まず、組織として対応できる学校版カスタマーハラスメント対応指針を早急に策定すべきであると考えますが、具体的な内容や策定スケジュールについて教育長にお伺いいたします。

次に、昭和100年事業について質問いたします。

本県では本年度、昭和100年記念事業実施委託料として約930万円を計上し、記念式典や若者参加型イベントを開催するとお聞きしております。

私は、本事業の目的である本県の歴史や未来に関心を高める機運醸成を真に達成するためには、次の100年を見据え、日本人が古来より大切にしてきた不易の価値を次世代の糧として受け

継いでいくことが不可欠であると考えております。不易とは、時代がいかに移り変わろうとも、決して失ってはならない日本人の美德です。それは、親を敬い、家族を大切にす慈しみの心であり、他者を思いやり、社会のために尽くす奉仕の精神にほかなりません。

今回の事業を単なる一過性のイベントに終わらせてはなりません。先人が守り抜いてきた歴史や伝統文化にいま一度立ち戻り、日本人として、また高知県民としての誇りと自信を取り戻すこと。これらを次の100年へと語り継ぐことはできないでしょうか。

教育は国家百年の大計と言われます。そのためにも教育委員会と緊密に連携を図り、若者の感性に響く具体的なアプローチを検討すべきと考えますが、本事業の進捗状況と今後の施策の在り方について総合企画部長にお伺いいたします。

次に、こども食堂について質問いたします。

県内各地で取組が進むこども食堂は、地域の大人が孤食になりがちな子供や保護者に無料または安価で食事を提供する活動であります。私は、この取組自体を否定するものではありません。経済的に困難な状況にあるなど、真に支援を必要とする御家庭にとって、地域の見守りや居場所づくりとしての側面は有効な取組であると評価するものであります。

しかし、直近令和5年6月議会において警鐘を鳴らしたとおり、月1回程度の食事提供で子供の日々の暮らしを根本から変えられるかという疑問が残ります。安易な拡大は、結果として家庭教育の弱体化を招きかねません。NHKの番組「ダーウィンが来た！」などでも紹介されるように、野生の生き物たちは、自分が飢えてでも我が子に獲物を運び、心血を注いで育て上げます。私たち人間もまた生き物である以上、この自らの手で我が子を育むという営みこそが、

種を問わず、親子の絆を深める愛情の根源ではないでしょうか。

もちろん家庭には様々な事情があり、地域の支援が必要な場面があることは重々承知しております。しかし、教育基本法第10条に定められた保護者の第一義的責任を鑑みれば、生活習慣や自立心を育む教育の原点が家庭にあることは明白であります。中途半端な優しさは、本来向き合うべき家庭の課題を先送りさせ、親子の絆を断ち切る行為になりかねません。

こども食堂を利用している保護者に対して、親の第一義的責任を改めて自覚していただくための啓発をどのように行っているのか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

こども食堂の到達目標とは、実施箇所の増加ではなく、むしろ家庭の教育力を高めることによって、最終的にはそれを必要としなくなる家庭を増やすことにあると私は考えております。

こども食堂の具体的な出口戦略をどう描いているのか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

次に、幼児教育について質問いたします。

私は、教育とは不易流行、すなわち時代に応じて柔軟に変化するものと、時代がどれほど変わろうとも変えてはならない本質との調和であると考えております。

今日、教育現場ではICT活用など新しい学びが進められております。しかし、その土台となる人としての根っこを育てる教育の重要性は、時代が変わっても決して変わるものではありません。そして、その人格形成の土台を培う最も重要な時期が乳幼児期であります。例えて言うならば、法隆寺の五重塔であります。1,300年以上もの間、その姿を保ち続けているのは、目には見えない地中深くに強固な基礎が築かれているからであります。人間も同じであり、乳幼児期に築かれた土台は、その後の人生全体を支え

る基盤になります。

近年、学力や認知能力だけでなく、自己肯定感や感情をコントロールする力、他者を思いやる力といった、いわゆる非認知能力の重要性が指摘されています。こうした力もまた乳幼児期の関わりの中で育まれるものであると考えます。

人格形成の土台となる乳幼児期の教育は、子供のその後の人生にどのような影響を与えると認識されているのか、その教育的意義について教育長の御所見をお伺いいたします。

また、子供にとって最大のお手本は保護者にほかなりません。オオカミに育てられた子はオオカミのように育つと言われるように、人は乳幼児期に接した環境から大きな影響を受けます。だからこそ、保護者の関わりは人格形成に極めて重要であると考えます。

共働きや地域とのつながりの希薄化などにより、保護者自身も孤立や不安を抱えながら子育てをしている現状があるからこそ、親育ちの取組を充実強化していくことが必要であると考えますが、今後の展開について教育長にお伺いいたします。

次に、本県の交通マナーについて質問いたします。

私は、令和4年9月議会において、信号機のない横断歩道における歩行者優先の定着について質問いたしました。令和5年時点の本県の一時停止率は35.3%、全国35位という低迷した状況にありました。直近のデータを見ますと、令和6年には42.2%、令和7年には54.8%。この1年間での上昇幅は全国第3位という極めて優れた成果が見られます。これまで県警察が粘り強く展開してきた活動が着実に実を結んでいるものと高く評価いたします。

そして、何よりも私は、この数字の向上は単なる交通ルールの遵守にとどまらず、本県の未来に向けた教育の好循環を生んでいると考えて

おります。大人が横断歩道で範を示す姿を見て、子供たちは守られているという安心感とともに、感謝の心とルールの大切さを学びます。止まってくれたドライバーに対し子供たちが会釈を返す光景も増えており、こうした心の交流こそが次世代の優良ドライバーを育てる明るい兆しにほかなりません。

この1年間で大幅に停止率上昇を成し遂げた要因分析と、この改善傾向を県民文化として定着させるための今後の展開について警察本部長にお伺いいたします。

次に、高知市の学力向上対策について質問いたします。

高知市には県内の児童生徒の約半数が在籍しており、県全体の教育水準の向上に大きな影響があります。県は、平成30年度から高知市学力向上推進室に小中学校課の指導主事を派遣して集中的な訪問指導を行ってきました。1つの市町村に県から多くの指導主事を派遣するのは異例中の異例であり、あくまで緊急的な対応であったはずです。

高知市学力向上推進室への派遣指導主事による成果や課題をどう整理し、本年度はどのような支援を行っているのか、教育長にお伺いいたします。

また、高知市が抱える課題対応策として、高知市と高知市以外の教員の人事交流を強力に行うべきであると考えますが、その現状を教育長にお伺いいたします。

次に、学習指導要領の改訂について質問いたします。

現在、約10年に一度の改訂に向け、中央教育審議会で論議が進められています。令和7年9月の論点整理では、主体的・対話的で深い学びの実装、多様性の包摂、実現可能性の確保の3つの柱が示されました。また、目的として、自らの人生をかじ取りし、持続可能な社会のつく

り手となる子供たちを育むことも示されています。

こうした方針に基づき、小中学校における調整授業時数制度の創設といった教育課程編成の柔軟化が打ち出されましたが、私はこれに対する現場の受け止め方に強い危機感を抱いております。それは、この方針が授業時数が減って負担が軽くなるといった制度の表面的な理解にとどまっている節が否めないからであります。

今回の柔軟化の真の狙いは、単なる業務負担の軽減ではありません。生み出された時間を裁量的な時間へと昇華させ、教育課程の質的転換に向けた余白を創出することにあります。

改訂の方向性が明らかになっている今こそ、柔軟な教育課程編成の研究実践に着手をし、その真の狙いの理解を深めるとともに、成果を学校現場に浸透させていく必要があると考えますが、その具体策について教育長にお伺いいたします。

次に、高校教育改革に関して、まず高校入試について質問いたします。私は令和6年6月議会において、本県の高校入試を早期に改革すべきであると提言をいたしました。その際、学校ごとに柔軟な選抜方法を導入している岩手県などの事例を引き合いに出し、生徒一人一人の多様な可能性を伸ばし、適切な進路選択に資する入試の必要性を訴えました。入試改革に着手することは、本県の子供たちの学びがいかにあるべきか、どのような資質、能力を育むかといった本県教育の根幹を問うことにほかないと確信をしております。

しかし、県教育委員会の取組は目に見える形で進展しているとは言い難く、ほかの都道府県のスピード感と比較すれば強い焦燥感を抱かざるにはおれません。私が改革の加速を重ねて主張するのは、全国的な評価の物差しの多角化が想像以上の速さで進んでいるからであります。

例えば、徳島県では令和11年度から学区制撤廃を決定しました。和歌山県でも特色化選抜を拡大するなど、全国での動きは止まりません。

翻って本県を見てみますと、昨年度中山間地域の学校など10校、実施されたこうちフロンティア募集は、学力検査に依存せず、面接や論文、プレゼンテーションなどで多角的に評価をし、時期を1月に前倒しするという画期的なものでした。この試みは、県外からの受審者増加を招くなど、本県教育の新たな魅力を提示する一定の成果があったと認識をしております。

一方で、中学校の校長や教諭から、早期に合格が決まることで学習意欲が低下する生徒がいるといった副作用を懸念する声が上がっています。しかし、私は、中学校の教壇に15年間立っていた者として、あえて申し上げたい。それは入試制度の欠陥ではありません。合格を学びのゴールとしてしか位置づけられない、これまでの進路指導や入試点数のみを学力と定義してきた既存の教育システムそのものが抱えている構造的な課題であります。

合格後に学びが止まるのであれば、それは主体的に学習を調整する力や、自身の人生と学びを接続させるキャリア教育が十分に機能していないことを露呈しているにすぎません。入試を単なる出口の関門とする時代は終わりました。今こそ、子供たちが主体的に学び始めるための新たな出発点へとつくり変えるべきであります。

今回実施したこうちフロンティア募集の総括と、本県独自の入試改革の具体的な検討状況について教育長にお伺いいたします。

次に、高校改革について質問いたします。文部科学省は令和8年2月、今後の15年先を見据えた高校教育改革の基本方針、通称ネクストハイスクール構想を策定しました。これは急激な少子化や生成AIの急速な普及を背景に、従来の知識習得型教育から、生徒一人一人の個性や

探究心を伸ばす、生徒を主語にした教育への転換を目指すものであります。

さらに、これを踏まえ各都道府県において、高等学校教育改革実行計画を策定することになっています。この計画は単なる高校改革ではありません。知事部局や大学、経済団体などと共に、高校を地域のイノベーションを興す起点へと再構築するための戦略図を描いていただきたい。私は、そのような期待を抱いております。

今後、高等学校教育改革実行計画の策定をどのように進めていくのか、教育長にお伺いいたします。

私は、この高校改革には商工労働部が積極的に関わり、その知見を高校の学びに注入すべきであると考えます。例えば、工業高校の学生たちなどに県内製造業に興味を持ってもらえるような体験を高校生のうちから積ませることこそが、若者が本県産業に将来性を描き、県内定着を決意する鍵になると確信をしております。

工業、商業の分野別の境界がなくなるこれからの時代、県教育委員会の進める高校改革に対して、その専門性を発揮し、本県商工業の構造変革をリードする若者の育成にしっかりと関わっていく必要があると考えますが、商工労働部長の展望をお伺いいたします。

この項最後に、知事に質問いたします。本県が直面する最大かつ深刻な課題である人口減少、そして若者の県外流出を食い止め、未来を切り開くための高校教育改革。この転換は、高知県の産業、経済、そして地域の存続そのものを左右する県政の最重要戦略であります。これまでのように教育は教育委員会に任せるという分断された姿勢では、激変する社会に対応する人材の育成も、その人材を地域にとどめる仕組みづくりも不可能であります。知事の強力なリーダーシップによって、知事部局が持つ産業振興の知見、学校現場、そして大学の専門性を一本の太

い線でつなぐときが来ています。

高校を単なる学びの場にとどめず、産業界や大学を巻き込んだオール高知の推進体制を構築するため、知事自身はどのような役割を果たしていくおつもりか、お伺いいたします。

次に、国旗・国歌について質問いたします。

昨年度、私は県議会議長としてパラグアイ、アルゼンチン、フィリピンなどの諸外国を訪問いたしました。その中で強く感じたことがあります。それは、どの国においても自国の国旗・国歌を大切にすると同時に、他国の国旗・国歌にも深い敬意を払っていたということであります。

とりわけ、パラグアイで行われたピラポ入植65周年記念合同慰霊祭で、日本の国歌君が代を誇りを持って斉唱してくれた日系2世・3世の学生たちの姿。フィリピン姉妹県州協定提携50周年記念式典で互いの国旗を見詰め合い、国歌を斉唱し合った光景。私は国旗・国歌を尊重し合うことが国際親善の揺るぎない土台であることを肌身で実感いたしました。自国の象徴を愛し、同時に他国の象徴をも尊重する態度は、国際社会を生きる日本人として身につけておくべき教育の原点であります。

知事はこれまで海外訪問を重ね、多くの国や地域との交流を進めてこられました。多岐にわたる海外訪問での経験を通じ、国際社会における国旗・国歌の重み、そして子供たちがそれらを尊重する態度を身につけることの重要性についてどのような認識をお持ちか、知事の御所見をお伺いいたします。

私は、これまで本県教育の正常化と子供たちの健全育成を願い、20年以上にわたりこの議場で国旗掲揚、国歌斉唱の重要性を一貫して訴え続けてまいりました。教育学者の高橋史朗先生は令和7年3月に出版された最新著書の中で、平成11年の参議院、国旗及び国歌に関する特別

委員会において次のように意見陳述したと記しておられます。

国旗や国歌の尊重は偏狭なる愛国心や軍国主義につながるという考え方は間違っている。むしろ、自国の国旗や国歌を粗末に取り扱う習慣や態度こそが他国の国旗や国歌を尊重しないゆがんだ精神を生み、ひいては他国の人々の名誉や誇りを理解できない日本の若者を生み出すことになるという警告し、教師の国旗・国歌に対する先入観や偏見を強制することは、厳に慎むべきであると述べておられます。さらに、入学式や卒業式において国旗掲揚、国歌斉唱を行うのは、国際社会において児童生徒にとって必要とされる基礎的、基本的な教育内容の一つであり、このような内容を含む学校教育を行うことが、むしろ児童生徒の教育を受ける権利を保障することになると断じておられます。

私は、まさにそのとおりであると考えます。その後、国旗及び国歌に関する法律が成立し、現在の学習指導要領では、小・中・高等学校全てにおいて入学式や卒業式などにおいて国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものと明記されております。

そこで、まず公立小中学校及び県立学校における令和5年度卒業式から令和8年度入学式までの国旗掲揚、国歌斉唱の実施状況について教育長にお伺いいたします。

また、私は令和4年9月議会で、各市町村立の小中学校において屋外の掲揚台などに国旗を常時掲揚し、子供たちが日頃から国旗に親しみ、国旗を主体的に尊重する態度が育つような環境づくりに努めてはどうかと提案いたしました。続く令和6年6月議会では、県立学校同様に市町村立の小中学校において、国旗はもとより市町村旗や校旗も常時掲揚するよう市町村教育委員会に働きかけてはどうかとの提案もいたしました。山口県萩市立明倫小学校で児童自身が毎

朝国旗を掲揚し、降納しているという事例を紹介したこともあります。

前教育長は、市町村教育長会議等の場で常時掲揚の有効性について自らの考えを伝えていくと答弁されましたが、現在市町村立小中学校における常時掲揚の実施状況はどうなっているのか、また各市町村教育委員会の現在の考え方と県教育委員会として今後どのように働きかけていくのか、教育長にお伺いいたします。

次に、私立学校について質問いたします。私立学校には建学の精神に基づく自主性や自律性が認められておりますが、教育基本法第6条には、公の性質を有するものと規定されています。だからこそ、私立学校には国や県から多額の補助金が交付されているのであります。私はそれが問題だと言っているのではありません。公費が投入されている以上、その実態を県民に明らかにすることは重要であると考えます。

そこで、令和7年度における県内私立学校への国、県補助金について、法人ごとの交付額を文化生活部長にお伺いいたします。

当然のことながら、私立学校においても、学習指導要領に基づき入学式や卒業式で国旗を掲揚し、国歌を斉唱することが求められております。

私立学校における令和6年度卒業式から令和8年度入学式までの国旗掲揚、国歌斉唱の実施状況について文化生活部長にお伺いいたします。

私は令和6年6月議会において、土佐中・高等学校の状況について質問いたしました。これに対して前部長は、学校訪問を重ね入学式、卒業式における国旗掲揚、国歌斉唱の実施を要請してきたものの、学校側からは、伝統として行ってきたやり方があり、これを変えて実施するという結論には至っていないなどの説明があったと答弁されました。また、令和6年5月中旬担当職員が文部科学省を訪問し、県議会での質問

や答弁の内容を示しながら、学校訪問の状況などこれまでの県の取組について説明した上で、学習指導要領の法規性等について直接国の見解を確認したということも述べられました。

文部科学省からは、学習指導要領の法規性については、学習指導要領は学校教育法等の委任に基づき教育課程の基準として定められているもので、法規としての性質を有している、国立、公立、私立全ての学校において適用されるものであると見解が示されたことも明らかにされています。

私は、この長年にわたる土佐中・高等学校による未実施の問題は、教育の公共性、そして子供たちの教育を受ける権利に関わる極めて重要な課題であると考えております。学校側の身勝手な判断で、法規である学習指導要領を否定し続ける行為は、教育に携わる者としてあるまじきことであり、もはや議論の余地などない、まさに是非にあらずであります。

前回の質問以降、未実施の土佐中・高等学校に対し、文部科学省の見解を突きつけた上で、どのように働きかけ、どのような応答があったのか、文化生活部長にお伺いいたします。

平成28年当時の答弁では、県には指導権がないとの説明がありましたが、もはや要請という言葉でお茶を濁し続けることは許されません。

法規としての性格を持つ学習指導要領が長年守られていない現状を、私学を所管する責任者としてどう受け止めているのか、今後は是正に向けてどのような具体的な姿勢と覚悟で臨まれるのか、文化生活部長の御所見をお伺いいたします。第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事（濱田省司君） 三石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、私の政治家としての合意形成の哲学についてお尋ねがございました。

本県では、御紹介もありましたように、全国に先行して少子高齢化が進んでおります。現在の年齢別の人口構成に鑑みますと、当面総人口の減少が続くことは避けられないものと考えます。

このような中、ただ手をこまねいていましては、担い手不足がますます進行し、地域社会の存続そのものが危ぶまれます。厳しい状況でも課題を先送りせず、よりよい未来をつくるために、変化を恐れず、持続可能な地域社会の実現に向けた改革に取り組まなければならないと考えます。こうした改革に全国の先頭に立って挑戦するのが、人口減少のフロンランナーでもある高知県の知事としての務めだと考えております。

このための県のマスタープランといたしまして、元気な未来創造戦略を策定し、総人口が減少する中でも県民の皆さんが高知県の明るい未来を展望できるように、34歳以下の若年人口の増加に向けた取組を進めております。その一環として、お話をいただきましたスマートシュリンク、いわゆる賢い縮小の視点に立ちまして、消防広域化をはじめとする4Sプロジェクトを掲げ、県内の公共サービス提供体制の再構築を進めております。

一方、こうした4Sプロジェクトの改革によりまして、長年なれ親しんできた仕事の進め方でありまして、公共サービスの仕組みが変わることに対しましては、不安や抵抗感を感じる方もおられます。そうした不安感あるいは抵抗感にしっかりと寄り添いながら、課題の解決に向けて着実に前進するという共感と前進の姿勢を堅持しながら、次の世代の高知県を担います若者たちのために少しでもよい地域社会を残したい、そうした一心で改革に取り組んでおります。

その際には、まず客観的なデータに基づいて、

今後の人口減少が公共サービスの水準にもたらすインパクトにつきまして、長期的な見通しを分かりやすくお示しし、改革の必要性を浮き彫りにしてまいりました。その上で、将来にわたって持続可能なあるべき姿として、理想的と考えられる選択肢をお示ししてまいりました。さらに、現状変更について、不安や抵抗感をお持ちの方々と真摯に対話を重ねて、目指すべき改革の姿への道筋につきまして御意見を探っていく、こういった手順で臨んでまいったところでございます。

また、ここぞという場面では、様々な意見が錯綜し、または厳しく対立する中にありましても、自らがベストと信じますところに従って決断を下し、一歩も引かない、時にはこうした強いリーダーシップを発揮することが必要な場面もあろうかと思っております。あるいは、現在の世間の風潮とも言われます、金だけ、今だけ、自分だけといった流れにあらがひまして、アンパンマンの愛と勇気だけが友達さという歌にもあやかり、高知県への愛、そして生まれ変わる勇気、こういったものを唱えることも必要かもしれないというふうに思っております。

今後も、人口減少が進む中でも持続可能で将来への希望が持てる高知県を実現いたしまして、次の世代にしっかりと引き継いでいく、このことを自分に課せられた使命と思い定めて、県政に誤りなきを期してまいりたいと考えております。

次に、高校教育改革のオール高知の推進体制の構築についてお尋ねがございました。

県内の出生数は、ここ20年で6,000人規模から3,000人規模に半減をしております。そして、このことは向こう20年前後の県内高校生の数の激減に直結するということを意味いたします。また、今後の高齢化やAI技術の進展は、この間の就業構造や経済社会に大きな変化をもたらす

ものと予想されます。具体的には、A Iあるいはロボットの導入などによりまして、事務系の人材に余剰が発生することが見込まれます一方で、介護職などのいわゆるエッセンシャルワーカー、あるいは理系の人材は大幅に不足するのではないかと予測されております。

こうした変化に対応いたしますために、高校教育にはA Iに代替されないエッセンシャルワーカーの養成でございましてか理系人材の育成、こういった分野に重点を移していくことが求められるのではないかと考えております。

さらに、人口減少が進行する中にありまして、本県の元氣な未来をつくるためには、高校生をはじめとして高知に生まれ育った子供たちが地域に愛着を持ち、いつの日か地域を支える担い手として高知に定着をし、活躍してもらわなければなりません。とりわけ高校教育の3年間は、進路選択の分岐点となる重要な時期であります。子供たちが自分の興味や将来の目標に合わせて、進学や就職など将来の可能性を大きく広げられるような力を育む、そんな環境をつくらなければなりません。

こうした時代の変化と本県の元氣な未来の実現に向けました道筋を展望しながら、昨年度私から県内の産学官の代表者の方々に呼びかけをいたしまして、新しい協議体を創設いたしました。それが、県内で若者が一層活躍できる環境づくりに向けて、双方向の協議の場を設けようという趣旨で設けられました若者応援産学官フォーラムであります。

このフォーラムには、医療や福祉の分野を含めました産業界の方々に加えて、小・中・高等学校教育をカバーする県の教育長、そして大学などの高等教育機関、さらには県及び市町村行政の代表者が集結をいたしまして、まさしくオール高知の体制を整えました。このフォーラムでは、本年度は2040年の労働需給を推計いたしま

した上で、産業ニーズを見据えた教育機関のカリキュラム、あるいは定員などの在り方を議論することを予定いたしております。あわせまして、県内の若者にとって魅力ある仕事づくりを進めるために、産学官それぞれが果たすべき役割について意見を交わし、大筋でのコンセンサスを得たいと考えております。

このフォーラムにおきます議論を進める中では、産学官の関係者の間で立場や意見の違いもあるかと思えます。そうした中にありましても、私が知事として、合意形成に向けてリーダーシップを発揮いたしまして、課題解決に向けた道筋を示してまいる覚悟であります。

今回の高校教育改革に際しましては、国の基本方針も踏まえながら、高校生たちが県内で学びたいことが学べる、卒業後には県内で自分のやりたい仕事ができる、そんな高知県の実現を目指してまいります。その際には、私自身が先頭に立ちまして、産学官の関係者の心を一つにして、高知県の明るい未来を開く改革を進めたいと考えております。

最後に、国際社会におきます国旗・国歌の重み、また子供たちがそれらを尊重する重要性についてお尋ねがございました。

私は知事就任以来、多くの国や地域を訪問する機会がございました。いずれの訪問先でも敬意と歓迎の意を込めて、訪問国、そして我が国の国旗を掲げていただいたところであります。中でも昨年、議員と共に訪問させていただきましたフィリピン・ベンゲット州では、参加者が互いの国歌を斉唱する、そうした中に両地域の間の長い交流に基づく敬愛を感じたところでございます。

また、お話もございましたように、南米の日系社会の方々は、周年式典などの場面におきまして、居住国と日本双方の国旗を掲げ国歌を斉唱されるというふうに向っております。日本が

ふるさと、ルーツであるということの誇りをお持ちであるというふうに感じております。

このように、国旗や国歌はその国の象徴でもあり、他国との交流においても、礼節と友好の要として欠かすことのできないものであると考えます。国際社会に生きる私たちにとりまして、自国、そして諸外国の国旗・国歌を尊重する姿勢や態度を身につけることは大変重要だと考えます。そして、自国の国旗・国歌を大事にできない人には、諸外国の国旗・国歌の重要性を理解し、それに敬意を表することができないのではないかと考えます。

本県の子供たちには、我が国の歴史や文化を学ぶ中で、国旗・国歌についても正しく理解をし、日本人としての誇り、そしてアイデンティティーを身につけてもらうことを心から願っております。

私からは以上であります。

(副知事西森裕哉君登壇)

○副知事(西森裕哉君) まず、職員に対するカスタマーハラスメントの被害実態の認識と方針策定に至った経緯についてお尋ねがございました。

本県では、カスタマーハラスメントが社会的関心を集め国において法整備の検討が始められた令和6年度に、職員に対してカスタマーハラスメントのアンケート調査を実施しております。

アンケートでは、会計年度任用職員を含めた知事部局の職員約3,000人から回答があり、そのうち約3割が過去3年間の間にカスタマーハラスメントを受けた経験があると回答をしております。ハラスメントを受けた場所としては、電話、メールが最も多く、主な内容は、頻繁なクレーム、長時間電話や居座り、脅迫、暴言となっています。こうした実態を踏まえ、職員一人一人が安心して仕事ができる環境をつくっていくことが急務であると改めて認識したところであ

ります。

このことに加え、昨年6月に改正労働施策総合推進法が成立をし、カスタマーハラスメント対策が事業者には義務づけられたことから、本県においても、本年3月カスタマーハラスメント対応基本方針を策定したものであります。

次に、基本方針を議員も含めた関係者に対し周知徹底していく具体策についてお尋ねがございました。

この基本方針においては、県民に限らず、県外にお住まいの方や事業者のほか、議員も含めた関係者が社会通念上許容されない言動により職員の勤務環境を害することをカスタマーハラスメントと定義しております。

県政に関わる方々の御意見は、業務改善や行政サービスの向上につながる貴重なものであり、丁寧かつ真摯に対応することを基本としております。一方で、御意見や御要望が職員への暴言や威圧的な言動のほか、長時間の拘束や過剰な要求となる場合には、カスタマーハラスメントとなり厳正な対応が必要となってきます。

特に、県の職員は全体の奉仕者として職務を遂行するという意識があるあまり、仮に行き過ぎた要求であっても受け入れてしまうといった懸念があります。これは議員のお話にもありました、県議会議員と執行部の間にも起こり得る可能性があるところであります。

こうしたことから、県のサービスの受け手と提供する側の双方に、カスタマーハラスメントに対する正しい知識と理解が必要であります。そのためこれまでは、県庁各課の窓口などへの基本方針の掲示や、県のホームページで周知を図ってまいりましたが、今後は県の広報紙さんSUN高知やSNS等での情報発信により、幅広く県のサービスを御利用いただく県民をはじめ、関係者の方々への理解の浸透を図ってまいります。

また、職員に対しては、カスタマーハラスメントの判断基準や対応などについて周知をするとともに、具体例からその対策を学ぶことができる研修を行っております。さらに、今後基本方針の浸透度合いをはかるための職員アンケートも予定をしているところであります。

こうした理解が進んだとしましても、カスタマーハラスメントの判断は様々な状況で異なっており、個人の対応では孤立に陥りやすく、やはり組織として毅然と対応することは必要不可欠と考えております。このため、総務部が中心となって過剰な要求など深刻な事例の把握に努めまして、行政サービスの低下や職員の深刻な健康問題を引き起こさないよう、幹部職員を含めて県庁全体として対応してまいります。その際には、私自身も職員を守るという姿勢を持って臨んでまいりたいと考えております。

(教育長今城純子君登壇)

○教育長(今城純子君) まず、学校版カスタマーハラスメント対応指針の具体的な内容や策定スケジュールについてお尋ねがございました。

子供たちに豊かな人間性や社会性など生きる力を育むためには、学校、保護者、地域住民がそれぞれの教育力を生かすとともに、3者が連携して取り組むことが大切です。そのため学校では、保護者などからの意見や要望を学校運営や教育活動に生かしていくなど、よりよい関係づくりに努めているところです。

一方で、近年保護者などからの要望等は多様化しており、中には社会通念を超えるものなど、対応に苦慮する事例も発生しています。その結果、子供たちと向き合う時間に影響が及んだり、教職員の精神的な負担の増大、業務効率の低下といった課題が生じています。

このため、学校と保護者、地域住民との相互理解を深めるとともに、教職員が安心して働け

る職場環境を実現するため、カスタマーハラスメント対応といった法改正の趣旨を踏まえ、学校版の対応指針を本年9月を目途に策定することとしています。この方針では、学校現場特有の事情を踏まえ、保護者等とのよりよい関係づくりや、トラブルを未然に防ぐための留意点を定めたいと考えます。その上で、授業内容などに関する過剰な干渉、担任の変更の執拗な要求など、通常の対応では困難な事例があった場合に、教職員を孤立させず、組織として毅然と対応するためのルールを示す予定です。

指針策定の上は、県立学校長会や市町村教育長会で周知を図り、県内全ての教職員が保護者や地域住民の方と相互の信頼関係を構築できるよう取り組んでまいります。

次に、乳幼児期の教育が子供の人生に与える影響とその教育的意義についてお尋ねがございました。

乳幼児期は、人間が生涯にわたって豊かな人生を自らの手で切り開いていくための、言わば生きる力の礎を築く極めて重要な時期であると考えております。この時期には、保護者や身近な大人との安定した関わりの中で愛着が形成され、愛情や安心感に包まれて育つことで、人に対する基本的信頼感が育まれます。

こうした愛着の形成や基本的信頼感は、自己肯定感や社会性などの基盤となり、将来様々な困難に直面した際に粘り強く挑戦し、他者と協働しながら課題を乗り越えていく力につながるものです。このことは、こども家庭庁から示された幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンにおいても、愛着はこどもが自分や社会への基本的な信頼感を得るために欠くことのできないものであり、自他の心への理解や共感、健やかな脳や身体を発達させ、非認知能力の育ちにも影響を与える重要な要素であると明記されています。

こうした乳幼児期における教育は、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものであり、子供の成長に関わる全ての大人がそのことを認識すべきものと考えます。

次に、親育ちの取組の今後の展開についてお尋ねがございました。

子供の心身の調和の取れた発達には、保護者との触れ合いをはじめ、安心して過ごせる環境や周囲の人々との温かな関わりは極めて重要です。しかし、近年少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中で、子供への適切な関わり方や育て方が分からず、不安や孤立感を抱えている保護者が増えていると認識しております。

そこで、県教育委員会では、保護者が子供の発達や関わり方について理解を深めることで、子育ての不安や悩みを軽減できるよう、親育ち支援に取り組んでまいりました。具体的には、保護者を対象とした子供への適切な褒め方、叱り方などの講話や、基本的生活習慣の定着に向けた啓発などを実施するほか、保育者に対する保護者支援についての研修も行っています。本年度からは、新たにモデル園を指定して、保護者が子供への関わり方を学ぶための保護者の一日保育者体験や、親子の良好な関係づくりに向けた事例研修等を行い、その手法や効果を検証することとしています。

今後は、県内のほかの保育所などにおいても同様に親育ち支援が充実するよう、モデル園の取組を県教育委員会のユーチューブチャンネルである「とさまなチャンネル」で発信するとともに、研修等を通じて好事例の横展開に努めてまいります。

次に、高知市教育委員会学力向上推進室への派遣指導主事による成果や課題と、本年度の支援についてお尋ねがございました。

平成30年度に高知市学力向上推進室が設置さ

れて以降、毎年度県教育委員会では、最大で10名の指導主事を派遣してきました。派遣した指導主事は、学校訪問において授業を参観し、学習指導要領で求められる子供が自ら学び、互いに学び合いながら理解を深める授業の実現について指導・助言を行ってきたところです。

その結果、小学校においては、児童同士が自分の考えを磨き合う授業が多く为学校で行われるなど、授業改善の取組が進んできました。中学校では、指導主事の助言を生かした授業改善が進み、派遣開始当初と比較すると、全国学力・学習状況調査の結果にも改善傾向が見られます。

こうした傾向を確かなものにするため、本年度は中学校の学力向上対策に重点を置き、主幹教諭を核として学校全体で授業改善が図られるよう、その体制づくりを支援しています。

今後も、県市の教育次長と担当課長が出席し、月1回程度開催する会議において、学力向上推進室の取組状況を把握するとともに、具体的な改善策を協議することで、学力向上の取組を徹底してまいります。

次に、高知市と高知市以外の教員の人事交流の現状についてお尋ねがございました。

教職員の県全域での人事交流については、全県的な教育水準の平準化や学校の活性化、そして人材育成の観点から極めて重要であると考えております。

このため、本県では、県内を高知市と3つの教育事務所管内の計4ブロックに分け、ブロックをまたぐ広域人事交流を推進しています。この広域人事交流を活性化するためには、県内小中学校の全教職員の約3分の1が勤務する高知市と、他の3教育事務所との交流が不可欠であり、これまでも高知市教育委員会と緊密に協議を重ね、積極的に進めてきたところです。

令和8年4月1日付人事異動においては、高知市と3教育事務所管内との間で74名の人事交

流を実施しており、これは10年前の約1.7倍となっております。そのうち、学校経営の要となる管理職については24名であり、これは10年前の4倍となるなど人事交流は着実に進んでいます。こうした管理職の人事交流により、高知市教育委員会からは、校長同士がこれまで培ってきた教育実践について積極的に情報交換を行うことで、高知市全体の学校教育の活性化につながっていると伺っております。

今後も、県全体の教育水準の向上、学力や不登校対策といった教育課題の改善、学校組織のさらなる活性化を目指し、高知市との人事交流をより一層推進してまいります。

次に、学習指導要領の改訂に向けて柔軟な教育課程の編成の狙いをどのように浸透させていくのかとのお尋ねがございました。

学習指導要領の改訂に向けて検討されている調整授業時数制度は、単に授業時数を削減するものではなく、多様化する子供たち一人一人の個性や特性に応じた教育を実現するため、授業時数を柔軟に調整し、特色ある教育課程の編成を促進する制度です。

本県では、本年度文部科学省の研究指定を受け、7校の小中学校において調整授業時数制度を先取りし、新たな教育課程を編成、実施する研究に取り組んでいます。これらの研究校では、年間授業時数の範囲内で一部の教科の授業時数を調整し、各学校や地域の実情に応じたそれぞれの取組を進めています。例えば、総合的な学習の時間を増やして探究的な学習の充実を図ったり、教員研修の時間を創出し授業について経験豊富な教員と若年教員が共に学び合い指導力の向上に取り組んだりしている学校もあります。

県教育委員会としましては、研究校への指導・助言を通じて伴走支援を行うとともに、来年1月には研究校の取組から得られた成果や課題を、管理職等を対象にした研修会等で広く発信して

まいります。こうした取組を通して、県内の小中学校において、この制度の狙いに基づき、特色ある教育課程を編成できるよう支援してまいります。

次に、こうちフロンティア募集の総括と入試改革の検討状況についてお尋ねがございました。

昨年度、中山間地域等の県立高校10校において初めて実施したこうちフロンティア募集では、県内外からの志願者の増加を目的として実施時期を前倒しするとともに、多様な選抜方法を導入いたしました。

その結果、県外からの志願者が増加したほか、県内の中学生が地元高校へ進学するきっかけにもなるなど、10校のうち8校で昨年度より入学者数が増加しています。また、実施校からは、入学した生徒が学校でやりたいことを明確に意識し、熱心に授業や部活動などに取り組んでいるとの報告も受けています。一方で、入試時期が早まることによる生徒の学習意欲の低下を懸念する声も一部にありますが、合格発表後に高校側から課題を出すなど、生徒の学びを継続させる取組も始まっています。

これらのことから、こうちフロンティア募集は、改善すべき点はまだ残されてはいるものの、志願者の増加など一定の成果があったものと考えます。

また、入試制度の見直しにつきましては、来年度に行う入試から生徒の強みや可能性を多面的、多角的に評価する新たな選抜方法を実施することとしており、現在関係者間で詳細を検討しているところです。

今後も、国の動向や他県の状況、こうちフロンティア募集の成果と課題等を踏まえ、高校入試が生徒たちにとって将来に向けた新たな出発点となるよう、本県の実情に合った入試改革の検討を加速化してまいります。

次に、高等学校教育改革実行計画の策定をど

のように進めていくのかとのお尋ねがございました。

本年2月に高校教育改革の基本方針であるネクストハイスクール構想が国から示されました。この構想は、産業構造の大きな変化が予測される15年後の社会において、高等学校がイノベーションを興す力を底上げする起点としての役割を果たすことを目指すものです。

本県としても、国の構想を踏まえ、現行の県立高等学校振興再編計画の改定と合わせて、高校教育改革に関する新たな実行計画を策定することとしております。この検討に当たっては、知事部局はもとより、産業界や大学、学校の関係者などとの十分な連携・協働が欠かせません。

このため、産業界や大学などの有識者による検討委員会を新たに設置し、生徒数の減少や産業界のニーズ、就業構造の変化などを踏まえ、実行計画の具体的な内容について検討を進めています。また、総合教育会議や産業教育審議会など様々な会議体においても、地域社会の基盤となる人材育成の在り方等について御意見をいただくこととしております。

県教育委員会としましては、本年度中の計画の策定に向けて、産学官などの関係者と共に議論を深めてまいります。

次に、令和5年度卒業式から令和8年度入学式における国旗掲揚、国歌斉唱の実施状況についてお尋ねがございました。

公立小中学校及び県立学校を対象に毎年実施している調査の結果では、令和5年度卒業式から令和8年度入学式において、国旗掲揚、国歌斉唱は全ての学校で実施されております。

引き続き、学習指導要領の趣旨に沿って、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に行われるよう、市町村教育委員会と連携し、指導の徹底を図ってまいります。

最後に、市町村立小中学校における国旗の常

時掲揚の実施状況と、各市町村教育委員会の考え方、今後の働きかけについてお尋ねがございました。

市町村立小中学校における国旗の常時掲揚については、現在30校で実施されており、4年前の調査結果よりも増えてきています。

市町村教育委員会からは、常時掲揚は児童生徒が日常的に国旗に親しみ、その意義について理解を深める機会となるといった考えも聞いておりますが、常時掲揚には施設の状況や予算面などの課題があるとの考えも伺っています。

先ほど知事のお答えにもありましたように、これからの国際社会において、我が国の子供たちが日本の歴史や文化についての知識と誇りを持ち、日本人としてのアイデンティティを形成することは大変重要であります。また、国の象徴である国旗に日頃から親しみ、これを尊重する態度を身につけ、あわせて他国の国旗をも大切にすることを養うことが必要であると考えます。

市町村立学校につきましては、国旗の常時掲揚などの取組は、市町村教育委員会等において適切に判断、実施されるものでありますが、機会を捉え、市町村教育長に対して私の考えもお伝えしていきたいと考えております。

(総合企画部長小笠原直樹君登壇)

○総合企画部長(小笠原直樹君) 昭和100年事業の進捗状況と今後の施策の在り方についてお尋ねがございました。

この事業は昭和元年から数えて満100年の節目となります本年12月、高知追手前高校芸術ホールにて開催いたします。

主な内容を申しますと、まず第1部の記念式典では、本県各界の方々をお招きし、戦争や復興、その後の経済成長といった激動の昭和時代を取り上げた記念映像を放映する予定です。この映像には、昭和の振り返りだけでなく、未来

への展望が描ける内容を盛り込みたいと考えております。続いて、第2部の記念フォーラムでは、中高生や大学生などを対象とした基調講演とトークセッションを開催いたします。若者たちが本県の価値に気づき、共感し、広く発信するなど活力ある高知の実現に何が大事かを共に考えるテーマを設定する予定でございます。

さらに、教育委員会と連携し、県内の小・中・高校生を対象としたこうちみらいコンテストを実施いたします。20年後の明るい高知県のニュースをテーマに、子供たちが考える理想を絵画や新聞作品に描いてもらい、記念フォーラムの際入賞者を表彰します。

これらの詳細につきましては、現在検討を行っているところですが、郷土の発展に尽くした先人たちの志、守り継がれてきた伝統的文化など、言わば不易の価値を再認識すると同時に、未来を担う若者が本県で活躍したい、一旦県外へ出たとしても将来戻りたいと思える、そうした動機づけの機会にしたいと考えます。また、本事業を一過性のものとしないう、例えば記念映像やコンテスト作品を活用した学校でのふるさと教育、キャリア教育の充実などにもつなげていきたいと考えています。

この事業が、県民の皆さん、特に若者たちが高知への誇りと自信、そして未来への希望を抱けるものとなりますよう、教育委員会と力を合わせ、しっかりと準備を進めてまいります。

(子ども・福祉政策部長近藤由佳君登壇)

○子ども・福祉政策部長（近藤由佳君） まず、こども食堂を利用する保護者への親の第一義的責任を自覚するための啓発についてお尋ねがございました。

議員からお話がありました教育基本法には、子供の教育については、保護者が第一義的責任を有することが明記されています。また、国及び地方公共団体は、保護者に対する学習の機会

や情報の提供など、家庭教育を支援するための必要な施策を講ずるよう努めることとされております。

一方で、地域とのつながりの希薄化や核家族化などにより、孤立や不安を抱えながら子育てをしている保護者もおり、地域全体で子育て家庭を支える環境の整備が求められております。

このため、県では、地域の交流の場でもあるこども食堂における子育て支援講座や、保護者同士の情報交換の促進、食育に関するアドバイスといった取組を推進してまいりました。これらの取組は、保護者の子育て力や家庭の教育力の向上を促し、保護者の責任や役割を改めて認識していただく機会につながっているものと考えております。

議員から御指摘のありましたとおり、子供の生活習慣や自立心を家庭で育むことは極めて重要だと考えますので、県教育委員会と連携し、さらに一層取組を進めてまいります。具体的には、県教育委員会が作成した挨拶や社会のルールを守る大切さなどが掲載された冊子「家庭で取り組む 高知の道徳」などを保護者に見ていただけるよう、こども食堂に配布いたします。また、こども食堂のスタッフを対象とした研修に、親育ちをテーマとした内容を新たに追加いたします。

今後も、こども食堂と協力して、保護者自らが子供の教育に関する責任を適切に果たすことができるよう支援してまいります。

次に、こども食堂の出口戦略についてお尋ねがございました。

県では、日本一の健康長寿県構想において、こどもまんなか社会の実現を柱の一つに掲げ、こども食堂の取組への支援など、住民参加型の子育てしやすい地域づくりを進めているところです。

先ほど申し上げましたとおり、本県における

こども食堂は、子育て支援講座や食育に関するアドバイスなどの取組を通じ、保護者の子育て力、家庭の教育力の向上に寄与していると考えております。また、子供たちがこども食堂の運営に携わる方々と交流し、その活動に触れることで、他者を思いやる心や社会への奉仕の精神が醸成されるといった効果も期待しています。さらには、こども食堂は食事の提供の場にとどまらず、地域の交流の場や、保護者の孤立感や負担感を軽減する場として、住民参加型の子育てしやすい地域づくりに資する役割を果たしています。

一方で、教育基本法のほか、こども基本法においても、子供の養育は家庭を基本とすることが基本理念として掲げられており、家庭での養育と社会全体で子育てを支えることの調和、バランスを取ることが重要だと考えております。

こうしたことから、県としましては、こども食堂など関係者の皆様と連携しながら、引き続き教育基本法やこども基本法を尊重し、家庭での養育を基本としつつ、地域や社会全体で子育てを支える環境づくりに取り組んでまいります。

(警察本部長岩田康弘君登壇)

○警察本部長(岩田康弘君) 県内の信号機のない横断歩道における車の一時停止率が改善された要因と、今後の展開についてお尋ねがございました。

県内の信号機のない横断歩道における車の一時停止率の改善傾向の要因については、これまでに信号機のない横断歩道の対策を重視して、広報啓発や安全教育、交通指導取締りを強化してきたことに加えて、令和3年から関係機関・団体の皆様と協力しながら県下全体の取組として推進してきたあいさつ県民運動により、徐々に県民の皆様に歩行者優先意識が浸透してきたものと考えております。

あいさつ県民運動では、歩行者、特に子供に

は学校で行う交通安全教室の際に、横断する意思表示と停止した車への謝辞をすることの重要性を伝えてきたほか、運転者には交通ボランティアの方々と協力して、街頭に立って歩行者優先に係る意識の啓発を呼びかけるなど、交通ルールとマナーが守られる社会となることを目指して粘り強く取り組んでまいりました。その結果、県内の信号機のない横断歩道における車の一時停止率は、調査結果の公表開始以降毎年上昇を続け、昨年は54.8%となるなど一定の成果が認められるところであります。

今後も引き続き、関係機関・団体と共に、あいさつ県民運動を中心とした歩行者優先意識を醸成する広報啓発を展開してまいります。特に学校や教育委員会等と連携した安全教育を通じて、子供たちの譲り合いの気持ちや感謝の心を育み、その子供たちが将来、交通ルールとマナーを守るドライバーに成長するという好循環によって、横断歩道では歩行者を優先するという意識と行動が県民文化として定着するよう努めてまいります。

(商工労働部長大原英樹君登壇)

○商工労働部長(大原英樹君) 高校教育改革に当たり、商工労働部が若者の育成に関わっていくことの展望についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、将来の本県商工業をリードする若者の育成は極めて重要な課題であると認識しております。このため商工労働部としては、大きく3つの観点から高校教育改革に積極的に関わりたいと考えています。

1つ目は、魅力ある県内企業を知る機会の創出です。本県には、国内トップシェアを誇るものづくり企業など魅力的な企業が多数あります。高校生のうちにこうした企業を知ることが、生徒たち自身の地元定着や産業への関心を高める第一歩となります。例えば、毎年開催しているものづくり総合技術展には、昨年度も3,000人を

超える高校生が来場しました。過去の出展者アンケートでは、学生時代の来場をきっかけに入社した方が18社、93名いるとの結果もあります。若い世代が県内企業の魅力に触れ、将来就職する際の選択肢の一つとして考えてもらえるよう、こうした機会の創出に努めてまいります。

2つ目は、産業界と学校との連携の後押しです。具体的には、高知県工業会や製紙工業会、情報産業協会などと毎年度意見交換を行い、そこで把握した人材ニーズなどについて教育委員会への確にフィードバックします。あわせて、企業と連携しながら、生徒たちが直接現場を見る機会の創出にも取り組んでまいります。3つ目は、若者が活躍できる魅力ある企業づくりです。若者から選ばれ、その力を存分に発揮できる県内企業を増やしていくため、高付加価値型経営への転換支援や、働きやすい職場環境の整備などを進めてまいります。

今後も、教育委員会と密に連携を図りながら、本県商工業の構造改革をリードする若者の育成と、その受皿となる県内企業の磨き上げに全力で取り組んでまいります。

(文化生活部長依光香代子君登壇)

○文化生活部長(依光香代子君) まず、令和7年度に県内の各私立学校に対して交付された補助金の額についてお尋ねがございました。

私立学校を設置している学校法人単位で、国からの補助金の額と県からの補助金の額を、法人の設立順にお答えいたします。

高知小・中・高等学校、国22万円、県4億8,700万円余り。土佐中・高等学校、国2,100万円余り、県5億5,600万円余り。土佐女子中・高等学校、県2億8,800万円余り。清和女子中・高等学校、県8,300万円余り。高知学芸中・高等学校、国1,100万円余り、県5億2,400万円余り。高知中央高等学校、県2億7,600万円余り。明德義塾中・高等学校、国700万円、県3億5,900万円余り。土佐

塾中・高等学校、国600万円余り、県4億4,200万円余り。太平洋学園高等学校、国1,100万円余り、県1億5,900万円余り。とさ自由学校、県3,000万円余り。以上、10の法人、18校の合計では、国5,700万円余り、県32億700万円余りとなっています。

次に、私立学校における国旗掲揚、国歌斉唱の実施状況についてお尋ねがございました。

県内18の私立の小・中・高等学校のうち、令和6年度の卒業式から令和8年度の入学式において、式場内での国旗掲揚、国歌斉唱のいずれも実施されなかった学校は、土佐中・高等学校と清和女子中・高等学校でした。

次に、土佐中・高等学校への働きかけと、学校からの応答状況についてお尋ねがございました。

令和6年の6月議会で三石議員の御質問にお答えして以降、前部長や私、また副部長が合わせて9回学校を訪問し、理事長や校長に対して学習指導要領にのっとった入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱の実施について重ねて要請を行ってまいりました。また、その間、令和6年度と昨年度には副部長と担当課長が文部科学省を訪問し、本県の状況に関する見解を確認してまいりました。

まず、文部科学省の見解としましては、学習指導要領は、法規としての性質を有しており、国立、公立、私立全ての学校において適用されること。国旗・国歌の指導の趣旨は、日本人としての自覚、国を愛する心を育成するとともに、他国の国旗・国歌への尊重の意識を高めることであり、その機会を失うことは生徒の不利益となること。国旗掲揚、国歌斉唱を実施しないことは適切ではなく、私立学校の独自性を理由として許容されるものではないというものでした。

次に、学校への働きかけ及び応答について、2年分となりますので長くなりますが、順を追っ

て申し上げます。

令和6年7月、前部長が学校を訪問し、文部科学省の見解を含む同年6月議会での答弁内容を説明しました。また、文書にて改めての実施を要請するとともに、未実施の理由や実施に向けた検討状況を回答するよう求めました。校長からは、要請文書には責任を持って回答する旨のお話がありました。その後、7月末日付で同校理事長名による文書回答がありました。回答は、長年検討してきたが教職員全員の理解が得られていない中で実施はできない、学校独自で考え実施の結論に至る必要があるといった内容でした。また、理事長の見解として、学習指導要領の規範性は十分承知しているが私立学校の独自性という観点で許容される面もあるのではないかといった内容が示されていました。

同年11月に、前部長が訪問し、理事長の見解に対して、私立学校の独自性によって許容されるものではないという文部科学省に確認した内容を伝え、再度の実施要請を行いました。校長からは、12月の理事会で報告するとのお話がありました。令和7年1月、前部長が訪問し、重ねての要請を行うとともに、理事会での状況をお聞きしました。校長からは、理事会で県の要請内容を伝えたが特段の意見などはなかった、1月の卒業式は従来のやり方となる、今後も議論を続けていくといったお話がありました。

令和7年度に入り、5月に前部長が訪問し、直近の卒業式及び入学式における実施状況をお聞きし、再度の要請を行いました。同年8月、前部長が訪問し、新任の理事長、校長に対し、学習指導要領の趣旨や、これまでの議会答弁の内容を説明し、改めて要請を行いました。理事長からは、伝統を変えることは難しい、引き続き議論が必要という旨のお話がありました。

同年9月には、副部長が訪問し、文書にて改めて実施を要請するとともに、未実施の理由や

検討状況について回答を求めました。校長からは、理事長としっかり話をして回答する旨のお話がありました。同年10月に、理事長名にて文書回答がございました。理事長の見解として、子供たちの成長を願う教職員と保護者の相互理解と信頼に基づく一体感を持った学校運営は創設以来の伝統であり、教職員全員の理解が得られていない状態で実施し混乱を来すことは避けたい、一方で、私学の独自性を理由として実施しないことは適切でないという文部科学省の判断については、学校運営とのバランスを考えつつ考慮していくべき課題であると認識しているといった内容が示されていました。この回答を受け、同年12月に、前部長が訪問し、改めて入学式及び卒業式における国旗掲揚、国歌斉唱の趣旨を説明し、そうした指導が行われないことは生徒の不利益となる旨を伝え、再度理事会での議題として取り上げるよう要請しました。

令和8年2月にも、前部長が訪問し、生徒が将来国際社会で活躍していくためには、自国の国旗及び国歌に対する正しい認識と諸外国の文化を尊重する意識の醸成が重要である旨のお話をした上で、再度要請を行いました。校長からは、理事会において話題として取り上げる、学習指導要領は理解しており、これからも説明は続けていく旨のお話がありました。

令和8年度に入り、私が部長に就き、同校においても校長が交代されました。5月に私が、理事長と校長を訪問し、学習指導要領の趣旨や、これまでの議会答弁の内容を説明するとともに、改めて実施の要請を行いました。校長からは、校長に就任して間もないので時間をいただきたい、検討していかないといけないという思いはある、理事会でも話はしていくとのお話がありました。

最後に、学習指導要領が長年守られていない現状の受け止め、また今後の是正に向けた具体

的な姿勢と覚悟についてお尋ねがございました。

先ほど申しましたとおり、これまで長年にわたり担当部長が国旗掲揚、国歌斉唱の実施要請を幾度となく行ってきました。しかしながら、いまだに実施されていないというゆゆしき状態に対し、私自身極めて残念に思うとともに、大変歯がゆい思いを抱いております。誠に遺憾であります。

この状況の打開に向け、これまで学校に対し国旗掲揚、国歌斉唱の実施要請とその回答を依頼していた文書を、今後は行政指導文書と明示した上で、さらに強く実施に向けた要請を行うよう考えています。

引き続き、私自身が直接学校を訪問し、改めて学習指導要領の法規性とともに、国旗掲揚、国歌斉唱が持つ本来の意義と、生徒たちが不利益を受けている現状を粘り強く説明してまいります。

○20番（三石文隆君） それぞれ丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。

特に、文化生活部長からは、国旗・国歌に関する要請につきまして詳しい答弁をいただきました。それを踏まえて再度伺います。先ほど述べましたとおり、私は昨年度外国を訪問する機会に恵まれました。その際、現地の方々が私たちの訪問団を心から歓迎してくれ、日本の国旗を大きく振って迎えてくださった光景に深い感銘を受けました。国際社会において、国旗はその国と国民に対する敬意と友情を表す最大のシンボルであると身をもって実感をした次第であります。

国旗は、特定の宗教の旗でもなければ、特定の政党の旗でもありません。我が国が歩んでいる平和と民主主義、そして日本人の美しい心、さらには国民一人一人が同じ社会に所属しているという連帯感を一つにする象徴であります。昨今のオリンピックやサッカーのワールドカッ

プなどのスポーツの現場で私たちが自然と国旗を振って応援する、まさにそのあかしであります。

しかしながら、このように国際社会や民間では広く親しまれ、尊重されている国旗・国歌が、肝腎の我が国の教育現場において入学式や卒業式での掲揚をあえて拒否するような動きや、国歌を斉唱しないような否定的な教育がいまだにまかり通っているとすれば、それはまさに是非にあらずであります。断じて見過ごすことはできません。自国の象徴を大切にできない人間が、どうして他国の象徴や文化を尊重できるのでしょうか。国旗・国歌を尊重する心は、国際社会を生きる日本人として不可欠なものであります。

国の学習指導要領においても、入学式や卒業式における国旗掲揚、国歌斉唱が明確に定められております。本県の未来を担う子供たちがこの学校に通っていようと、ひとしく国際社会に通用する常識と豊かな心を育める環境をつくることこそ、今なすべき県政の重要課題であると考えます。

未実施の学校に対して国旗掲揚、国歌斉唱の適正な実施を強く要請していただきたいと思います。文化生活部長の決意を再度お聞きいたします。

○文化生活部長（依光香代子君） 私の決意について申し上げます。

改めまして、私自身の決意としましては、繰り返しになりますが、学習指導要領は法規としての性質を有していること、これを私立学校の独自性を理由に否定することは、決して許されるものではないこと。また、知事からも答弁がありましたように、国旗掲揚と国歌斉唱が持つ意義について生徒が学ぶ機会を失っていること、このことは、生徒が計り知れない不利益を受けている現状であること。

これらを踏まえた国旗掲揚と国歌斉唱の実施について、行政指導として今後も強く要請をしてまいります。実施に向けて断固たる姿勢で臨む所存でございます。

○20番（三石文隆君） ありがとうございました。

私は、この国旗掲揚、国歌斉唱の未実施という問題を単なる一部の学校現場の課題にとどめず、国際社会を生きる一人の日本人を育てるための県民の課題として真摯に向き合うべきだと考えます。

ぜひとも、県庁挙げてこの課題意識を共有し、解決に向けて全力で取り組んでいただくことを強く要請いたしまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（明神健夫君） 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議 案 の 付 託

○議長（明神健夫君） これより議案の付託をいたします。

ただいま議題となっている第1号から第10号まで並びに報第1号及び報第2号、以上12件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末244ページに掲載〕



○議長（明神健夫君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明4日から9日までの6日間は委員会審査等のため本会議を休会し、7月10日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

7月10日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時42分散会

令和8年7月10日（金曜日） 開議第6日

出席議員

1番 浜口卓也君
 2番 竹内健造君
 3番 戸田宗崇君
 4番 上治堂司君
 5番 桑鶴太朗君
 6番 土森正一君
 7番 榎尾絢子君
 8番 久保博道君
 9番 上田貢太郎君
 10番 今城誠司君
 11番 金岡佳時君
 12番 下村勝幸君
 13番 田中徹君
 14番 土居央君
 15番 横山文人君
 16番 西内隆純君
 17番 加藤漠君
 18番 弘田兼一君
 19番 明神健夫君
 20番 三石文隆君
 21番 畠中拓馬君
 22番 依光美代子君
 24番 西森美和君
 25番 寺内憲資君
 26番 西森雅和君
 27番 樋口秀洋君
 28番 水野雪絵君
 29番 岡崎哲也君
 30番 岡田竜平君
 31番 坂本茂雄君
 32番 はた愛君
 33番 細木良君
 34番 岡田芳秀君
 35番 岡本和也君
 36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 西森裕哉君
 総合企画部長 小笠原直樹君
 理事（人口減少・中山間担当） 濱田憲司君
 総務部長 永渕智大君
 危機管理部長 江渕誠君
 健康政策部長 藤野晋太郎君
 子ども・福祉政策部長 近藤由佳君
 文化生活部長 依光香代子君
 産業振興推進部長 濱田美和子君
 観光振興スポーツ部長 小西繁雄君
 農業振興部長 橋本卓夫君
 林業振興・環境部長 坂田省吾君
 水産振興部長 山下修君
 土木部長 横地和彦君
 会計管理者 池上隆章君
 公営企業局長 中嶋真琴君
 教育長 今城純子君
 人事委員長 門田純一君
 人事委員会会長 澤田昌宏君
 公安委員長 松尾晋次君
 警察本部長 岩田康弘君
 代表監査委員 和田廣男君
 監査委員局長 梅森実君

事務局職員出席者

事務局 長 猪 野 貴 之 君
事務局 次 長 大 崎 和 幸 君
議 事 課 長 飯 田 志 保 君
政策調査課長 溝 渕 松 男 君
議事課長補佐 谷 内 恵 美 君
主 幹 元 吉 博 子 君



議 事 日 程 (第6号)

令和8年7月10日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和8年度高知県一般会計補正予算
第 2 号 職員の給与に関する条例等の一部を
改正する条例議案
第 3 号 公益的法人等への職員の派遣等に関
する条例の一部を改正する条例議案
第 4 号 高知県税条例の一部を改正する条例
議案
第 5 号 高知県地方活力向上地域における県
税の特例措置に関する条例の一部を
改正する条例議案
第 6 号 高知県指定障害児通所支援事業者等
が行う障害児通所支援の事業等の人
員、設備及び運営に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例議
案
第 7 号 高知県認定こども園条例等の一部を
改正する条例議案
第 8 号 高知空港国際線ターミナルビルの指
定管理者の指定に関する議案
第 9 号 県有財産(災害対応車両)の取得に
関する議案
第 10 号 国道494号(第二川ノ内組橋上部工)

防災・安全交付金工事請負契約の締
結に関する議案

報第1号 令和7年度高知県一般会計補正予算
の専決処分報告

報第2号 高知県税条例等の一部を改正する条
例の専決処分報告

修正動議

議発第2号 第1号令和8年度高知県一般会計
補正予算に対する修正案

追加

第 11 号 高知県教育委員会の委員の任命につ
いての同意議案

第2 議員定数問題等調査特別委員会報告の件
第3

議発第1号 議員を派遣することについて議会
の決定を求める議案

追加

議発第4号 軽油引取税の課税免除特例措置の
堅持を求める意見書議案

議発第5号 ドナーミルクの利用拡大を求める
意見書議案

議発第6号 住まいの安定と居住支援の抜本的
強化を求める意見書議案

議発第7号 中東情勢を踏まえた地域産業及び
国民生活への緊急措置を求める意
見書議案

追加

議発第8号 核兵器禁止条約第1回再検討会議
へのオブザーバー参加を求める意
見書議案

追加

議発第9号 衆議院議員定数の維持を求める意
見書議案

追加

議発第10号 全てのケアラーに対する包括的な
支援と法的枠組みの整備を求める
意見書議案

追加

議発第11号 奨学金返済負担の軽減及び金利上昇への支援強化を求める意見書議案

追加

議発第12号 令和8年度一般会計補正予算 新高知県民体育館整備事業に関する附帯決議議案

第4 高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙

追加 継続審査の件

————— ∞ ∞ ∞ —————

午前10時開議

○議長（明神健夫君） これより本日の会議を開きます。

————— ∞ ∞ ∞ —————

諸般の報告

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

知事から、大原商工労働部長が御不幸のため、本日の会議を欠席させたい旨の届出がありました。

次に、各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、人口減少対策調査特別委員長からこれまでの調査についての中間報告書が、また議員定数問題等調査特別委員長から調査の経過及び結果の報告書が、それぞれ提出されましたので、併せてその写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

委員会審査結果一覧表 巻末280ページに掲載
人口減少対策調査特別委員会中間報告

書、議員定数問題等調査特別委員会報告書 それぞれ巻末に掲載

————— ∞ ∞ ∞ —————

委員長報告

○議長（明神健夫君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第10号まで並びに報第1号及び報第2号、以上12件の議案を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

久保博道危機管理文化厚生委員長。

（危機管理文化厚生委員長久保博道君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（久保博道君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第9号議案、以上2件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

第1号「令和8年度高知県一般会計補正予算」のうち、L Pガス料金高騰対策支援事業費補助金について、執行部から、国の重点支援地方交付金を活用し、L Pガス料金の高騰の影響を受けている生活者に対して支援を行うものである。国が行う都市ガス料金支援に合わせて実施しており、対象は県内でL Pガスの供給を受ける一般消費者等約21万世帯の予定で、1世帯につき1か月当たり800円、2か月で合計1,600円を各世帯のL Pガス料金から減額する形で実施するとの説明がありました。

委員から、消費者からすれば、2か月分が値引きされた後に3か月目に急に値上がりするこ

ととなるが、消費者への周知はL Pガス協会が行うのかとの質疑がありました。執行部からは、L Pガス協会がチラシを作成し、販売店が検針の際にあらかじめ周知するとともに、新聞広告での広報により消費者への周知を行うとの答弁がありました。

次に、第9号「県有財産（災害対応車両）の取得に関する議案」について、執行部から、5つの総合防災対策推進地域本部に配備する自走式シャワーカー5台を、予定金額7,194万円で、アクアデザインシステム株式会社から買い入れることについて議決を求めるものであるとの説明がありました。

委員から、このシャワーカーは県内事業者が製造することになるので、これを防災関連製品として県が認定すれば、県外へのアピールとなるが、防災関連製品の認定はどうかとの質疑がありました。執行部からは、シャワーカーは今回新たに製造するものなので、製造後であれば防災関連製品の審査会に諮ることは可能である。なお、搭載される浄水器は既に防災関連製品に認定されているとの答弁がありました。

次に、健康政策部についてであります。

第1号「令和8年度高知県一般会計補正予算」のうち、職場環境改善等支援事業費補助金について、執行部から、国の令和7年度補正予算により、医療機関における業務効率化、職場環境の改善に資するI C T機器の導入等に係る経費を支援するものである。医療機関への事前の意向調査を踏まえ、国から各都道府県に示された配分額により予算を計上している。今後、各病院が作成する業務効率化計画等について、県で実施する評価に基づき、厚生労働大臣において補助対象事業者が決定されるとの説明がありました。

委員から、補助対象事業者の要件として、最大3年間を対象とする業務効率化計画を作成し

ていることになっているが、現在作成している病院は把握しているか、また国の採択の見込みはどうかとの質疑がありました。執行部からは、業務効率化計画を提出しているのは36病院である。実際採択にならないと分からないが、予算規模としては、2桁に行かないぐらいの件数になると想定しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、採択されなかった病院に対する救済は考えていないかとの質疑がありました。執行部からは、令和9年度以降は、地域医療介護総合確保基金の事業メニューとして新たに位置づけられることが決まっている。そうしたものもできる限り活用しながら、今回採択されなかった病院にも支援ができる方法について検討していきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

まず、危機管理部についてであります。

消防広域化の取組状況について、執行部から、令和8年5月に開催された実務協議会における資料に基づき、移行の進め方と目標年次、県推奨案における規約等の議決スケジュール案、分賦金の算定に関する基本的な考え方などについて説明がありました。

委員から、消防は各市町村に権限がありながら、県が広域化に踏み込むことなので、各市町村の独自性の中でどういう判断をするのか丁寧に聞き取る必要があると思う。現状と県のやりたい中身を各自治体がしっかりと議論して、参加をする、しないも含めて、そこに寄り添う形にしないと、どこかで厳しい対応をするようなことになってしまうのではないかと危機感を持っている。責任のある現場に対して、リスペクトしながら進めていかなければならないと思うとの意見がありました。執行部からは、広域化の議論に当たっては、統一すべきところと、地域の独自性を残すところについて各消防本部などと個別のヒアリングを行いながら、意見を取り

入れる作業を丁寧に行っており、今後もその姿勢で臨んでいきたいとの答弁がありました。

別の委員から、これまでも消防の広域化について、各市町村に対して説明はされてきたと思うが、より一層の説明に努めるようにとの要請がありました。

次に、健康政策部についてであります。

高知県収容動物飼養管理ガイドラインの策定について、執行部から、県ではこれまで、県の収容動物の飼養管理に関する取組の方針、具体的な手続や根拠を明文化したものが無い状態であった。このため令和7年度から、動物愛護の関係者の意見も踏まえながら、その策定を進めてきた。ガイドラインにより明確にした動物の飼養管理、状態の評価に関する基準を適切に運用し、県民にも分かりやすい動物愛護行政を進めていきたいとの説明がありました。

委員から、動物愛護の観点で、譲渡、安楽死の部分もガイドラインに位置づけてくれたことは、高く評価したい。県と高知市で連携をしていながら、新たにできる動物愛護センターの活動につなげていただきたいとの意見がありました。執行部からは、これまでも安楽死処置という選択肢は、国の考え方に準拠した形で持っていた。ガイドラインでは一般家庭で飼養可能な動物は積極的に譲渡した後、攻撃性の問題や、治る見込みがない病気を抱えている動物がいる場合は、動物福祉の観点から、やむを得ない最終的な手段として、安楽死処置という選択肢を持っておくことを明記したものである。また、最後までしっかりと飼っていただくことの啓発などの考え方もまとめた。このガイドラインを、高知市も含め、全県で適切に運用していきたいとの答弁がありました。

次に、文化生活部についてであります。

高知県文化芸術振興ビジョンの改定について、執行部から、平成29年4月に施行した高知県文

化芸術振興ビジョンについて、令和8年度が計画期間の最終年度に当たることから、現在改定に向けた取組を進めている。現行ビジョンでは、ビジョン全体を貫く数値目標は設定していなかったが、県が行う施策である以上、成果を測定する指標が必要であるという考え方にに基づき、次期ビジョンでは全体を貫く数値目標及び基本方針ごとの数値目標を設定する方向で検討しているとの説明がありました。

委員から、文化施設が県の中央部に集中していることで、中央部と郡部で地域間格差がある。郡部で文化芸術に触れる機会を拡大するために、どんなことを考えているのかとの質問がありました。執行部からは、施設が出前授業を行うことや、学校であれば施設に来てもらうのも一つの方策である。令和6年度からは中山間地域を中心にアーティストを派遣する取組を行っており、それをより小さなイベントにも拡充している。また、地域と文化芸術団体等をつなぐ役割をアーツカウンシルという文化芸術振興組織が担うべきではないかと考えており、どのように強化していくのか、これから検討していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、学校もどんどん小規模化して専科の教員がいない。中央部には専科の教員がいるので、美術館とも交流がありスムーズにいく。郡部における文化施設の教育普及活動の活性化が図られるようにKPIを設定してほしいとの意見がありました。

別の委員から、基本方針にある文化芸術を活用した地域の振興は、これからすごく大切である。ポイントとなるのは後継者、人材であり、今後、特に中山間地域等において生み出していくには、発表の場がいかにあるのかが関係すると思う。基本方針ごとの数値目標にある県内主要施設等における文化イベントの開催数や中山間地域における開催数は、まさに見方を変えれ

ば発表の場につながるのではないかと。発表の場を設けることが、後継者、人材につながり、それが地域の振興にもつながっていくと思うがどうかとの質問がありました。執行部からは、今年度のよさこい高知文化祭2026の開催により、いろんな地域で様々なイベントが開催をされる。今まで中断していた人たちなどが、これを契機にやってみると、次につながっていくということを、ビジョンの改定にも入れている。文化だけでなく、地域に関わるイベントをやっていくことを、しっかりと後押しするようなビジョンにしていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、地域の文化、芸能活動の発表の場が、イベントという一過性のもののようなイメージを持つ。そうではなくて、よさこい高知文化祭2026をきっかけに、そういうものが復活し継続していく仕組みができれば、中山間の振興に向けていいきっかけになると思うとの意見がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（明神健夫君） 横山文人商工農林水産委員長。

（商工農林水産委員長横山文人君登壇）

○商工農林水産委員長（横山文人君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案については全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「令和8年度高知県一般会計補正予算」のうち、特別高圧電気料金高騰緊急支援給付金について、執行部から、国の物価高騰対応重点支

援地方創生臨時交付金を活用し、特別高圧電力を使用する県内の製造業者や商業施設のテナント等に対し、電気料金高騰の負担軽減を支援することとしている。支援対象期間は本年7月から9月までとし、実績に基づいて順次給付するとの説明がありました。

委員から、本交付金による支援は事業者から感謝されているが、交付金終了後の物価高騰対策や、地場産業として存続を図るための伴走型支援について、部としてどのように取り組むのかとの質疑がありました。執行部からは、議会終了後、県内企業を順次訪問し、直面している課題や現場の意見を直接、聞くこととしている。地場の製造業、商工業が持続的に活性化できるよう、寄り添った支援の在り方を検討していきたいとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「令和8年度高知県一般会計補正予算」のうち、畜産経営体質強化緊急支援事業委託料について、執行部から、中東情勢の影響による配合飼料価格は高止まりが継続しており、畜産経営に大きな影響を与えている。今後もこうした状況が継続すると見込まれることから、経営安定のため、支援を行うものであるとの説明がありました。

委員から、中東情勢は、小規模事業者に対する影響が大きく、飼料コスト削減や生産性向上の構造転換メニューの中から5%以上の改善を補助要件とするには、今まで取り組んでいなかった事業者にとってハードルが高いと考えるが、支援はどうするのかとの質疑がありました。執行部からは、小規模事業者は配合飼料価格の高騰対策よりも生産性向上について県の指導を要望する声があり、家畜保健衛生所が事業者へ生産指導を行い、改善に取り組んでいるとの答弁がありました。

さらに、委員から、飼料コストを削減し、稲

WC Sの利用拡大をする中、令和7年度は県の計画に比べて収量が少なかったようだが、稲WC Sの利用拡大に向けた支援策の強化にどのように取り組むのかとの質疑がありました。執行部からは、稲WC Sは食用米の増産に影響を受け、生産面積が15ヘクタールほど減少している。今年度より、収量が2倍以上期待できる専用品種への変更を進めているとの答弁がありました。

別の委員から、終息が見通せない中東情勢に影響を受け、事業継続が危ぶまれる事業者に対して、どのような経営支援をするのかとの質疑がありました。執行部からは、経営の安定のためには収益を上げ、生産費を下げる必要がある。現状は、畜産物の価格が非常に好調であり、一定の収益を確保できている。生産費については、稲WC Sの増産により、コストを下げ、生産性向上対策を進めながら、経営体制の強化を図っていくとの答弁がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第1号「令和8年度高知県一般会計補正予算」のうち、燃油等高騰緊急対策給付金事務委託料について、執行部から、燃油や配合飼料価格が高止まりする中で、漁業経営の安定化を図るため、これらの価格上昇分の一部を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、令和8年度漁業経営セーフティネット構築事業に加入している漁業者等が支援対象とのことだが、どれくらいの漁業者が加入しているのかとの質疑がありました。執行部からは、漁業種類によって加入割合が異なっているが、全体で6割強の漁業者が加入している。中型まき網漁業やカツオの一本釣り漁業といった稼働日数や水揚げ金額の多い業種はほぼ100%加入しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、加入促進への取組はしているのかとの質疑がありました。執行部からは、加入促進については、セーフティネットを取

り扱っている漁業団体と連携して取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

商工労働部についてであります。

まず、中東情勢に伴う新たな融資制度の創設について、執行部から、中東情勢に伴う原油高や資材不足、先行きの不透明感を受け、県内商工団体や県議会会派からの金融支援強化の要望に対応するために、国の対応を待たず、四国初となる中東情勢特化型の原油・原材料価格高騰対策緊急支援融資を5月18日より運用を開始した。緊急の資金需要に迅速に 대응するため、事業計画の策定を不要とし迅速な融資を実現することにより、中小事業者の当面の資金繰りを支援しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、制度自体は時宜を得た取組である。しかしながら公費を使つての支援であることから、審査の迅速化のためとはいえ、中東情勢の影響を受けているかどうかの審査をどのように行うのかとの質問がありました。執行部からは、迅速化を図る一方、審査自体を緩めるわけではない。仕入価格の値上げ通知書など、口頭だけではなく、将来的に売上げが5%以上減少することを一定客観的に証明できる書類等を確認することで、金融機関や信用保証協会が適切に審査しているとの答弁がありました。

別の委員から、四国初ということでこの融資制度については、評価している。融資枠の残余状況はどうかとの質問がありました。執行部からは、年間の融資枠は50億円を確保しており、現状のペースであれば十分に対応可能であると考えているとの答弁がありました。

次に、第12次高知県職業能力開発計画案について、執行部から、国が策定した第12次職業能力開発基本計画を踏まえ、本県における今後5年間の職業能力開発施策の基本的な方向や具体的な取組を定めるものである。物価高騰の長期

化などによる企業への影響拡大や、少子高齢化による人手不足の深刻化、AIの進化や業務のデジタル化の動きを背景とした労働需要の変化など、労働者や企業を取り巻く環境の変化に対応するため、職業訓練や、キャリア形成支援などの職業能力開発施策を国や県、関係機関が連携して推進しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、県立高等技術学校については、大事な施設だと考えている。人口減少が進む中、高知市と四万十市の高等技術学校の統合について、どのような検討を行っているのかとの質問がありました。執行部からは、現在、職業能力開発審議会へ諮問し、本年度末の取りまとめに向け検討を進めている。昨年度の同審議会では、定員の充足率が著しく低い現状から、委員より、統合はやむなしではないかとの意見が複数出された。今年度秋頃の2回目の審議会において、中間報告として素案を諮りながら議論を進めていくとの答弁がありました。

さらに、委員から、今後はものづくりというところにもっと光が当たっていくと言われているので、丁寧な議論を進めていただきたいとの意見がありました。

別の委員から、高いIT・デジタルスキルを身につけた人材は県外からの引き合いも強くなり、流出してしまう懸念がある。県内に定着させるための取組をしっかりとってほしいとの意見がありました。執行部からは、まさに元気な未来創造戦略において全力で取り組んでいる分野である。所得向上や働き方の改善、県内転職支援拠点の設置など、県施策を総動員して流出防止に努めていくとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（明神健夫君） 加藤渚産業振興土木委員長。

（産業振興土木委員長加藤渚君登壇）

○産業振興土木委員長（加藤渚君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案については、修正案が提出され、採決の結果、賛成少数で否決されました。引き続き、原案について採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。なお、第1号議案に対し、委員から附帯決議案が提出され、採決の結果、賛成少数をもって否決されました。また、第10号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「令和8年度高知県一般会計補正予算」のうち、産業振興計画推進費について、4月20日から実施した所得向上推進企業等総合支援事業費補助金の1次公募において、当初予算額を大幅に上回る申請があった。県内事業者の稼ぐ力を高め、若者をはじめとする従業員の賃金に還元する流れを生み出していくためには、できる限り多くの事業者の高付加価値型経営への取組を支援することが重要であることから、当初予算を倍増させ、効果的な事業を数多く採択していくものであるとの説明がありました。

委員から、今回の補正予算額はどのように積算しているのかとの質疑がありました。執行部からは、当初予算額の15億円に対し、64億円余りの申請をいただいている。賃金向上に対し意欲的な事業も多く、予算の都合がつく範囲で、半数程度は支援を行いたいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、ぜひ現場のニーズに沿った形でできる限りの支援をお願いしたいとの意

見がありました。

別の委員から、不採択となった事業者が再挑戦できるような仕組みや、技術的な助言が必要ではないかとの質疑がありました。執行部から、不採択の中にも非常に意欲的な取組が多数あったため、関係機関と連携し継続したサポートを行うとともに、国等の補助制度を周知するなど、少しでも多くの事業が前進するよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

別の委員から、税金を使う以上、公共的な効果がどの程度あったかを把握し、県民に知らせる責任がある。事業効果の検証や公表についてどのようにするのかとの質疑がありました。執行部からは、先進枠については、県民の皆さんの参考となるような形での公表は当初から考えている。公表の方法等については今後検討し、横展開ができるよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

別の委員から、事業者にとって申請から審査結果が分かるまでのスピード感も重要だと思うが、どのような状況であるかとの質疑がありました。執行部からは、申請件数が想定よりも多かったため、審査体制も強化したが、当初の計画よりも1か月弱の遅れが生じている。できる限り早期に審査し、事業者が取組に着手できるよう対処していきたいとの答弁がありました。

次に、観光振興スポーツ部についてであります。

第1号「令和8年度高知県一般会計補正予算」のうち、スポーツ施設管理運営費について、執行部から、新県民体育館の整備に向けて、必要となる調査、設計の委託や、設計段階から運営面の知見を取り入れるため、専門家をアドバイザーとして委嘱するための経費である。また、新県民体育館整備設計等委託料の債務負担行為について、新県民体育館の整備に伴い、次年度以降必要となる基本設計、実施設計の委託及び

工程管理やコスト管理など建築設計の発注者支援をする経費であるとの説明がありました。あわせて、新県民体育館整備等基本計画検討会において検討を重ね、パブリックコメントでいただいた貴重な意見も踏まえ、6月15日に新県民体育館整備等基本計画を策定したとの報告がありました。

委員から、新県民体育館周辺の交通への影響等について、人流や交通のシミュレーションを行うのかとの質疑がありました。執行部からは、設計段階で、交通混雑や人流などのシミュレーションを実施したいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、歩道橋や路面電車の停留所の整備については、新県民体育館の予算とは別組みとなるのかとの質疑がありました。執行部からは、今後の検討となるが、新県民体育館と一体的に整備するということで考えると、歩道橋等の整備も含めて予算計上する可能性はあるとの答弁がありました。

別の委員から、新県民体育館の進め方について、パブリックコメントの約7割が慎重論であったが、整備スケジュール案では、基本設計と実施設計を同時にスタートすることとなっており、丁寧なやり方になっていないのではないかとの質疑がありました。執行部からは、基本設計がおおむねまとまった段階で、概算事業費などが明確になり、そうした節目で、議会や県民に丁寧に説明を尽くして進めていきたい。今回の基本設計と実施設計の一括予算計上は、老朽化の進む現体育館に代わる新体育館の早期供用開始、工期短縮が目的であるとの答弁がありました。

また、委員から、基本設計を示した段階で、再度パブリックコメントの実施や関係施設等の皆さんから意見を聞くなど、基本設計と実施設計の間のスケジュールを延ばすこともあり得る

のかとの質疑がありました。執行部からは、現時点では、スケジュールを後ろ倒しにすることは考えていない。基本設計がおおむね固まる段階で、万が一立ち止まる必要が生じれば柔軟に対応するとの答弁がありました。

さらに、委員から、経費の上振れにより、収支均衡を図るため、利用料金を上げざるを得ない問題をリスクと捉えていないのかとの質疑がありました。執行部からは、物価上昇等により、利用料金の負担が増えることも考えられるが、県民の利用しやすい金額を検討し、条例議案により、県議会で諮りたいと考えているとの答弁がありました。

複数の委員から、県民体育館などの長寿命化を行うとしたら、どれくらいのコストで、どれくらいの維持管理費が必要か、収支シミュレーションを実施し、集約化した場合のコストと比較し、県民へ選択肢を示す必要があるのかとの質疑がありました。執行部からは、現時点で長寿命化の詳細な試算はしていないが、概算としてどうかについては、しっかり比較する必要があると検討していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、基本方針の中のまちづくり拠点や、にぎわいの拠点を目指すことについて、高知市との連携が必要であると思うが、ワークショップなどで出た意見について、県はどのように対応しているのかとの質疑がありました。執行部からは、新県民体育館を核としたまちづくりワークショップを、今年の3月と5月に実施し、今月末には取りまとめを行う予定である。にぎわいづくりに関する具体的なアイデアについて、県と市がしっかり受け止め、高知市とも連携を深めながら、まちづくりの形を探していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、スピード感を持って取り組むことが大事であり、結果として県民にとっ

て、できてよかったと言ってもらえる施設になるよう、様々な意見を反映すべきではないのかとの質疑がありました。執行部からは、まちづくりのワークショップでいかに中心市街地と新県民体育館の間で滞在する人口を増やしていくかも非常に重要な視点だと考えている。高知市との連携を深め、また他県の具体的な取組事例も参考にし、町なかと県民体育館がしっかりつながった形を目指していきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、産業振興推進部についてであります。

東京アンテナショップ飲食部門の運営委託について、首都圏における飲食店での人手不足を受け、令和4年以降、アンテナショップの飲食部門において恒常的な人員不足が生じている。そうした中で、首都圏での外商活動や情報発信の拠点としての機能をさらに高め、より安定的な運営につなげていくため、飲食部門の機能は維持しつつ、経営ノウハウ等を有する民間事業者運営を委託することとし、このたび、受託者が決定した。今後は店舗の改修等を行い、本年11月にグランドオープンする予定であるとの説明がありました。

委員から、県として、財政面を含めてどのようなサポートをしていくのかとの質問がありました。執行部からは、情報発信や外商活動、また家賃に関して一定の負担をしている。今回、新たに生産者にスポットを当てる取組等の提案もあったことから、受託者と連携しながら取組を強化していきたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、飲食部門と物販部門の連携や調整体制はどうなっているのかとの質問がありました。執行部からは、飲食部門は地産外商公社が委託を行い、物販部門と切り離さず一体で運営をしていくこととなる。県も状況を確認し

ながら支援していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、意見の相違もあるかもしれないが、県としても、状況を注視しながらサポートをしてもらいたいとの意見がありました。

次に、観光振興スポーツ部についてであります。

大河ドラマを活用した観光振興の検討の方向性について、令和10年に県出身の中浜万次郎を主演とするNHK大河ドラマジョン万の放送が決定したことから、この追い風を最大限に生かし、観光振興につなげていくため、県全体で展開する博覧会を実施したいと考えている。博覧会を通じ、国際交流をはじめ、地産外商や移住などの人口減少対策の加速化を図ることにもつなげていきたいとの説明がありました。

委員から、土佐清水市の生家周辺の観光客の受入れ体制はどのような状況か、また、ジョン万次郎は県内外に広くゆかりの地があると思うが、県内市町村との連携状況はどうなっているのかとの質問がありました。執行部からは、土佐清水市から生家周辺の駐車場の整備を検討したいと伺っている。また、県内市町村へのアンケート調査では、32の市町村が、自由民権運動や捕鯨文化、多文化共生等のテーマで、ジョン万次郎と連携した取組を目指したいと回答しており、今後は、専門家によるアドバイスのほか、ヒアリングを通じて、具体策について検討したいとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（明神健夫君） 金岡佳時総務委員長。

（総務委員長金岡佳時君登壇）

○総務委員長（金岡佳時君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第2号議案から第

8号議案、報第1号議案、報第2号議案、以上9件については全会一致をもって、また第1号議案については賛成多数をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総合企画部についてであります。

第1号「令和8年度高知県一般会計補正予算」のうち、地域活性化支援事業費補助金の拡充について、執行部から、一定の集客が見込める施設を管理運営する自律性向上団体を対象に、ふるさと納税型クラウドファンディングの仕組みを活用し、県立施設におけるサービスの高付加価値化に向けた新たなプロジェクトを後押しするためのメニューを追加するものである。資金調達の方式としては、目標金額に達した場合のみ資金を受け取るAll or Nothing、目標達成型と、目標金額にかかわらず集まった資金を全て受け取るAll in、実行確約型から選択可能とし、上限を設けず柔軟に運用していくものであるとの説明がありました。

委員から、資金調達はAll or Nothing型とAll in型の2つの方法から選択することができるため、補助事業者が悩む面もあると思うが、県としてどうフォローしていくのかとの質疑がありました。執行部からは、施設を所管する課が万全なフォローをすることに加え、当初予算で契約しているクラウドファンディングサイト事業者にも伴走支援に入ってもらおうことを考えているとの答弁がありました。

別の委員から、目標達成型で目標金額以上の資金が集まった場合は、どういう対応になるのかとの質疑がありました。執行部からは、目標金額に達した場合は、クラウドファンディングを終了する。結果的に多少金額は増えても、その分は交付するとの答弁がありました。

次に、総務部についてであります。

第1号「令和8年度高知県一般会計補正予算」について、執行部から、所得向上推進企業等総合支援事業費補助金など、総額で30億4,007万円の増額補正を行うものである。補正予算の財源として必要になる一般財源については、財政調整基金の取崩しで対応するものであるとの説明がありました。

委員から、6月補正予算で18億円余りを財政調整基金から取り崩すことについて、どういう議論があったのかとの質疑がありました。執行部からは、所得向上推進企業等総合支援事業費補助金について、多くの事業者から申請があり、その思いに少しでも応えたいという考えがあった。また、今後財政調整基金の安定的な運営に一定の見通しがついていることも総合的に勘案をして、今回の判断に至ったとの答弁がありました。

さらに、委員から、本来、売上高100億円を目指すくらい勢いのある企業には、金融機関が伴走していくものではないのか。そこへ県民の税金を補助金としてつぎ込むことの妥当性については、もっと慎重な議論が必要ではないのかとの質疑がありました。執行部からは、令和8年度については、当初予算でこの補助金を交付しており、それに対して多くの申請をいただいたため、このスキームの中でやっていくと判断したものである。来年度以降の在り方については、引き続き検討していくとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第6号「高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案」及び第7号「高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例議案」について、執行部から、県の基準条例が規定している、人員、設備、運営等の基準について参照している国の基準府省令が一部改正されたことを考慮

し改正するものであるとの説明がありました。

委員から、1学級の園児数や職員の配置基準を経過措置の期限までに法令に基づく人数にする必要がある。保育士等が不足している中で人員の確保についてはどうするのかとの質疑がありました。執行部からは、保育士の人材確保については、修学資金の貸付けや就職先のマッチング、今年度も高校生向けバスツアーなど、いろいろな形で取り組んでいる。また、昨年、国が配置基準を満たしていない施設の状況を調査した際、基準を満たしている全国の施設の割合が、97.2%になったことを受けて、配置基準の経過措置は令和10年3月31日までとされたものであるとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

まず、総合企画部についてであります。

とさでん交通の令和7年度決算等について、執行部から、営業損益については、令和7年度は3億3,500万円の赤字となっているが、前年度から1,200万円改善されている。また令和元年度の5億600万円の赤字と比較しても、1億7,000万円の改善となり、売上げの回復や経費削減といった経営努力の成果が出た。また、特別利益は、県の債務償還支援の補助金のほか、国、県、沿線市町からの補助金や給付金により15億8,100万円となり、結果、当期純損益は、8億2,000万円の黒字で過去最高の黒字決算となっているとの説明がありました。

委員から、とさでん交通の職員の処遇はどのように改善されてきているのかとの質問がありました。執行部からは、毎年ベースアップに併せ、賞与についても直近3年間で0.6月ほど増やすなどの改善を行っているとの答弁がありました。

また、委員から、バスに乗った際、サービス、対応のよい運転手とそうでない運転手の差があるように感じるが、どのような取組を行ってい

るのかとの質問がありました。執行部からは、
 待遇改善に向けた研修の実施をしたり、利用者
 からの意見や、模範になるケースがある場合は、
 社内で共有しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、県民が気持ちよく公共交
 通機関を利用できるよう、サービスの徹底をお
 願いしたいとの意見がありました。

次に、総務部についてであります。

県有建築物における建築基準法に基づく定期
 点検の未実施の対応状況について、執行部から、
 本年3月に公表した建築基準法に基づく定期点
 検を実施していないことが判明した各施設の7
 月1日時点での対応状況についての報告である。
 建築物の点検未実施が明らかとなった7施設15
 棟では、点検が終了しているのは6施設10棟、
 そのうち指摘なしは2施設2棟。指摘ありは1
 施設1棟であるが、運営に支障がないため経過
 観察中である。点検結果待ちは3施設7棟であ
 り、点検中が1施設5棟である。また、外壁全
 面打診調査は、未実施が明らかとなった14施設
 23棟のうち、調査が終了している3施設3棟全
 てで指摘があったが、1施設1棟は修繕発注済
 み、2施設2棟は運営に支障がないため経過観
 察中である。調査中は9施設16棟、調査発注手
 続中は2施設4棟である。いずれの点検、調査
 においても、今後、指摘があれば状況を踏まえ
 た適切な対応を行う予定である。再発防止策と
 して、4月に総務部長通知を发出し全庁へ法令
 遵守の徹底を図ったほか、建築基準法以外にも、
 各種法令により必要となる点検があるため、主
 な点検内容をまとめた法定点検一覧表を全庁に
 通知するなど、再発防止の徹底を図ったとの説
 明がありました。

委員から、今回の複数の報告事案を聞くと県
 庁職員はどのような仕事でも法令に基づいて
 行っているということを忘れていてのではない
 かという思いになる。ささいなことでも仕事の

背景にこういった法律や条例があるかをきちん
 と把握した上で仕事に当たっていただきたい。
 引継ぎもきちんと徹底させたら、こういったミ
 スはほとんどなくなってくるのではないかと思
 う。公務の適正な執行について総務部長通知で
 周知しているとのことだが、出先機関などの現
 場に、対応できているか再確認をして、きちん
 とするようにもう一回指導してはどうかとの質
 問がありました。執行部からは、県庁職員は法
 令に基づいて仕事をしているので、その点はしっ
 かりやらなければいけないところである。そし
 て、仕事を行っていく上で、根拠条文などを改
 めて確認するということが、周りの人と情報共有
 をきちんとするということは徹底しなければい
 けないと思っている。また、人事異動があるた
 め、行政として継続して仕事をやっていく上で
 は、引継ぎが大変重要だと考えている。やり方
 は今後検討が必要だが、全庁で徹底をするよう
 に、各部局任せではなく総務部がしっかりと下
 支えをしていきたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

産業イノベーション人材育成等に資する高等
 学校等教育改革促進事業について、執行部から、
 本事業は、令和22年、2040年を見据えた「高校
 教育改革に関する基本方針～ネクストハイス
 クール構想～」の実現を目指す国の事業で、都
 道府県に基金を設置、改革を先導する拠点校の
 パイロットケースを創設し、取組、成果を域内
 の高校に普及するものである。国が示す3類型
 に基づき、高知農業高校、高知小津高校、高知
 東高校、高知丸の内高校の4校を拠点とする事
 業計画を国に申請したところ、審査の結果、理
 数系人材育成拠点として申請した高知小津高校
 の1校のみが採択された。このため不採択となっ
 た3校の計画について、内容を再検討し、国の
 再公募に申請する予定であるとの説明がありま
 した。

委員から、人的配置についても基金の対象となるのかとの質問がありました。執行部からは、常勤の職員は対象外だが、会計年度任用職員については対象となるとの答弁がありました。

別の委員から、不採択となった事業について、文部科学省から不採択の理由や点数などが示されたのかとの質問がありました。執行部からは、点数は開示してもらえなかったが、こういったところに改善点があるのかということは、文部科学省から説明があったとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、デジタル技術のような最新技術の活用となった場合、指導する人材も重要になってくるが、その点についてどう取り組んできたのかとの質問がありました。執行部からは、学校で取り組む内容について、各産業団体や高等教育機関、県の出先機関も含め、こういった協力をしていただけるのか話しに行き、協力を得られるよう一定めどが立った上で申請をしているとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



修正動議、提出者の説明（議発第2号）

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

第1号「令和8年度高知県一般会計補正予算」に対し、塚地佐智議員ほか5名から修正動議が提出されましたので、お手元にお配りいたします。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第2号 巻末249ページに掲載〕

○議長（明神健夫君） ただいま御報告いたしました第1号「令和8年度高知県一般会計補正予算」に対する修正案を、本案と併せて一括議題とし、提出者の説明を求めます。

33番細木良議員。

（33番細木良君登壇）

○33番（細木良君） 日本共産党の細木良です。

私は、今議会に計上されています議発第2号「第1号令和8年度高知県一般会計補正予算に対する修正案」について、提案理由の説明を行います。

削除する予算は、新県民体育館の整備に向けた地質等調査、基本設計及び実施設計予算等です。私たち日本共産党県議団は、県民体育館の再整備については反対するものではありませんが、パブリックコメントで寄せられた多くの懸念事項が解決されていない基本計画案の修正が何らされないまま、最終となった新県民体育館整備等基本計画検討会が開催された6月10日から僅か2週間で約7.5億円もの関連予算を今議会に提案されたことは拙速であると同時に、予算計上の仕方として基本設計と実施設計の同時提案はイレギュラーな手法であることを問題と考え、予算削除をするものです。

今議会の質問戦では、新たな問題点や課題も明らかになりました。1つは、県民体育館本体も含め、集約される予定の武道館などの長寿命化コストの試算が行われていなかったことです。このことは、何が何でもトップダウンで決めた計画内容を押し通すため、真剣に県民に情報提供をしようしない独断専行型の県政運営の問題点があらわになったと言えるのではないのでしょうか。

県は、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化、多様化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し長期的な視点で、更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置や有効活用を実現するため、高知県公共施設等総合管理計画を策定しています。この計画は今年度が最終年度ですが、県民体育館と武道館の期間中の方針として計画的な維持管理を行うこと

となっています。

管理計画では、維持管理・修繕の実施方針として、建築物をできる限り長く使うため、適切な維持管理を行っていくことが重要でありと記載されています。ちばさんセンター大ホールを含め、集約予定の全ての施設を長寿命化した場合の総費用、新規建て替えの場合の費用など、基本計画での209億円と比較検討する材料を県民に明らかにすべきです。その際、有利な起債となる公共施設等適正管理推進事業債の活用については、施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる長寿命化事業にも適用されること、室戸市に譲渡した室戸体育館も面積削減対象とすることも併せて考慮するよう提案したいと思います。

また、別の質問の中では、コスト上振れ必至の建設費を回収するため、県民負担につながる利用料引上げを想定している旨の答弁がありました。県民のスポーツ権を侵害しかねない重大な発言です。

知事は、当初想定されていたスケジュールを前倒しし2031年度完成を目指すため、部局に多少リスクがあっても急げと指示。急ぐ理由として、知事は記者会見で、次期知事選挙の任期や公約のためと発言しています。県民からは、県政の私物化ではないかとの声が上がっています。自らの政治的都合で建設を急がせ、県民の声を丁寧聞き、合意形成をする民主主義的なプロセスを軽視した重大な発言であり、職員にも大きな負荷がかかっています。

狭い敷地に機能を詰め込み過ぎで機能不全になることを筆頭に、圧倒的な駐車場不足や浸水エリアでの駐車場建設など防災面での課題。前検討会の委員長辞任に至る契機ともなったプロリーグ誘致が困難となる中、誘致前提のアリーナ利用日数算定と過大なコンサート日程など、願望的、期待値での利用シミュレーション。武

道館の武道場への格下げ。アスパルこうちグラウンド取り込み。ちばさんセンター大ホール廃止に係る要請項目の達成困難。周辺への環境・安全問題など様々な課題としっかり向き合い、クリアすること。賢く縮小し、身の丈に合った新県民体育館を造るべきだというのが私たち県議団の考えです。

文化施設同様に社会体育施設を稼ぐ施設にする方針を撤回し、県民のスポーツ権をしっかりと保障する施設、県民の健康を増進する施設、子供たちの学習権の保障など、県民のためのすばらしい体育館を造るため、今回の関連予算は一旦削除撤回し、再整備に向けた丁寧な論議を県民参画で行うことを改めて求めます。

以上、修正案の提案理由説明といたします。
同僚議員の御賛同をお願いいたします。(拍手)



討 論

○議長（明神健夫君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、委員長並びに修正案提出者に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

5 番桑鶴太郎議員。

（5 番桑鶴太郎君登壇）

○5 番（桑鶴太郎君） 私は、自由民主党会派を代表いたしまして、議発第2号「第1号令和8年度高知県一般会計補正予算に対する修正案」に反対する立場から討論を行います。

まず、新県民体育館の整備については、多額

の事業費を要する事業であることから、慎重な議論が必要であるとの意見や、県民への丁寧な説明が重要であるとの指摘については、私も当然必要な視点であると考えております。県民皆様の御理解と納得を得ながら事業を進めていくことは、大規模公共事業において欠かすことのできない大前提であります。

今回の補正予算は、新県民体育館を直ちに建設するための予算ではありません。基本設計や実施設計、各種調査などを実施し、施設の規模や機能、事業費、施工方法などを具体的に検討し、県民や議会に対して、より詳細で客観的な内容を示すための予算でありますので、今回提案されている補正予算を取り下げるべきであるという修正案には賛同することができません。

この補正予算は、事業の妥当性をさらに検証し、県民や議会への説明責任を果たしていくために必要な予算であります。この段階で予算を止めることは、詳細な検証や説明の機会そのものを失わせることになりかねません。

これまで県では、2年間にわたりあり方検討会や基本計画検討会を設置し、スポーツ関係者だけでなく、エンターテインメント、観光、商工、防災など様々な分野の有識者の意見を聴取しながら議論を積み重ねてきております。また、整備場所についても、現有地、旧高知南中・高跡地、ちばさんセンター敷地など、複数の候補地を比較検討した上で現在の方針が示されております。これまでの検討経過を見ますと、一定の時間をかけて専門的な検討を積み重ねてきたことは事実であります。

もちろん、今後も、県民や議会への説明は必要ですし、基本設計が進む中で新たな課題が見つかれば、その都度見直しや改善を行うことは重要であります。しかし、それは事業を止めることによって実現するものではなく、事業を進めながら県民や議会の意見を真摯に受け止め、

必要な修正を加えていく中で実現していくことが、より効率的なやり方だと思います。

また、現在の体育館は築50年を超え老朽化が進んでおり、最新の技術に対応した設備の水準を満たしていないことから、利用者の安全性や利便性を確保するためにも、スピード感を持って整備を進める必要があるものと考えます。

さらに、新県民体育館は単なるスポーツ施設ではありません。現在の県民体育館は、土日や平日夜間の利用率はほぼ100%に達しており、多くの利用希望に十分応えられていない状況が続いています。県内のスポーツ環境の充実はもとより、全ての子供たちがスポーツに親しむ環境づくり、障害者スポーツへの対応、そして防災拠点としての機能強化など、県民生活に直結する役割を担う施設として、その更新は避けることができません。できるだけ早期の整備が求められております。加えて、新県民体育館は、全国大会やプロスポーツ、コンサート、コンベンションなどアリーナ機能も有していることで多目的な利用が可能となるということです。交流人口拡大や観光振興、地域経済の活性化にもつながることが期待されています。

人口減少が進む本県において、交流人口を増やし、地域に新たな活力を生み出す取組は、今後ますます重要になると考えます。こうした将来への投資を進める一方で、財政規律を守ること当然必要であります。そのためには今回の補正予算により詳細な設計や調査を行い、事業費や施設内容をより精査し、その結果を県民や議会に示しながら適切に事業を進めていくことが必要であります。私はこの補正予算は、事業を無条件に進めるためのものではなく、むしろ事業の内容をより具体的に、県民と議会への説明責任を果たすための重要な一歩であると考えます。

新県民体育館は、本県にとって最大の課題で

ある人口減少対策、特に若者の人口流出に歯止めをかける重要な社会基盤の一つとなる施設になると考えます。将来を担う子供たちが夢を持ってスポーツに取り組める環境を整え、県民の健康づくりや生きがいづくりを支え、災害時には県民の命を守る拠点となり、さらに地域経済にも好循環を生み出していく。そのような施設を早期に実現するためにも、今まさに必要なのは、歩みを止めることなく、より具体的な検討を深めながら前に進めることだと思います。

これまで述べましたとおり、今議会に執行部が提案しております新県民体育館設備に関する補正予算につきましては、原案どおり認めるべきだと考えます。

何とぞ同僚議員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。(拍手)



採 決

○議長（明神健夫君） 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

最初に、本議案に対する塚地佐智議員ほか5名から提出された修正案を採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（明神健夫君） 起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案を採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（明神健夫君） 起立多数であります。よっ

て、本原案は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第2号議案から第10号議案まで、以上9件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（明神健夫君） 全員起立であります。よって、以上9件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、報第1号議案及び報第2号議案、以上2件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（明神健夫君） 全員起立であります。よって、以上2件の議案は、いずれも委員長報告のとおり承認することに決しました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決（第11号）

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末248ページに掲載〕

○議長（明神健夫君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第11号「高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めま

す。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

濱田知事。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

第11号議案は、高知県教育委員会委員の小田通氏の任期が今年20日をもって満了いたしますため、新たに大谷政孝氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(明神健夫君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

第11号「高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。



人口減少対策調査特別委員長報告

○議長(明神健夫君) 次に、人口減少対策調査特別委員会に付託中の調査事件について委員長の中間報告を求めます。

上治堂司人口減少対策調査特別委員長。

(人口減少対策調査特別委員長上治堂司君登壇)

○人口減少対策調査特別委員長(上治堂司君)

人口減少対策調査特別委員会が付託を受けました、本県の最重要かつ喫緊の課題である人口減少対策について、調査検討の経過並びに結果について御報告いたします。

令和6年6月定例会において設置され、以来21回にわたり開催し、本県の人口減少対策の現状と課題について幅広く調査し、情報収集を進めてまいりました。また、県行政以外の専門的な知識や視点を有する方々からの意見聴取や意見交換を通じて議論を深め、本県が目指すべき方向性や、県として取り組むべき人口減少対策について、集中的に調査検討を行いました。

人口減少対策は非常に幅広く、多岐にわたる分野にまたがる課題ではありますが、これまでの委員会活動を通じて得られた施策や、課題に関する学びを整理し、今後の人口減少対策に資するよう、本特別委員会報告として取りまとめたので、お手元に配付しております。

本日は、本特別委員会報告書で取りまとめた要請を中心に御説明いたします。

なお、これまでの調査結果を踏まえ、就職や結婚、出産は、それぞれの自由な意思決定に基づくものであり、多様な価値観や考え方が尊重されるべきであることを前提として、今後県が取り組むべき対策等を、高知県元気な未来創造戦略における3つの政策に対応する形で4点の要請にまとめております。

まず、1つ目の政策、魅力ある仕事をつくり、若者の定着につなげるについてであります。県は、これまで産業振興計画の取組を通じて、各産業分野における高付加価値化や省力化、効率化の推進などを行った結果、地域資源を活用した商品開発や加工施設が整備され売上額が増加

したり、新たな観光施設が整備され交流人口が拡大するなど取組の成果が現れてきているものもございます。

しかしながら、進学や就職に伴う県外への転出等により、若年人口、とりわけ女性の若年人口が減少しています。令和7年の若年就業者数は推計値で6万人を切っており、令和9年目標値の6万1,500人の達成は厳しいものとなっております。「将来を担う若者が、地域地域で魅力のある仕事に就き、いきいきと住み続けられる元気な高知県」という目指す姿を実現するためには、事業者のさらなる経営力向上、女性の活躍の場の拡大、県内全域での起業の促進等の強化が必要であります。

県は、事業者の高付加価値型経営への転換の支援などを通じて、若者の所得向上や若者が魅力を感じる企業の創出に取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革の推進により、多様な人材が活躍できる環境の実現を目指し、強化策を打ち出しています。また、県内就職の促進や移住・定住対策の強化により、若者に選ばれる高知を目指していますが、その推進に当たっては、次の視点を持って取り組むことを要請いたします。

若者の所得向上のため、あらゆる業種の高付加価値型経営への転換を支援し、企業の稼ぐ力を高める新たな総合補助金の効果的な活用を図ること。高知でもキャリアが積める、成長できる環境を整備するとともに、そういった環境を若者がイメージできるような情報発信を行うこと。各産業分野でリモートワークによる就労が可能となるよう、官民連携で環境整備を行い、若者や女性のニーズとのマッチングに取り組むこと。

若者や女性の定着、また中山間地域での定着につながる事業の起業支援や事業承継、企業誘致を積極的に推進すること。事業を横展開する

際には、小規模事業者も安定的に事業運営をすることができるよう一層の伴走支援に取り組むこと。県内就職の促進について、キャリア教育はもとより、支援策についても学生に見える形で取組を行うとともに、転職希望者への情報発信の強化や企業側の採用ニーズにも合わせた効果的な取組とすること。

関係人口の創出と拡大に向けた国の新たな取組や他県の優良事例について、積極的に情報収集し、本県での取組強化を図ること。学校のさらなる魅力化、特色化と併せて、全国的に受入れ校が増加している地域みらい留学について他校との差別化を図ること。移住者数の数値目標を設定することも大切だが、移住者の定着に向けて住まいの確保支援と同時に移住後の人間関係の構築など、生活の質の向上を図る取組とすること。

次に、2つ目の政策、結婚の希望をかなえるについてであります。県は、こうち出会いサポートセンターを設置し、交流事業やイベント開催による出会いの機会の創出を行うとともに、マッチング等結婚に向けた伴走支援を行い、出会いや結婚を後押ししてきました。市町村事業への支援や民間結婚相談所との連携も図り、イベント参加者数やマッチング交際成立数は増加傾向となっています。

しかしながら、若者のニーズに沿った対応や新たなターゲット層の開拓が必要などの課題もあり、また、市町村の取組には温度差もある中、高知県元気な未来創造戦略で掲げた令和4年に2,189組であった結婚数を、令和9年に2,500組まで増やすという数値目標の達成には厳しい状況であり、取組のさらなる加速化が必要であります。

県は、ニーズに応えたイベントの実施等、多様な出会いの機会の創出や本人の希望に添ったライフデザイン支援など機運醸成につながる施

策を強化していますが、その推進に当たっては、次の視点を持って取り組むことを要請いたします。

ライフデザイン支援の推進においては、個人個人の多様な価値観を踏まえ、強制的な取組とならないよう進めること。単独では出会いに関する事業の展開が難しい市町村には他市町村との連携を提案するなど、より多くの市町村で結婚支援に関する取組が実施できるようにすること。また、積極的に取り組んでいる市町村には一層の連携・支援を行うこと。出会いの機会の提供については移住希望者にも対象を広げ、その際には各県人会との協力・連携などにも取り組むこと。民間結婚相談所との連携や、意見交換ができる関係づくりに努め、民間結婚相談所のノウハウを生かして取り組むこと。

次に、3つ目の政策、こどもを生み、育てたい希望をかなえるについてであります。理想の出生数をかなえる施策の推進においては、共働き・共育での推進により固定的な性別役割分担意識の解消に取り組むとともに、保育料の軽減、不妊治療への助成といった経済的支援を行ってきました。また、住民参加型の子育てしやすい地域づくりとして、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター等の活動支援に取り組んできました。

その結果、県内企業における男性育休の取得率は飛躍的に上昇し、妊娠・出産についての満足度も高い水準を維持しています。住民参加型の子育て支援も充実してきました。しかしながら、事業者による子育て支援の取組はまだ途上であり、産後ケアにおける人材不足や地域偏在等の課題も残っています。

何よりも、出生数の減少に歯止めがかかっていない状況にあり、令和7年の推計値が過去最少の3,072人となったため、高知県元氣な未来創造戦略で掲げた令和9年の出生数4,200人の目

標達成は厳しい状況となっています。一方、県都の高知市では令和7年の出生数が4年ぶりに増加しています。

県は、共働き・共育での取組による出産、育児、家事の負担軽減や保育料軽減等の経済的支援、プレコンセプションケアの推進や不妊治療への助成など、妊娠・出産・育児に関する切れ目のない施策を展開するとともに、住民参加型の子育て支援策を進め、子供を産み、育てたいと望む全ての人が、その希望を実現できる社会を目指して強化策を打ち出していますが、その推進に当たっては、次の視点を持って取り組むことを要請いたします。

周産期医療に携わる人材の育成を図るとともに、保健師と助産師の活躍の場づくりや連携・強化、家庭支援事業などを通じて、安心して出産・育児ができる環境整備を目指すこと。男性育児休暇の取得促進はもちろんのこと、各種休暇制度の積極的な利用、不妊治療における職場のサポートなど、妊娠・出産・育児に関するトータルな支援に対する事業者の理解と機運醸成に取り組むこと。その際には、トータルな支援が事業者にとっても人材の確保や定着、業務の効率化などの大きなメリットとなり、企業価値が高まることにつながることをしっかり伝えていくこと。加えて、好事例へのインセンティブの付与、伴走支援などきめ細かなアプローチにも取り組むこと。

最後に、全体に共通する取組についてであります。今後、人口減少対策をより効果的かつ持続的に推進するため、以下の点を全体に共通する視点として取り組むことを要請いたします。

人口減少対策総合交付金について、一つでも多くの市町村で若年人口の減少傾向に歯止めをかけるため、市町村との一層の連携を図ること。広報啓発の活動について、人口減少問題の現状と将来への影響、そして県の具体的な取組や成

果について、県民が主体的に関心を持てるよう、ターゲット層に合わせた多様な媒体や手法を用いた情報発信を強化すること。県民一人一人に人口減少対策を自分事として捉えてもらうよう、固定的な性別役割分担意識の解消など行動変容を促す働きかけを継続すること。

人口減少対策は他県でも様々な取組が行われていることから、優良事例を積極的に調査研究し、本県の実情に合わせた効果的な施策につなげること。人口減少への適応策として打ち出している4Sプロジェクトについては、効率的で持続可能な社会の実現と県民生活の質の向上を図るためには避けられないことから、市町村や県民に丁寧に説明を行い、理解と納得を得ながら進めること。以上を要請として申し上げます。

最後に、本県が直面する人口減少問題は、最重要かつ喫緊の課題であり、これは地方のみならず、都市部を含め全国共通の課題であります。とりわけ地方においては、担い手不足が地域産業の維持を困難にし、雇用や生活の基盤の縮小により地域社会の活力を損ないつつあります。また、さらに担い手不足が進むと、医療・福祉・教育・インフラなど行政サービスを提供し続けることが困難になるおそれがあります。

人口減少対策は短期に成果が現れにくい取組であります。しかしながら、正確な現状認識に基づき、施策を粘り強く継続、改善するとともに、県、市町村、事業所、そして県民一人一人が自分事として捉え、取り組むことにより、人口減少がもたらす影響をできる限り抑え、地域が将来に向けて選択し得る方策を広げることにつながるものであります。

執行部におかれましては、本報告書で示した要請を真摯に受け止め、強い覚悟とリーダーシップを持って、迅速かつ着実に実行に移すことを期待いたします。中でも、人口減少対策を県全域で力強く進めるためには、市町村との一層の

連携が不可欠であります。地域の創意工夫を後押しする安定した財源が欠かせないことから、各地域の実情に応じた取組を継続的かつ柔軟に展開できるよう、人口減少対策総合交付金については、県において令和10年度以降も継続されることが重要であり、各地域の取組を支える上で欠かすことのできない基盤であると考えます。

また、4Sプロジェクトは、県民生活の質を維持・向上させ、持続可能な社会を構築する上で、その成否が本県の将来に大きく関わる重要な取組であります。住民への丁寧な説明責任を果たし理解を得る努力を尽くすとともに、公共性を重視し、必要な検討と見直しを行いながら、将来への責任として適切に推進されることを望みます。

なお、要請内容を踏まえた施策の取組状況等について、当委員会では調査活動を議員任期満了まで、引き続き行ってまいります。地方の人口減少に歯止めがかからない状況ではありますが、地方には人を引きつける魅力、資源、そして可能性があると考えております。本特別委員会報告書が、関係者間において共有され、実行と検証を積み重ねるための出発点となり、本県が将来にわたり希望を持てる地域社会を形成していく一助となることを期待します。

以上をもって、人口減少対策調査特別委員長報告を終わります。



議員定数問題等調査特別委員会報告の件、委員長報告、討論、採決

○議長（明神健夫君） 日程第2、議員定数問題等調査特別委員会報告の件を議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

弘田兼一議員定数問題等調査特別委員長。

（議員定数問題等調査特別委員長弘田兼一

君登壇)

○議員定数問題等調査特別委員長（弘田兼一君）

議員定数問題等調査特別委員会が付託を受けました県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数についての調査の経過並びに結果について御報告いたします。

当特別委員会は、令和6年6月定例会において設置され、以来13回にわたる委員会と関係町村長からの意見聴取を実施し、令和7年の国勢調査の速報値や市町村の実情を考慮し、論議を重ねながら、県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数について総合的に調査検討を行ってまいりました。

まず、議員の定数についてであります。

令和7年の国勢調査の速報値によりますと、本県の人口は、令和2年の国勢調査と比べると4万8,090人減少して64万3,437人となり、人口の減少が一層進んでいることが明らかとなりました。都道府県議会の議員の定数は、県が条例で自由に定めることができることから、選挙区等の見直しと併せて議員定数を何人とするかについても検討する必要がありました。

次に、選挙区については、公職選挙法の規定を踏まえ、選挙区の在り方、強制合区、任意合区、町村単独選挙区、衆議院小選挙区特例の諸課題について検討する必要がありました。

次に、選挙区別議員定数については、議員定数と選挙区を現行のままとした場合、令和7年の国勢調査の速報値に基づき、公職選挙法第15条の規定による人口比例の原則で試算すると、高知市選挙区が定数18人で3人増、宿毛市・大月町・三原村選挙区、吾川郡選挙区及び中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区がそれぞれ定数1人で1人減となることなどが明らかとなりました。また、宿毛市・大月町・三原村選挙区、吾川郡選挙区及び中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区に人口比例原則の例外規

定である同法同条第8項のただし書を適用して現行どおり定数2人とした場合、定数1人の香美市選挙区及び土佐市選挙区との間で人口の逆転現象が生じることが明らかとなりました。

これらの検討課題について、議員定数をどうするのか、また選挙区の在り方はどうするのか、さらには人口比例の原則によって導き出された選挙区別の議員定数に対してただし書を適用するのか、人口逆転現象をどうするのかといったことなどについて論議を行いました。

審査の過程では、委員から様々な意見が出され、最終的に逆転現象を解消する新たな案が緊急提案され、議論を深める時間的余裕がない中、その場で直ちに採決が行われ、賛成多数で可決されました。調査結果は、お手元に配付されております特別委員会報告書のとおりでありますので、ここでは、検討経過、検討課題、審査・調査の概要は省略させていただき、その内容のうち主要部分でありますまとめの部分について御報告申し上げます。

まず、議員定数については、都市部と中山間地域の声がバランスよく県政に働く環境を維持しつつ、常任委員会の議論の幅や深さを担保するため、現行どおりの37人とし、選挙区についても現行どおりとすることにいたしました。

次に、選挙区別議員定数についてであります。吾川郡選挙区及び宿毛市・大月町・三原村選挙区の定数は、それぞれ1人削減して1人とし、土佐市選挙区及び香美市選挙区の定数は、公職選挙法第15条第8項ただし書を適用し、それぞれ1人増員して2人とするにいたしました。高知市選挙区及び中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区の定数は、公職選挙法第15条第8項ただし書を適用し、現行どおりの定数とすることにいたしました。

当特別委員会は、令和7年の国勢調査の僅か1年半後に一般選挙が実施されるという状況で

あり、前回の特別委員会からの申し送りを踏まえて、令和6年6月定例会において設置され、強制合区の課題に関連する中芸5町村長の意見も聞きながら検討してきました。

全国都道府県議会議長会において、人口比例の原則が地域の代表機能の低下を招きかねないという問題意識から、人口の少ない地域の議員定数を確保するための制度の見直しが議論されている状況で、国勢調査の速報値を基準に議論を行い、今回の結論を出すに至りましたが、中長期的な視点に立った抜本的な選挙区等の見直しについては次の機会に委ねることとなりました。

今後も人口減少や都市部と中山間地域との人口格差が進行し、複数の選挙区が強制合区に該当することなども想定されるため、次の見直しの機会においては、参議院の合区解消の動きや全国都道府県議会議長会の今後の動き等、国全体の制度の見直しの動向を踏まえつつ、地域代表の確保はどうあるべきか、また多様な意見を県政に反映させるためにはどうあるべきかなど、いろいろな観点から検討する必要があると思われますので、地元の意見や有識者など第三者の意見も広く聞きながら、抜本的な見直しについて十分な協議を行う必要があります。

以上の結論について御報告いたしますとともに、この報告書が承認された後に、高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例議案を提案することにいたしましたので、申し添えます。

同僚議員各位の適切なる御判断を、よろしくお願い申し上げます。

○議長（明神健夫君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

6番土森正一議員。

（6番土森正一君登壇）

○6番（土森正一君） 自由民主党会派を代表し、議題となっております議員定数問題等調査特別委員会報告書に対し、反対の立場から討論を行います。

初めに、本委員会がこの2年にわたり人口減少という困難な現実に向き合い、真摯に調査検討を重ねてこられたことに心から敬意を表します。

議員定数を現行の37人とすること、選挙区の区割りを基本的に現行どおりとすることなど、報告書が示した骨格の多くについて、我が会派は委員会の議論の積み重ねを尊重するものでございます。しかしながら、報告書の結論のうち、選挙区別議員定数に関わる部分、すなわち吾川郡選挙区及び宿毛市・大月町・三原村選挙区の定数をそれぞれ1人削減して1人とし、土佐市選挙区及び香美市選挙区の定数をそれぞれ1人増員して2人とする部分については、なお解決すべき課題が多く残されており、賛同いたしかねるものと考えております。以下、その理由を5点にわたって申し述べます。

第1に、結論に至る手続についてであります。報告書自身が率直に認めておりますとおり、議論を深める時間的余裕がない中、その場で直ちに採決が行われたという経緯がございました。県民の代表を何人選ぶのかという議会制度の根幹に関わる重要な事柄だからこそ、十分に議論を尽くすことが求められるのではないのでしょうか。前回の委員会でも十分な議論を尽くすべきとの申し送りがあったことを踏まえ、今回の進め方は少し性急過ぎた印象を拭えません。

第2に、私たちが最も重く受け止めておりますのは、この案がこれまで本県議会が引き継いでまいりました定数配分の考え方と整合しないのではないかとという点であります。本県の定数配分は、高知市の議席を一定程度抑え、ただし書による差引き分を、どの選挙区に振り向けるのかの判断を重ねて形づくられてまいりました。

前回、令和4年2月の報告書には、人口比例原則に基づく試算では配当の順位は南国市選挙区、香美市選挙区の順であると記されております。すなわち人口の論理からすれば、ただし書による差引き分を第一に配分すべきは、南国市でありました。にもかかわらず、本県議会は南国市に3人目の議席を与えるという選択をあえて見送ってまいりました。報告書はその理由を、1人区の解消のために、現に複数区である南国市選挙区ではなく、多市町村から成る選挙区に配分するとはっきり記しております。複数の市町村で構成される選挙区こそ、県とのつなぎ役を担う大切な存在であるとの考え方であります。

そして、この配分の順位は、今回の令和7年の国勢調査速報値においても変わってはおりません。選挙区の人口を議員1人当たり人口で割った配当基数を見ますと、南国市は2.611で、複数区の中で3議席目に最も近い位置にあります。これに対し、土佐市は1.371、香美市は1.404であり、いずれも1議席が相当する水準にとどまります。

ところが、今回の見直しは、これまでの順位とは異なる方向性を示すものとなっております。3議席目に最も近い南国市を現行の2議席のまま据え置く一方で、本来1議席が相当する土佐市、香美市を2議席へと増やす、しかも土佐市、香美市はいずれも単独の市の選挙区であり、複数の市町村をつなぐという、これまで本県議会が重んじてきたただし書適用の理由にも当てはまりません。

すなわち、今回の見直しは人口比例という物差しからも、つなぎ役を重んじるというこれまでの考え方からも説明のつかない選択であります。誤解のないように申し添えますが、我が会派は南国市に議席を増やすべきだと申しているではありません。議席を加える基準が明確とは言えず、これまでの経緯との整合性を欠くと言わざるを得ないのであります。

第3に、この案が掲げる1票の格差の是正は、その効果が必ずしも十分とは言えないのではないかとという点であります。今回是正の対象とした、いわゆる逆転現象、単独の市である土佐市、香美市が1議席であるために、選挙区人口のより少ない宿毛市・大月町・三原村選挙区や吾川郡選挙区の2議席より議員1人当たりの人口が大きくなるという現象は、定数差が1にとどまり、人口比例との乖離も僅かで、定数訴訟においても適法とされてきた許容の範囲内の事柄であります。

その上で、今回の見直しがこの1票の格差をどれほど是正するのか数字で確かめてみます。最大較差、すなわち最も過小代表となる選挙区の議員1人当たり人口を、最も人口の少ない選挙区のそれで除した値は、現行で約2.79倍であります。ところが、今回の見直しによっても約2.71倍、ほとんど縮まりません。これは今回の見直しが、格差の解消ではなく、過小代表の状況を別の形に置き換えるものにすぎないからであります。現に、これまで1票の価値が軽かった土佐市、香美市が救われる一方で、その役回りを引き受ける宿毛市・大月町・三原村選挙区の議員1人当たり人口は、現行の1万1,206人から2万2,412人へとほぼ倍増いたします。

本県のように広大な中山間地域を抱え、地域の代表を確保するために複数の市町村から成る選挙区を維持している県では、一定の較差が生じることは避けられず、それは地域の声を県政

に届けるという要請に応じてきた結果にほかなりません。我が会派は、この較差を一概に否とするものではありません。問題は、今回の見直しはその較差をほとんど縮めないにもかかわらず、地域の代表たる2つの議席を削ってしまう点にあります。

今回の見直しは、地域の代表である2つの議席を削るという大きな代償を払いながら、その是正の効果は限定的であります。目指すべき目的と今回の手段との釣合いについて、いま一度慎重に検討すべきではないでしょうか。

第4に、この見直しが地域の切実な声に十分寄り添えていないのではないかという点であります。吾川郡選挙区、宿毛市・大月町・三原村選挙区の1減は、複数の市町村が手を携えて県とのつなぎ役を担ってきた広域の中山間選挙区から議席を奪うものであります。吾川郡選挙区は約804平方キロメートル、宿毛市・大月町・三原村選挙区は約474平方キロメートルに及ぶ区域であります。とりわけ、宿毛市・大月町・三原村選挙区につきましては、幡多3市1町1村の区長会連絡協議会から、当該選挙区の定数2の維持を求める要望が地域を挙げて寄せられています。有権者の声を県政に届けるためには、現在の定数が最低限必要である、この地元の明確な意思に反して議席を削ることは、地域の理解を得られるものではありません。

第5に、時期の問題であります。去る7月6日、全国都道府県議会議長会に対し、有識者による都道府県議会選挙区制度研究会が報告書を取りまとめ提出いたしました。郡部から選出される議員の維持に向けた報告書は、人口比例で定数を配分する原則の緩和を求め、人口が少ない地域の住民の声を県政に届ける役割を担う議員は、今後も欠かせないと明記しております。投票価値の平等の軽視ではなく、人口だけでは捉え切れない需要に対応するために必要な措置

であると。まさに我が会派がこれまで申し述べてきた考えと軌を一にするものであります。

議長会は、今後これを踏まえて選挙制度の見直しを国に提言するとされております。我が県議会もまた、参議院選挙における合区の解消を全会一致の意見書をもって国に強く求めてまいりました。その我々がこうした国全体の動きに先んじて、足元の県議会において過疎地域の議席を削る方向にかじを切るとは、自らの主張との間に明白な矛盾を来すものであります。国における制度の見直しの動向を見極めることなく、区割りや定数を動かすことは、あまりに時期尚早と言わざるを得ません。

以上、5点にわたって申し述べてまいりました。我が会派は、議員定数を現行の37人とし、選挙区を現行どおりとする結論には賛同いたします。しかし、その上に立って、選挙区別議員定数についてもまた現行どおりとして、いわゆる逆転現象への対応は、地域を支える議席を十分な検討を経ないまま削るのではなく、国における選挙区制度の見直し、参議院の合区解消の動向を見極めながら、地元の市町村長や住民をはじめとする方々の声を丁寧に聞いた上で、次期の協議の場において抜本的かつ十分に検討すべきものと考えます。

人口という一つの指標のみをもって、地域が長年にわたり県政に送ってきた代表を性急に失わせるべきではありません。最重要課題である人口減少が一段と深刻さを増し、町や村の存続そのものが問われている今こそ、そうした地域の声を県政に確かに届ける仕組みを守っていくことが、本県議会に課せられた責務であると考えます。

よって、本報告書には反対であることを表明し、議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、私の討論といたします。(拍手)

○議長（明神健夫君） 31番坂本茂雄議員。

(31番坂本茂雄君登壇)

○31番（坂本茂雄君） ただいま議題となりました議員定数問題等調査特別委員会報告書について、県民の会を代表して、賛成討論を行います。

4年前の議員定数問題等調査特別委員会報告書では、次に議員定数や選挙区についての協議を行うときには、公選法の規定で強制合区を行わなければならない場合も含め、選挙区の在り方についての抜本的な議論を行う必要があるものと予想されると指摘され、予想される協議内容の大きさから考えても、次期の協議においては国勢調査の実施以前の早い時期に協議の場を立ち上げ、議論を行っていく必要があると報告されていました。そのことを受けて、今回の特別委員会は早期に立ち上げられ、議員定数、選挙区、強制合区、市の区域の任意合区、町村の区域の単独選挙区、衆議院小選挙区特例、選挙区別議員定数についての検討がされてまいりました。

私たち県民の会では、そのことを前提に令和6年10月の第3回委員会から、人口比例に基づく配分を基本とし、公職選挙法第271条の規定による強制合区の特例の可能な限りの回避や、逆転現象を起こさせないことを念頭に置き、経済や文化、地理的背景なども考慮し中長期的に選挙区のあるべき姿を示していく議論、有権者の多様な意見を反映させるためには1人区を解消し複数人区とすること、強制合区の可能性も含め抜本的な議論をすべきとして、具体的な見直し案も提起してまいりました。その背景の一つとなった1人区における無投票当選が占める割合の多さについては、言及しておかなければならないと思っています。

朝日新聞の調べでは、2019年の統一地方選から4年間の選挙を集計した中で、47都道府県議選の直近の選挙で、全1,090選挙区定数の2,679人を見ると、407選挙区の684人が無投票で当選

し、4分の1が無投票で決まっていた実態が明らかになっています。有権者数で見ると、全体の2割を超す約2,400万人が投票の機会を失った形で、特に無投票当選が目立つ1人区は全国に411か所あり、その52.6%が無投票で、定数が少ないほど無投票の割合が高くなる傾向がありました。

本県について調べてみますと、1人区の定数に占める割合が定数37に対して10選挙区で、その割合は27%と全国で3番目に多くなっています。そして、前回の選挙では1人区の6割が無投票で、2人区の5割も含めて27.8%と、県内約3割の有権者が投票の機会を奪われているのです。また、定数2人の宿毛市・大月町・三原村選挙区及び同様に定数2人の吾川郡選挙区の定数は、公選法第15条第8項ただし書を適用し現行どおりの定数とし、逆転現象を放置したまま令和5年4月の選挙は実施されました。

だからこそ、今回は早期の検討が始まる時点から課題を提起させていただきました。しかし、自民党会派の各項目に対する考え方は、これまでの検討状況を踏まえることなく、逆転現象を放置することをはじめとする現状でよしとする考え方にとどまっています。

また、委員長報告では、中長期的な視点に立った抜本的な選挙区等の見直しについては次の機会に委ねることとなったと言われましたが、本来なら次の機会に委ねなくてもよいようにとの思いで、先ほども述べました、1人区の解消、逆転現象の解消、強制合区の可能性のある選挙区の調整や市の任意合区の調整で配当基数に近づける努力、強制合区の特例適用の可否についての議論など、中長期的な抜本的な見直しの検討がなされるべきだったのではないのでしょうか。

とりわけ、逆転現象の解消については、解消に積極的な会派以外でも、人口規模と議席数の間に一部逆転が生じていることは問題と認識し

ている、なぜ現状維持なのか県民が納得いく説明が必要、県民に対する説明責任を果たすべきなど、各会派とも課題意識を持たれていたことから、課題は多いが、今回はせめて、逆転現象の解消に努めるのが特別委員会の責務だとの思いで、緊急提案ではありましたが、それに賛成させていただきました。

先ほど土森議員は、議論を深める時間的余裕がない中、その場で直ちに採決をされたというふうに言われておりましたが、議論を深めることは可能であったと思っています。もっとその場で時間をかけて議論をする、あるいは小休を求め、会派内で対応の議論をすることも可能であったのではないかと思います。しかし、誰一人議事進行の在り方に異議を唱えることもなく採決に至ったことについては、緊急提案者の責任でもないと言わざるを得ません。

一方、自民党会派が示された特別委員会の中での考え方では、逆転現象について、ただし書規定は人口のみで定数を定めることができない特別の事情がある場合に対応するもので、高知県の中山間地域の実情はこれに該当するとし、解消する場合の配分候補は香美市、土佐市だが、土佐市は2015年に2人から1人減らしたばかりで再び増やすことは定数という制度の安定性を損なうとして、人口動態のたびに機械的な調整を繰り返せば制度が每期ぶれ続ける、安定した制度設計こそが長期的に見て県民の利益だとされています。

しかし、土佐市の例は、先ほども事例に挙げられていましたが、7月6日付の都道府県議会選挙区制度研究会報告書では、制度の安定性の視点については、この安定性のみを根拠として合憲性が肯定された明確な判例は未だ存在しないことから、今後司法がいかなる判断を下すか、その動向を慎重に注視していく必要があるとの議論も紹介されています。このことに対しては、

本特別委員会の議論でも委員から、定数は人口変動に応じて変えるのが本来の在り方で、安定性が損なわれるという話になると議論の必要性がなくなるとの指摘もありました。

また、香美市は1市だと言われましたが、旧2町1村が合併したものであり、宿毛・大月・三原選挙区よりも選挙区人口が1.09倍と上回るだけでなく、面積でも1.13倍となっているにもかかわらず、議員定数は逆転現象を生じさせており、香美市の有権者にとっては、なぜ逆転現象という事態が放置されているのかとの声が出されています。

都道府県議会選挙区制度研究会報告書では、近年の最高裁は1票の格差だけでなく、定数配分において議会に与えられた裁量権が合理的に行使されたかという判断過程に着目する傾向があり、議会には客観的な理由に基づく説明責任が要求されていることも指摘されています。

いずれにしても、全国都道府県議会議長会がこの研究会報告書を踏まえ議論し、今後の選挙制度の在り方について国に提言したとしても、方向性が示されることは、来年の統一自治体選挙までには間に合うことにはならないでしょう。その意味でも、見直しをしなかった場合には逆転現象の放置をさらに重ねることになることから、せめて逆転現象の解消を図るための定数見直しがされた報告書を本定例会で承認し、これに沿った条例改正が速やかに行われることが望ましいと考えます。

しかし、このこと以外にも多くの課題は残されており、令和13年の県議会議員選挙に向けては、県民の皆さんにさらに理解と納得がいただけるような議員定数問題等の見直しがされることを願って、賛成討論とさせていただきます。

同僚議員各位の御賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長（明神健夫君） 以上をもって、討論を終

結いたします。

これより採決に入ります。

議員定数問題等調査特別委員会報告の件については、委員会報告書のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 起立少数であります。よって、本件については承認しないことに決しました。

これをもちまして、議員定数に関する調査は終了いたしました。委員の皆様方には、精力的に調査を行い、委員会報告書を取りまとめたいただきありがとうございました。大変御苦労さまでした。

○議長(明神健夫君) 暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

————— ❧❧❧ —————

午後0時15分再開

○議長(明神健夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ❧❧❧ —————

議員派遣に関する件、採決(議発第1号)

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第1号 巻末252ページに掲載〕

○議長(明神健夫君) 日程第3、議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員

会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

————— ❧❧❧ —————

議案の上程、採決(議発第4号—議発第7号 意見書議案)

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第4号から議発第7号 巻末254～261ページに掲載〕

○議長(明神健夫君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第4号「軽油引取税の課税免除特例措置の堅持を求める意見書議案」から議発第7号「中東情勢を踏まえた地域産業及び国民生活への緊急措置を求める意見書議案」まで、以上4件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第4号「軽油引取税の課税免除特例措置の堅持を求める意見書議案」から議発第7号「中東情勢を踏まえた地域産業及び国民生活への緊急措置を求める意見書議案」まで、以上4件を一括採決いたします。

以上4件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明神健夫君） 全員起立であります。よって、以上4件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決（議発第8号 意見書議案）

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第8号 巻末264ページに掲載〕

○議長（明神健夫君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第8号「核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

26番西森雅和議員。

（26番西森雅和君登壇）

○26番（西森雅和君） 私は、ただいま議題となりました「核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書議案」につきまして、公明党を代表して、賛成の立場から討論を行います。

核兵器禁止条約は、核兵器の開発、実験、生産、保有、使用及び使用の威嚇などを全面的に禁止する史上初めての国際条約であります。2017年7月に国連総会で採択され、2021年1月22日に発効しました。条約の前文には、ヒバクシャという言葉がそのまま用いられており、この条約の理念の根幹に位置づけられています。また、この条約には、核兵器を禁止するということにとどまらず、核実験や核兵器使用の被害者への援助及び汚染された環境の修復が締約国の義務として明記されています。

同条約は発効から今年で5年を迎え、これまで締約国会議が3回開催されました。2022年6月にウィーンで開催された第1回会議では、50項目の行動計画と、条約の目的と目標を確認する宣言が採択されました。2023年11月に開かれたニューヨークでの第2回会議では、人類の存

亡に関する核兵器の脅威に対処し、禁止と廃絶に向けて確固たる決意で取り組む宣言がされました。昨年3月にニューヨークで開かれた第3回会議には、56の締約国と31のオブザーバー国が参加し、被害者への援助と環境修復に関する基金の枠組みや条例の普遍化を進める作業部会の任務拡大など、具体的な進展が図られています。

そして、本年11月30日から12月4日にかけて、条約発効後初めてとなる、第1回再検討会議がニューヨーク国連本部で開催される予定です。この会議は、条約の運用及び目的達成についての進展を検討する会議であり、5年間の取組全体を総括し検証する節目の会議であります。

さて、国際的な核軍縮をめぐる規範は、近年後退の一途をたどっています。アメリカとロシア間の戦略核兵器削減条約である新STARTは本年2月に失効し、核軍備の管理体制には大きな空白が生じています。核兵器不拡散条約の運用検討会議は、2015年、2022年と合意文書の採択に至らず、機能不全が指摘されて久しい状況にあります。こうした中で開催される核兵器禁止条約の第1回再検討会議は、既存の核軍縮の枠組みが揺らぐ中であって、核兵器の非人道性という原点に立ち返り、具体的な進展を積み上げようとする貴重な国際的努力の場です。この場に被爆国である我が国がいないことは、国際社会における我が国の存在感を自ら弱めることにほかならないと考えます。

ここで改めて確認しておきたいのは、条約第8条にあるように、締約国でない国であってもオブザーバーとして会議に参加し、意見を表明することができるということです。オブザーバー参加は条約の署名、批准とは法的に全く別次元の判断であります。我が国と同じく核の拡大抑止に依拠する、いわゆる核の傘の下に

あるノルウェー、ドイツ、ベルギーといったNATO加盟国やオーストラリアは、過去の締約国会議にオブザーバーとして参加し、被害者援助や核軍縮検証の分野について、それぞれの立場から意見表明を行っております。

たとえ我が国がオブザーバー参加したからといって、直ちにアメリカの核の傘の下にある我が国の安全保障方針を放棄することにはなりません。我が国政府は、これまで締約国会議へのオブザーバー参加について、現下の状況を鑑みれば、オブザーバー参加することは適当とは言えないとの見解を示しております。政府は、今までにオブザーバー参加した国々の事例を検証するとしてきましたが、その内容については、被爆者団体などからは結論ありきで乏しいとの厳しい声が寄せられています。核兵器の不参加を理由に自らも参加しないということは、対話の門戸そのものを閉ざす結果しか生まず、核兵器国と非核兵器国の双方に向けて発言し得る立場を我が国自らが放棄することにほかなりません。

我が国は唯一の戦争被爆国として、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的な責務を負っております。我が国は、核兵器国と非核兵器国との橋渡し役を果たすと繰り返し表明してきています。対話の外に立ち続けたままでは、その役割を果たすことはできません。橋渡しとは、双方の言い分に耳を傾け、双方に向けて発言する立場に自ら身を置くことによって初めて可能となるものであります。会議の外から見守るだけでは、その機能を果たすことはできないのであります。さらに申し上げれば、我が国は被爆の経験に加え、福島第一原子力発電所の事故を経て、環境の修復という分野において、世界でも類を見ない知見と教訓を蓄積してきています。

条約第6条が定める被害者援助及び環境修復

の議論にこの経験を持ち込むことができるのは、我が国においてほかにはないのであります。日本の知見は、具体的な支援策の検討に資するものであり、オブザーバー参加は単なる政治的姿勢の表明にとどまらず、実務的な貢献の機会でもあります。日本政府がオブザーバーとして再検討会議に参加し、被害者援助や環境の修復といった分野で具体的な知見を発信することは、被爆国としての責務を果たす上で極めて大きな意義を持つものと確信をいたします。

政府内では、この参加がアメリカとの信頼関係を損なうとの懸念が語られることもあります。先ほども申し上げましたが、アメリカの同盟国であるノルウェーやオーストラリアがこれまでの締約国会議にオブザーバーとして参加しながらも、同盟関係を維持していることを踏まえれば、この懸念は杞憂と言わざるを得ません。

改めて整理いたしますと、再検討会議へのオブザーバー参加は、安全保障政策の転換を伴わない限定的な措置でありながら、被爆国としての発信力、被害者援助や検証技術における実務的貢献といった様々な観点から合理性を備えた判断であります。参加を見送り続けることによって生じる機会損失の大きさを踏まえれば、慎重論に固執する合理的な理由は乏しいと言わざるを得ません。

以上申し上げました理由から、「核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書議案」に賛成するものであります。

同僚議員各位の御賛同をいただきますことを願いまして、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長（明神健夫君） 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第8号「核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明神健夫君） 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



議案の上程、討論、採決（議発第9号 意見書議案）

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第9号 巻末267ページに掲載〕

○議長（明神健夫君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第9号「衆議院議員定数の維持を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

34番岡田芳秀議員。

（34番岡田芳秀君登壇）

○34番（岡田芳秀君） 日本共産党の岡田芳秀でございます。私は会派を代表して、議発第9号「衆議院議員定数の維持を求める意見書議案」に賛成の立場で討論をいたします。

今開かれている国会に、政府・与党が共同で衆議院議員の選挙制度改革及び定数削減に関する法律案を提出しています。同法案は、与野党でつくる協議会で選挙制度改革と定数削減を検討し、法施行から1年以内に結論が出ない場合、比例代表を自動的に45人削減し、現行の176人から131人とするものです。昨年12月に政府・与党が共同提出した法案は、小選挙区25、比例代表20の45議席削減案でしたが、今回の法案では比例代表のみ45人削減となっています。

先日6月29日、衆議院の政治改革に関する特別委員会で法案提出者の趣旨説明があり、審議がされていますが、与党委員だけの出席という異常な議事運営でした。選挙制度や議員定数をどうするかは、議会制民主主義の根幹をなすものであり、あくまで全政党内で慎重に協議すべきです。委員長職権で強権的に議事を進めることは厳に慎むべきだと思います。

報道によると、与党は今国会では皇室典範改正案の審議を優先させるため、定数削減法案成立の見送りを確認したということですが、この際同法案は、継続審議でなくきっぱり廃案にすることを強く求めるものです。

この意見書案に賛成する理由は、第1に、衆議院の現行議員定数465人が諸外国と比べて多いわけではないからです。とりわけ欧州諸国との比較では、人口当たりの国会議員数はむしろ少ないのが現状です。例えば、イギリスは人口約6,960万人で、下院・庶民院の議員定数は650人です。日本の人口、本年6月現在の推計1億2,285万人に換算すると、議員定数は約1,148人となります。ドイツは人口約8,410万人で、下院に相当する連邦議会の議員定数は630人です。日

本の人口に換算すると、議員定数は約920人となります。また、フランスは人口約6,700万人で、下院に相当する国民会議の議員定数は577人です。日本の人口に換算すると、議員定数は約1,059人となります。以上のように、どの国も人口比で日本と比較して2倍か、それ以上の国会議員を有しており、日本の国会議員は少な過ぎるのが現状です。

衆議院の議員定数削減の理由に、日本の人口減少が進んでいることが挙げられていますが、諸外国と比べて人口比でこれだけの議員定数の差があるわけで、人口減少は衆議院の議員定数削減の理由になりません。むしろ、議員定数削減により、国民の声が国会に届きにくくなってしまいうという弊害が大きくなります。

第2に、現在の衆議院の総定数465人という数は戦後最小であり、これ以上削減する理由はないからです。2016年1月の衆議院選挙制度に関する調査会答申も、現行の衆議院議員の定数は国際比較や過去の経緯などからすると多いとは言えず、これを削減する積極的な理由や理論的根拠は見だし難いと断じています。さらに、日本は議院内閣制で、首相、閣僚、副大臣、大臣政務官など約70名の国会議員が政府入りをしており、これ以上国会議員を削減することは、国会による行政監視機能の維持にも悪影響を与えかねません。

第3に、比例のみの削減は少数政党が議席を獲得する機会を減少させ、大政党に有利になるからです。多様な民意が切り捨てられることにつながると同時に、地域間格差も広がります。衆議院の比例代表は、小選挙区では反映されにくい少数派の意見や多様な政党が議席を得るための重要な制度であり、多様な民意や少数意見を国政に反映させるために不可欠です。小選挙区に比重を置く選挙制度は大政党に有利であり、他方でいわゆる死に票も多くなります。

多様な民意という点では、比例のみ削減はジェンダー平等に逆行します。共同通信社が2月の衆議院選結果を基に、比例代表を45議席減らした場合の男女比率を試算しています。それによると、男性議員より女性議員の減少する割合が高いことが分かったといえます。議席減少率は男性議員23%に対し女性議員は35%だった。現職が優先されがちな小選挙区に比べ、比例は女性を含む新人候補が擁立されるケースが多いのが要因です。このように比例に限定した削減は、政治分野のジェンダー平等を目指す流れに逆行する側面があります。

また、地域間格差が広がります。比例代表45人削減を2020年国勢調査の人口に基づき配分した場合、本県を含む四国比例区は現行の6から4へ2人減となり、減少率は33%となります。一方、定数最多の南関東比例区は23から17への6人減、減少率は26%です。このように地域間格差が広がることから、四国の声が国会に届きにくくなります。

最後になりますが、比例代表制度は、少数意見を含む多様な民意を反映する制度であり、比例削減で切られるのは国民の声、国民の暮らしです。少数意見を含む多様な民意が国会に反映されてこそ、健全な議論を行うことができます。

定数の問題は、主権者である国民の意見をどう反映するかを選挙制度全体で考えるべきです。そのために、衆議院議長の下に設置された衆議院選挙制度協議会があります。今開かれている国会での同協議会の5月に行われた参考人質疑では、政治学者から、議員定数削減は国民の意見を伝える経路が減ってしまうとの声があり、自治体首長からも定数削減は地方切捨てにつながる、これはあってはならないなど定数削減に反対する意見が多数を占めました。衆議院の定数削減は、国政に国民の声を届けるパイプを細くするものにほかなりません。国会議員の数が

少ない四国にとって、このパイプが細くなることは全くもって容認できません。

以上の理由から、比例代表を含め衆議院議員定数を維持するよう強く求め、議発第9号「衆議院議員定数の維持を求める意見書議案」への賛成討論といたします。

同僚議員の皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（明神健夫君） 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第9号「衆議院議員定数の維持を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明神健夫君） 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



議案の上程、討論、採決（議発第10号 意見書議案）

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第10号 巻末269ページに掲載〕

○議長（明神健夫君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第10号「全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めま

す。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

35番岡本和也議員。

(35番岡本和也君登壇)

○35番(岡本和也君) 私は日本共産党を代表いたしますして、議発第10号「全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書議案」に反対の立場で討論を行います。

私たち日本共産党は、ケアラー支援を進めることは大変重要な課題だと考えており、本意見書のケアラー支援の充実そのものに反対するものではありません。家族などの身近な人に対して、日常生活への援助や介護などを行うケアラーが社会全般に広範に広がっており、対策が急務であることは論をまちません。

ヤングケアラーの状況にある子供は、小学6年生で6.5%、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%と深刻な実態です。また、仕事をしながら家族の介護などをするワーキングケアラーは2030年には300万人を超えと言われており、年間10万人近くの方が介護などを理由に離職をされています。また、不登校の子供のケアのため保護者が離職する不登校離職など、問題はさらに広がり続けています。

私たちは、このようなケアの重要な役割を認め、特に公的責任による分厚いケア社会をつくるのが、人がその人らしく生き、一人一人の

才能や個性が発揮でき、結果として活気ある社会をつくることにつながると考えています。そこで、私たち日本共産党が本意見書案に反対する理由を申し上げます。

それは、具体的な要望事項が対症療法的であり、なぜケアラーが生まれてきたのか根本原因の解決に結びついていないからです。特に、公的責任である社会保障を後退させてきた国政の構造そのものを変える視点がなければ、ケアの責任を一義的に家庭などに固定化し、現在でも深刻な実態にあるケアラーの皆さんにさらにケアの役割を担わせる懸念があるためです。また、本意見書案で挙げられている経済財政運営と改革の基本方針2025では、ケアラー支援の必要性が取り上げられていますが、その具体策としてはNPOなど民間団体との連携、つまり共助が強調されています。この間の国の社会保障、いわゆる公的責任の切下げへの言及はありません。

今年度の骨太の方針に向けた財政制度等審議会の建議では、暮らしの安心を支える重要な柱である社会保障政策で、負担増ばかりが提起されています。具体的に、医療では70歳以上の人の窓口負担を可及的速やかに原則3割に、70歳以上の外来受診負担に上限を設ける外来特例の廃止、医療機関の窓口業務費用の全額患者負担化、小規模な病院の集約、再編などを求めています。介護では、政府は2024年度、4割近い事業所が赤字経営の下、訪問介護の基本報酬を下げたことで事業所の倒産、廃業を招き、介護基盤を崩壊させています。

今国会では、高齢者人口が減少する中山間地域などを特定地域と定め、介護保険サービスの人員配置基準を緩和し、特定地域の在宅サービスを介護保険給付から外しました。この特定地域を有する自治体は全自治体の半数にも及ぶことを厚労省も認めており、国会の参考人審議では、一律サービスを提供するという介護保険法

に違反しているのではないかと指摘が出ています。広い中山間地域を抱える高知県でも見過ごせない改悪です。このようなケアを軽視する政治こそが、社会全体に広範なケアラーを生み出す元凶となっています。この根本問題への視点がないまま、自助・共助でケアを求めることは、自己犠牲、自己責任を強化し、ケアラーの実態をさらに深刻化する危険があります。

社会保障費の多くは人件費であり、地域で循環するお金です。高知県も医療・介護・福祉分野は最大の経済分野であり、雇用の場となっています。住み続けられる高知県を築く上で、国の公的責任によるケア労働者の配置基準の充実、賃金の確保などが求められています。これらを実現するための財源は、資本金10億円以上の大企業や超富裕層への適切な課税で確保できます。アベノミクスが始まる直前の2012年からの12年間で、大企業の当期純利益は3.5倍、株主配当は2.8倍です。これら大企業への課税で社会保障を充実させることは、今家庭に自己責任を押しつけられているケアの役割を、企業も含め社会全体で公平に分配することにつながります。そんな社会であってこそ、家族のケアを抱え込むケアラーが相談もしやすくヘルプも出しやすい、公的な制度につながりやすい社会になると確信をいたします。

ケアラーの皆さんを真に支援する意味でも、ケアを重視する政治への転換こそが急務であることを申し上げ、同僚議員各位の賛同をお願いして、反対討論といたします。

○議長（明神健夫君） 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第10号「全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の

議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明神健夫君） 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。

————— ∞ ∞ ∞ —————

議案の上程、討論、採決（議発第11号 意見書議案）

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第11号 巻末272ページに掲載〕

○議長（明神健夫君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第11号「奨学金返済負担の軽減及び金利上昇への支援強化を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

32番はた愛議員。

（32番はた愛君登壇）

○32番（はた愛君） 日本共産党を代表いたしま

して、議発第11号「奨学金返済負担の軽減及び金利上昇への支援強化を求める意見書議案」に賛成の立場から討論を行います。

現在、金利が上昇し続けていますが、これほどの金利上昇は、特に若い世代にとって結婚や子育て、マイホームを持ちたいという夢や希望を根底から狂わせ、諦めを強いることとなります。高知に生まれ育った若者が高知に定着し地域経済を支えていく流れをつくるためにも、奨学金の金利問題を、人口減少対策を重点課題としている県議会として見過ごしてはならないと考えます。

長期金利の指標となる10年物国債の利回りは、高市政権の骨太方針や軍事予算の大幅拡大など、放漫財政による財政悪化への懸念などから、2025年初めの1.1%から2026年1月には2.3%へ、先日の7月6日時点では2.83%と急上昇しています。これは1997年5月以来の29年ぶりの高水準です。金利上昇の影響は、住宅ローンの返済や中小企業の資金繰り、奨学金の返済など幅広い分野に及び、市民生活に重大な影響を与えています。

中でも奨学金については、有利子奨学金の利率が大幅に上昇しており、返済中の社会人や保護者、そして多くの学生たちが大きな不安を抱えています。今や学生の3人に1人が文科省所管の日本学生支援機構の奨学金を受け、その8割は返済が必要な奨学金ですが、そのうち約7割に当たる62万人、全受給者の54%が有利子型を借りています。この有利子型は、市場金利の上昇に連動して返済利率も引き上がります。有利子奨学金には、固定金利方式と、5年ごとに利率が見直される変動金利方式があります。どちらも返済利率は卒業時点で確定するため、入学時におおよその目安としていた利子が、実際に卒業して返済する段階になって大きく膨れ上がるという事態が起きています。

例えば、固定型で月12万円を4年間借りていた場合、近年の金利上昇によって、当初の想定よりも返済総額が100万円以上も増額してしまうような苛酷なケースも指摘されています。また、変動型で返済中のケースであっても、かつて0.004%というほぼゼロに近かった利率が、直近の金利見直しによって1.3%へと引き上がるなど、返済の利率は325倍と跳ね上がり、若い世代の生活設計を大きく狂わせています。特に、賃金水準が厳しい高知県においては、金利上昇による多額の負担増が、若い世代や保護者の家計を直接追い詰める死活問題になっています。

労働者福祉中央協議会は2015年、2018年、2022年、2024年と継続して奨学金等に関するアンケート調査を行っていますが、その中で奨学金返済による生活設計への影響について尋ねています。調査結果を見ると、奨学金返済が結婚・出産・子育てなどに与える影響は大きくなっています。具体的に言うと、結婚への影響があると回答した方は2015年では34.2%でしたが、2024年には44.3%。出産への影響は2015年が22.9%でしたが、2024年は38.2%。子育てへの影響は2015年が26.4%ですが、2024年は37%と、いずれも10%以上増加しており、奨学金返済が若者の結婚や出産・子育てという選択肢を大きく制約していることが分かります。

また、今年の5月18日、大学教員や弁護士らで構成される奨学金問題対策全国会議が文部科学省の記者クラブで記者会見を行っています。その中で、将来の返済への不安から、奨学金を借りずにアルバイトで学費や生活費を稼ごうとする学生が増加しており、奨学金の利用控えとアルバイト漬けの深刻な実態が報告されています。学生たちからは、寝不足で課題ができない、学業に支障が出ているといった深刻な声が寄せられているといいます。このままでは、若者が、学ぶことすら諦めなければならず、安心して働

き、家庭を持つという未来の希望さえも奪われかねません。

日本共産党は今年4月の国会審議で、奨学金の金利の急上昇を異常事態だと言わざるを得ないと指摘し、政権の財政運営や経済対策の結果として、若い世代が重い負担を負い、将来の見通しが立たない事態は極めて重大であり、政府の責任で直ちに救済策を取るよう求めてきました。

奨学金は、憲法や教育基本法が掲げる教育の機会均等と教育保障の観点からも国による救済措置が不可欠です。よって、早急に国の責任において奨学金返済の減免措置を実施すること、及び有利子型奨学金制度そのものの抜本的な見直しなど、緊急の救済措置を検討することを強く求めます。

以上、全ての議員に賛同を呼びかけ、議発第11号に対する賛成討論といたします。(拍手)

○議長(明神健夫君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第11号「奨学金返済負担の軽減及び金利上昇への支援強化を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



議案の上程、提出者の説明、討論、採決(議発第12号 決議議案)

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記

に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第12号 巻末275ページに掲載〕

○議長(明神健夫君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第12号「令和8年度一般会計補正予算 新高知県民体育館整備事業に関する附帯決議議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

30番岡田竜平議員。

(30番岡田竜平君登壇)

○30番(岡田竜平君) 県民の会の岡田竜平でございます。県民の会を代表して、提案説明をさせていただきます。

今定例会には、新県民体育館の整備に向けた関連経費として、債務負担行為も合わせ7億5,000万円余りが計上されております。まず、新県民体育館整備等基本計画のこれまでの検討の過程を整理いたします。当該計画を策定する前段階として、令和6年7月から12月に県立スポーツ施設のあり方検討会が計4回開催され、そこで5,000人規模の観客席を備えたアリーナ施設を、高知市棧橋通りにございます県民体育館の現有地での再整備の方針が決まったわけでございます。

そして、令和7年7月から令和8年6月10日まで新県民体育館整備等基本計画検討会が計11回開かれ、ちばさんセンターのM I C E機能、武道館、障害者利用も含めたプール、さらに200台を超える駐車場機能を追加。そして、それら

による敷地拡張に伴い、隣接する高知市アスパルこうちのグラウンドを全面利用することになったため、その代替措置としての屋上へのグラウンド機能が追加されました。

この機能追加の問題点は、高知県公共施設等総合管理計画にある集約化の検討が突然このタイミングで行われたことであり、明らかに行政プロセスとしての整序を欠いております。そのことは、令和7年11月19日から12月26日に実施された高校生やアスパルこうち利用者へのアンケートの実施中に知事と高知市長の会談から始まり、アスパルこうちグラウンドの全面利用、そして屋内プール機能などが追加されたことは、結果として政治主導で先に結論を出したことで、アンケート調査、そして検討会の存在を形骸化させることとなりました。

そして、令和8年3月、第7回の当該検討会では、県の目指す姿との乖離との理由で、ついに委員長と副委員長が退任いたしました。このことは、県民に対し当該計画の策定プロセスへの問題意識を広く顕在化させることになったと言えます。そして、令和8年5月には、パブリックコメントの募集により当該計画に懸念する県民の声が可視化され、7割が慎重論という答えが出されました。その後、パブリックコメント締切りの2週間後に計画を策定、そして当該事業関連予算を計上したことは、回答した県民の求めとは大きな隔たりがあると、ここで指摘をいたします。

そこで、改めて申し上げたいのは、当該計画では事業の推進において、様々な懸案事項が置き去りにされている点でございます。その懸案事項を、今後基本設計の段階に入ってから検討するという整理では、後から修正できる余地が限られ、結果として使い勝手や収益性にさらなる課題を残す施設になってしまうリスクがございます。

また、今定例会には基本設計・実施設計・解体関連予算をまとめて提案がされており、このことについては7月6日の産業振興土木委員会にて自民党会派の委員からその違和感が示されました。

そして、ここでの一括計上での問題として申し上げたいのは、机上論では早期整備を目指しているにもかかわらず、現場における工期短縮に向け、基本計画の段階でしておくべき取組の多くがなされていない点でございます。例えば、予算案が可決された場合、基本設計において都市計画法を前提とした用途地域の変更手続がございます。そこで公聴会の開催が想定されますが、県では、法定資料以外に地域住民への説明資料は、今後準備するとの説明がございました。このように、今後の行政手続にしても、あまりに場当たりの的であるということでございます。

先ほども申しました産業振興土木委員会において、共産党会派、公明党会派の委員からも懸念点が示され、それぞれの求めに対し執行部からは、対応する、または検討する意向が示されました。

やはり、このような県民の関心が高く、大型である事業で堅実な事業推進を図るのであれば、基本設計と実施設計をまとめた予算計上の必要性は極めて低かったと言えます。

また、今定例会代表質問の機会には、津波浸水と同様に命に関わる課題として、バスや路面電車の公共交通での利用を前提としたことによる歩道橋での群集雪崩の危険性について質問をいたしました。そして、当該事業地前にある棧橋通歩道橋整備と新県民体育館整備とを一体的に検討するとの回答が得られました。一方で、このときに表面化したのは、イベント時の雑踏整理や交通整理に当たる県警との事前協議、さらに横断歩道橋等個別施設計画を所管する土木

部との事前協議がこれまで一切されていなかった点でございます。当該事業において、これから安全対策を行う予定ということと、基本計画の段階で安全性を確認できていることは、これからの基本設計の進捗に大きく影響を与えます。

いずれにいたしましても、公共事業での県民への説明責任と不安払拭は、県民に求められている、欠かすことのできない重要なプロセスでございます。ここで指摘したことの準備が整っていれば、パブリックコメントの結果も大きく変わっていたと考えられます。

ここまで説明いたしましたように、当該計画は行政プロセスの整序を欠いており、本来であれば当該事業関連予算の取下げを求めるところでございました。しかしながら、今定例会における代表質問への知事からの答弁では、思い至らなかった点があり参考にし修正するところとする旨の発言がございました。さらに、産業振興土木委員会での各委員からの質問に対し執行部からの答弁は、おおむね前向きなものであったと理解をいたしました。

そこで、高知県議会基本条例の基本理念及び方針にのっとり、二元代表制の一翼を担い、県民を代表する議事機関として、県民の意思を県政に反映させるために、第25条をもって附帯決議議案を提出することといたしました。

そして、新高知県民体育館整備事業関連予算を含む補正予算案に賛成の立場を取り、当該事業を否定するのではなく、県の方針を裏づける取組を積極的に促し、事業が県民の理解を得ながら円滑に進むよう、実施設計・解体関連事業予算の執行を段階的に留保することを示しております。附帯決議議案作成に当たり、これまでの議会審議の過程を尊重することに注力いたしました。

同僚議員の皆様には本趣旨に御賛同いただきますようお願いを申し上げ、提案説明といたし

ます。

○議長（明神健夫君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

12番下村勝幸議員。

（12番下村勝幸君登壇）

○12番（下村勝幸君） 私は、自由民主党会派を代表いたしまして、ただいま議題となりました議発第12号「令和8年度一般会計補正予算 新高知県民体育館整備事業に関する附帯決議議案」に反対の立場で討論を行います。

本事業に対し、財政負担や防災面などから慎重論があることは重々承知しておりますが、昨今の物価高騰等の社会情勢を鑑みれば、時間をかければかけるほど、かえって事業費のさらなる増加リスクや、工期の長期化を招きかねないと考えます。

現県民体育館の老朽化が進む中、皆様御存じのとおり、地域経済の活性化やスポーツ振興に対する県民の皆様の期待は極めて大きく、本整備事業をスピード感を持って次のフェーズへと進めることこそ、今我々議会に求められている責務ではないでしょうか。当然のことながら、全ての懸念に対して万全を期してから進めることは理想的ではありますが、施設の老朽化という現実と早期完成を望む県民の声を直視するとき、着実に前へ進めるスケジュール感もまた極めて重要であると考えます。そこで、以下、附帯決議議案で示された項目に対し、具体的に反対の理由を述べさせていただきます。

まず、1つ目の項目であります。災害発生時

の避難を想定した安全な動線の確保や人流シミュレーションの実施について申し上げます。イベント終了時の円滑な退場動線や災害時の避難対策が重要であることは、論をまつまでもなく、当然であります。だからこそ、県はこれまでも、防災の専門家を交えた検討会において議論を重ね、基本的な機能や規模等のグランドデザインを基本計画としてまとめてきたと私は理解しております。ここで指摘されている人流シミュレーションや動線の詳細確保につきましては、まさにこれから始まる具体的な設計のプロセスの中で詳細に検証され、反映されていくべきものであり、現時点でこれを前提として事業を縛る必要性につきましては、全く認められないと考えます。

次に、2つ目の項目であります。基本設計段階での事業費の再試算や運営収支の報告につきましては、基本設計が固まる段階で、より精緻な事業費の積算や運営収支のシミュレーションが可能となることは、これまでの公共事業の手順からしても一般的な流れであろうと思います。当然ながら、その際には詳細な議会報告が行われるべきであり、執行部からも節目節目で議会や県民に対し丁寧な説明を尽くしていくとしていることから、決議によってこれを義務づける性質のものではないと考えます。

そして、3つ目の項目であります。津波・液状化リスクに対する専門家による第三者検証についてであります。建設予定地が津波浸水地域であることを踏まえ、本事業におきましては、当然のことながら緊急避難場所や避難所としての機能を備え、ハード・ソフト両面での万全の防災対策を講じることとしており、これによってさらに地域の防災力向上に寄与するものになっていると考えます。また、基本計画の策定におきましても、1つ目の項目で述べましたように、防災の専門家が参画しており、今後の地

質調査等におきまして客観的なデータが得られる計画になっていると考えます。したがって、現時点において改めて別の第三者検証を行う必要はなく、今後の整備において多大な影響が生じるような状況が判明した場合には、その都度適宜専門家に相談し、慎重に進めていけばよいと考えます。

そして、最後の4つ目の項目であります。予算執行の段階的留保につきまして申し上げます。議会によって議決された予算は、予算額や内容を変更する場合において、皆様御存じのように補正予算案などの形で議会に諮り、議決を経る必要があります。しかしながら、執行部からの当該事業に係る進捗などの報告に対して、議会がその妥当性を再度承認しなければ、次のステップである実施設計に進めないとするならば、今議会によって議決された予算を軽視することになりかねないと考えます。さらに、今回の補正予算は、委員会でも議論になったとおり、基本設計と実施設計の一体発注などにより、できるだけ工期を短縮し、早期の供用開始を目指すためのスケジュールに基づいたものであります。一般的な工事による基本設計から実施設計に進んでいく流れに比べ、予算執行を無駄なく進めるためのスケジュールであり、これを一度留保することは、事業全体の停滞を招き、早期完成を望む多くの県民の期待に沿うものではありません。

よって、新しい県民体育館がもたらす効果を県民の皆様にも一日でも早く実感していただくためにも、事業の停滞を招くおそれのある本附帯決議議案には到底賛成できません。

また、先ほど岡田議員のほうから、このたびの委員会において非常に誤解を生みやすい発言がありましたので、ここで改めて説明をさせていただきます。私が委員会で申し上げたのは、基本設計から実施設計までの中で一連の流れが

続いていく、このことに対しての私は今までの経験から一度は違和感を発言しました。しかし、執行部の皆さんの発言を聞き、そして皆さんの考えを聞く中で、私は十分にそれによって理解することができたと申し上げたのであって、決して否定的に述べたわけではございません。その点をしっかりお含みおきいただきたいと思います。

今議会の委員会審査や本会議を通じて、今後万が一不測の事態が生じた際には、その時点で適切に軌道修正や見直しを行うと執行部も表明しており、今この段階で事業にブレーキをかけるべきではないと考えます。

以上のことから、議発第12号「令和8年度一般会計補正予算 新高知県民体育館整備事業に関する附帯決議議案」への反対討論といたします。

何とぞ同僚議員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。以上です。(拍手)

○議長(明神健夫君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第12号「令和8年度一般会計補正予算 新高知県民体育館整備事業に関する附帯決議議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。

————— ∞ ∞ ∞ —————

高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙

○議長(明神健夫君) 日程第4、高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙を行います。

選挙すべき議員は1名であります。

お諮りいたします。この選挙は、議長の指名推選によりたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、この選挙は、議長の指名推選によることに決しました。

槇尾絢子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました槇尾絢子議員を、高知県・高知市病院企業団議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、槇尾絢子議員が高知県・高知市病院企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました槇尾絢子議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

————— ∞ ∞ ∞ —————

継続審査の件

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末278ページに掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長(明神健夫君) 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長(明神健夫君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会には、新県民体育館の整備や物価高騰対策に要する経費を含めた令和8年度一般会計補正予算をはじめ、当面する県政上の重要案件が提出され、また議員定数問題等調査特別委員会からは、次期県議会議員選挙に向けた議員の定数や選挙区及び選挙区別定数についての報告書が提出されました。議員各位におかれましては、これらの議案に対し終始熱心な御審議をいただきました。おかげをもちまして、全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の格別の御協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

また、知事をはじめ執行部並びに報道関係の皆様方におかれましても、この間何かと御協力を賜りました。厚く御礼申し上げます。

本県では、人口減少問題を県政の最重要課題

と位置づけ、若者や女性から選ばれる高知の実現を目指して、所得向上や多様な人材が活躍できる環境実現を柱に、オール高知で取り組んでおります。

県議会といたしましても、令和6年7月に設置された人口減少対策調査特別委員会において様々な角度から調査検討を行い、執行部に対して人口減少対策に関する要請を行うことといたしました。執行部におかれましては、引き続き地域に目を向け、現場に寄り添いながら、要請も踏まえ粘り強く取組を重ねていただきますようお願い申し上げます。

梅雨が明ければ、本格的な高知の夏が到来いたします。皆様方におかれましては、健康に御留意の上、県勢発展のためにますます御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 令和8年6月県議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、令和8年度一般会計補正予算や職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。議員各位には熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会では、人口減少対策をはじめ、中東情勢の悪化に伴う資材不足や価格高騰への対策、ジョン万放送決定を受けた観光振興の取組、さらには県民体育館の再整備などに関して多くの御質疑や御議論がありました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、全力で県政の運営に努めてまいります。

県政の最重要かつ喫緊の課題である人口減少

問題につきましては、最新の国勢調査の速報値を見ましても、総人口の減少はもとより、若者の転出超過、出生数の減少が依然として続いております。こうした傾向に早期に歯止めをかけるため、高付加価値型経済への転換を通じまして、若者を中心とした県民の所得向上を実現いたしますとともに、多様な人材が活躍できる環境の実現に向けた働き方改革の取組を一層強化いたします。

中東情勢緊迫に伴う原油価格の高騰や資材不足への対応につきましては、国に対して事業者に対する財政支援を含め、速やかに対策を講じるよう政策提言を重ねてまいりました。県といたしましても、先ほど御決定を賜りました補正予算の執行を通じまして、電気・ガス料金や飼料、燃油等の物価高対策を講じてまいります。今後も、価格の高騰などによります事業者等への影響を見極めた上で、必要に応じ国に対してさらなる財政支援などについて提言を行いますことを含め、対策に全力で取り組んでまいります。

観光分野では、NHK大河ドラマジョン万の放送決定という追い風を最大限生かすために、ジョン万次郎のふるさと高知を前面に出したプロモーション、そして受入れ環境の整備を進めます。県内全域での観光博覧会の開催を通じまして、国際交流をはじめ地産外商、移住促進といった施策も一層強化するなど、人口減少の克服という県政最大の目標達成に向けて、一歩でも二歩でも前に進んでいく、そのよすがにしたいと考えております。

新県民体育館は、本年6月に策定した基本計画に沿って、本県のスポーツの殿堂として多くの方々に親しまれ、文化や教育の振興、さらには経済の活性化にも大きなインパクトをもたらす施設となるよう、鋭意、整備を進めます。パブリックコメントなどを通じて寄せられました

県民の皆さんの懸念や不安につきましては、基本設計完了時などの節目に作業の進捗状況に関する情報を開示する機会を設けまして、丁寧な説明に努めてまいります。

本県の元気な未来の実現を目指して、こうした県政運営上の重要課題に取り組むに当たりましては、ジョン万次郎の最後まで諦めず挑戦し続けるそうした精神に学びまして、一步一步着実に歩みを進めてまいります。議員各位には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

これから暑さも本番を迎えます。議員各位におかれましては、御自愛の上、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げまして、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。



○議長（明神健夫君） これをもちまして、令和8年6月高知県議会定例会を閉会いたします。

午後1時29分閉会